

香美市地域防災計画 付属資料

(令和5年3月修正)

香美市防災会議

目 次

1	災害履歴	1
	香美市を主とした過去の災害一覧	1
2	防災組織・機関	3
	(1) 香美市防災会議	3
	(2) 防災関係機関	4
	(3) 自主防災組織	8
	① 土佐山田町	8
	② 香北町	9
	③ 物部町	9
3	防災関係例規・計画等	10
	(1) 香美市防災会議条例	10
	(2) 香美市防災会議運営要綱	13
	(3) 香美市災害対策本部条例	14
	(4) 防災関係計画及びマニュアル一覧	15
	(5) 流域治水	18
	① 物部川水系流域治水プロジェクト	18
	② 国分川水系流域治水プロジェクト	19
4	防災拠点	20
	(1) 防災拠点	20
	(2) 指定緊急避難場所（113 施設）・指定避難所（88 施設）	28
	(3) 福祉避難所（4 施設）	32
	(4) 広域福祉避難所（7 施設）	32
5	災害危険箇所に関する資料	33
	(1) 地すべり防止区域（国土交通省所管）	33
	(2) 地すべり防止区域（林野庁所管（治山林道課））	33
	(3) 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管（農業基盤課））	33
	(4) 地すべり危険箇所（国土交通省所管）	34
	(5) 地すべり危険地区（林野庁所管）	35
	① 国有林	35
	② 民有林直轄以外	35
	(6) 地すべり危険地区（農村振興局所管）	35
	(7) 急傾斜地崩壊危険区域（国土交通省所管）	36
	(8) 急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省所管）	36
	① 総括表	36
	② 土佐山田町	37
	③ 香北町	46
	④ 物部町	52
	(9) 土石流危険渓流（国土交通省所管）	61
	① 総括表	61
	② 土佐山田町	61
	③ 香北町	65
	④ 物部町	68
	(10) 砂防指定地	70

○ 土佐山田町	70
(11) 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）	70
① 国有林	70
② 民有林直轄以外	70
(12) 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）	73
① 国有林	73
② 民有林直轄以外	73
(13) 道路危険箇所（県管理）	76
① 落石崩壊	76
② 岩石崩壊	80
③ 地すべり	80
④ 土石流	80
⑤ 盛土災害	82
⑥ 擁壁	82
⑦ 橋梁基礎の洗掘	83
(14) 道路危険箇所（県管理から市町村移管）	84
① 岩石崩壊	84
② 落石崩壊	84
(15) 河川危険区域（重要水防箇所）	85
① 国が定める重要水防箇所	85
② 県が定める重要水防箇所	87
(16) ため池危険地区（農村振興局所管）	88
(17) 土砂災害警戒区域等	90
① 急傾斜地	90
② 土石流	103
③ 地すべり	106
(18) 物部川洪水浸水想定区域内の要配慮者施設等	108
(19) 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等	108
6 消防・水防に関する資料	109
(1) 消防団組織の定員数	109
(2) 消防関係車両の所有台数	109
(3) 消火栓・防火水槽の設置数	110
(4) 防火水槽設置箇所及び容量	110
① 土佐山田町	110
② 香北町	111
③ 物部町	111
(5) 資材器具の備蓄量	113
(6) 水防・備蓄倉庫	114
7 危険物施設等に関する資料	115
(1) 危険物規制対象数	115
(2) ガス	115
① LPガス製造許可事業所	115
② 一般高圧ガス製造許可事業所	115
8 交通輸送に関する資料	116
(1) 異常気象時主要交通規制箇所（国土交通省管理）	116

① 一般国道 1	116
② 一般国道 2	116
③ 主要地方道	116
④ 一般県道	116
(2) 高知県道路啓開進捗図 (L 2 想定)	117
(3) 高知県緊急輸送道路ネットワーク計画	118
(4) 大地震等発生後の交通規制	119
① 第一次交通規制 (災害発生直後)	119
② 第二次交通規制 (第一次交通規制を実施した後に必要により実施)	119
(5) 高知県の緊急交通路指定予定路線	120
(6) 緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度	121
① 制度概要	121
② 緊急交通路通行車両の事前届出及び確認標章の要否	121
③ 事前届出手続	122
④ 大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等に関する事務処理要領	124
⑤ 標章、証明、申請書類	134
(7) 高知県第 1 次救援ルート	139
(8) ヘリコプター離着陸場適地	140
9 医療救護に関する資料	141
(1) 広域的な災害拠点病院	141
(2) 災害拠点病院	141
(3) 救護病院	141
(4) 医療救護所	141
(5) 市内の医療機関	141
(6) 薬品及び衛生材料販売業者	142
10 物資の調達に関する資料	143
(1) 給水資機材保有状況	143
11 廃棄物処理施設及び埋火葬等に関する資料	144
(1) 産業廃棄物収集運搬業者	144
(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者	165
(3) 産業廃棄物処分業者	167
(4) 一般廃棄物収集運搬業者及び処理施設	169
(5) し尿処理業者及び処理施設	169
(6) 遺体の処理・埋火葬関係施設及び業者	169
① 火葬場	169
② 葬祭業	169
12 通信に関する資料	170
(1) 災害時優先電話	170
(2) 防災行政無線局の整備状況	170
(3) N T T 特設公衆電話	170
(4) 災害用伝言サービス	171
① 「災害用伝言ダイヤル (171)」の利用方法	171
② 「災害用伝言板」の利用方法	173
③ 「災害用伝言板 (web171)」の利用方法	174
13 被災者支援に関する資料	175

(1) 災害救助法の制度概要	175
① 災害対策法制上の位置付け	175
② 災害救助費等負担金の国庫負担について	175
③ 災害救助法の運用（事務の流れ）	176
④ 災害救助法の適用基準	177
⑤ 災害救助法の適用の判断	178
⑥ 災害の状況と災害救助法の適用に係る整理	178
⑦ 災害救助法の適用と公示の流れ	179
⑧ 災害救助法の適用に当たって（災害情報等）	179
⑨ 救助の実施	180
⑩ 救助の種類	181
⑪ 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方	185
(2) 各種支援制度	186
(3) 行政への相談窓口	201
(4) 被災証明	204
① 制度概要	204
② 香美市消防火災調査規程	204
③ 証明、申請書類	209
(5) リ災証明	211
① 制度概要	211
② 香美市リ災証明書等交付要綱	211
③ 証明、申請書類	212
14 応援に関する資料	214
(1) 国等による主な支援	214
(2) ボランティアの活動拠点	214
(3) 災害時応援協定	215
15 気象情報に関する資料	231
(1) 注意報・警報の発表基準（発表官署：高知地方気象台）	231
(2) 高知県の警報・注意報発表区域図	234
(3) 記録的短時間大雨情報（発表官署：高知地方気象台）	234
(4) 特別警報の発表基準	234
① 特別警報のイメージ	234
② 気象等に関する特別警報の発表基準	235
③ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準	235
(5) 洪水予報の発表形式	236
(6) 気象観測所	239
① 雨量観測所（テレメータ）	239
② 水位観測所	240
③ 風速観測所	240
(7) 気象予報等の情報収集	241
16 地震情報に関する資料	242
(1) 気象庁震度階級関連解説表	242
(2) 地震及び津波に関する情報	246
① 地震情報の種類及び発表基準	246
② 地震及び津波に関する情報のフロー	247

(3) 長周期地震動階級関連解説表	248
(4) 長周期地震動に関する観測情報	249
① 観測情報の掲載ページ	249
② 観測情報トップページの見方	249
(5) 緊急地震速報	252
① 緊急地震速報の種類	252
② 緊急地震速報（警報）	252
③ 緊急地震速報（予報）	254
(6) 地震の発生場所（震源）	255
① 震央地名（日本全体図）	255
② 震央地名（近畿・中国・四国地方）	256
(7) 緊急地震速報や震度情報で用いる地域名	257
(8) 南海トラフ地震に関連する情報	257
① 種類及び発表条件	257
② 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	259
③ 「南海トラフ地震臨時情報」の情報発表までの流れ	261
④ 3つのケースの防災対応の流れ	262
⑤ 「巨大地震警戒対応」開始からの通常の生活までの住民の地域別防災対応	262
⑥ ゆっくりすべり現象の防災対応期間	263
⑦ 「巨大地震警戒対応」における情報の流れ及び防災対応の流れのイメージ	264
⑧ 「巨大地震注意対応」における情報の流れ及び防災対応の流れのイメージ	265
(9) 地震計	266
17 激甚災害に関する資料	267
(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用対象事業	267
① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	267
② 農林水産業に関する特別の助成	267
③ 中小企業に関する特別の助成	267
④ その他の特別の財政援助及び助成	267
(2) 激甚災害指定基準	268
① 激甚災害指定基準（本激）	268
② 局地激甚災害指定基準	270
18 災害報告に関する資料	272
(1) 火災・災害等即報要領	272
(2) 災害報告取扱要領	295
(3) 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用	305
19 水防活動に関する資料	308
(1) 水防工法一覧	308
(2) 水防信号、水防標識	311
(3) 永瀬ダム緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時のサイレン吹鳴	313
(4) 水防報告に使用する様式	314
① 様式 1	314
② 様式 2	315
(5) 公用負担権限委任証明書の様式	316
(6) 公用負担命令書の様式	316

1 災害履歴

香美市を主とした過去の災害一覧

年月日	名称等	災害の概要
684 年 11 月 29 日 (天武 13 年)	白鳳の地震	M8. 4。山崩れ、河湧き、家屋寺社の倒壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の船多数沈没、土佐で田苑約 12 平方キロメートル海中に沈む。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
887 年 8 月 26 日 (仁和 3 年)	仁和の地震	M8. 6。京都の民家官庁の倒壊多く、圧死多数。津波が沿岸を襲い、溺死者多数。摂津で被害最大。余震が 8 月末まで続いた。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1099 年 2 月 22 日 (康和元年)	康和の地震	M8. 0。興福寺西金堂が壊れ、大門が倒れた。土佐で田千余町皆海底へ沈む。津波があったとされる。
1361 年 8 月 3 日 (正平 16 年)	正平の地震	M8. 4。山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊・破損が多かった。津波被害は、摂津、土佐、阿波由岐湊で流失 1, 700 戸、流死 60 人余、余震多数。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1605 年 2 月 3 日 (慶長 9 年)	慶長地震	M7. 9。山城、津波は犬吠岬より九州に至り、八丈島で死者 57 名、三崎で溺死 153 名、浜名湖付近の橋本で 100 戸中 80 戸流失。阿波の穴倉で波高 2 丈、死者 1, 500 名余、甲ノ浦で死者 350 名余、室戸岬付近で死者 400 名余であった。
1683 年 6 月 20 日 (慶長 9 年)	土佐国大洪水	物部川筋小田島より久枝の川筋は立家とも皆流失。山田島・小田島・岩積の 3 集落が移動した。
1707 年 10 月 28 日 (宝永 4 年)	宝永地震	M8. 4。わが国最大級の地震の一つ。全体で、少なくとも死者 2 万、潰家 6 万、流出 2 万。震災は、東海道、伊勢湾、紀州半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は、土佐が最大、室戸、串本、御前崎で 1～2m 隆起し、高知市中西部の約 20 平方キロメートルが最大 2m 沈下した。土佐で流家 11, 170、死者 1, 844 名、波高は種崎で 23m(溺死者 700 余)、久礼 25. 7m、遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。
1815 年 (文化 12 年)	亥の大変	物部川を中心とする空前の大洪水。小田島村から明治村までの堤防は全部決壊し、田畑が流失した。
1854 年 12 月 24 日 (安政元年)	安政南海地震	M8. 4。安政東海地震(M8. 4)の 32 時間後。近畿、東海、北陸、中国、四国、九州を襲う。津波が大きく、房総から九州に至る海岸を襲った。全壊 20, 000、半壊 40, 000、焼失 6, 000、流失 15, 000、死者 3, 000 人。波高は久礼 16. 1m、種崎 11m、室戸 3. 3m、紀伊半島は南上がりの傾向を示し、室戸、串本で 1. 2m 隆起、甲浦、加太で 1m 沈下した。
1925 年 9 月 14 日 (大正 14 年)	集中豪雨による洪水	佐岡・新改・繁藤の被害が大きかった。復旧工事に数年を要した。
1934 年 9 月 21 日 (昭和 9 年)	室戸台風	最低気圧 684hPa、最大風速 45m/s、瞬間最大風速 65m/s、高知県での死者・行方不明者 122 名、負傷者 508 名、家屋全半壊 4, 520 戸、家流失 923 戸、浸水 4, 067 戸。
1936 年 (昭和 11 年)	火災	山田町永楽座全焼。
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海地震	M8. 0。被害は、中部以西日本各地にわたり、死者 1, 330 名、行方不明 102 名、家屋全壊 11, 591、半壊 23, 487、流失 1, 451、浸水 33, 093、焼失 2, 598、船舶破損流失 2, 991。津波は、静岡県より九州に至る海岸に来襲し、高知、三重、徳島沿岸で 4～6m に達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で 1. 27m、潮岬で 0. 7m 上昇。須崎、甲浦で 1. 0m 沈下。高知付近で田園 15 平方キロメートルが海面下に没した。
1947 年 11 月 5 日 (昭和 22 年)	火災	片地農協全焼。
1948 年 7 月 5 日 (昭和 23 年)	集中豪雨	神母ノ木で人家 3 軒流失。神母ノ木駐在所が全壊した。山田町でも床上・下浸水 309 戸だった。国鉄バスが 1 か月不通となった。
1953 年 1 月 16 日 (昭和 28 年)	火災	鏡蘭糸農協、工場・女工寄宿舎・機械全焼。
1957 年 (昭和 32 年)	火災	天坪駅前大火、7 戸全半焼。

年月日	名称等	災害の概要
1968 年2月 11 日 (昭和 43 年)	火災	旭町4丁目自動車工場、5世帯 29 人被災。
1968 年3月2日 (昭和 43 年)	火災	西本町5丁目、森本製材、2世帯被災。
1968 年4月2日 (昭和 43 年)	火災	大法寺山火災、30ha 焼失。
1970 年8月 21 日 (昭和 45 年)	台風第 10 号 (土佐湾台風)	中心気圧 960hPa、高知県での死者・行方不明者 13 名、重傷 61 名、軽傷 430 名、全半壊家屋 4,479 戸、土佐山田町、香北町で死者各1名。
1972 年7月5日 (昭和 47 年)	集中豪雨 (繁藤災害)	追廻し山の山腹崩壊で死者 60 名、氾濫した新改川では死者1名。繁藤では 24 時間雨量 742 ミリを記録する豪雨となり、多数の小規模な土砂崩壊が発生。救助作業をしていた消防団員らが二次災害にあった。香我美橋の陥没。山田堰 62m 流失。山田地区の家屋浸水 663 戸。道路決壊 510 か所。
1975 年10月 13 日 (昭和 50 年)	火災	西本町3丁目竹工場、全焼 15 戸、18 世帯 44 人被災。
1976 年9月8日 ～13 日 (昭和 51 年)	台風第 17 号	中心気圧 915hPa、高知県での死者・行方不明者9名、重傷4名、軽傷2名、全半壊家屋 175 棟、床上・床下浸水 28,652 棟、土佐山田町地区で床下浸水 91 棟。
1993 年4月 18 日 ～23 日 (平成5年)	火災	物部町別役山森林火災、515ha 焼失。
1998 年9月 24 日 ・25 日 (平成 10 年)	秋雨前線豪雨 (’98 高知豪雨)	強い雨が間断なく降り続き、繁藤で 995 ミリ、休場ダムで最大時間雨量 96 ミリを記録。北部ではJRの線路築堤の崩壊等、土佐山田駅から繁藤駅間で 13 箇所の寸断。また、国道、県道、町道等道路網も寸断され、特にJRの全線開通までに 91 日間を要した。南部では市街地の浸水、河川のはらん、決壊、がけ崩れ等が多発する。土佐山田町内で死者1名、家屋全壊 4棟、床上浸水 55 戸、床下浸水 175 戸。
2001 年4月 15 日 ～16 日 (平成 13 年)	火災	土佐山田町西又森林火災、17ha 焼失。
2011 年4月4日 ～6日 (平成 23 年)	火災	土佐山田町船谷林野火災、43ha 焼失。 陸上自衛隊、広島県、愛媛県、徳島県に高知県を通じて消防ヘリコプター出動要請 南国市、香南市の両消防本部に消防署員、消防団員出動要請
2014 年7月9日 (平成 26 年)	台風第8号	一部損壊 21 棟、車庫破損1件
2017 年10月 22 日 23 日 (平成 29 年)	台風第 21 号	土佐山田町植地区で鍛冶工場火災。
2018 年7月 (平成 30 年)	前線及び台風第7号による大雨 (平成 30 年7月豪雨)	前線の停滞や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に記録的な大雨となった。物部川は氾濫危険水位を超過した。山崩れ 36 件、道路崩壊 24 件、橋梁流失1件、護岸崩壊 30 件、農地等被害 40 件のほか、崩土、路面損傷、倒木などが多発した。物部町4地区が孤立し、別府地区には自衛隊、香美市消防及び消防団により物資の支援を行った。
2021 年8月 11 日 ～23 日 (令和3年)	前線による大雨 (令和3年8月豪雨)	停滞した前線の影響で大気の状態が非常に不安定となり、局地的、断続的に雨が降り続き、中部や東部を中心に 1000 ミリを超える大雨となった。土砂災害が多発し、19 日には、土砂災害による香北町の物部川両岸で国道 195 号と県道 218 号の通行止めにより交通が麻痺し、混乱状態となった。
2022 年1月 22 日 (令和4年)	日向灘を震源とする地震	1時 08 分頃、日向灘を震源とするM6.6(暫定値)の地震が発生し、高知県中部で震度3(香美市で震度2)を観測。南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表基準に迫る規模の地震であった。

2 防災組織・機関

(1) 香美市防災会議

令和4年8月2日現在

	役職	氏名	所属機関等		
			機関名	部署名	役職
1	会長	依光 晃一郎	香美市		市長
2	委員	小林 賢也	国土交通省 四国地方整備局	高知河川国道事務所	所長
3	委員	岡本 雅之	国土交通省 四国地方整備局	土佐国道事務所	所長
4	委員	吉良 康	農林水産省 林野庁 四国森林管理局	高知中部森林管理署	署長
5	委員	大崎 弘明	高知県	危機管理部	地域防災監 (中央東地域担当)
6	委員	汲田 信幸	高知県	土木部 中央東土木事務所	所長
7	委員	三好 一樹	高知県	林業振興・環境部 中央東林業事務所	所長
8	委員	北村 好隆	高知県	農業振興部 中央東農業振興センター	所長
9	委員	竹崎 恵彦	高知県	健康政策部 中央東福祉保健所	所長
10	委員	小林 久芳	高知県警察	南国警察署	警備課長
11	委員	前田 哲夫	香美市	香北支所	支所長
12	委員	竹崎 澄人	香美市	物部支所	支所長
13	委員	川田 学	香美市	総務課	課長
14	委員	中山 泰仁	香美市	福祉事務所	所長
15	委員	川島 進	香美市	農林課	課長
16	委員	井上 雅之	香美市	建設課	課長
17	委員	西村 安史	香美市	上下水道局	局長
18	委員	白川 景子	香美市	教育委員会	教育長
19	委員	宮地 義之	香美市	消防本部	消防長
20	委員	秋山 保彦	香美市消防団	消防団本部	消防団長
21	委員	村川 英樹	西日本電信電話株式会社	高知支店	設備部長
22	委員	岡村 篤	四国電力送配電株式会社	高知支社 山田事業所	所長
23	委員	武田 司郎	とさでん交通株式会社		運輸本部長
24	委員	竹崎 太一	一般社団法人高知県LPガス協会		副会長
25	委員	長瀬 和夫	香美市自主防災組織連絡協議会		会長
26	委員	武内 土佐雄	香美市防災士連絡会		会長

(2) 防災関係機関

機関名		所在地	電話番号
市			
香美市	香美市役所	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-3111
	香北支所	香美市香北町美良布 1097	0887-59-2311
	物部支所	香美市物部町大柵 1390-1	0887-58-3111
	繁藤出張所	香美市土佐山田町繁藤 3-1	0887-57-9329
香美市消防本部		香美市土佐山田町百石町 2-3-51	0887-53-4176
香美市消防署		香美市土佐山田町百石町 2-3-51	0887-53-4176
香北分署		香美市香北町根須 40-7	0887-59-3200
市立小中学校	香長小学校	香美市土佐山田町須江 32	0887-53-3272
	山田小学校	香美市土佐山田町西本町 2-4-5	0887-53-3185
	舟入小学校	香美市土佐山田町山田 1218	0887-53-3216
	楠目小学校	香美市土佐山田町楠目 391-2	0887-53-3239
	片地小学校	香美市土佐山田町宮ノ口 9	0887-53-2323
	繁藤小学校（休校中）	香美市土佐山田町繁藤 2091	0887-57-9204
	大宮小学校	香美市香北町美良布 654-1	0887-59-2136
	大柵小学校	香美市物部町大柵 1177-3	0887-58-2400
	鏡野中学校	香美市土佐山田町楠目 1973	0887-53-4131
	繁藤中学校（休校中）	香美市土佐山田町繁藤 2091	0887-57-9202
	香北中学校	香美市香北町美良布 892	0887-59-2135
	大柵中学校	香美市物部町大柵 1800-1	0887-58-2402
保育園	あけぼの保育園	香美市土佐山田町 432-4	0887-57-2137
	新改保育園	香美市土佐山田町須江 27-1	0887-53-3872
	片地保育園	香美市土佐山田町神母ノ木 253	0887-53-2301
	なかよし保育園	香美市土佐山田町山田 1150-1	0887-53-1006
	若藤保育園（休園中）	香美市土佐山田町繁藤 755-12	0887-57-9038
	美良布保育園	香美市香北町美良布 1085	0887-59-3070
	双葉保育園（休園中）	香美市香北町永野 2260-1	0887-59-3862
	大柵保育園	香美市物部町大柵 2033	0887-58-2408
県			
高知県	高知県庁	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-1111
危機管理部	危機管理・防災課	防災担当	高知市丸ノ内 1-2-20
		情報担当	高知市丸ノ内 1-2-20
		危機管理担当	高知市丸ノ内 1-2-20
	南海トラフ地震対策課	企画調整担当	高知市丸ノ内 1-2-20
		対策推進担当	高知市丸ノ内 1-2-20
		地域支援担当	高知市丸ノ内 1-2-20
	消防政策課	消防担当	高知市丸ノ内 1-2-20
	消防防災航空センター	南国市物部	088-864-3890
子ども・福祉政策部	南海トラフ地震対策推進中央東地域本部		南国市大堀甲 1592
	地域福祉政策課	地域福祉推進担当	高知市丸ノ内 1-2-20
			088-823-9090
	医療政策	地域医療担当	高知市丸ノ内 1-2-20
			088-823-9625
	中央東福祉保健所	地域支援室	香美市土佐山田町山田 1128-1
			0887-53-0298
土木部	河川課	治水担当	高知市丸ノ内 1-2-20
	防災砂防課	計画担当	高知市丸ノ内 1-2-20
	中央東土木事務所		南国市大堀甲 1592
	永瀬ダム管理事務所		香美市香北町永瀬 1328-1
農業振興部	中央東農業振興センター		香美市土佐山田町加茂 777
林業振興・環境部	中央東林業事務所		香美市土佐山田町加茂 777
公営企業局	吉野発電所		香美市香北町吉野 100
	杉田発電所		香美市土佐山田町杉田 765
	総合制御所		高知市鴨部 1-1-26

機関名		所在地	電話番号
高知県警察	南国警察署	南国市大楠乙 799-1	088-863-0110
	香美警察庁舎	香美市土佐山田町栄町 12-2	0887-52-0110
	片地駐在所	香美市土佐山田町佐古藪 216-1	0887-52-1442
	繁藤駐在所	香美市土佐山田町繁藤 5	0887-57-9703
	香北駐在所	香美市香北町美良布 223-3	0887-59-2142
	大楠駐在所	香美市物部町大楠 1390-1	0887-58-2110
指定地方行政機関			
中国四国管区警察局	四国警察支局	香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 9 階	087-821-3111
四国財務局	高知財務事務所	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎 9 階	088-822-9177
四国厚生支局		香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 4 階 又は香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー 9 階・10 階	087-851-9565
中国四国農政局	高知県拠点	高知市本町 4-3-41	088-875-7236
四国森林管理局	高知中部森林管理署	香美市物部町大楠 1539	0887-58-3131
四国経済産業局		香川県高松市サンポート 3-33	087-811-8900
中国四国産業保安監督部	四国支部	香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 5 階	(管理課) 087-811-8582
四国運輸局	高知運輸支局 (大津庁舎)	高知市大津乙 1879-1	050-5540-2077
大阪航空局	高知空港事務所	南国市物部	(総務課) 088-863-2621
高知地方気象台		高知市本町 4-3-41	088-822-8883
四国総合通信局		愛媛県松山市味酒長 2-14-4	089-936-5010
高知労働局		高知市南金田 1-39	088-885-6021
四国地方整備局	高知河川国道事務所	高知市六泉寺町 96-7	088-833-0111
	物部川出張所	南国市立田 1347-1	088-863-2720
	土佐国道事務所	高知市江陽町 2-2	088-884-0359
	南国国道維持出張所	南国市岡豊町八幡 792-1	088-862-1451
中国四国防衛局		広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-223-8284 (夜間・休日) 082-223-8105
自衛隊			
自衛隊	自衛隊高知地方協力本部	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎 8 階	088-822-6128
	陸上自衛隊第 50 普通科連隊	香南市香我美町上分 3390	0887-56-3471
指定公共機関			
日本郵便株式会社	土佐山田郵便局	香美市土佐山田町東本町 2-2-38	0887-53-3250
	美良布郵便局	香美市香北町美良布 1260-8	0887-59-2050
	大楠郵便局	香美市物部町大楠 1115-2	0887-58-2050
四国旅客鉄道株式会社		香川県高松市浜ノ町 8-33	087-825-1600
西日本電信電話株式会社	高知支店	高知市帯屋町 2-5-11	088-821-3466
株式会社 NTT ドコモ	四国支社	香川県高松市天神前 9-1 ドコモ四国ビル	087-832-2380
KDDI 株式会社		東京都千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンエアタワー	03-3347-0077
ソフトバンク株式会社		東京都港区海岸 1-7-1	03-6889-2000
四国電力株式会社		香川県高松市丸の内 2-5	087-821-5061
四国電力送配電株式会社	山田営業所	香美市土佐山田町宝町 2-1-22	088-826-8325
日本銀行		東京都中央区日本橋本石町 2-1-1	03-3279-1111
日本赤十字社	高知県支部	高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター 1 階	088-872-6295
日本放送協会	高知放送局	高知市本町 3-3-12	088-823-2300
西日本高速道路株式会社	四国支社高知高速道路事務所	南国市鎮石 924-34	088-862-1116
指定地方公共機関			
一般社団法人高知県医師会		高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター 4 階	088-824-8366
一般社団法人高知県 LP ガス協会		高知市大原町 80-2 高知県石油会館	088-805-1622

機関名		所在地	電話番号	
一般社団法人高知県トラック協会		高知市南ノ丸町 5-17	088-832-3499	
株式会社高知放送		高知市本町 3-2-8	088-825-4200	
株式会社テレビ高知		高知市北本町 3-4-27	088-880-1111	
高知さんさんテレビ株式会社		高知市若松町 10-11	088-880-0033	
株式会社エフエム高知		高知市鷹匠町 2-1-5	088-872-1100	
とさでん交通株式会社		高知市棧橋通 4-12-7	088-833-7111	
一般社団法人高知県バス協会		高知市大津乙 1879-9	088-866-0505	
一般社団法人高知県建設業協会		高知市本町 4-2-15	088-822-6181	
公益財団法人高知県消防協会		高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9044	
公益社団法人高知県看護協会		高知市朝倉己 825-5	088-844-0678	
株式会社高知新聞社		高知市本町 3-2-15 高知新聞放送会館	088-822-2111	
一般社団法人高知県歯科医師会		高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター2 階	088-824-3400	
公益社団法人高知県薬剤師会		高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター2 階	088-873-6429	
その他公共的団体				
ジェイアール四国バス株式会社	高知支店	高知市高須 224-2	088-886-2513	
ＪＡ高知県	野市支所（香美地区本部）	香南市野市町西野 2704-2	0887-56-0121	
	土佐山田支所（香美地区）	香美市土佐山田町百石町 2-2-48	0887-53-2155	
	香北支所（香美地区）	香美市香北町美良布 1293	0887-59-2321	
	物部支所（香美地区）	香美市物部町大栃 1388-2	0887-58-3105	
一般社団法人香美郡医師会		香南市野市町西野 534-1 のいちふれあいセンター4 階	0887-56-3371	
社会福祉法人香美市社会福祉協議会		香美市土佐山田町 262-1	0887-53-5800	
香美市商工会		香美市土佐山田町宝町 2-2-27	0887-53-4111	
香美森林組合		香美市香北町美良布 1100	0887-59-2004	
物部森林組合		香美市物部町大栃 1458-4	0887-58-3115	
山田堰井筋土地改良区		香美市土佐山田町神母ノ木 428-2	0887-52-2311	
社会福祉施設	老人福祉施設	香美市社協デイサービスセンター八王子	香美市土佐山田町 262-1	0887-53-5477
		香美市社協デイサービスセンターびらふ	香美市香北町葎生野 336-1	0887-59-2140
		デイサービスセンターこづみ通所介護事業所	香美市物部町大栃 898-1	0887-58-2828
		デイサービスセンターやまだ通所介護事業所	香美市土佐山田町 550-2	0887-52-5655
		デイサービスセンター白寿通所介護事業所	香美市香北町永野 2152	0887-59-2287
		ケアハウス好日館	香美市土佐山田町 550-6	0887-52-3353
		特別養護老人ホームウェルプラザやまだ荘	香美市土佐山田町秦山町 3-4-20	0887-52-3223
		特別養護老人ホーム白寿荘	香美市香北町永野 2152	0887-59-2287
		老人保健施設とさやまだファミリア	香美市土佐山田町 548	0887-53-2500
		介護老人保健施設あじさいの里	香美市香北町美良布 1317	0887-57-1465
		シルバーハウス寿楽	香美市土佐山田町百石町 1-11-15	0887-53-1177
		敬愛グループホーム	香美市香北町美良布 899	0887-57-3488
		グループホームびらふ	香美市香北町美良布 1298	0887-59-2389
		グループホームゆうりこう	香美市土佐山田町百石町 1-3-44	0887-57-0303
	児童福祉施設	博愛園	香美市土佐山田町神通寺 375-1	0887-53-2510
	障害者支援施設	知的障害者更生施設かがみの育成園	香美市土佐山田町楠目 3660	0887-53-2174
		知的障害者通所授産施設パワーズ山田	香美市土佐山田町楠目 3660	0887-53-3913
		知的障害者授産施設福祉工場かがみの	香美市土佐山田町楠目 18-4	0887-52-0101
		福祉ホーム楠目荘	香美市土佐山田町楠目 18-4	0887-52-0131

機関名			所在地	電話番号
		知的障害者授産施設ワークセンターしらゆり	香美市土佐山田町山田 1319	0887-52-4131
公益社団法人高知県建築士会			高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3 階	088-822-0255

(3) 自主防災組織

① 土佐山田町

自主防災組織の名称		
【山田地区】		
うらまち防災会	秦山町1丁目防災会	東本町・旭町1丁目防災会
上野防災会	秦山町三町内会防災会	東本町旭町2丁目防災会
おくるわ防災会	新町1丁目防災会	東本町・旭町3丁目自主防災会
北本町1丁目防災会	宗目防災会	東町上一第一防災会
北本町二丁目防災会	宝町中防災会	東町上一第二防災会
北本町三丁目防災会	宝町西防災会	東町上一町内会第三防災会
北本町上一丁目防災会	宝町東防災会	東町中部町内北防災会
黒土A棟防災会	中組防災会	東町中部町内南防災会
黒土団地B棟防災会	西二町内会防災会	古町防災会
黒土団地C棟防災会	西本町1丁目防災会	南組防災会
県営住宅土佐山田団地防災会	西本町・宝町五丁目防災会	宮前町西部班防災会
栄町1防災会	西本町二丁目自主防災会	
栄町西組防災会	西町3丁目防災会	
【大楠植地区】		
油石地区防災会	談東防災会	中村二東防災会
植部落自主防災会	談中防災会	平田北防災会
内田防災会	談西防災会	平田南防災会
前行防災会	中村三防災会	伏原防災会
大法寺北防災会	中村第一防災会	予岳防災会
大法寺南防災会	中村四防災会	
談議所中央防災会	中村二西防災会	
【明治地区】		
岩積防災会	戸板島防災会	八王子防災会
小島防災会	中野防災会	原西防災会
第二八王子防災会	八王子地区連合会 上小島防災班	原東防災会
【片地地区】		
神母ノ木防災会	逆川下地区防災会	林田地区防災会
鏡野団地防災会	佐古藪防災会	船谷地区防災会
影山防災会	下ノ村自主防災会	町田防災会
加茂防災会	杉田防災会	宮ノ口防災会
逆川上地区防災会	間防災会	山田島防災会
【佐岡地区】		
有谷防災会	佐竹防災会	仁井田防災会
大後入防災会	佐野防災会	西後入防災会
大平防災会	中後入防災会	本村防災会
【新改地区】		
入野防災会	曾我部川防災会	平山上防災会
上改田防災会	東川下防災会	平山下組防災会
新改西防災会	東川西の谷防災会	ほきやま防災会
新改東防災会	東川東ノ谷防災会	
須江防災会	久次防災会	
【岩村地区】		
岩次防災会	神通寺防災会	松本地区防災会
京田防災会	立石防災会	
【繁藤地区】		
駅前・追廻し自主防災会	北滝本防災会	繁藤防災会
樫ノ谷自主防災会	河の川・西又防災会	向田防災会

② 香北町

自主防災組織の名称		
有瀬防災会	白石防災会	根須防災会
五百蔵防災会	白川上防災会	萩野防災会
猪野々地区防災会	白川下防災会	日ノ御子防災会
梅久保防災会	住宅防災会	朴ノ木地区防災会
大井平防災会	新田中地区防災会	本田防災会
小川防災会	新田西地区防災会	本町・泉町防災会
香北町橋川野防災会	新田東地区防災会	三谷地区防災会
上町防災会	清爪防災会	南岩改自主防災会
北岩改防災会	太郎丸防災会	吉野防災会
久保川大谷防災会	永瀬防災会	蕨野地区防災会
佐敷防災会	永野地区防災会	
下野尻地区防災会	菰生野防災会	

③ 物部町

自主防災組織の名称		
浦山自主防災会	影仙頭自主防災会	頓定自主防災会
大北組防災会	神池地区連合会 楮佐古班	中谷川防災会
押谷自主防災会	神池地区連合会 平井立花班	中屋組防災会
大栃駅前防災会	神池防災会	西町組防災会
大栃第一防災会	久保防災会	根木屋部落防災会
大栃第三防災会	黒代防災会	別府防災会
大栃第二防災会	五王堂防災会	南組防災会
大栃仁井屋組防災会	小浜防災会	山崎自主防災会
大西防災会	塩・日の地防災会	山崎高尾自主防災会
大比防災会	庄谷相地区防災会	
岡ノ内地区防災会	セトル成矢防災会	

3 防災関係例規・計画等

(1) 香美市防災会議条例

○香美市防災会議条例

平成18年3月1日

条例第20号

改正 平成19年3月23日条例第23号 平成24年12月21日条例第35号

平成25年3月15日条例第4号 平成26年10月20日条例第28号

平成27年3月23日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、香美市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌の事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香美市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 高知県の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 市の区域の全部又は一部を管轄する警察署の署長又はその指名する職員
- (4) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防長及び消防団長
- (7) 法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、5人、8人、5人及び3人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

9 第7項の規定にかかわらず、第5項の委員は、同項各号に規定する職を退いたときは、当該委員の職を失うものとする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係する指定地方行政機関の職員、高知県の職員、市の職員、関係する指定公共機関の職員、関係する指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第23号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年３月２３日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 香美市防災会議運営要綱

○香美市防災会議運営要綱

令和3年11月24日

告示第184号

(目的)

第1条 この告示は、香美市防災会議条例（平成18年香美市条例第20号）第6条の規定に基づき、香美市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き決議することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長においてやむを得ない事情により会議を招集することができないとき又は会議が処理すべき事項のうち軽易なものにあつては、会長が書面で委員の意見を聴き、これをもって会議の決議に代えることができる。
- 5 会長は、前項の意見を聴くときは、あらかじめ期限を定めるものとする。
- 6 第4項の方法により決議する場合は、前項の期限の日をもって委員の出席とみなす。

(専決処分)

第3条 会長において会議を招集する暇がないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、防災対策課が処理する。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則

この告示は、令和3年11月24日から施行する。

(3) 香美市災害対策本部条例

○香美市災害対策本部条例

平成18年3月1日

条例第21号

改正 平成24年12月21日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、香美市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 防災関係計画及びマニュアル一覧

名称	概要
法律の定めに基づく総合的な計画	
防災基本計画（令和4年6月 中央防災会議）	「災害対策基本法」に基づき国が定める計画
国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき国が定める計画
南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月 中央防災会議）	「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき国が定める計画
高知県地域防災計画（令和4年3月修正）	「災害対策基本法」に基づき県が定める計画
高知県水防計画書（令和4年度）	「水防法」に基づき県が定める計画
香美市地域防災計画（令和5年3月修正 香美市防災会議）	「災害対策基本法」に基づき市が定める計画
香美市国土強靱化地域計画（令和3年3月 香美市）	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき定める計画
大規模地震の防災・減災対策	
大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月 中央防災会議）	南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震を対象としたもので、事業や計画で具体化されておらず今後の検討事項となる施策も含め、幅広く施策をまとめたもの
業務継続・受援体制	
「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和4年6月10日 中央防災会議幹事会）	「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」第4章の定めに基づき国が定める計画
高知県応急救助機関受援計画（令和4年3月改定 高知県危機管理部）	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく国の救助・救急・消火活動等に関し、全国からの応急救助機関の応援の受入及び相互調整に関して必要な事項を定めるもの
高知県航空部隊受援計画（令和4年3月改定 高知県危機管理部）	南海トラフ地震が発生し、応急救助機関の多数のヘリコプター等が災害応急対策を実施する場合において、高知県災害対策本部におけるヘリ等の効果的・効率的な運用調整及び安全運航を行うため、必要な事項を定めるもの
香美市業務継続計画（BCP）（平成27年10月策定 高知県香美市）	発災後の災害対策本部の業務や各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方、被災下の参集方法など職員がとるべき行動について明らかにし、すべての職員があらかじめ十分に理解することで、来るべき南海トラフ地震に市として備えるために定めるもの
香美市受援計画（人的支援の受け入れ編）（令和4年3月修正）	災害時に外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図るため、あらかじめ、応援を必要とする業務や受援体制などを具体的に定めるもの
物資配送マニュアル（受援計画（物的支援の受け入れ編）・物資配送計画）（令和4年3月）	物的支援に関する応援要請や受入れ等の受援業務に関する計画（受援計画）、市物資輸送拠点の開設、物資配送の手順、配送ルート、配送量等に関する計画（物資配送計画）及びこれらの計画に基づく物資配送に関する業務の具体的な手順を一体的に整理し、大規模地震が発生した際に、物資を円滑に受け入れ、供給拠点を設置する避難所に速やかに配送するための体制、手順その他必要事項を示すものとして定めるもの
物資調達・輸送調整等支援システム 運用及び操作説明書（都道府県・市区町村向け）（令和2年2月5日 内閣府防災担当）	都道府県、市区町村の物資支援担当者が、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用した事前の物資の備蓄や災害時における物資支援の流れを示すもの
応急期の機能配置	
香美市応急期機能配置計画（令和2年3月）	南海トラフ地震発生後、住民の命を守り、助かった命をつなぐために、救助・救出や応急対策活動等の体制を早期に確立することを目的として、発災時に必要となる各機能をどのように確保し、配置するのかを検討したもの
被災者台帳関係	
被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成29年3月内閣府（防災担当））	地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生後に円滑に被災者台帳が作成されるよう、また、総合的かつ効率的な被災者の援護が実施されるように示すもの

名称	概要
死者・行方不明者・安否不明者関係	
災害時における人的被害情報の公表基準	南海トラフ地震や台風・豪雨など大規模災害に備え、国に先行して、死者、行方不明者及び安否不明者の氏名公表の取扱いについては、自然災害が発生したときにおける人的被害情報の暫定的な公表基準等を定めるもの
高知県広域火葬計画（第一版）（平成 26 年 6 月 高知県健康政策部食品・衛生課）	被災市町村における公衆衛生の確保を図ることを目的として、「高知県地域防災計画」に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定めるもの
高知県広域火葬事務処理要領	
香美市災害等遺体対応及び収容所・安置所運用マニュアル第一版（平成 30 年 3 月）	「香美市地域防災計画」に基づき、大規模な地震、風水害等の災害及び火災、爆発、その他重大な人為的災害により発生した遺体の収容受付、検案、処置、安置、遺族への引渡し等が円滑かつ適切に行われることを目的とし、収容所・検案所・安置所の運営管理及び遺体への対応のために必要な事項を定めるもの
避難対策関係	
香美市避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）（令和 3 年 12 月）	災害時に避難支援を要する方々の命を守るため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成の作成並びに作成された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用した避難行動に係る支援体制やその方法等について取りまとめたもの
広域福祉避難所（知的・発達障害児者）設置・運営マニュアル Ver. 3（2021 年 8 月 更新 南国市・香南市・香美市・大豊町）	災害時要配慮者の中でも、地域の避難場所での対応に配慮が必要となる知的・発達障害児者の広域的支援体制の構築に向けて、平成 23 年度に広域協定を結んだ 3 市 1 町と事業所及び特別支援学校、福祉保健所が協働し、定めるもの
救援物資関係	
高知県備蓄方針（令和 3 年 6 月 高知県）	県内全ての市町村が実施すべき備蓄のボトムラインを定めるもの
物資配送マニュアル（受援計画（物的支援の受け入れ編）・物資配送計画）	前述のとおり
緊急輸送関係	
高知県道路啓開計画（Ver. 3.1）（2022 年 3 月 高知県道路啓開計画作成検討協議会）	南海トラフ地震発生直後の負傷者の救援救出や、応援物資などの受け入れを迅速に行えるように、あらかじめ、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至るルート、道路啓開を行う建設業者について定めるもの
医療救護体制	
南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル（平成 28 年 3 月 高知県）	南海トラフ地震に備え、継続した医療ケアが必要な難病患者等の生命の維持のための医療救護体制の構築のために定めるもの
高知県災害時周産期マニュアル（令和 2 年 2 月 高知県）	各関係機関が災害発生時の役割を理解し、平時から災害発生時に備え、災害時における母子のいのちの安全を守るため、災害医療救護体制等についてまとめたもの
香美市災害時公衆衛生活動マニュアル（平成 27 年 3 月）	「日頃できないことは、震災時にはできない」という東日本大震災の教訓を受けて、日常の公衆衛生活動を見直すとともに、日頃から地域全体を「つなぐ」という基本に沿った活動を展開するために定めるもの
災害救助法の運用	
災害救助事務取扱要領（令和 3 年 6 月 内閣府政策統括官（防災担当））	災害救助法の運用について定めるもの
災害救助法の制度概要（令和 3 年 6 月 内閣府政策統括官（防災担当））	災害救助法のまとめたもの
災害に係る住家の被害認定（罹災証明書の交付）	
災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 3 年 3 月 内閣府（防災担当））	住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うために標準的な調査方法及び判定方法を示すもの
災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（令和 3 年 5 月 内閣府（防災担当））	住家の被害認定調査における各部位ごとの損傷程度を写真により例示するなど、調査の参考となる資料を掲載したもの

名称	概要
災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和 3 年 5 月 内閣府（防災担当））	住家の被害認定調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に関するものを定めるもの
被災者の住まいの確保	
応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめ（平成 24 年 5 月 国土交通省住宅局住宅生産課）	主として被害が広域にわたり、応急仮設住宅の大量供給が必要とされる東日本大震災程度の大規模災害を想定して、平常時に事前準備する内容や実務上のポイント、災害後の具体的作業及びそのフローチャート、その他過去の参考事例、様式の雛形等をまとめたもの
建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び発災時対応等のための手引き（令和 3 年 5 月 内閣府政策統括官（防災担当））	今後の大規模な災害の発生に備え、関係各位が建設型応急住宅の速やかな供与の必要性について改めて認識し、平時より地方公共団体と建設事業者団体等との役割分担の調整を行うとともに、これらを踏まえて発災後の業務オペレーションを想定した訓練を実施する等必要な対策を講じ、実際に発災した後に、一人でも多くの被災者が早期に入居することができるように作成したもの
賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き（令和 2 年 5 月 内閣府政策統括官（防災担当））	今後の災害に備え、関係各位が賃貸型応急住宅の速やかな供与の必要性について改めて認識し、平時より借り上げる民間賃貸住宅の要件を整理し、地方公共団体と民間賃貸住宅関係団体等との役割分担の調整を行うとともに、これらを踏まえて発災後の業務オペレーションを想定した訓練を実施する等必要な対策を講じ、実際に発災した後に一日でも早く、一人でも多くの被災者が賃貸型応急住宅に入居することができるように作成したもの
被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応のための手引き（令和 3 年 5 月 内閣府政策統括官（防災担当））	今後の災害に備え、関係各位が「被災した住宅の修理」の必要性について改めて認識し、平時より必要な準備を行った上で、発災後に迅速かつ的確に対応できることを目的として作成したもの
被災者の住まいに関する相談・情報提供マニュアル（平成 28 年 3 月 内閣府（防災担当））	災害時に被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供に従事する可能性がある自治体職員や関係機関の担当者等が、災害に備えて平常時に相談・情報提供に係る知識や心構えを身につける際に活用することを想定して作成したもの
消防関係	
香美市消防職員震災時活動マニュアル（平成 25 年 10 月 香美市）	地震災害時の消防職員の活動を定めるもの
地理空間情報の活用推進	
地理空間情報活用推進基本計画（令和 4 年 3 月 18 日閣議決定）	「地理空間情報活用推進基本法」に基づき国が定めた計画

① 物部川水系流域治水プロジェクト

～南国土佐の「ものづくり・物流拠点」と暮らしを守る流域治水対策～

[illegible]

～南国土佐の「ものづくり・物流拠点」と暮らしを守る流域治水対策～

【短期】昭和45年8月と同規模の洪水を安全に流下させるために、堤防整備（堤防拡幅）、河道掘削を実施するとともに、早期避難に向けた情報提供を実施。

【中期】堤防を強化し、破壊しにくくするよう、堤防整備（侵食対策、浸透対策）を実施するとともに、緊急避難場所の指定促進、家屋倒壊等危険想定区域内で沿岸流に耐えられる避難ビルの増設を実施。

【中長期】堤防整備（侵食対策、浸透対策）に加え、安全なまちづくり（病院や福祉施設における避難行動要支援者の居る浸水深以上への移設、屋内安全確保（車庫避難）を可能にする建物の複耐震化等）を実施し、流域全体の安全度向上を図る。

■事業規模
河川対策（

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
災害をできるだけ防ぐ・減らすための対策	堤防整備、河道掘削、海岸保全施設の整備	高知河川国道事務所	堤防築造、河道掘削		
	放水施設対策、永瀬ダム埋砂流渾	高知県	治水対策、洪水対策、海岸保全施設の整備		
	利水ダム等3ダムにおける事前放流等の実施、体制構築	高知河川国道事務所、高知県	洪水調節対策、永瀬ダム埋砂流渾		
	砂防関係施設の整備、海岸保全施設の整備	高知県	利水ダム等3ダムにおける事前放流等の実施、体制構築		
	多様な主体による森林の整備・保全【林野】	四国森林管理局、森林整備センター、高知県、NGO 等	針葉樹保護施設の整備、海岸保全施設の整備		
			森林整備、治山・鳥獣害防止対策		
被害対象を減少させるための対策	住宅、病院、福祉施設等の安全確保【都市】	高知市、南国市、香南市、香美市 等	南海トラフ地震に備えて、避難行動要支援者の世帯に、一戸別防災用金庫や非常食等を配備し、必要となる物資の供給を行う。		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	早期避難に向けた情報提供、防災情報提供アプリの開発及び運用	高知河川国道事務所、高知地方気象台、高知市、南国市、香南市、香美市 等	早期避難に向けた情報提供、防災情報提供アプリの開発及び運用		
	緊急避難場所の指定促進、家庭倒壊等想定想定区域内で宅地造成に耐えられる避難ビルの増設		緊急避難場所の指定促進 家庭倒壊等想定想定区域内で宅地に耐えられる避難ビルを増設		
	防災教育、防災講演会、防災訓練等による意識啓発		防災教育、防災講演会、防災訓練		
グリーンインフラの数値	多自然川づくり 小中学校における環境学習	高知河川国道事務所 高知河川国道事務所	多自然川づくり 小中学校における河川環境学習		

18

② 国分川水系流域治水プロジェクト



《出典》 令和4年7月21日開催の「令和4年度高知土木事務所管内・中央東土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議 第1回流域治水プロジェクト」会議資料

4 防災拠点

(1) 防災拠点

令和5年3月10日現在

名称	所在地	応急期機能配置計画に掲載	備考
市庁舎			
香美市役所本庁舎	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	○	・災害対策本部設置場所
香美市役所北庁舎	香美市土佐山田町宝町 1-1-29		
香美市役所西庁舎	香美市土佐山田町宝町 2-3-3		
香美市役所西別館	香美市土佐山田町宝町 2-3-13		
香美市役所香北支所	香美市香北町美良布 1097		・香北災害対策支部設置場所
香美市役所物部支所	香美市物部町大柵 1390-1	○	・物部災害対策支部設置場所 ・指定緊急避難場所
香美市役所繁藤出張所	香美市土佐山田町繁藤 3-1		
消防機関			
香美市消防本部／香美市消防署	香美市土佐山田町百石町 2-3-51	○	
香美市消防署香北分署	香美市香北町根須 40-7		
警察機関			
南国警察署	南国市大桶乙 799-1		
南国警察署香美警察庁舎	香美市土佐山田町栄町 12-2		
県庁舎			
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田 1128-1		
香美農林合同庁舎	香美市土佐山田町加茂 777	○	・中央東農業振興センター ・中央東林業事務所 ・指定緊急避難場所 ・指定避難所
中央東土木事務所	南国市大桶甲 1592		・中央東土木事務所 ・南海トラフ地震対策推進 中央東地域本部
森林総合センター	香美市土佐山田町大平 80	○	・指定緊急避難場所(森林研修センター) ・指定避難所(森林研修センター)
自衛隊			
陸上自衛隊高知駐屯地	香南市香我美町上分 3390		
医療救護・介護・福祉施設			
高知医療センター	高知市池 2125-1		・広域的な災害拠点病院
高知赤十字病院	高知市秦南町 1-4-63-11		・広域的な災害拠点病院
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮 185-1		・広域的な災害拠点病院
JA高知病院	南国市明見 526-1		・災害拠点病院
香北病院	香美市香北町美良布 1064-9	○	・救護病院
香北病院駐車場・物療室	香美市香北町美良布 1064-9	○	・医療救護所
前田メディカルクリニック	香美市香北町美良布 1516-3	○	・救護病院
岩河整形外科	香美市土佐山田町百石町 2-4-20	○	・救護病院
岩河整形外科駐車場・隣接地	香美市土佐山田町百石町 2-4-20	○	・医療救護所
岩河整形外科東市所有地	香美市土佐山田町百石町 2-107-1		・医療救護所
大柵診療所	香美市物部町大柵 898-1	○	・医療救護所
特別養護老人ホーム蕨生郷	香美市物部町大柵 89-1		・指定緊急避難場所
高齢者生活福祉センター「こづみ」	香美市物部町大柵 898-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
特定施設入所者生活介護事業所ケアハウス好日館	香美市土佐山田町 550-6		・福祉避難所
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘	香美市土佐山田町泰山町 3-4-20		・福祉避難所
かがみの育成園	香美市土佐山田町楠目 3660		・広域福祉避難所
障害者支援施設白ゆり	香美市土佐山田町山田 1192-1		・広域福祉避難所

名称	所在地	応急期機能配置計画に掲載	備考
ワークセンター白ゆり	香美市土佐山田町山田 1319		・広域福祉避難所
ワークセンター第二白ゆり	香美市土佐山田町山田 1189-1		・広域福祉避難所
養護老人ホーム白寿荘	香美市香北町永野 2100		・福祉避難所
特別養護老人ホーム白寿荘	香美市香北町永野 2152		・福祉避難所
サービス付き高齢者向け住宅あさひ・デイサービス太陽	香美市土佐山田町旭町 4-2-30		・福祉避難所
サービス付き高齢者向け住宅あさひⅡ	香美市土佐山田町旭町 4-2-33		・福祉避難所
飛行場外離着陸場			
神池ヘリポート	香美市物部町神池字田ノ本 1709	○	
五王堂ヘリポート	香美市物部町五王堂字亀原 38-1	○	
岡ノ内ヘリポート	香美市物部町岡ノ内字天地久田 235-6		
大栃ヘリポート	香美市物部町大栃字柳澤西掛テ 965-3 地先		
別府ヘリポート	香美市物部町別府字シイミネ 438-4	○	
北滝本ヘリポート	香美市土佐山田町北滝本字上ミイタ淵 89-4		
三谷ヘリポート	香美市香北町谷相字山ノ根 2855		
猪野々ヘリポート	香美市香北町猪野々字平石ノ下 369		
土佐山田ヘリポート	香美市土佐山田町植字ツクリヲカ 1275		
防災備蓄倉庫等			
香美市防災備蓄倉庫	香美市土佐山田町宝町 2-71	○	・物資輸送拠点(主要拠点) ・水防倉庫
香美市防災備蓄倉庫第2倉庫	香美市土佐山田町影山 83-3		・物資輸送拠点
香美市医療救護所倉庫	香美市土佐山田町百石町 2-107-1		・医療救護所倉庫
消防屯所			
明治分団屯所	香美市土佐山田町山田 1141-2		・水防倉庫
山田分団屯所	香美市土佐山田町宝町 1-2-1		・水防倉庫 ・コミュニティ消防センター
楠目分団屯所	香美市土佐山田町楠目 213-4		
新改分団屯所	香美市土佐山田町新改 390-1		・水防倉庫
片地分団屯所	香美市土佐山田町宮ノ口 17-3		・水防倉庫
佐岡分団屯所	香美市土佐山田町本村 272		
岩村分団屯所	香美市土佐山田町神通寺 253-1		
植分団屯所	香美市土佐山田町植 122-6		
繁藤分団屯所	香美市土佐山田町繁藤 3-1		・繁藤出張所／繁藤地区コミュニティセンター
美良布分団屯所	香美市香北町美良布 1038-10		・水防倉庫
暁霞分団屯所	香美市香北町五百蔵 995-1		・水防倉庫
西川分団屯所	香美市香北町西川甲 1601-3		
日ノ御子分団屯所	香美市香北町日ノ御子 548		
永野分団屯所	香美市香北町永野 2262-1		
猪野々分団屯所	香美市香北町猪野々451		
大栃分団屯所	香美市物部町大栃 1647		・水防倉庫
五王堂分団屯所	香美市物部町五王堂 943-7		・指定緊急避難場所 ・水防倉庫
神池分団屯所	香美市物部町神池 2045-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所 ・水防倉庫
岡ノ内分団屯所	香美市物部町岡ノ内 261-1		・水防倉庫
教育機関			
高知工科大学 (香美キャンパス)	香美市土佐山田町宮ノ口 185	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
山田高等学校	香美市土佐山田町旭町 3-1-3	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
山田特別支援学校	香美市土佐山田町山田 1361		・福祉避難所

名称	所在地	応急期機能配置計画に掲載	備考
鏡野中学校	香美市土佐山田町楠目 1973-	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
香北中学校	香美市香北町美良布 892	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
大柄中学校	香美市物部町大柄 1800-1	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
繁藤中学校(休校中)	香美市土佐山田町繁藤 2091	○	
香長小学校	香美市土佐山田町須江 32	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
山田小学校	香美市土佐山田町西本町 2-4-5	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
舟入小学校	香美市土佐山田町山田 1218	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
楠目小学校	香美市土佐山田町楠目 391-2	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
繁藤小学校(休校中)	香美市土佐山田町繁藤 2091	○	
片地小学校	香美市土佐山田町宮ノ口 9	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
大宮小学校	香美市香北町美良布 654-1	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
大柄小学校	香美市物部町大柄 1177-3	○	・指定緊急避難場所(体育館) ・指定避難所(体育館)
保育施設			
あけぼの保育園	香美市土佐山田町 432-4		
新改保育園	香美市土佐山田町須江 27-1		
片地保育園	香美市土佐山田町神母ノ木 253		
なかよし保育園	香美市土佐山田町山田 1150-1		
若藤保育園(休園中)	香美市土佐山田町繁藤 755-12	○	
美良布保育園	香美市香北町美良布 1085		
双葉保育園(休園中)	香美市香北町永野 2260-1	○	
大柄保育園	香美市物部町大柄 2033		
体育施設			
市民グラウンド	香美市土佐山田町楠目 831	○	・指定緊急避難場所
土佐山田グラウンド	香美市土佐山田町山田 1280	○	
土佐山田体育館	香美市土佐山田町宝町 2-7-15	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
土佐山田テニスコート	香美市土佐山田町岩積 313・314		
平山体育館	香美市土佐山田町平山 459	○	
平山グラウンド	香美市土佐山田町平山 459	○	
佐岡体育館	香美市土佐山田町本村 351	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
香北総合型競技施設	香美市香北町美良布 2620		
香北体育センター	香美市香北町吉野 1188	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
香北B&G海洋センター	香美市香北町吉野 1188		
香北武道館	香美市香北町美良布 908-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
之善館弓道場	香美市香北町吉野 1188		
農村広場	香美市香北町吉野 1225	○	・指定緊急避難場所
香北グラウンド	香美市香北町吉野 1446	○	
美良布多目的運動広場	香美市香北町美良布字バンバタケ 1177-1	○	
大柄ゲートボール場	香美市物部町大柄		
物部グラウンド	香美市物部町大柄		
秦山公園野球場(土佐山田スタジアム)	香美市土佐山田町植字マエヤマ 1252-2 外	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所

名称	所在地	応急期機能配置計画に掲載	備考
公園・児童遊園地			
鏡野公園	香美市土佐山田町宮ノ口	○	
甫喜ヶ峰森林公園	香美市土佐山田町平山	○	
土佐山田中央公園	香美市土佐山田町楠目字岡ノ神母 840-1 外		・指定緊急避難場所(市民グラウンド)
物部川緑地公園	香美市土佐山田町ノ神母ノ木字伊気本、神母ノ木川原ノ楠目字内田、川添ノ小田島字行島、別れ、井基、待井ノ各地先の一部ノ	○	
宝町緑地	香美市土佐山田町宝町 2-22 外		
黒土公園	香美市土佐山田町黒土 2035-1	○	
旭町公園	香美市土佐山田町旭町 1-34-1 外	○	
宝町公園	香美市土佐山田町宝町 1-246-1 外	○	
泰山公園	香美市土佐山田町植字マエヤマ 1252-2 外	○	・指定緊急避難場所(ふれあい広場)
旭町児童遊園	香美市土佐山田町旭町 5 丁目 34 番		
宝町児童遊園地	香美市土佐山田町宝町 2 丁目 41 番 1	○	
西町児童遊園地	香美市土佐山田町西本町 3 丁目 128 番外	○	
多目的運動広場等			
白石多目的運動広場	香美市香北町白石字土居ノ前 434 番地	○	・指定緊急避難場所
清爪多目的運動広場	香美市香北町清爪字東ノ岡 529 番地 1	○	
下野尻多目的運動広場	香美市香北町下野尻字南野地 61 番地	○	・指定緊急避難場所
菰生野多目的運動広場	香美市香北町菰生野字田尻 572 番地	○	
多目的集会所			
佐岡地区多目的集会所	香美市土佐山田町本村 383-1		
片地地区多目的集会所	香美市土佐山田町宮ノ口 1-2	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
明治地区多目的集会所	香美市土佐山田町山田 1385-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
庄谷相多目的集会所	香美市物部町庄谷相 1234-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
高井多目的集会所	香美市物部町久保高井 131-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
大柄多目的集会所	香美市物部町大柄 1092-5	○	・指定緊急避難場所(大柄区長事務所) ・指定避難所(大柄区長事務所)
新改北部構造改善センター	香美市土佐山田町平山 484 番地 1		・指定緊急避難場所 ・指定避難所
コミュニティセンター			
繁藤地区コミュニティセンター	香美市土佐山田町繁藤 3-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
物部コミュニティセンター	香美市物部町大柄 1390-1		・指定緊急避難場所(香美市役所物部支所)
佐岡コミュニティセンター	香美市土佐山田町本村 351	○	・指定緊急避難場所(佐岡体育館) ・指定避難所(佐岡体育館)
農山村コミュニティセンター	香美市土佐山田町須江 36-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
地域集会施設			
太郎丸公会堂	香美市香北町太郎丸 158 番地 1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
永野コミュニティセンター	香美市香北町永野 2151 番地 1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
本町コミュニティセンター	香美市香北町美良布 1018 番地 6	○	
菰生野コミュニティセンター	香美市香北町菰生野 493 番地	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所

名称	所在地	応急期機能配置計画に掲載	備考
猪野々集会所	香美市香北町猪野々456 番地	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
三谷地区集会所	香美市香北町谷相 2478 番地 1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
公民館			
中央公民館	香美市土佐山田町宝町 2-1-27	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
山田地区公民館	香美市土佐山田町宝町 2-1-27	○	・指定緊急避難場所(中央公民館) ・指定避難所(中央公民館)
繁藤地区公民館	香美市土佐山田町繁藤 3-1	○	・指定緊急避難場所(繁藤地区コミュニティセンター) ・指定避難所(繁藤地区コミュニティセンター)
平山地区公民館	香美市土佐山田町平山 484-1	○	・指定緊急避難場所(新改北部構造改善センター) ・指定避難所(新改北部構造改善センター)
香長地区公民館	香美市土佐山田町須江 36-1	○	・指定緊急避難場所(農山村コミュニティセンター) ・指定避難所(農山村コミュニティセンター)
明治地区公民館	香美市土佐山田町山田 1385-1	○	・指定緊急避難場所(明治地区多目的集会所) ・指定避難所(明治地区多目的集会所)
岩村地区公民館	香美市土佐山田町神通寺 370		・指定緊急避難場所
楠目地区公民館	香美市土佐山田町楠目 1045		・指定緊急避難場所
片地地区公民館	香美市土佐山田町宮ノ口 1-2	○	・指定緊急避難場所(片地地区多目的集会所) ・指定避難所(片地地区多目的集会所)
佐岡地区公民館	香美市土佐山田町本村 351		
美良布地区公民館	香美市香北町美良布 1097	○	・指定緊急避難場所(基幹集落センター) ・指定避難所(基幹集落センター)
暁霞地区公民館	香美市香北町五百蔵 1027-4	○	・指定緊急避難場所(広場)
物部地区公民館	香美市物部町大板 1390-1		
老人憩の家			
佐岡老人憩の家	香美市土佐山田町本村 377-3	○	
楠目地区老人憩の家	香美市土佐山田町楠目 1045		・指定緊急避難場所
岩村地区老人憩の家	香美市土佐山田町神通寺 370		・指定緊急避難場所
宝町地区老人憩の家	香美市土佐山田町 1961		
繁藤老人憩の家	香美市土佐山田町繁藤 755-12	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
老人憩の家美良布荘	香美市香北町美良布 1101-19	○	
山崎老人憩の家	香美市物部町山崎 756-4	○	・指定緊急避難場所
体験実習館			
農林漁業体験実習館	香美市物部町別府 373-5	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
大井平体験実習館	香美市香北町大井平字西ノ畝 557-1		
民間施設			
東町中部公民館	香美市土佐山田町東本町 4-2-30	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
土佐山田中央集会所	香美市土佐山田町旭町 1-3-18	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所

名称	所在地	応急期機能配置計画に掲載	備考
秦山町一丁目公民館	香美市土佐山田町秦山町 1-4-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
中組南部集会所	香美市土佐山田町 1023-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
平田公民館	香美市土佐山田町楠目 224-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
油石農業振興集会所	香美市土佐山田町楠目 2544	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
植公民館	香美市土佐山田町植 148	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
八王子公民館	香美市土佐山田町山田 1749	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
加茂公民館	香美市土佐山田町加茂 335-2	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
林田集会所	香美市土佐山田町林田 561-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
船谷公民館	香美市土佐山田町船谷 343-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
仁井田公民館	香美市土佐山田町佐野 1642	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
大後入公民館	香美市土佐山田町大後入 419	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
西後入公民館	香美市土佐山田町西後入 214	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
上改田公民館	香美市土佐山田町上改田 170-2		・指定緊急避難場所 ・指定避難所
須江公民館	香美市土佐山田町須江 386-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
新改公民館	香美市土佐山田町新改 398-4	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
宮上谷公民館	香美市土佐山田町曾我部川 1282	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
北滝本複合集会所	香美市土佐山田町北滝本 177	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
河ノ川部落集会所	香美市土佐山田町角茂谷 1841	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
松本部落公民館	香美市土佐山田町松本 117-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
岩次公民館	香美市土佐山田町岩次 46-2	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
白石公会堂	香美市香北町白石 472-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
根須公会堂	香美市香北町根須 535-4	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
佐敷公民館	香美市香北町西川甲 1601-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
本田集落センター	香美市香北町美良布 1511-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
下野尻集落センター	香美市香北町下野尻 368	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
北岩改公会堂	香美市香北町岩改 17-2	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
萩野公民館	香美市香北町萩野 1223-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
橋川野集落センター	香美市香北町橋川野 161	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所

令和5年3月 10 日現在

名称	所在地	応急期機能配置計画に掲載	備考
白川上集会所	香美市香北町白川 561-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
有瀬公民館	香美市香北町有瀬 772-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
日ノ御子公会堂	香美市香北町日ノ御子 548		・指定緊急避難場所 ・指定避難所
谷相公民館	香美市香北町谷相 2073-2	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
朴ノ木公会堂	香美市香北町朴ノ木 561	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
梅久保公民館	香美市香北町梅久保 234	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
清爪公会堂	香美市香北町清爪 527-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
中谷川公会堂	香美市物部町中谷川 318	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
浦山公会堂	香美市物部町仙頭 1854-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
南組公会堂	香美市物部町大柵 1226	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
久保組公会堂	香美市物部町大柵 1575-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
中屋公会堂	香美市物部町大柵 2064-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
大北組公会堂	香美市物部町大柵 2236	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
塩公会堂	香美市物部町山崎 1023-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
影仙頭集落センター	香美市物部町仙頭 902		・指定緊急避難場所
小浜農産物直販所	香美市物部町小浜 732-4	○	・指定緊急避難場所
根本屋公会堂	香美市物部町根本屋 309		・指定緊急避難場所
岡ノ内公会堂	香美市物部町岡ノ内 188-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
影公会堂	香美市物部町久保影 120-1		・指定緊急避難場所
笹上公会堂	香美市物部町笹 1063-2		・指定緊急避難場所
黒代公会堂	香美市物部町黒代 295	○	・指定緊急避難場所
楮佐古公会堂	香美市物部町楮佐古 369・370	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
平井公会堂	香美市物部町柳瀬 1359	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
市宇公会堂	香美市物部町市宇 470-1		・指定緊急避難場所
その他公共施設			
香北青少年の家	香美市香北町吉野 1300	○	
プラザ八王子	香美市土佐山田町 262-1	○	・指定緊急避難場所（保健センター土佐山田） ・指定避難所（保健センター土佐山田）
保健福祉センター香北	香美市香北町韭生野 336-1	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
基幹集落センター	香美市香北町美良布 1097	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
奥物部ふれあいプラザ	高知県香美市物部町大柵 878-3	○	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
佐古藪ふれあいセンター	香美市土佐山田町佐古藪 260 番 1	○	
ふれあい交流センター	香美市土佐山田町 1961 番地	○	

令和5年3月 10 日現在

名称	所在地	応急期機能配置計画に掲載	備考
その他			
岩改小学校跡(広場)	香美市香北町岩改 972-2	○	・指定緊急避難場所
健康センターセレネ前広場	香美市香北町美良布 1211	○	・指定緊急避難場所
旧大栃高等学校	香美市物部町大栃 1926		・指定緊急避難場所(多目的棟1・2階)
旧岡ノ内小中学校	香美市物部町岡ノ内 235-6		・指定緊急避難場所(グラウンド)
旧久保小学校	香美市物部町久保沼井 207	○	・指定緊急避難場所(グラウンド)
旧五王堂小学校	香美市物部町五王堂 1115		・指定緊急避難場所(グラウンド)

(2) 指定緊急避難場所 (113 施設)・指定避難所 (88 施設)

令和5年2月7日現在

令和6年2月7日現在

施設（場所）名称	避難場所			避難所	所在地
	地震	洪水	土砂災害		
【土佐山田町】					
1 東町中部公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町東本町 4-2-30
2 土佐山田中央集会所	○	○	○	○	香美市土佐山田町旭町 1-3-18
3 山田高等学校（体育館）	○	○	○	○	香美市土佐山田町旭町 3-1-3
4 山田小学校（体育館）	○	○	○	○	香美市土佐山田町西本町 2-4-5
5 秦山町一丁目公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町秦山町 1-4-1
6 地域福祉センター土佐山田（プラザ八王子）	○	○	○	○	香美市土佐山田町 262-1
7 中組南部集会所	○	○	○	○	香美市土佐山田町 1023-イ
8 中央公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町宝町 2-1-27
9 土佐山田体育館	○	○	○	○	香美市土佐山田町宝町 2-7-15
10 平田公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町楠目 224-3
11 楠目小学校（体育館）	○	○	○	○	香美市土佐山田町楠目 391-2
12 市民グラウンド	○	○	○	---	香美市土佐山田町楠目 831
13 楠目地区公民館	---	○	○	---	香美市土佐山田町楠目 1045
14 鏡野中学校（体育館）	○	○	---	○	香美市土佐山田町楠目 1973
15 油石農業振興集会所	○	○	○	○	香美市土佐山田町楠目 2544
16 植公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町植 148
17 秦山公園野球場（土佐山田スタジアム）	○	○	○	○	香美市土佐山田町植 1252-2
18 秦山公園（ふれあい広場）	○	○	○	---	香美市土佐山田町植 1252-2
19 舟入小学校（体育館）	○	---	○	○	香美市土佐山田町山田 1218
20 明治地区多目的集会所	○	○	○	○	香美市土佐山田町山田 1385-1
21 八王子公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町山田 1749
22 加茂公民館	○	---	○	○	香美市土佐山田町加茂 335-2
23 香美農林合同庁舎	○	○	---	○	香美市土佐山田町加茂 777
24 林田集会所	○	○	○	○	香美市土佐山田町林田 561-1
25 船谷公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町船谷 343-1
26 片地地区多目的集会所	○	○	○	○	香美市土佐山田町宮ノ口 1-2
27 片地小学校（体育館）	○	○	○	○	香美市土佐山田町宮ノ口 9
28 高知工科大学（体育館）	○	○	○	○	香美市土佐山田町宮ノ口 185
29 仁井田公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町佐野 1642
30 森林研修センター	○	○	○	○	香美市土佐山田町大平 80

令和5年2月7日現在

施設（場所）名称	避難場所			避難所	所在地
	地震	洪水	土砂災害		
31 佐岡体育館	○	---	---	○	香美市土佐山田町本村 351
32 大後入公民館	○	○	---	○	香美市土佐山田町大後入 419
33 西後入公民館	○	○	---	○	香美市土佐山田町西後入 214
34 上改田公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町上改田 170-2
35 香長小学校（体育館）	○	○	○	○	香美市土佐山田町須江 32
36 農山村コミュニティセンター	○	○	○	○	香美市土佐山田町須江 36-1
37 須江公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町須江 386-1
38 新改公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町新改 398-4
39 宮上谷公民館	○	○	---	○	香美市土佐山田町曾我部川 1282
40 新改北部構造改善センター	○	○	○	○	香美市土佐山田町平山 484-1
41 北滝本複合集会所	○	○	---	○	香美市土佐山田町北滝本 177
42 河ノ川部落集会所	○	○	○	○	香美市土佐山田町角茂谷 1841
43 繁藤地区コミュニティセンター	○	○	---	○	香美市土佐山田町繁藤 3-1
44 繁藤老人憩の家	○	○	○	○	香美市土佐山田町繁藤 755-12
45 松本部落公民館	○	○	○	○	香美市土佐山田町松本 117-1
46 岩次公民館	○	---	○	○	香美市土佐山田町岩次 46-2
47 岩村地区公民館	---	---	○	---	香美市土佐山田町神通寺 370
【香北町】					
48 白石多目的運動広場	○	○	○	---	香美市香北町白石 434
49 白石公会堂	○	○	○	○	香美市香北町白石 472-1
50 根須公会堂	○	○	○	○	香美市香北町根須 535-4
51 香北体育センター	○	○	○	○	香美市香北町吉野 1188
52 農村広場	○	○	○	---	香美市香北町吉野 1225
53 佐敷公民館	○	○	---	○	香美市香北町西川甲 1601-3
54 保健福祉センター香北	○	○	○	○	香美市香北町葦生野 336-1
55 葦生野コミュニティセンター	○	○	○	○	香美市香北町葦生野 493
56 大宮小学校（体育館）	○	○	○	○	香美市香北町美良布 654-1
57 香北中学校（体育館）	○	○	○	○	香美市香北町美良布 892
58 香北武道館	○	○	○	○	香美市香北町美良布 908-1
59 基幹集落センター	○	○	○	○	香美市香北町美良布 1097
60 健康センターセレネ前広場	○	○	○	---	香美市香北町美良布 1211
61 本田集落センター	○	○	---	○	香美市香北町美良布 1511-3

施設（場所）名称	避難場所			避難所	所在地
	地震	洪水	土砂災害		
62 下野尻多目的運動広場	○	○	○	---	香美市香北町下野尻 61
63 下野尻集落センター	○	○	---	○	香美市香北町下野尻 368
64 太郎丸公会堂	○	---	○	○	香美市香北町太郎丸 158-1
65 北岩改公会堂	○	○	---	○	香美市香北町岩改 17-2
66 岩改小学校跡（広場）	○	○	○	---	香美市香北町岩改 972-2
67 萩野公民館	○	---	○	○	香美市香北町萩野 1223-3
68 橋川野集落センター	○	○	○	○	香美市香北町橋川野 161
69 白川上集会所	○	○	---	○	香美市香北町白川 561-3
70 暁霞公民館（広場）	○	○	---	---	香美市香北町五百蔵 1027-4
71 有瀬公民館	○	○	---	○	香美市香北町有瀬 772-1
72 日ノ御子公会堂	○	○	○	○	香美市香北町日ノ御子 548
73 谷相公民館	○	○	---	○	香美市香北町谷相 2073-2
74 三谷地区集会所	○	○	---	○	香美市香北町谷相 2478-1
75 朴ノ木公会堂	○	○	○	○	香美市香北町朴ノ木 561
76 永野コミュニティセンター	○	○	○	○	香美市香北町永野 2151-1
77 梅久保公民館	○	○	○	○	香美市香北町梅久保 234
78 清爪公会堂	○	---	---	○	香美市香北町清爪 527-1
79 猪野々集会所	○	○	---	○	香美市香北町猪野々 456
【物部町】					
80 庄谷相多目的集会所	○	○	---	○	香美市物部町庄谷相 1234-1
81 中谷川公会堂	○	○	---	○	香美市物部町中谷川 318
82 浦山公会堂	○	○	---	○	香美市物部町仙頭 1854-3
83 特別養護老人ホーム萑生郷	○	○	○	---	香美市物部町大栃 89-1
84 奥物部ふれあいプラザ	○	○	○	○	香美市物部町大栃 878-3
85 高齢者生活福祉センター「こづみ」	○	○	○	○	香美市物部町大栃 898-1
86 大栃区長事務所	○	○	○	○	香美市物部町大栃 1092-5
87 大栃小学校（体育館）	○	○	○	○	香美市物部町大栃 1177-3
88 南組公会堂	○	○	○	○	香美市物部町大栃 1226
89 香美市役所物部支所	○	○	○	---	香美市物部町大栃 1390-1
90 久保組公会堂	○	○	○	○	香美市物部町大栃 1575-1
91 大栃中学校（体育館）	○	○	○	○	香美市物部町大栃 1800-イ
92 旧大栃高等学校（多目的棟1・2階）	○	○	○	---	香美市物部町大栃 1926

施設（場所）名称	避難場所			避難所	所在地
	地震	洪水	土砂災害		
93 中屋公会堂	○	○	---	○	香美市物部町大柵 2064-3
94 大北組公会堂	○	○	○	○	香美市物部町大柵 2236
95 山崎老人憩の家	---	○	○	---	香美市物部町山崎 756-4
96 塩公会堂	○	○	---	○	香美市物部町山崎 1023-1
97 影仙頭集落センター	---	○	○	---	香美市物部町仙頭 902
98 小浜農産物直販所	---	○	---	---	香美市物部町小浜 732-4
99 根木屋公会堂	---	○	○	---	香美市物部町根木屋 309
100 岡ノ内公会堂	○	○	---	○	香美市物部町岡ノ内 188-1
101 旧岡ノ内小中学校（グラウンド）	○	○	---	---	香美市物部町岡ノ内 235-6
102 農林漁業体験実習館	○	○	○	○	香美市物部町別府 373-5
103 高井多目的集会所	○	○	---	○	香美市物部町久保高井 131-1
104 旧久保小学校（グラウンド）	○	○	---	---	香美市物部町久保沼井 207
105 影公会堂	---	○	---	---	香美市物部町久保影 120-1
106 笹上公会堂	---	○	○	---	香美市物部町笹 1063-2
107 五王堂分団屯所	---	○	---	---	香美市物部町五王堂 943-7
108 旧五王堂小学校（グラウンド）	○	○	---	---	香美市物部町五王堂 1115
109 黒代公会堂	---	○	---	---	香美市物部町黒代 295
110 神池分団屯所	○	○	---	○	香美市物部町神池 2045-3
111 椿佐古公会堂	○	○	---	○	香美市物部町椿佐古 369・370
112 平井公会堂	○	○	---	○	香美市物部町柳瀬 1359
113 市宇公会堂	---	○	---	---	香美市物部町市宇 470-1

- 〔備考〕
- 1 避難場所として指定した場所又は施設には、「避難場所」欄の各欄（「地震」欄、「洪水」欄又は「土砂災害」欄）のいずれかに○印を付した。なお、各欄に付した○印は、当該避難場所の対象とする異常な現象を意味する。
 - 2 避難所として指定した施設には、「避難所」欄に○印を付した。
 - 3 「施設（場所）名称」欄に「グラウンド」又は「広場」と付記している場合には、同所在地に建物があったとしても当該建物は避難場所又は避難所として指定していない。

(3) 福祉避難所 (4 施設)

令和5年3月10日現在

No.	避難所 (協定)	所 在 地
1	特別養護老人ホーム 白寿荘	香美市香北町永野 2152
2	養護老人ホーム 白寿荘	香美市香北町永野 2100
3	特別養護老人ホームウエルブラザやまだ荘	香美市土佐山田町秦山町 3-4-20
4	特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス好日館	香美市土佐山田町 550-6
5	サービス付き高齢者向け住宅あさひ・デイサービス太陽	香美市土佐山田町旭町 4-2-30
6	サービス付き高齢者向け住宅あさひⅡ	香美市土佐山田町旭町 4-2-33

(4) 広域福祉避難所 (7 施設)

令和5年3月10日現在

No.	避難所 (協定)	所 在 地
1	かがみの育成園	香美市土佐山田町楠目 3660
2	障害者支援施設白ゆり	香美市土佐山田町山田 1192-1
3	ワークセンター白ゆり	香美市土佐山田町山田 1319
4	ワークセンター第二白ゆり	香美市土佐山田町山田 1189-1
5	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町山田 1361
6	ウィッシュかがみの	南国市陣山 531-1
7	南海学園	南国市大桶乙 2288

5 災害危険箇所に関する資料

(1) 地すべり防止区域（国土交通省所管）

指定 番号	区域名	所 在 地		指定年月日	告示 番号	指定 面積 (ha)	区 域 内 の 保 全 対 象					
							保全人家		公 共 施 設 ・ 建 物			
							人家 (戸)	対象 人員 (人)	国道 (m)	県道 (m)	市道 (m)	農道 (m)
34	猪野々	香北町	猪野々	S36. 4. 8	995	21. 60	47	272		1, 125		
52	繁藤	土佐山田町	繁藤	S48. 4. 4	832	7. 50	22	208	300			
100	引地	土佐山田町	曾我部川	H12. 6. 9	1509	9. 76	4				340	130

(2) 地すべり防止区域（林野庁所管（治山林道課））

区域名	所 在 地	指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号	備 考
笹	香美市物部町笹	19. 13	S49. 5. 10	385	概成

(3) 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管（農業基盤課））

区域名	指定年月日	告示番号	所 在 地	関係戸数	指定面積 (ha)
佐 竹	S52. 3. 26	308	土佐山田町佐竹	14	16. 50

(4) 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

番号	区 域 名	所在地		危険 箇所 面積 (ha)	区 域 内 の 保 全 対 象											
					保全人家		公 共 施 設 ・ 建 物									
					人家 (戸)	対象 人員 (人)	国道 (m)	県道 (m)	市道 (m)	農道 (m)	林道 (m)	鉄道 (m)	大学 施設 (数)	高校 宿舎 (数)	学校 (数)	ダム (数)
17(R)	笹(R)	物部	笹	6.2	2	5										
21(N)	佐竹 (N)	土佐山田町	佐竹	9.2	3	8										
27	繁藤	土佐山田町	繁藤	12.0	3	8	300									
28	上穴内	土佐山田町	上穴内	6.4	0	0			300			1	1			
79	逆川	土佐山田町	逆川	5.5	6	15			110							
80	本村	土佐山田町	本村	31.2	34	85		400						1		
81	有谷	土佐山田町	有谷	14.8	3	8			400							
82	大根木	香北町	大根木	20.4	13	33			2,000							
83	有瀬	香北町	有瀬	23.3	25	63			1,450							
84	横谷	香北町	横谷	71.0	29	73		1,100			400					
85	谷相	香北町	谷相	15.1	13	33			3,000							
86	蕨野	香北町	蕨野	2.1	9	23	1,500		700							1
87	清爪	香北町	清爪	5.7	10	25		3,000	500							
88	中谷川	物部町	中谷川	11.0	3	8	500		1,500							
89	日比原	香北町	日比原	96.4	24	60		2,250								
90	猪野々	香北町	猪野々	68.2	51	128		1,125								
91	松床	香北町	松床	7.3	6	15			1,600							
92	楮佐古	物部町	楮佐古	76.3	34	85			5,750							
93	平井	物部町	平井	50.3	19	48			1,400							
94	立花	物部町	立花	10.3	14	35		2,000								
95	神池	物部町	神池	13.5	11	28			3,300							
96	黒代	物部町	黒代	8.8	4	10				4,000						
97	大屋敷	物部町	大屋敷	11.1	5	13		300								
98	南池	物部町	南池	8.7	3	8		200	450							
326-2(R)	大久保下(R)	香北町	猪野々	22.2	8	20										

《出典》 土砂災害警戒区域等の基礎調査

(5) 地すべり危険地区（林野庁所管）

① 国有林

地 区 名	位 置	公 共 施 設 等		
		人家戸数	公共施設建物	道 路
猪野々山	香北町猪野々山 14	8	2	林道
ヒカリ石	物部町久保和久保ヒカリ石 91	12	2	林道
楮佐古山	物部町楮佐古楮佐古山 18.19	1		林道
楮佐古山	物部町楮佐古楮佐古山			林道
西笹山	物部町楮佐古西笹山			県道
安野山	物部町久保安野山 27.28	5	2	林道
岩洗山	物部町久保岩洗山 29	15	1	林道、市道

② 民有林直轄以外

所 在 地	公 共 施 設 等		
	人家戸数	公共施設建物	道 路
土佐山田町西谷	1		市道
土佐山田町東川	14		市道
香北町大谷	29		林道
香北町大久保	29		林道
香北町大久保	54		林道
香北町大屋敷	25		林道
香北町古井	18		林道
香北町河野	17		林道
物部町笹	17		林道
物部町安野尾			林道
物部町仙頭	12		国道
物部町岡ノ内	66	2	国道
物部町百尾	22		国道
物部町別役	39		林道
物部町別役	7		林道
物部町小峯	29		
物部町庄谷相	40		林道
物部町久保高井	55		県道

(6) 地すべり危険地区（農村振興局所管）

所 在 地	指定面積 (ha)	人家 (戸)	農 業 施 設	
			農 道	水 路
香北町南岩改	7.00	10	200m	200m
香北町大谷	9.00	12	300m	200m
土佐山田町大後入	27.00	5	300m	750m
香北町有瀬	32.80	15	800m	500m
土佐山田町平山	51.00	14	500m	800m

(7) 急傾斜地崩壊危険区域 (国土交通省所管)

番号	区 域 名	所 在 地	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)	保全人家 (戸)
221	繁藤	土佐山田町繁藤	S54. 7. 31	423	4. 70	29
742	檜の谷	土佐山田町檜谷	H7. 2. 17	72	2. 97	20
804	永野 (西)	香北町永野	H9. 3. 7	134	1. 99	11
874	繁藤 (南)	土佐山田町繁藤	H12. 2. 4	57	0. 40	10
918	永野 (中)	香北町永野	H14. 3. 5	87	1. 45	13
949	間	土佐山田町間	H15. 3. 25	178	0. 99	12
980	五百蔵	香北町五百蔵	H18. 1. 6	26	1. 29	11
981	高瀬	土佐山田町繁藤	H18. 1. 6	26	2. 86	15
980-1	五百蔵	香北町五百蔵	H19. 2. 2	75	0. 28	
1019	香北町永野 (東)	香北町永野字大東 他	H20. 11. 28	703	1. 21	
1032	角茂谷	土佐山田町角茂谷字追廻シ他	H22. 8. 10	490	0. 06	2
1032-1	角茂谷		H23. 11. 18	744	0. 36	6
1032-2	角茂谷		H26. 5. 16	324	0. 419	1
1032-3	角茂谷		H27. 12. 22	711	0. 05	2

《出典》 土砂災害警戒区域等の基礎調査

(8) 急傾斜地崩壊危険箇所 (国土交通省所管)

① 総括表

平成19年12月13日現在

地域名	斜 面 I	斜 面 II	斜 面 III	計
土佐山田町	40	204	9	253
香北町	40	137	0	177
物部町	69	223	0	292
計	149	564	9	722

② 土佐山田町

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）調査表 （斜面区分：自然斜面）

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
529	間 1	土佐山田町間牛作	200	8		市道 200	保(一)	H15. 3. 25
530	逆川 1	土佐山田町逆川土居	100	2		市道 100		
531	逆川 2	土佐山田町逆川植田	200	10		県道 150		
532	逆川 3	土佐山田町逆川石本	100	9		県道 100	保(一)	
533	逆川 4	土佐山田町逆川大ノ谷	150	7		市道 150		
534	平山 1	土佐山田町平山下ヒヨダ	150	4		市道 100		
535	繁藤(南)	土佐山田町繁藤ヒトキダ	100	7	郵便局 1	国道 100		H12. 2. 4
536	檜谷 1	土佐山田町檜谷オセンドウ	200	8		県道 200		H7. 2. 17
537	西又 1	土佐山田町西又天神	50	1		他道路 50		
538	駅前町 1	土佐山田町駅前町南カイコヤ	200	3	警察駐在所 2	国道 150	地(一)	
539	繁藤	土佐山田町繁藤追廻	200	4		国道 200		
540	大法寺 4	土佐山田町大法寺	200	3	公民館 1	市道 200		
541	繁藤 1	土佐山田町大法寺休場	60	13	公民館 1	県道 100		S54. 7. 31
542	間 2	土佐山田町間牛作	60	5				
543	加茂 1	土佐山田町加茂	50	5		市道 100		
544	北本町一丁目	土佐山田町北本町一丁目	100	6		市道 100		
546	北本町二丁目1	土佐山田町北本町二丁目	50	4		市道 50		
547	北本町二丁目2	土佐山田町北本町二丁目	60	8		市道 60		
548	楠目 1	土佐山田町楠目予岳	50	1		市道 50		
549	大平 1	土佐山田町佐野	40	1		市道 40		
550	宮ノ口 1	土佐山田町宮ノ口	40	2		市道 40		
551	杉田 1	土佐山田町杉田	70	1		市道 30 国道 70		
552	新改 1	土佐山田町新改横走	100	4		市道 100		
553	木村 5	土佐山田町木村	100	1		市道 100 国道 60		
554	影山 1	土佐山田町影山	25	1	集会所 1	県道 25		
555	逆川 19	土佐山田町逆川	25		公民館 1	県道 30		
556	逆川 20	土佐山田町逆川	40		旅館 1	県道 40		
557	楠目 2	土佐山田町楠目伏原	50		廃棄物処理場 1			
558	植 1	土佐山田町植杖坂	30	5	ゴルフ管理棟 1	市道 30		
559	入野 1	土佐山田町入野	60	4				
560	本村 1	土佐山田町本村	30	2		市道 50		
561	本村 2	土佐山田町本村	40	1		市道 40		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
562	有谷 1	土佐山田町有谷	100	2	集会所 1	市道 70		
563	佐竹 1	土佐山田町佐竹	150	2	公民館 1	市道 150		
564	大後入 1	土佐山田町大後入	50	2		市道 50		
565	曾我部川 1	土佐山田町曾我部川	50	1	公民館 1	市道 30		
566	平山 2	土佐山田町平山	150	1	学校 保育所 2	市道 100		
567	平山 3	土佐山田町平山	40	1	公民館 1	市道 20		
568	平山 4	土佐山田町平山	40	5		市道 40		
569	高瀬 1	土佐山田町繁藤高瀬	70	3		県道 70		H18.1.6
小計	40 箇所							

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）調査表 （斜面区分：自然斜面）

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1292	中村	土佐山田町楠目	30					
1293	油谷 1	土佐山田町油谷	22	4				
1294	油谷 2	土佐山田町油谷	20					
1296	植 3	土佐山田町植	40					
1297	八王子谷	土佐山田町北本町 2 ナベ山	40	4				
1298	北組西 1	土佐山田町植北組西	30	0				
1299	神母ノ木	土佐山田町神母ノ木上舟渡	20	1				
1300	加茂 2	土佐山田町加茂杉尾	15	1		県道 20		
1301	逆川 5	土佐山田町逆川谷	50	4		市道 10		
1302	逆川 6	土佐山田町逆川石本	20	1		県道 20		
1303	逆川 7	土佐山田町逆川植田屋敷	30	4		県道 20		
1304	逆川 8	土佐山田町逆川崎の谷	20	2		県道 20		
1305	新改 2	土佐山田町新改小山田	25			市道 30		
1306	新改 3	土佐山田町新改小山田	35	3				
1307	新改 4	土佐山田町新改横走	20			市道 20		
1309	大法寺 5	土佐山田町大法寺ヒメガタニ	30	3				
1310	大法寺 6	土佐山田町大法寺えび谷	30	1		市道 21		
1311	大平 2	土佐山田町大平	30	1				
1312	本村 3	土佐山田町本村	30	2				
1313	平山 5	土佐山田町平山下ヒヨダ	30	1		市道 20		
1314	平山 6	土佐山田町平山中峰	80	4				
1315	平山 7	土佐山田町平山中峰	50	2		市道 20		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1316	西の谷	土佐山田町平山西の谷	100	3				
1317	東川 1	土佐山田町東川	50	3				
1318	平山 8	土佐山田町東川ミコヤシキ	60	3		県道 100		
1319	平山 9	土佐山田町東川	50	1		市道 15		
1320	平山 10	土佐山田町東川	70	2		県道 100		
1321	東川 2	土佐山田町東川東の谷	30	1		県道 100		
1322	曾我部川 2	土佐山田町曾我部川中屋	100			市道 50		
1323	北滝本 3	土佐山田町北滝本ヒウチ谷	20	1		市道 50		
1324	北滝本 4	土佐山田町北滝本ヒウチ谷	15	1		市道 20		
1325	北滝本 5	土佐山田町北滝本ヒウチ谷	25			市道 20		
1326	北滝本 6	土佐山田町北滝本	30			市道 20		
1327	北滝本 7	土佐山田町北滝本	50			国道 200		
1328	北滝本 8	土佐山田町北滝本	20			国道 200		
1329	北滝本 1	土佐山田町北滝本	30	1		国道 200		
1330	繁藤 2	土佐山田町繁藤東井の谷	25	6		国道 200		
1331	高瀬 2	土佐山田町繁藤西井の谷	50	2		国道 500		H18. 1. 6
1332	榎谷 2	土佐山田町榎谷池ナロ	250	1				
1333	榎谷 3	土佐山田町榎谷岡田	15	1		県道 20		
1334	榎谷 4	土佐山田町榎谷岡田	20	3		県道 60		
1335	西又 2	土佐山田町西又大栃谷	80			林道 60		
1336	西又 3	土佐山田町西又モミガヒラ	30			林道 60		
1337	河の川 1	土佐山田町河の川シモガヒラ	70	4		林道 60		
1338	河の川 2	土佐山田町角茂谷へ助池	150	3		林道 60		
1339	河の川 3	土佐山田町角茂谷下ナガラモト	30			林道 60		
1340	河の川 4	土佐山田町角茂谷下ナガラモト	100			林道 60		
1341	追廻 1	土佐山田町追廻ツキ出	30	4		国道 鉄道 350	他(一)	
1342	追廻 2	土佐山田町角茂谷藤ノ瀬	350	6		市道 5		
1343	駅前町 3	土佐山田町繁藤カイコヤ	400	1		国道 鉄道 350	保(全) 地(全)	
1344	駅前町 2	土佐山田町繁藤南カイコヤ	100	5		国道 鉄道 350	保(全) 地(全)	
1345	大平 3	土佐山田町大平高川原	30	2				
1346	北本町 二丁目 3	土佐山田町土佐山田ナベ山	15	5				
1347	植 4	土佐山田町植植	10	1				
1348	前山1	土佐山田町土佐山田前山	30			市道 150		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1349	上改田	土佐山田町上改田	10	7		市道 50		
1350	油石	土佐山田町楠目油石	20					
1351	入野 4	土佐山田町入野ヒヨテ丸	15			市道 20		
1352	影山 2	土佐山田町影山東土居	10	5		河川 30		
1353	東川 3	土佐山田町東川アマガセ	15	2		県道 50		
1354	平山 11	土佐山田町平山西山	20	2		市道 10		
1355	中後入 1	土佐山田町中後入ヒウチ谷	35	1		市道 40		
1356	楠目 3	土佐山田町楠目平田	40	2		市道 20		
1357	楠目 4	土佐山田町楠目平田	20	2		市道 20		
1358	楠目 5	土佐山田町楠目平田	50	2		市道 50		
1359	楠目 6	土佐山田町楠目平田	30			市道 30		
1365	間 7	土佐山田町間	50			市道 50		
1366	間 8	土佐山田町間	100	4		市道 100		
1367	町田 3	土佐山田町町田	40	1		県道 40		
1368	加茂 3	土佐山田町加茂	40	2		市道 40		
1369	逆川 9	土佐山田町逆川	30	3		県道 30		
1370	逆川 10	土佐山田町逆川	40	3		市道 40		
1372	逆川 12	土佐山田町逆川	40	2		市道 40		
1373	逆川 14	土佐山田町逆川	50	1		市道 50		
1374	逆川 13	土佐山田町逆川	35	3		市道 35		
1375	逆川 15	土佐山田町逆川	60	3		市道 60		
1377	逆川 17	土佐山田町逆川アラタニ	50	2		市道 50		
1379	植 5	土佐山田町植	40	3		県道 40		
1381	前山 3	土佐山田町土佐山田前山	40	3		市道 40		
1384	楠目 7	土佐山田町楠目油石	40			市道 40		
1386	楠目 8	土佐山田町楠目予岳	35			市道 35		
1388	楠目 10	土佐山田町楠目伏原	40	3		市道 40		
1390	楠目 12	土佐山田町楠目	40			市道 40		
1391	植 6	土佐山田町植杖坂	25	1		市道 25		
1392	楠目 13	土佐山田町楠目油石	20	1		市道 20		
1393	佐野 1	土佐山田町佐野	50			市道 50		
1394	杉田 2	土佐山田町杉田	40	2		国道 40		
1395	杉田 3	土佐山田町杉田下杉田	40	5		国道 40		
1397	宮ノ口 3	土佐山田町宮ノ口宮ノ口	40	1		国道 40		
1399	佐竹 3	土佐山田町佐竹	20			市道 20		
1400	新改 5	土佐山田町新改西の谷	25			市道 25		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1402	新改 6	土佐山田町新改西の谷	25	2		市道 25		
1403	新改 7	土佐山田町新改西の谷	35	1		市道 35		
1404	新改8	土佐山田町新改	50	3		市道 50		
1405	新改9	土佐山田町新改	20			市道 20		
1406	新改10	土佐山田町新改	45			市道 20		
1407	大法寺7	土佐山田町大法寺	30	2		市道 30		
1408	大法寺 8	土佐山田町大法寺	20	2		市道 20		
1409	大法寺 9	土佐山田町大法寺	25	2		市道 25		
1410	大法寺 10	土佐山田町大法寺	30			市道 30		
1411	大法寺 11	土佐山田町大法寺	25			市道 25		
1412	大平 4	土佐山田町大平	40	2		市道 40		
1414	西後入 6	土佐山田町西後入	20	5		市道 20		
1415	本村 4	土佐山田町本村	20			市道 20		
1416	有谷 2	土佐山田町有谷	50	1		県道 50		
1418	有谷 3	土佐山田町有谷	30	1		市道 30		
1419	有谷 4	土佐山田町有谷 2	30	1		市道 30		
1420	有谷 5	土佐山田町有谷	20	1		市道 20		
1421	有谷 6	土佐山田町有谷 3	50	1		市道 50		
1422	有谷 7	土佐山田町有谷 4	20	1		市道 20		
1423	曾我部川 3	土佐山田町曾我部川	40	1		市道 40		
1424	入野 2	土佐山田町入野	30			市道 30		
1425	曾我部川 4	土佐山田町曾我部川	30	1		市道 30		
1426	曾我部川 5	土佐山田町曾我部川	35	2		市道 35		
1427	曾我部川 6	土佐山田町東川	30			市道 30		
1428	曾我部川 7	土佐山田町東川	25	2		市道 25		
1429	曾我部川 8	土佐山田町東川休場	50	4		市道 50		
1430	曾我部川 9	土佐山田町東川休場	50	2		市道 50		
1431	大法寺 1	土佐山田町大法寺	30	1		市道 30		
1432	大法寺 12	土佐山田町大法寺	50	3		市道 50		
1433	東川 4	土佐山田町東川	35	3		市道 35		
1434	東川 5	土佐山田町東川	30			市道 30		
1435	東川 6	土佐山田町東川	40			県道 40		
1436	大法寺 2	土佐山田町大法寺	20	1		市道 20		
1437	大法寺 13	土佐山田町大法寺	35	1		市道 35		
1438	大法寺 14	土佐山田町大法寺	30			市道 30		
1440	西後入 1	土佐山田町西後入コミガ谷	30			市道 30		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1441	西後入 2	土佐山田町西後入コミガ谷	30			市道 30		
1442	西後入 3	土佐山田町西後入コミガ谷	30	2		市道 30		
1443	西後入 4	土佐山田町西後入	30	1		市道 30		
1444	西後入 5	土佐山田町西後入	50	4		市道 50		
1445	大後入 2	土佐山田町大後入	25			市道 25		
1446	大後入 3	土佐山田町大後入	30	1		市道 30		
1448	曾我部川 10	土佐山田町曾我部川	25	3		市道 25		
1449	曾我部川 11	土佐山田町曾我部川	30	2		市道 30		
1451	曾我部川 13	土佐山田町曾我部川	30	1		市道 30		
1452	曾我部川 14	土佐山田町曾我部川	40			市道 40		
1453	曾我部川 15	土佐山田町曾我部川	50	1		市道 50		
1455	平山 12	土佐山田町平山	40			市道 40		
1456	東川 7	土佐山田町東川	50	1		市道 50		
1457	東川 8	土佐山田町東川	30	1		市道 30		
1458	東川 9	土佐山田町東川西の谷	40	1		市道 40		
1460	北滝本 9	土佐山田町北滝本	80			市道 80		
1461	北滝本 10	土佐山田町北滝本	100	3		市道 100		
1462	平山 13	土佐山田町平山	40			市道 40		
1463	角茂谷 1	土佐山田町角茂谷	40	5		市道 40		
1464	北滝本 11	土佐山田町北滝本	50			国道 50		
1465	北滝本 2	土佐山田町北滝本	50	1				
1466	角茂谷 2	土佐山田町角茂谷	30	1		市道 30		
1467	上穴内	土佐山田町上穴内	30	1		県道 30		
1468	榎谷 5	土佐山田町榎谷	50			県道 50		
1469	榎谷 6	土佐山田町榎谷	50	2		県道 50		
1472	影山 4	土佐山田町影山	30	3		市道 30		
1473	逆川 18	土佐山田町逆川	40			市道 40		
1474	大平 5	土佐山田町大平	40	3		市道 40		
1475	新改 11	土佐山田町新改	50	1		市道 50		
1476	入野 3	土佐山田町入野	45	1		県道 45		
1478	本村 6	土佐山田町本村	25			市道 30		
1479	西後入 8	土佐山田町西後入	30	2		市道 30		
1480	中後入 3	土佐山田町中後入	30	1		市道 20		
1481	中後入 4	土佐山田町中後入	20	2		市道 15		
1482	中後入 5	土佐山田町中後入	15			市道 20		
1483	佐竹 4	土佐山田町佐竹	40	2		市道 40		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1484	佐竹 5	土佐山田町佐竹	20	1		市道 20		
1485	佐竹 6	土佐山田町佐竹	15			市道 15		
1487	佐竹 7	土佐山田町佐竹	30	1		市道 30		
1488	曾我部川 16	土佐山田町曾我部川	30	1		市道 30		
1489	曾我部川 17	土佐山田町曾我部川	30	2		市道 30		
1490	大法寺 3	土佐山田町大法寺	40	1		市道 40		
1492	東川 11	土佐山田町東川	20			市道 20		
1493	東川 12	土佐山田町東川	35	1		市道 35		
1495	西後入 7	土佐山田町西後入	40	2		市道 40		
1496	中後入 6	土佐山田町中後入	20			市道 20		
1497	中後入 7	土佐山田町中後入	35			市道 35		
1498	曾我部川 18	土佐山田町曾我部川	40	1		市道 40		
1499	平山 14	土佐山田町平山	150	3		市道 150		
1501	東川 14	土佐山田町東川東ノ谷	40	1		市道 40		
1502	北滝本 12	土佐山田町北滝本ヒウチ谷	50	3		国道 50		
1503	北滝本 13	土佐山田町北滝本	50	1		国道 50		
1504	角茂谷 3	土佐山田町角茂谷河の川	40	1		市道 40		
1505	角茂谷 4	土佐山田町角茂谷河の川	150	2		市道 150		
1506	角茂谷 5	土佐山田町角茂谷	100			市道 100		
1507	西又 4	土佐山田町西又	50	4		市道 50		
小計	183 箇所							

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）調査表 （斜面区分：人工斜面）

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1360	影山 3	土佐山田町影山	40			市道 40		
1361	間 3	土佐山田町間	40			市道 40		
1362	間 4	土佐山田町間	50			市道 50		
1363	間 5	土佐山田町間	40	2		市道 40		
1364	間 6	土佐山田町間	30	1		市道 30		
1371	逆川 11	土佐山田町逆川	30	1		市道 30		
1376	逆川 16	土佐山田町逆川	50	3		市道 50		
1380	前山 2	土佐山田町土佐山田前山	40	10		市道 40		
1383	北本町二丁目4	土佐山田町土佐山田北本町二丁目	30	2		市道 30		
1387	楠目 9	土佐山田町楠目伏原	25			市道 25		
1389	楠目 11	土佐山田町楠目	25	1		市道 25		
1396	宮ノ口 2	土佐山田町杉田下杉田	40			国道 40		
1398	佐竹 2	土佐山田町佐竹	15	2		市道 15		
1413	佐野 2	土佐山田町佐野仁井田	50	1		市道 50		
1417	中後入 2	土佐山田町中後入	30	2		県道 30		
1450	菅我部川 12	土佐山田町菅我部川	50			市道 50		
1459	東川 10	土佐山田町東川西の谷	30	8		市道 30		
1471	間 9	土佐山田町間	10	2		市道 10		
1486	大平 6	土佐山田町佐竹	30	2		市道 30		
1494	大後入 4	土佐山田町大後入	30	1		市道 30		
1500	東川 13	土佐山田町東川	40	2		市道 40		
小計	21 箇所							

■ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）調査表

箇所 番号	箇所名	位置	準ずる斜面 の延長 (m)	保 全 対 象		他事業の区域指定
				市町村人口 (戸)	公共施設 (m)	
15	間 10	土佐山田町間	200		市道 200	
16	林田	土佐山田町林田	320	1	市道 320	
17	加茂 4	土佐山田町加茂	150		市道 150	
18	町田 1	土佐山田町町田	180	7	市道 180	
19	町田 2	土佐山田町町田	550	3		
20	楠目 14	土佐山田町楠目	320	2	河川 320	
21	楠目 15	土佐山田町楠目	400		市道 400	
22	大法寺 15	土佐山田町大法寺	430	6	河川 430	

箇所 番号	箇所名	位置	準ずる斜面 の延長 (m)	保 全 対 象		他事業の区域指定
				市町村人口 (戸)	公共施設 (m)	
23	大法寺 16	土佐山田町大法寺	300		河川 300	
小計	9 箇所					

③ 香北町

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）調査表 （斜面区分：自然斜面）

箇所番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
473	白川下	香北町白川白川下	350	9	公民館 1	県道 500 市道 100		
474	毛田	香北町白川毛田	200	9	公民館 1	市道 300		
475	五百蔵 1	香北町五百蔵五百蔵	500	22	公民館 1	県道 市道 600		H18. 1. 6
476	橋川野	香北町橋川野橋川野	60	10				
477	萩野 1	香北町萩野萩野	80	6		県道 100		
478	市原	香北町岩改市原	50	4		市道 50		
479	日の御子 1	香北町日の御子日の御子	300	14		市道 150	保(一)	
480	峰	香北町日の御子峰	200	1		県道 200 市道 300		
481	中谷 1	香北町中谷中谷	100	6	公民館 1	市道 100		
482	ツガノ瀬	香北町谷相ツガノ瀬	200	1	小学校 1	市道 300		
483	竹ノ中	香北町谷相竹ノ中	150	4		市道 150		
484	寺ノ上	香北町朴ノ木寺ノ上	300	3		市道 300		
485	栗ノ木	香北町西川栗ノ木	50	1				
486	千萱	香北町西川千萱	60	2		県道 30		
487	永野（中）	香北町永野中西	300	16		市道 300		H14. 3. 5
488	根須1	香北町根須根須	100	2		市道 100		
489	大井平1	香北町大井平大井平	100	4		市道 100		
490	梅久保1	香北町梅久保梅久保	100	1		市道 80		
491	梅久保2	香北町下奈呂下奈呂	50	2		市道 70		
492	日浦込 1	香北町日浦込日浦込	150	5		県道 100		
493	清爪 1	香北町清爪清爪	150	8		市道 60		
494	蕨野	香北町蕨野蕨野	60	13		国道 80		
495	日比原 1	香北町日比原日比原	100	2		市道 100		
496	上柚ノ木	香北町猪野々上柚ノ木	120	11				
497	下柚ノ木	香北町猪野々下柚ノ木	160	5		市道 100		
498	猪野々18	香北町猪野々奈呂	150	6	小学校 1	県道 150 市道 100	砂(一)	
499	永瀬 1	香北町永瀬永瀬	60	6	公民館 1	県道 90 市道 100		
500	棕屋敷	香北町有瀬棕屋敷	100	3	公民館 1	市道 200		
501	朴ノ木 3	香北町朴ノ木	100			市道 50		
502	吉野 1	香北町吉野	120	1		市道 120		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
503	中谷 2	香北町中谷	120	1	公民館 1	市道 120		
504	永野 1	香北町永野中野	70	2		市道 70		
505	香北町永野 (東)	香北町永野中西	150	10		市道 150		
506	白石 1	香北町日浦込和田	70	7		県道 70 市道 70		
507	猪野々1	香北町猪野々大奈呂	80	8		市道 80		
508	猪野々2	香北町猪野々末床	40	3	公民館 1	市道 40		
509	河野 1	香北町河野	50	1	集会所 1	林道 50		
510	太郎丸 1	香北町太郎丸竹屋敷	55	4		市道 55		
511	萩野 2	香北町萩野	50	5		市道 70		
512	北岩改	香北町岩改北岩改	45	4		市道 50		
小計	40 箇所							

■ 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ) 調査表 (斜面区分: 自然斜面)

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1034	西平	香北町白川西平	40	1		県道 50		
1035	西平上	香北町白川西平	40	4				
1036	大根木	香北町白川大根木	55	1		市道 100		
1037	夫婦栗	香北町五百蔵夫婦栗	50	1				
1038	市川下	香北町五百蔵市川下	40					
1039	市川	香北町五百蔵市川	60	4				
1040	坂本 1	香北町五百蔵坂本	45			県道 100 市道 50 市道 20		
1041	ゲロク	香北町岩改ゲロク	35			市道 20		
1042	ジョリキ	香北町岩改ジョリキ	60	2				
1043	ソゲウエ	香北町岩改ソゲウエ	60	3				
1044	熊淵	香北町岩改熊淵	60	2				
1045	若ガラ	香北町岩改若ガラ	40	3		市道 50		
1046	堂ノ本	香北町岩改堂ノ本	60	2				
1047	押宇土下	香北町岩改押宇土	60	1		市道 100		
1048	押宇土上	香北町岩改押宇土	60	1				
1049	宮ノ本	香北町岩改宮ノ本	80	3				
1050	檜ヶ谷	香北町岩改檜ヶ谷	40	2				
1051	上平	香北町五百蔵上平	50	5				

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1052	新田	香北町有瀬新田	50	1		市道 50		
1053	岸田	香北町有瀬岸田	30	7				
1054	馬坂	香北町有瀬馬坂	50	3		県道 60		
1055	有瀬 1	香北町有瀬有瀬	50	2				
1056	坂本 2	香北町有瀬坂本	60	4				
1057	西峯	香北町西峯西峯	80	1				
1058	柳川	香北町日の御子柳川	50	1		市道 70		
1059	横谷 1	香北町横谷横谷	45	1				
1060	中谷下	香北町中谷中谷	60	4		市道 30		
1061	中谷上	香北町中谷中谷	45					
1062	前山 4	香北町中谷	30					
1063	朴ノ木 4	香北町朴ノ木	60	6				
1064	大谷下	香北町西川栗の木	100	2		市道 100		
1065	大谷中	香北町西川佐敷	80	5		市道 80		
1066	大谷上	香北町西川胡麻尻	60	2		市道 60		
1067	大谷南	香北町西川佐敷	60	3				
1068	久保川	香北町西川佐敷	40	1				
1069	佐敷	香北町西川文代	35	1		県道 100		
1070	西川 10	香北町西川久保川	40	1		県道 50		
1071	西川 11	香北町西川久保川	50	4		県道 30		
1072	橋ノ本	香北町永野中西	60	1				
1073	柚ノ木谷西	香北町梅久保柚ノ木谷	70	3				
1074	柚ノ木谷東	香北町日浦込和田	50	1				
1075	日浦込 2	香北町日浦込和田	40	1		県道 40		
1076	白石 2	香北町白石下奈路	35	1				
1077	下白石	香北町白石下白石	40	2				
1078	大谷口	香北町清爪宮ノ奈路	50	2		県道 40		
1079	初田	香北町猪野々初田	30	2				
1080	西浦	香北町猪野々奈路	50	2				
1081	西浦下	香北町猪野々西浦	35	1				
1082	松床	香北町猪野々西浦	50	1				
1083	永瀬 2	香北町永瀬	45	2				
1084	五百蔵 2	香北町五百蔵市川	50			県道 50		
1085	五百蔵 3	香北町五百蔵市川	45	2		市道 45		
1086	太郎丸 2	香北町太郎丸岩改口	45	3		市道 45		
1087	太郎丸 3	香北町太郎丸岩改口	50	8		国道 50		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1088	萩野3	香北町萩野	30	2		県道 30		
1089	萩野 4	香北町萩野	30	4		市道 30		
1090	美良布 1	香北町美良布竹屋敷	45			市道 45		
1091	美良布 2	香北町美良布竹屋敷	55	4		市道 55		
1092	有川	香北町有川	50	1		市道 50		
1093	朴ノ木 1	香北町朴ノ木	80	2		市道 80		
1094	美良布 3	香北町美良布	60			市道 80		
1095	韭生野 1	香北町韭生野	40	5		市道 40		
1096	韭生野 2	香北町韭生野	30	2		市道 30		
1097	吉野 2	香北町吉野	35	4		市道 35		
1098	吉野 3	香北町吉野	50			市道 50		
1099	吉野 4	香北町吉野	40			市道 40		
1100	根須 2	香北町根須小吉野	25	1		国道 25		
1101	日の御子 4	香北町日の御子柳川	30			林道 30		
1102	日の御子 5	香北町日の御子柳川	30	1		林道 30		
1103	日の御子 2	香北町日の御子ジंगा	35	2		林道 35		
1104	横谷 2	香北町横谷	25			林道 25		
1105	朴ノ木 2	香北町朴ノ木	100	1		林道 100		
1106	根須 3	香北町根須小吉野	70	1		国道 70		
1107	大井平 2	香北町大井平	40	1		林道 40		
1108	大束	香北町大束大屋敷	30			市道 30		
1109	根須 4	香北町根須	50	4		市道 50		
1110	根須 5	香北町根須	50	3		市道 50		
1111	清爪 2	香北町清爪	40	2		市道 40		
1112	永瀬 3	香北町	50			県道 50		
1113	猪野々3	香北町猪野々	40	2		市道 40		
1114	日比原 2	香北町日比原	30	2		市道 30		
1115	日比原 3	香北町日比原	40	3		市道 40		
1116	日比原 4	香北町日比原	50	3		市道 50		
1117	永瀬 4	香北町永瀬	100			県道 100		
1118	猪野々4	香北町猪野々初田	35	2		市道 35		
1119	永瀬 5	香北町永瀬	45	2		市道 45		
1120	猪野々5	香北町猪野々大奈路	30	1		市道 30		
1121	猪野々6	香北町猪野々猪野曾	35	2		市道 35		
1122	猪野々7	香北町猪野々猪野曾	50	1				
1123	猪野々8	香北町猪野々水ワカレ	50	2		市道 50		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1124	猪野々9	香北町猪野々松床	40	1		市道 40		
1126	猪野々11	香北町猪野々引立	35	1		市道 35		
1127	猪野々12	香北町猪野々引立	40			県道 40		
1128	猪野々13	香北町猪野々大久保	30			市道 30		
1129	猪野々14	香北町猪野々大久保	50	2		市道 50		
1130	猪野々15	香北町猪野々大久保	35			市道 35		
1131	河野2	香北町河野	30	1		市道 30		
1132	川ノ内 1	香北町川ノ内	30			市道 30		
1133	川ノ内 2	香北町川ノ内	40	1		市道 40		
1134	萩野 5	香北町萩野	30	3		市道 30		
1135	岩改 1	香北町岩改北岩改	35	1		市道 35		
1136	岩改 2	香北町岩改萱沢	40			市道 40		
1137	岩改 3	香北町岩改萱沢	55	3		市道 55		
1138	岩改 4	香北町岩改南岩改	25			市道 20		
1139	口西川	香北町口西川柳沢	30			市道 30		
1140	西川 1	香北町西川栗の木	50	4		市道 50		
1141	西川 2	香北町西川佐敷	35	2		市道 35		
1142	西川 3	香北町西川坂谷	50	1		市道 50		
1143	西川 4	香北町西川下久保川	130	1		市道 130		
1144	西川 5	香北町胡麻尻上久保川	30	1		市道 30		
1145	西川 6	香北町西川黒見	60	2		市道 60		
1146	西川 7	香北町西川黒見	30			市道 30		
1147	西川 8	香北町西川大谷	50	2		市道 50		
1148	西川 9	香北町西川黒見	30			市道 30		
1149	白川	香北町白川計多	50			市道 50		
1150	五百蔵 4	香北町五百蔵谷	30			市道 30		
1151	有瀬 2	香北町有瀬	30	1		市道 30		
1152	有瀬 3	香北町有瀬	40	1		市道 40		
1153	五百蔵 5	香北町五百蔵	50			市道 50		
1156	横谷 3	香北町中谷	40	1		市道 40		
1157	横谷 4	香北町中谷	40	1		市道 40		
1158	横谷 5	香北町中谷	45	2		市道 35		
1159	谷相 2	香北町谷間	35	2		市道 30		
1160	永野 2	香北町永野中野	30	2		市道 40		
1162	朴ノ木 5	香北町朴ノ木	50	3		市道 50		
1163	谷相 3	香北町谷間	30	1		市道 30		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1164	清爪 3	香北町清爪	45	2		市道 45		
1165	清爪 4	香北町清爪	45	1		市道 45		
1166	清爪 5	香北町清爪	50	4		市道 50		
1167	猪野々16	香北町猪野々猪野曾	45	4		市道 45		
1169	岩改 5	香北町岩改北岩改	30	5		市道 30		
1170	岩改 6	香北町岩改市原	55	1		市道 55		
1171	岩改 7	香北町岩改市原	45	1		市道 45		
小計	133 箇所							

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）調査表 （斜面区分：人工斜面）

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
1125	猪野々10	香北町猪野々猪野曾	35	1		市道 35		
1154	日の御子 3	香北町日の御子	40	6		県道 40		
1161	永野 3	香北町永野中野	25			市道 25		
1168	猪野々17	香北町猪野々猪野曾	30	4		市道 30		
小計	4 箇所							

④ 物部町

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）調査表 （斜面区分：自然斜面）

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
388	大栃 1	物部町大栃仁井屋	400	6	集会所 1			
389	大比	物部町大比北村	200	12	公会堂 1			
390	山崎 1	物部町山崎奈呂	200	32	集会所 1			
391	影山崎 1	物部町山崎影山崎	60	4				
392	塩 1	物部町山崎塩	150	8	集会所 1			
393	塩 2	物部町山崎塩	120	3				
394	日ノ地 1	物部町仙頭日ノ地	100	4	集会所 1			
395	影仙頭 1	物部町仙頭影仙頭	80	4				
396	影仙頭 2	物部町仙頭影仙頭	100	4	集会所 1			
397	佐岡	物部町押谷佐岡	150	7				
398	奈呂 1	物部町押谷奈呂	80	4	集会所 1			
399	影小浜	物部町小浜影小浜	60	1				
400	根木屋 5	物部町根木屋根木屋	60	4				
401	須賀井	物部町根木屋須賀井	60	3				
402	奈呂 2	物部町岡ノ内奈呂	100	2	消防屯所 1			
403	奈呂 3	物部町岡ノ内奈呂上	80	14	郵便局 集会所 2			
404	西谷 1	物部町岡ノ内西谷	100	1				
405	川口 1	物部町岡ノ内川口	100	1				
406	川口 2	物部町岡ノ内川口	100	3				
407	津々呂	物部町別役津々呂	150	4				
408	別府 1	物部町別府奈呂下	80	1				
409	別府 2	物部町別府奈呂	100	4	学校 1			
410	別府 3	物部町別府別府	60	4	教員住宅 1			
411	久保影 1	物部町久保影	150	4	集会所 1			
412	久保影 2	物部町久保影	50	5				
413	久保沼井 1	物部町久保沼井	80	5	集会所 1			
414	久保沼井 2	物部町久保沼井	80	1				
415	久保安野尾 1	物部町久保安野尾	60	2				
416	久保安野尾 2	物部町久保安野尾	40	2				
417	久保安野尾 3	物部町久保堂ノ岡	50	1				
418	久保堂ノ岡	物部町久保上久保	60	4	集会所 1			
419	久保高井 1	物部町久保高井	80	9	集会所 1			
420	大西 1	物部町大西	120	1	集会所 1			

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
421	五王堂 1	物部町五王堂五王堂上	100	7				
422	五王堂 2	物部町五王堂五王堂中	100	9				
423	五王堂 3	物部町五王堂五王堂下	150	8	消防屯所 1			
424	影	物部町安丸影	350	8	JA 事務所 1			
425	程野 1	物部町安丸程野	150		集会所 1			
426	立花 1	物部町柳瀬立花上	50	4				
427	平井	物部町柳瀬平井	200	13	集会所 1			
428	相尻	物部町神池相尻	100	5				
429	神通寺 1	物部町神池神通寺	80	4				
430	二カケ	物部町神池二カケ	100					
431	西番	物部町神池西番	50	3				
432	中番 1	物部町楮佐古楮佐古上	100	7	集会所 1			
433	下奈路下 1	物部町楮佐古土居番	100	4				
434	下奈呂上	物部町楮佐古下奈呂	250	8				
435	下奈呂下 2	物部町楮佐古下奈呂	150	1				
436	山崎 2	物部町山崎上山崎	150	14	寄宿舍 職宿 2			
437	中屋 1	物部町頓定	100	1	集会所 1			
438	中内 1	物部町岡ノ内仲内	200	2				
439	野々内	物部町市宇野々内	100	2				
440	小浜 1	物部町小浜アリノ前	150	3				
441	小浜 2	物部町小浜アリノ前	100	1	集会所 1			
442	岡ノ内 1	物部町岡ノ内百尾	200	2				
443	立花 2	物部町柳瀬立花下	100	3				
444	中番 2	物部町黒代中番	80	3	集会所 1			
445	久保中内 1	物部町久保中内	100	3	集会所 1			
446	明賀 1	物部町笹明賀	100	3				
447	岡舞 1	物部町庄谷相岡舞	90	2				
448	奈路 4	物部町岡ノ内	100	9				
651	奈路 5	物部町庄谷相八重谷	50	1	集会所 1			
652	明改 1	物部町浦山明改	60	2				
653	高尾 1	物部町山崎高尾	150	6	JA 集荷場 2			
654	高尾 2	物部町山崎高尾	150	2	JA 集荷場 1			
655	西大比 1	物部町大栃西大比	100	5	集会所 1			
656	東大比 1	物部町大栃東大比	100	6	JA 給油所 1			
657	日ノ出町 1	物部町大栃日ノ出町	200	32				

箇所番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
658	大栃 2	物部町大栃中ノ上	150	3				
小計	69 箇所							

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）調査表 （斜面区分：自然斜面）

箇所番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
538	屋敷 1	物部町庄谷相屋敷	50	1		市道 40		
539	屋敷 2	物部町庄谷相屋敷	35	1		市道 35		
540	奈呂ノ上 1	物部町庄谷相屋敷	40	2		市道 40		
541	奈呂ノ上 2	物部町庄谷相屋敷	30	2		市道 20		
542	奈呂ノ上 3	物部町庄谷相屋敷	50	2		市道 50		
543	奴田ノ尾 1	物部町庄谷相奴田ノ尾	50	1		市道 30		
544	奴田ノ尾 2	物部町庄谷相奴田ノ尾	50	1		市道 50		
545	奴田ノ尾 3	物部町庄谷相奴田ノ尾	40			市道 20		
546	奴田ノ尾 4	物部町庄谷相奴田ノ尾	40			市道 40		
548	八重谷 1	物部町庄谷相岡舞	60	1		市道 40		
549	八重谷 2	物部町庄谷相岡舞	30	1		市道 30		
550	岡舞 2	物部町庄谷相岡舞	40			市道 20		
551	日裏 1	物部町中谷川日裏	40	1		市道 40		
552	日裏 2	物部町中谷川日裏	50	2		市道 40		
553	日裏 3	物部町中谷川日裏	50	1		国道 30		
554	日裏 4	物部町中谷川日裏	100	1		国道 30		
555	日裏 5	物部町中谷川日裏	30	3		市道 100		
556	中谷川 1	物部町中谷川日裏	25			市道 30		
557	中谷川 2	物部町中谷川日裏	70			市道 25		
558	拓 1	物部町拓	50	1		林道 50		
559	拓 2	物部町拓奈路	40	1		林道 40		
560	拓 3	物部町拓北舞	30	1		林道 30		
561	拓 4	物部町拓北舞	40			林道 40		
562	拓 5	物部町拓北舞	50			林道 50		
563	拓 6	物部町拓奈路	20	1		林道 20		
564	拓 7	物部町拓奈路	50	1		林道 50		
565	宇井 1	物部町頓定宇井	30	1		県道 20		
566	宇井 2	物部町頓定宇井	50	2		県道 15		
567	坂	物部町頓定坂	50	1				

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
568	中屋 2	物部町頓定	100	1		市道 20		
569	中屋 3	物部町頓定	100	2		市道 100		
570	中屋 4	物部町頓定中屋	30	1		市道 30		
571	中屋 5	物部町頓定中屋	60	2		市道 100		
572	スゲノソ 1	物部町頓定スゲノソ	50	2		市道 50		
573	スゲノソ 2	物部町頓定スゲノソ	50	2		市道 50		
574	スゲノソ 3	物部町頓定大平	50	1		市道 50		
575	スゲノソ 4	物部町頓定大平	100	1		市道 50		
576	大古畑 1	物部町舞川浦山	20			林道 30		
577	栃本 1	物部町舞川栃本	100			林道 30		
578	栃本 2	物部町舞川栃本	40	2		林道 20		
579	栃本 3	物部町舞川栃本	100			県道 30		
580	大古畑 2	物部町仙頭大古畑	30	2		県道 40		
581	大古畑 3	物部町仙頭大古畑	30			県道 30		
582	伊勢丸 1	物部町仙頭浦山	18	1		林道 18		
583	伊勢丸 2	物部町仙頭浦山	50	1		林道 50		
584	伊勢丸 3	物部町仙頭伊勢丸	30			林道 40		
585	伊勢丸 4	物部町仙頭伊勢丸	100	2		林道 30		
586	伊勢丸 5	物部町仙頭伊勢丸	60	2		林道 20		
587	栃谷 1	物部町仙頭栃谷	40	2		林道 40		
588	栃谷 2	物部町仙頭栃谷	35	1		林道 35		
589	栃谷 3	物部町仙頭栃谷	60			林道 40		
590	栃谷 4	物部町仙頭栃谷	35			市道 35		
591	明改 2	物部町仙頭明改	30	1		林道 30		
593	明改 3	物部町仙頭明改	20	1		県道 20		
594	明改 4	物部町仙頭明改	50	1		県道 50		
595	明改 5	物部町仙頭明改	50	1		県道 50		
596	明改 6	物部町仙頭明改	60	2		県道 20		
598	東頓定 5	物部町頓定	40	1		市道 40		
599	堀田 1	物部町山崎堀田	40	2				
600	天王	物部町山崎天王	80					
601	東大比	物部町大栃東大比	50	3		県道 50		
602	大栃 3	物部町大栃	50	21		国道 40		
603	大栃 4	物部町大栃日ノ出町	100	4		国道 50		
604	宇筒舞 1	物部町仙頭宇筒舞	50	1		林道 20		
605	南池	物部町南池	30	1		県道 30		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
606	大西 2	物部町大西	40					
608	影山崎 2	物部町山崎日の地	50					
609	影山崎 3	物部町山崎日の地	60	2		農道 60		
610	影仙頭 3	物部町山崎日の地	40	1		市道 40		
611	影仙頭 4	物部町仙頭影仙頭	50	2		林道 50		
612	影仙頭 5	物部町仙頭影仙頭	30	1		林道 50		
613	影仙頭 6	物部町仙頭影仙頭	50	5		林道 30		
614	影仙頭 7	物部町仙頭影仙頭	45	1		林道 45		
615	影仙頭 8	物部町仙頭影仙頭	50	2		農道 50		
616	則友	物部町山崎則友	60	2		林道 60		
617	宇筒舞 2	物部町仙頭宇筒舞	50	1				
618	野竹	物部町山崎則友	40			林道 30		
619	佐賀野 1	物部町仙頭小川	30	1		市道 30		
620	佐賀野 2	物部町仙頭小川	30			林道 30		
621	佐賀野 3	物部町山崎佐賀野	40	1		林道 30		
622	佐賀野 4	物部町山崎小川	30			林道 60		
623	佐賀野 5	物部町山崎佐賀野	50	1				
626	塩 3	物部町山崎塩	50					
627	影仙頭 9	物部町山崎影仙頭	60	1				
628	日ノ地 2	物部町仙頭日ノ地	50	1		国道 50		
629	日ノ地 3	物部町仙頭日ノ地	50	1		国道 50		
630	槇尾	物部町押谷槇尾	60					
631	奈呂 2	物部町押谷	50	5				
632	奈呂 3	物部町押谷奈路	50	5		林道 50		
633	谷 1	物部町押谷	50	2				
634	谷 2	物部町押谷	30	4		国道 30		
635	谷 3	物部町押谷	30	1		林道 30		
636	谷 4	物部町押谷	50			林道 50		
637	椿ヶ谷 1	物部町押谷椿ヶ谷	50	2		林道 50		
638	椿ヶ谷 2	物部町押谷椿ヶ谷	50					
639	椿ヶ谷 3	物部町押谷椿ヶ谷	50	1				
640	椿ヶ谷 4	物部町押谷椿ヶ谷	50	2				
641	小浜 3	物部町小浜	20	1		農道 20		
642	小浜 4	物部町小浜アリノ前	60	2		農道 60		
643	小浜 5	物部町小浜アリノ前	50	2				
644	小浜 6	物部町小浜アリノ前	50	1		国道 50		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
645	上中谷	物部町小浜上中谷	50	4		林道 50		
646	成山 1	物部町市宇成山	50			市道 50		
647	成山 2	物部町市宇成山	30			市道 30		
648	連合	物部町根木屋連合	60	3		農道 60		
649	影藪	物部町根木屋野久保	60	2		国道 60		
650	奈呂 6	物部町根木屋野久保	80	6		国道 80		
651	八重谷 3	物部町根木屋野久保	50	4				
652	奈呂 7	物部町根木屋野久保	50	1				
653	野久保 2	物部町根木屋野久保	60			市道 60		
654	野久保 3	物部町根木屋野久保	30	1		市道 30		
655	岡ノ内 2	物部町岡ノ内奈呂	60			国道 60		
656	岡ノ内 3	物部町岡ノ内仲内	50	1				
657	西谷	物部町岡ノ内西谷	150	1		市道 150		
658	岡ノ内 4	物部町岡ノ内百尾	50	1		林道 50		
659	岡ノ内 5	物部町岡ノ内百尾	40	1		林道 40		
660	岡ノ内 6	物部町岡ノ内百尾	40			林道 100		
661	岡ノ内 10	物部町岡ノ内百尾	40	1				
662	岡ノ内 7	物部町岡ノ内百尾	40	2				
663	岡ノ内 8	物部町岡ノ内百尾	50	1		市道 50		
664	中内 2	物部町岡ノ内仲内	45	1		市道 45		
665	岡ノ内 9	物部町岡ノ内奈呂	65			国道 65		
666	山崎 3	物部町山崎	30	18		林道 30		
667	セジロウ 1	物部町別役瀬次郎	45	1		林道 45		
668	セジロウ 2	物部町別役瀬次郎	30			林道 30		
669	ウネ 1	物部町別役宇根	40	1		林道 40		
670	ウネ 2	物部町別役阿野地	100	1		林道 50		
671	ウネ 3	物部町別役宇根	40	1		林道 60		
672	土居 1	物部町別府土居	40	2		林道 40		
673	土居 2	物部町市宇古土居	50	1		林道 50		
674	野々内	物部町市宇古土居	40					
675	土居 3	物部町市宇土居	35			国道 35		
676	谷 5	物部町押谷谷	30	1				
677	カゲムネ	物部町押谷小峯	50					
678	桑ノ川 1	物部町岡ノ内	40	1		市道 40		
679	桑ノ川 2	物部町岡ノ内	50	1				
680	堀田 2	物部町大栃天王	40					

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
681	桑ノ川 3	物部町桑ノ川	30			市道 30		
682	中平	物部町桑ノ川	30			市道 30		
683	市宇	物部町市宇野々内	60			林道 60		
684	山崎 4	物部町山崎中平	100	2		市道 100		
686	程野 3	物部町市宇月谷	35			林道 35		
687	程野 4	物部町市宇程野	35			林道 35		
688	鴨ヶ峯	物部町市宇	40			市道 50		
689	船ヶ谷 1	物部町市宇船ヶ谷	40	1		市道 50		
690	土居 4	物部町別府土居	30	1		国道 50		
691	落合 2	物部町別府落合	60			国道 60		
692	別府 4	物部町別府	50			市道 50		
693	サイニョウ	物部町別府	50					
694	秋田	物部町別府	30			市道 50		
695	野地	物部町別府野地	80	2		市道 60		
696	土居 5	物部町別府土居	30	2		国道 40		
697	塩 4	物部町山崎塩	30	1		市道 40		
698	米野 1	物部町別府	60	2				
699	中尾 1	物部町別府中尾	60	1				
700	中尾 2	物部町別府中尾	40	2				
701	中尾 3	物部町別府中尾	30	2		市道 30		
702	久保和久保 1	物部町久保和久保	50	1		県道 50		
703	久保影 3	物部町久保影	50			県道 50		
704	久保和久保 2	物部町久保和久保	60	1				
705	久保中内 2	物部町久保中内	50			市道 50		
706	久保中内 3	物部町久保中内	60					
707	久保沼井 3	物部町久保沼井	50					
708	久保沼井 4	物部町久保沼井	30					
709	久保沼井 5	物部町久保沼井	50					
710	久保沼井 6	物部町久保沼井	70					
711	久保上久保 1	物部町久保上久保	80	2		県道 80		
712	久保上久保 2	物部町久保上久保	80	1		農道 80		
713	久保高井 2	物部町久保高井	60	1		県道 60		
714	久保高井 3	物部町久保高井	60	1		県道 60		
716	久保高井 4	物部町久保高井	50			市道 50		
718	大西 3	物部町大西	40			林道 40		
719	中上	物部町中上	40	2		林道 40		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
722	明賀 2	物部町笹明賀	40			県道 40		
723	明賀 3	物部町笹明賀	30			県道 30		
724	明賀 4	物部町笹明賀	35	1		市道 30		
725	明賀 5	物部町笹明賀	40			市道 40		
726	中番 3	物部町笹中番	40			県道 40		
727	笹下	物部町笹ナナヘツツイ	50			県道 50		
728	ナナヘツツイ 1	物部町笹ナナヘツツイ	50	2				
729	ナナヘツツイ 2	物部町笹ナナヘツツイ	50			県道 50		
730	土居番	物部町笹土居番	40			県道 40		
731	落合	物部町中上	60			県道 60		
732	臼井	物部町安丸臼牛	30					
734	堂番 1	物部町黒代堂番	60	2		農道 60		
735	東番 1	物部町黒代東番	50	1		農道 50		
736	中番 4	物部町黒代中番	45	1				
737	中番 5	物部町黒代中番	40	1		農道 60		
738	中番 6	物部町黒代中番	100	1		農道 40		
739	中番 7	物部町黒代中番	80	1		農道 80		
740	堂番 2	物部町黒代堂番	50	3		農道 50		
741	宮西 1	物部町安丸	80	3		農道 80		
742	宮西 2	物部町安丸	50			市道 50		
743	野久保	物部町神池野久保	100	1		市道 60		
744	大屋敷	物部町安丸大屋敷	80	4		県道 80		
745	吹越 1	物部町柳瀬吹越	50	1		市道 50		
746	吹越 2	物部町柳瀬吹越	40			市道 40		
747	神通寺 2	物部町神池ニカケ	30	1		市道 30		
748	タイナロ 1	物部町椿佐古タイナロ	40	1		市道 40		
749	タイナロ 2	物部町椿佐古タイナロ	50	1				
751	堂平	物部町中津尾堂平	40			市道 40		
752	下中津尾	物部町中津尾	60			林道 60		
753	上中津尾	物部町中津尾	30			林道 30		
754	仁井屋	物部町大栃仁井屋	80			市道 80		
755	高尾 3	物部町山崎高尾	80			県道 80		
756	高尾 4	物部町山崎高尾	50	2				
757	東番 2	物部町神池東番	100			市道 100		
758	東番 3	物部町神池東番	50	1		林道 50		
761	西大比 2	物部町大栃西大比	70	5		市道 70		

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
763	大栃 5	物部町大栃	40	5		市道 40		
764	中屋 6	物部町大栃中屋	50	8		市道 50		
765	西村	物部町楮佐古西村	45			市道 90		
766	程野 2	物部町安丸程野	30			市道 30		
767	久保安野尾 4	物部町久保安野尾	100	4		市道 100 河川 100		
768	久保安野尾 5	物部町久保安野尾	30	2		市道 30		
769	久保影 4	物部町久保影	25	1		市道 25		
770	久保影 5	物部町久保影	50	1		市道 50		
772	船ヶ谷 2	物部町別府船ヶ谷	40	1		市道 40		
773	米野 2	物部町別府	35	1		市道 35		
774	米野 3	物部町別府	30			市道 30		
775	米野 4	物部町別府	30			市道 30		
776	山崎 5	物部町山崎中平	120	1		市道 120		
777	山崎 6	物部町山崎中平	30			市道 30		
小計	223 箇所							

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）調査表 （斜面区分：人工斜面）

箇所 番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	保 全 対 象			他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
				人家戸数 (戸)	公共的建物 (数)	公共施設 (m)		
685	宮ノ瀬	物部町市宇宮ノ瀬	50	4		国道 50		
小計	1 箇所							

(9) 土石流危険渓流 (国土交通省所管)

① 総括表

地域名	危険渓流Ⅰ	危険渓流Ⅱ	準ずる渓流	計
土佐山田町	15	43	5	63
香北町	17	33	0	50
物部町	16	27	0	43
計	48	103	5	156

② 土佐山田町

■ 土石流危険渓流 渓流Ⅰ

渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
19-1	吉野川	穴内川		土佐山田町北滝本				発電所	
19-2	吉野川	穴内川	飼古屋谷川	土佐山田町繁藤	20	8	医療提供施設	官公署 国道 11m J R 70m	
19-4	吉野川	穴内川	西の谷川	土佐山田町西又	5	2		集会施設	1.61
29-10	国分川	国分川	上改田川	土佐山田町上改田	38	15			0.20
29-12	国分川	新改川	日の谷川	土佐山田町入野	18	7		発電所 県道 100m	0.03
29-13	国分川	引地川		土佐山田町曾我部川				集会施設	0.01
29-14	国分川	新改川		土佐山田町平山				教育施設	0.67
29-16	国分川	新改川		土佐山田町東川	8	3		官公署 J R 220m	0.31
29-17	国分川	新改川		土佐山田町東川	13	5		官公署 国道 50m J R 30m	0.60
29-19	物部川	大平川	大平川	土佐山田町大平	43	17		集会施設	0.40
29-21	物部川	後入川	中後入谷川	土佐山田町本村	98	39		集会施設 神社 県道 30m	0.24
29-22	物部川	物部川	杉田谷川	土佐山田町杉田	43	17		国道 130m	0.20
29-24	物部川	片地川	影山谷川	土佐山田町影山				官公署 県道 60m	0.26
29-26	物部川	片地川	京後谷川	土佐山田町逆川	25	10		県道 80m	1.23
30-1	物部川	片地川	峠川	土佐山田町逆川	13	5			

■ 土石流危険渓流 渓流Ⅱ

渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
19-201	吉野川	穴内川	北滝本川支川	土佐山田町北滝本	8	3		国道 60m	0.15
19-202	吉野川	穴内川	穴内川支川	土佐山田町榎ノ谷	3	1		県道 30m	0.68
19-203	吉野川	穴内川	穴内川支川	土佐山田町繁藤	3	1		県道 40m	0.20
19-204	吉野川	穴内川	穴内川支川	土佐山田町繁藤	3	1		県道 60m	0.06
19-205	吉野川	穴内川	穴内川支川	土佐山田町繁藤	3	1		県道 60m	0.06
29-217	吉野川	北滝本川	北滝本川支川	土佐山田町北滝本	3	1			0.04
29-218	国分川	新改川	新改川支川	土佐山田町上改田	28	11			0.12
29-219-1	国分川	渡川		土佐山田町西の谷	3	1			0.50
29-219-2	国分川	渡川		土佐山田町西ノ谷	14	4			0.50
29-220	国分川	曾我部川		土佐山田町曾我部川	3	1		県道 50m	1.21
29-221	国分川	引地川		土佐山田町曾我部川	3	1			0.02
29-222	国分川	引地川		土佐山田町曾我部川	3	1			0.84
29-223	国分川	引地川		土佐山田町曾我部川	3	1			0.70
29-224	国分川	引地川		土佐山田町曾我部川	3	1			0.40
29-226	国分川	新改川		土佐山田町平山	3	1			0.27
29-227	国分川	新改川		土佐山田町東川	3	1			0.25
29-228	国分川	東谷川		土佐山田町東川	3	1		県道 50m	0.29
29-231	国分川	新改川	大石ヶ谷川	土佐山田町東川				J R 160m	0.63
29-232	国分川	新改川		土佐山田町東川	5	2		県道 100m	0.91
29-233	国分川	新改川		土佐山田町東川	3	1			0.05
29-236	国分川	新改川		土佐山田町東川	5	2		県道 30m	0.06
29-237	国分川	新改川	エビ谷川	土佐山田町大法寺	10	1		県道 40m J R 50m	0.10
29-238	国分川	新改川	コウボウ谷川	土佐山田町大法寺	5	2		県道 40m J R 50m	0.16
29-240	国分川	大法寺川		土佐山田町大法寺	30	12		J R 50m	0.47
29-242-1	国分川	土生川	植谷川	土佐山田町植	25	10			0.72
29-242-2	国分川	土生川	植谷川	土佐山田町植	15	6			0.72
29-243	物部川	大平川	大荒谷川	土佐山田町大平	10	4			0.70
29-244	物部川	後入川	中後入谷川	土佐山田町西後入	3	1			0.01
29-245	物部川	後入川	大後入谷川	土佐山田町大後入	10	4			0.85
29-249	物部川	後入川	中後入谷川	土佐山田町中後入					0.48
29-250	物部川	後入川	中後入谷川	土佐山田町中後入	3	1			
29-251	物部川	有谷川	有谷川	土佐山田町有谷	10	4		県道 30m	1.82

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
29-252	物部川	物部川	杉田谷川	土佐山田町杉田	30	12			1.15
29-253	物部川	物部川	杉田谷川	土佐山田町杉田	40	16		国道 80m	0.50
29-254	物部川	佐古田川	間谷川	土佐山田町間	10	4			0.11
29-255	物部川	佐古田川	間谷川	土佐山田町間	5	2			0.16
29-256	物部川	片地川	逆川川	土佐山田町影山	5	2			0.70
29-257	物部川	片地川	逆川川	土佐山田町逆川	5	2		県道 50m	0.36
29-258	物部川	片地川	逆川川	土佐山田町逆川	18	7			0.20
29-259	物部川	片地川	逆川川	土佐山田町逆川	8	3		県道 80m	0.12
29-261	物部川	物部川	佐古田川	土佐山田町加茂	38	15		県道 60m	0.80
29-262	物部川	物部川	佐古田川	土佐山田町加茂	15	6		県道 50m	0.60
30-201	物部川	片地川	逆川川	土佐山田町逆川	8	3		県道 20m	1.24

■ 危険溪流に準ずる溪流

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
29-504	物部川	仁井田川	仁井田川	土佐山田町仁井田	5	2			
29-505	物部川	物部川	杉田谷川	土佐山田町杉田				国道 50m	
29-508	物部川	片地川	佐古田川	土佐山田町間	3	1			
29-509	物部川	片地川	佐古田川	土佐山田町林田					
29-510	物部川	物部川	佐古田川	土佐山田町加茂	20	8		県道 50m	

■ 土石流氾濫実績調査表

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象					災害発生 年月日
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)	
19-2	吉野川	穴内川	飼古屋谷川	土佐山田町飼古屋	20	8				S60
29-10	国分川	国分川	上改田	土佐山田町上改田	38	15				H10. 9. 25
29-14	国分川	新改川		土佐山田町平山						H10. 9. 25
29-19	物部川	大平川	大平川	土佐山田町大平	43	17				H10. 9. 25
29-218	国分川	新改川	新改川支川	土佐山田町上改田	28	11				H10. 9. 25
29-222	国分川	引地川		土佐山田町曾我部川	3	1				H10. 9. 25
29-231	国分川	新改川	大石ヶ谷川	土佐山田町東川						H10. 9. 25
29-236	国分川	新改川		土佐山田町東川	5	2				H10. 9. 25
29-237	国分川	新改川	エビ谷川	土佐山田町大法寺	10	1				H10. 9. 25
29-238	国分川	新改川	コウボウ谷川	土佐山田町大法寺	5	2				H10. 9. 25

③ 香北町

■ 土石流危険渓流 渓流Ⅰ

渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
20-4	物部川		大井平谷川	香北町大井平	20	8		その他 県道 80m	0.14
20-5	物部川		白石谷川	香北町白石				発電所 国道 60m	0.02
20-6	物部川		蕨野谷川	香北町蕨野	18	7		官公署 県道 60m	0.41
20-7-1	物部川	新宅川	西新宅川及び新宅川	香北町清爪	30	12		県道 60m	0.30
20-7-2	物部川	新宅川		香北町清爪	33	13		県道 60m	0.30
20-10	物部川	日比原川	岡田谷川	香北町猪野々	110	44		教育施設 集会施設 県道 150m	0.07
30-13	物部川	奈良川	西川谷川	香北町西川	8	3		県道 50m	0.20
30-14	物部川	奈良川	西川谷川	香北町西川	18	7		集会施設 県道 60m	0.07
30-15	物部川		永野谷川	香北町永野	50	20		官公署 県道 100m	0.80
30-17	物部川		上の川谷川	香北町吉野	80	32		集会施設	0.21
30-18	物部川		菰生野谷川	香北町菰生野	38	25		国道 60m	0.17
30-20	物部川		美良布谷川	香北町美良布	28	11		寺 国道 100m	0.32
30-21	物部川		下野尻谷川	香北町美良布	155	62		その他	0.23
30-22	物部川		太郎丸谷川	香北町下野尻	40	16			0.13
30-23	物部川	萩野川	太郎丸谷川	香北町太郎丸	23	9			0.22
30-27	物部川		五百蔵谷川	香北町五百蔵	30	15		県道 60m	0.19
30-28	物部川	川の内川	日ノ御子谷川	香北町日ノ御子	23	9			0.22

■ 土石流危険渓流 渓流Ⅱ

渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
20-205	物部川		有川谷川	香北町有川					0.36
20-206	物部川	久保川	大井平谷川	香北町大井平	5	2		県道 80m	0.05

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
20-207	物部川	久保川	梅久保谷川	香北町日浦込				県道 70m	0.30
20-208	物部川	久保川	梅久保谷川	香北町日浦込	3	2		県道 70m	0.20
20-209	物部川	久保川	日浦込谷川	香北町日浦込	5	2		県道 150m	0.20
20-210	物部川		清爪谷川	香北町清爪	15	6			0.25
20-211	物部川		清爪谷川	香北町清爪	13	5		県道 60m	0.34
20-212	物部川	日比原川	清爪谷川	香北町日比原	5	2			0.33
20-216	物部川	日比原川		香北町柚ノ木	13	5			0.03
29-206	物部川		白川谷川	香北町計多				県道 60m	0.39
30-229	物部川		岩改谷川	香北町岩改	8	3			0.22
30-230	物部川	奈良川	西川谷川	香北町西川	3	1		県道 100m	0.36
30-231	物部川	奈良川	西川谷川	香北町西川					0.12
30-233	物部川	奈良川	西川谷川	香北町西川	5	2		県道 100m	0.25
30-235	物部川	奈良川	大谷川	香北町西川	2	1			0.08
30-237	物部川		永野谷川	香北町永野	23	9		県道 50m	0.48
30-238	物部川		永野谷川	香北町朴ノ木					0.46
30-239	物部川		吉野谷川	香北町吉野	38	15			0.39
30-240	物部川		吉野谷川	香北町吉野	20	8			0.36
30-241	物部川		川上谷川及び同左支川	香北町美良布	3	1			0.23
30-242	物部川		美良布谷川	香北町美良布	25	14			0.23
30-243	物部川		太郎丸谷川	香北町太郎丸	5	2		国道 100m	0.36
30-244	物部川		萩野谷川	香北町萩野	5	2			0.36
30-245	物部川		萩野谷川	香北町萩野	5	2			0.29
30-248	物部川		岩改谷川	香北町岩改	13	5			0.11
30-250	物部川		岩改谷川	香北町岩改	3	1			0.07
30-251	物部川		岩改谷川	香北町岩改	8	3			0.10
30-252	物部川		白川谷川	香北町白石	5	4			0.20
30-253	物部川		白川谷川	香北町五百蔵	5	2		県道 80m	0.20
30-254	物部川		五百蔵谷川	香北町五百蔵	13	5		県道 40m	0.18
30-255	物部川		五百蔵谷川	香北町五百蔵	40	16		県道 60m	0.09
30-258	物部川		日ノ御子谷川	香北町日ノ御子	28	11		県道 50m	0.22
30-259	物部川		日ノ御子谷川	香北町日ノ御子	18	7			0.15

■ 土石流氾濫実績調査表

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象					災害発生 年月日
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)	
30-216	物部川	日比原川		香北町柚ノ木	13	5				H10. 9. 25
30-241	物部川		川上谷川及び同左支川	香北町美良布	3	1				H10. 9. 25
30-255	物部川		五百蔵川	香北町五百蔵	40	16				H10. 9. 25

④ 物部町

■ 土石流危険渓流 渓流Ⅰ

渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
12-1	物部川	上葦生川	沼井川	物部町久保	25	10		集会施設 県道 190m	0.67
12-3	物部川	上葦生川	沼井川	物部町久保	10	4		その他 県道 60m	0.03
20-1	物部川		中谷川	物部町中谷川	11	5			0.33
20-2	物部川		中谷川	物部町中谷川	10	4		その他 国道 90m	0.12
20-3	物部川		中谷川	物部町中谷川	5	2		その他 国道 170m	0.03
21-1	物部川	槇山川	奈路川	物部町岡ノ内	80	32		官公署 国道 50m	0.54
21-2	物部川	槇山川	谷川	物部町押谷	3	1		国道 180m	0.39
21-4	物部川	槇山川	日ノ地谷川	物部町仙頭				その他 国道 40m	0.08
21-5	物部川	桑ノ川	泉郷谷川	物部町山崎	8	3		国道 90m	0.12
21-7	物部川	上葦生川	奈路谷川	物部町安丸	16	7		県道 80m	0.05
21-8	物部川	上葦生川	仁井屋ノ谷川	物部町安丸	3	1		官公署 その他 県道 120m	0.06
21-9	物部川	上葦生川	中番谷川	物部町五王堂	16	7		県道 140m 70m	0.40
21-10	物部川	上葦生川	中番谷川	物部町五王堂	20	8		県道 100m	0.43
21-11	物部川	上葦生川	中番谷川	物部町五王堂	12	5		県道 70m	0.13
22-1	物部川	槇山川	宮ノ瀬川	物部町市宇				その他 国道 100m	0.02
30-30	物部川	久保川	岡舞谷川	物部町庄谷相	10	4		集会施設	0.09

■ 土石流危険渓流 渓流Ⅱ

渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (ha)
12-201	物部川	上葦生川	沼井川	物部町久保				県道 70m	0.54
12-203	物部川	上葦生川	安野尾川	物部町久保	3	1			
12-206	物部川	笹川	明賀谷川	物部町笹	7	3		県道 100m	0.07
12-207	物部川	笹川	明賀谷川	物部町笹	7	3		県道 100m	0.06
12-208	物部川	潰野々川	明賀谷川	物部町笹	10	4		県道 240m	0.05
12-210	物部川	笹川	ナナヘツツイ谷川	物部町笹				県道 120m	0.20
13-201	物部川	槇山川	秋田川	物部町別府					0.08
13-202	物部川		別府川	物部町別府				国道 110m	
13-203	物部川	槇山川	別府川	物部町別府	2	1		国道 60m	
13-204	物部川	槇山川	別府川	物部町別府	5	2		国道 100m	0.12
20-201	物部川		奈路谷川	物部町拓	2	1			0.34
20-202	物部川	舞川川	高尾谷川	物部町大柵	5	2			0.05
21-201	物部川	槇山川	柵谷川	物部町仙頭					0.26
21-203	物部川	槇山川	影仙頭谷川	物部町仙頭	8	3		国道 150m	0.66
21-206	物部川	桑ノ川	山崎川	物部町桑川	5	2			0.25
21-208	物部川	槇山川	セジロウ谷川	物部町百尾	2	1		国道 140m	0.02
21-209	物部川	槇山川	根木屋川	物部町拓	5	3		国道 80m	0.34
21-210	物部川	槇山川	小浜川	物部町小浜	5	3		国道 90m	0.34
21-211	物部川	槇山川	小浜川	物部町拓	28	11		国道 30m	0.34
21-213	物部川	槇山川	柵ヶ谷川	物部町押谷	3	1		国道 80m	0.03
21-214	物部川	槇山川	谷川	物部町押谷	3	1		国道 100m	0.02
21-215	物部川	槇山川	谷川	物部町押谷	3	1		国道 180m	0.33
21-216	物部川	槇山川	日ノ地谷川	物部町押谷	2	1		国道 50m	0.10
21-217	物部川	上葦生川	立花谷川	物部町立花	2	1		県道 110m	0.53
21-218	物部川	上葦生川	下番谷川	物部町五王堂	20	8		県道 110m 70m	0.27
21-220	物部川		神池谷川	物部町神池					0.13
21-222	物部川	槇山川	柵谷川	物部町仙頭	8	3			0.07

(10) 砂防指定地

○ 土佐山田町

番号	溪流名	位 置	指定年月日	告示 番号	指定地延長	指定面積
355	鹿落川	土佐山田町宮ノ口鹿落南の丸	S33.12.9	2,114	1,000.0	1.1500
361	逆川川	土佐山田町逆川小田の畝 他	S34.3.11	249	800.0	0.9200
362	曾我部川	土佐山田町入野ヒヨテ丸 他	S34.3.11	249	1,400.0	1.6100
401	仁井田川	土佐山田町本村エノキザコ 他	S37.11.14	2,857	1,500.0	1.1500
890	日の谷川	土佐山田町入野岡の丸 他	S47.12.27	2,190	120.0	0.2100
1468	飼古屋谷川	土佐山田町繁藤東谷口 他	S63.2.16	200	123.0	0.1400
1694	渡川	土佐山田町新改大草 他	H6.11.10	2,173	177.0	0.7300
1799	引地川	土佐山田町曾我部川西伊豆ヶ谷 他	H10.3.23	775	800.0	14.8500
1880	大石ヶ谷川	土佐山田町東川大石ガ谷 他	H12.5.16	1,327	230.0	0.9200
1885	大平川	土佐山田町大平タキノシタ 他	H12.8.9	1,756	140.0	0.7900
1886	上改田川	土佐山田町久次赤丁 他	H12.8.9	1,756	270.0	1.2100
1892	ヤタタズ川	土佐山田町東川ヤタタズ	H12.11.28	2,247	190.0	0.7800
1910	大石ヶ谷川	土佐山田町東川イヅミガサコ 他	H13.3.16	251	225.0	1.3500
1941	上の川谷川	香北町吉野字山根 他	H15.3.28	296	230.0	0.9400
2125	仁井田川	土佐山田町本村字五社丸 他	R3.3.26	245	170.0	0.4519

(11) 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）

① 国有林

地 区 名	位 置	公 共 施 設 等		
		人家戸数	公共施設建物	道 路
谷相山	香北町谷相山 57			林道
別府山	物部町別府山 49			林道
別府山	物部町別府山 52			林道
別府山	物部町別府山 55			林道
別府山	物部町別府山 55			林道
別府山	物部町別府山 55			林道
別府山	物部町別府山 55			林道
別府山	物部町別府山 55			林道
別府山	物部町別府山 63			林道
ヒカリ山	物部町ヒカリ石 91			林道
ヒカリ山	物部町ヒカリ石 91			林道
成山	物部町成山 74			林道

② 民有林直轄以外

位 置	公共施設等			位 置	公共施設等		
	人家戸数	公共施設建物	道路		人家戸数	公共施設建物	道路
土佐山田町西又	23			土佐山田町西又	29		
土佐山田町西又	1			土佐山田町平山	32	1	県道
土佐山田町平山	23			土佐山田町平山	18	1	
土佐山田町平山	11			土佐山田町平山	16		
土佐山田町平山	7		鉄道	土佐山田町東川	77		
土佐山田町東川	12		市道	土佐山田町東川	13		
土佐山田町大平	100			土佐山田町影山	142		市道
土佐山田町逆川	52		県道	土佐山田町逆川	70		県道
土佐山田町逆川	82			土佐山田町逆川	28		県道
土佐山田町逆川	51		市道	土佐山田町逆川	16		
土佐山田町上六内	20			土佐山田町榎谷	61		県道
土佐山田町榎谷	36		県道	土佐山田町繁藤	38	1	国道
土佐山田町繁藤	66	1	国道	土佐山田町繁藤	32		国道
土佐山田町東川	4		市道	土佐山田町大平	30		
土佐山田町楠目	43		県道	土佐山田町大法寺			市道
土佐山田町佐竹	1		市道	土佐山田町佐竹	9		市道
土佐山田町佐竹	9		市道	土佐山田町佐竹			市道

位 置	公共施設等			位 置	公共施設等		
	人家戸数	公共施設 建物	道路		人家戸数	公共施設 建物	道路
土佐山田町佐竹	0		市道	土佐山田町繁藤	4		県道
土佐山田町繁藤	33	3	国道	土佐山田町大法寺	16		市道
土佐山田町油石	0		市道	土佐山田町大平			市道
土佐山田町東川	7		市道	土佐山田町東川	4		市道
土佐山田町東川	1		市道	土佐山田町東川	6		市道
土佐山田町曾我部川			市道	香北町白川	26		県道
香北町白川	78	1	県道	香北町五百蔵	9		林道
香北町五百蔵	67		県道	香北町日浦込	6		
香北町有瀬	26		林道	香北町有瀬	1		林道
香北町有川	21		林道	香北町河野	14		林道
香北町松尾	1		林道	香北町日ノ御子	136		林道
香北町日ノ御子	160	1	県道	香北町朴ノ木	64		県道
香北町朴ノ木	116		県道	香北町朴ノ木	241		県道
香北町朴ノ木	154		県道	香北町朴ノ木	102		県道
香北町永野	65		市道	香北町永野	0		県道
香北町永野	23		県道	香北町大井平	23		林道
香北町梅ノ久保	47	1	県道	香北町梅ノ久保	5		県道
香北町梅ノ久保			県道	香北町日浦込	11		県道
香北町日比原	32		市道	香北町猪野々	43	1	市道
香北町久保川	74	1	国道	香北町久保川	21		県道
香北町久保川	2		林道	香北町白石	52		国道
香北町白石	36	1	国道	香北町根須	152		国道
香北町根須			国道	香北町吉野	272		国道
香北町奥西川	53		林道	香北町奥西川	20		県道
香北町奥西川	9		県道	香北町奥西川	8		県道
香北町奥西川	3			香北町奥西川	8		林道
香北町佐敷	51		林道	香北町佐敷	19		県道
香北町久保川	14		県道	香北町佐敷	16		市道
香北町佐敷	6		市道	香北町佐敷	23		県道
香北町吉野	83		国道	香北町韭生野	414	3	国道
香北町韭生野	100		国道	香北町上野尻	103	3	国道
香北町下野尻	171		国道	香北町太郎丸	155		国道
香北町橋川野	110		国道	香北町萩野	48		市道
香北町萩野	22		市道	香北町萩野	73		林道
香北町萩野	33		林道	香北町北岩改	43	1	林道
香北町北岩改	35		林道	香北町北岩改	20		林道
香北町北岩改	34		林道	香北町市原	29		市道
香北町吉野	0		国道	香北町下野尻	50		国道
香北町五百蔵	92		県道	香北町五百蔵	39		県道
香北町日浦込	8			香北町河野	38		林道
香北町猪野々	32		市道	香北町谷相	0		林道
香北町有瀬	10		県道	香北町日浦込	2		県道
香北町谷相	0		林道	香北町五百蔵	12		林道
香北町有川			林道	香北町西ノ峰	6		林道
香北町柳川			林道	香北町日ノ御子	3		林道
香北町永野	4		市道	香北町永野	1		県道
香北町永野	43		林道	香北町梅ノ久保			林道
香北町日浦込	5		県道	香北町清爪	25		市道
香北町清爪			市道	香北町猪野々	2		林道
香北町猪野々			林道	香北町猪野々			林道
香北町猪野々			林道	香北町岩改			林道
香北町奈路	74		県道	香北町猪野々	97		林道
香北町奈呂			市道	香北町奈呂	27		林道
香北町久保川			県道	香北町久保川			県道
香北町久保川	1		県道	香北町白石	2		国道
香北町白石	3		国道	香北町根須			国道

位 置	公共施設等			位 置	公共施設等		
	人家戸数	公共施設 建物	道路		人家戸数	公共施設 建物	道路
香北町吉野	1		県道	香北町奥西川			県道
香北町大井平			林道	香北町五百蔵			林道
香北町吉野			国道	香北町中谷	7		市道
香北町五百蔵	2		県道	香北町朴ノ木	8		市道
香北町永野			市道	香北町岩改			林道
香北町有川			林道	物部町笹	14		林道
物部町笹	8		林道	物部町影	71		林道
物部町久保沼井	30		県道	物部町安野尾	24		
物部町久保上久保	39			物部町久保上久保	10		県道
物部町別府	11		県道	物部町別府	11		国道
物部町別府	8		国道	物部町別府	41		国道
物部町別府	23	1	国道	物部町別府	14		国道
物部町別府	6		林道	物部町別府	2		林道
物部町別府	11		国道	物部町神池	3		
物部町安丸	94		市道	物部町五王堂	116		市道
物部町笹	45		林道	物部町岡ノ内	4		
物部町岡ノ内	1		国道	物部町岡ノ内	6		国道
物部町岡ノ内	10		市道	物部町岡ノ内	44		市道
物部町岡ノ内	16		市道	物部町岡ノ内	16		
物部町岡ノ内	36		林道	物部町岡ノ内	18		
物部町別役	18		林道	物部町別役	4		林道
物部町別役	16		国道	物部町市宇	15		市道
物部町市宇	6			物部町別役	2		
物部町市宇	5			物部町市宇	6		
物部町市宇	1		市道	物部町市宇	4		国道
物部町市宇	3		市道	物部町市宇	6		
物部町神池	17		市道	物部町神池	36		市道
物部町柳瀬	1		県道	物部町柳瀬	4		
物部町柳瀬	15		県道	物部町大栃	41		国道
物部町大栃	188			物部町大栃	485	13	
物部町大栃	49		国道	物部町押谷	44		国道
物部町仙頭	39		国道	物部町山崎	10		市道
物部町山崎	16		林道	物部町仙頭	2		国道
物部町押谷	1		市道	物部町押谷	13		市道
物部町押谷	4		国道	物部町小浜	4		国道
物部町小浜	18		国道	物部町押谷			市道
物部町仙頭	6		林道	物部町仙頭			林道
物部町根木屋			国道	物部町根木屋	16		国道
物部町根木屋	9		市道	物部町山崎	26		
物部町岡ノ内	6			物部町岡ノ内	22		林道
物部町岡ノ内	28			物部町山崎	1		市道
物部町山崎	12	1	国道	物部町頓定	22		市道
物部町山崎	34		国道	物部町山崎	40		国道
物部町山崎	19		国道	物部町大栃	78		国道
物部町山崎	170		国道	物部町山崎	6		県道
物部町山崎	9			物部町頓定	37		県道
物部町仙頭	20			物部町仙頭	13		林道
物部町仙頭	7		林道	物部町仙頭	9		林道
物部町仙頭	13		林道	物部町庄谷相	8		林道
物部町庄谷相	13		林道	物部町庄谷相	11		林道
物部町庄谷相	7		林道	物部町仙頭	12		林道
物部町仙頭	24		県道	物部町仙頭	19		林道
物部町山崎				物部町仙頭	9		
物部町仙頭	8			物部町山崎	26		市道
物部町押谷	12			物部町仙頭	16		市道
物部町仙頭	2		市道	物部町市宇	2		

位 置	公共施設等			位 置	公共施設等		
	人家戸数	公共施設建物	道路		人家戸数	公共施設建物	道路
物部町久保中内	89			物部町仙頭	8		市道
物部町神池			林道	物部町久保影	3		市道
物部町別府	25			物部町安丸			県道
物部町山崎			市道	物部町柳瀬			市道
物部町神池	1		林道	物部町神池	1		林道
物部町神池	27		林道	物部町平井	4		市道
物部町平井	3		市道	物部町黒代	2		林道
物部町笹上	1		林道	物部町笹上			県道
物部町笹下			林道	物部町久保	2		県道
物部町久保	3		県道	物部町立花	1		県道
物部町日ノ地			国道	物部町小浜			国道
物部町小浜	1		国道	物部町小浜	9		国道
物部町別役	1		市道	物部町別府			市道
物部町別府	1		林道	物部町一字	2	1	国道
物部町桑ノ川			林道	物部町山崎			林道
物部町押谷	4		市道	物部町押谷			市道
物部町仙頭	1		林道	物部町仙頭	5		林道
物部町影山崎	1		市道	物部町影山崎	12		市道
物部町仁尾ヶ谷			林道	物部町頓定	6		市道
物部町庄谷相	7		林道	物部町山崎	115	1	国道
物部町笹			県道	物部町仙頭	1		林道
物部町別役	1		林道	物部町中谷川	7		林道
物部町別府	6		国道	物部町笹			県道
物部町岡ノ内	11		林道	物部町押谷	6		林道
物部町岡ノ内	32		林道	物部町岡ノ内			国道

(12) 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）

① 国有林

地 区 名	位 置	公 共 施 設 等		
		人家戸数	公共施設建物	道 路
熊淵山	物部町別府熊淵山 64	1		国道
サイニョウ・杉ノ熊山	物部町別府サイニョウ・杉ノ熊山 66	2		国道、林道
別府山	物部町別府別府山 52			林道
成山	物部町市宇成山 74			林道
桃草山	物部町山崎桃草山 77	1		林道
桑川山	物部町山崎桑川山 81.82			林道
西熊山	物部町山崎西熊山 33.34			林道

② 民有林直轄以外

位 置	公共施設等			位 置	公共施設等		
	人家戸数	公共施設建物	道路		人家戸数	公共施設建物	道路
土佐山田町平山	8		鉄道	土佐山田町東川	5		鉄道
土佐山田町東川	6		鉄道	土佐山田町西又			県道
土佐山田町西又	3		県道	土佐山田町曾我部川	8		県道
土佐山田町入野	15		市道	土佐山田町大法寺	18	1	鉄道
土佐山田町東川	4	1	市道	土佐山田町東川	2		市道
土佐山田町東川	3		県道	土佐山田町中後入	5		県道
土佐山田町新改	6		県道	土佐山田町影山	2		県道
土佐山田町逆川	24		県道	土佐山田町逆川	2		
土佐山田町榎谷	1		県道	土佐山田町榎谷	1		県道
土佐山田町榎谷	1		県道	土佐山田町榎谷	9		県道
土佐山田町榎谷			県道	土佐山田町上穴内	2		林道
土佐山田町繁藤	5		県道	土佐山田町繁藤	6		県道
土佐山田町繁藤	5		県道	土佐山田町繁藤	4		県道

位 置	公共施設等			位 置	公共施設等		
	人家戸数	公共施設 建物	道路		人家戸数	公共施設 建物	道路
土佐山田町繁藤	4		県道	土佐山田町繁藤	3		県道
土佐山田町繁藤	2			土佐山田町繁藤	3		県道
土佐山田町繁藤			県道	土佐山田町上穴内			県道
土佐山田町上穴内	7		県道	土佐山田町平山	11		鉄道
土佐山田町影山	7		市道	土佐山田町繁藤			市道
土佐山田町曾我部川	2		市道	土佐山田町大法寺	7	1	県道
土佐山田町曾我部川			市道	香北町五百蔵	12		県道
香北町五百蔵	51		県道	香北町河野	1		林道
香北町河野	5		林道	香北町河野	6		林道
香北町河野	6		林道	香北町河野	1		林道
香北町川ノ内	1		林道	香北町川ノ内	1		林道
香北町川ノ内			林道	香北町谷相			林道
香北町谷相	3		県道	香北町日浦込	6		県道
香北町猪野々	4			香北町吉野	68		国道
香北町吉野			国道	香北町久保川	1		県道
香北町佐敷	3		市道	香北町佐敷	2		林道
香北町葦生野			国道	香北町下野尻	51		国道
香北町南岩改	11		林道	香北町南岩改	4		林道
香北町萩野			林道	香北町萩野	9		林道
香北町白川			県道	香北町五百蔵	65		県道
香北町河野	4		林道	香北町谷相			林道
香北町日浦込	14		県道	香北町清瓜			県道
香北町猪野々			県道	香北町松床			県道
香北町猪野々	4		県道	香北町久保川			県道
香北町奥西川	2		林道	香北町葦生野			県道
香北町谷相			林道	物部町神池	7		林道
物部町神池	1		林道	物部町神池			林道
物部町神池			林道	物部町黒代	3		農道
物部町笹	2		林道	物部町笹	3		林道
物部町笹	3		県道	物部町笹	10		県道
物部町笹	10		県道	物部町笹			県道
物部町笹	10		県道	物部町笹	6		県道
物部町笹	5		県道	物部町久保高井	4		県道
物部町久保高井	11		県道	物部町久保安野々	5		農道
物部町久保沼井			農道	物部町久保沼井	6		県道
物部町久保中内	14		林道	物部町久保中内	1		県道
物部町五王堂			県道	物部町五王堂	16		県道
物部町五王堂			県道	物部町大柝			県道
物部町大柝			県道	物部町仙頭	3		国道
物部町仙頭	5		国道	物部町押谷	16		市道
物部町押谷	5		国道	物部町押谷	6		国道
物部町押谷	10		農道	物部町押谷	10		農道
物部町小浜	10		国道	物部町小浜	2		国道
物部町小浜	10		国道	物部町岡ノ内	17		市道
物部町岡ノ内	22		市道	物部町別役	5		市道
物部町市宇	1			物部町別府			
物部町別府	3		県道	物部町別府	4		国道
物部町別府	5		国道	物部町別府			国道
物部町別府	2			物部町別府	1		国道
物部町別府			国道	物部町別府	1		国道
物部町山崎			市道	物部町別役			市道
物部町山崎	13		林道	物部町山崎	3		林道
物部町中津尾	1		林道	物部町仙頭			林道
物部町仙頭	1		林道	物部町仙頭	1		
物部町仙頭	1		林道	物部町仙頭	1		林道
物部町仙頭			林道	物部町舞川			林道

位 置	公共施設等			位 置	公共施設等		
	人家戸数	公共施設 建物	道路		人家戸数	公共施設 建物	道路
物部町舞川			県道	物部町大栃	7		国道
物部町大栃	2		国道	物部町大栃	4		農道
物部町中谷川	1		市道	物部町柘	4		農道
物部町柘	5		農道	物部町庄谷相	12		林道
物部町庄谷相	7		林道	物部町庄谷相	7		林道
物部町庄谷相	6		林道	物部町庄谷相	6		林道
物部町山崎			国道	物部町五王堂	14		県道
物部町神池	9		市道	物部町別役			国道
物部町安丸	6		県道	物部町別役			国道
物部町神池			林道	物部町神池	108		林道
物部町神池			林道	物部町黒代	4		県道
物部町笹上	3		県道	物部町久保	2		県道
物部町久保			県道	物部町押谷	6		市道
物部町久保	3		県道	物部町東熊	1		林道
物部町行者谷	8		国道	物部町桑ノ川	3		林道
物部町中谷川	11		国道	物部町中津尾			林道
土佐山田町平山	8		鉄道	土佐山田町東川	5		鉄道
土佐山田町東川	6		鉄道	土佐山田町西又			県道
土佐山田町西又	3		県道	土佐山田町曾我部川	8		県道
土佐山田町入野	15		市道	土佐山田町大法寺	18	1	鉄道
土佐山田町東川	4	1	市道	土佐山田町東川	2		市道
土佐山田町東川	3		県道	土佐山田町中後入	5		県道
土佐山田町新改	6		県道	土佐山田町影山	2		県道
土佐山田町逆川	24		県道	土佐山田町逆川	2		
土佐山田町榎谷	1		県道	土佐山田町榎谷	1		県道

(13) 道路危険箇所（県管理）

① 落石崩壊

施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)
C195A320	国道195号	土佐山田町宮ノ口	56.0	C195A005	国道195号	土佐山田町杉田	385.0
C195A010	国道195号	土佐山田町杉田	200.0	C195A015	国道195号	香北町橋川野	100.0
C195A020	国道195号	香北町橋川野	75.0	C195A025	国道195号	香北町橋川野	160.0
C195A030	国道195号	香北町橋川野	185.0	C195A035	国道195号	香北町橋川野	130.0
C195A040	国道195号	香北町小川～吉野	200.0	C195A045	国道195号	香北町吉野	150.0
C195A050	国道195号	香北町吉野	85.0	C195A055	国道195号	香北町根須	200.0
C195A060	国道195号	香北町根須	110.0	C195A065	国道195号	香北町根須	95.0
C195A070	国道195号	香北町根須	55.0	C195A075	国道195号	香北町根須	35.0
C195A080	国道195号	香北町白石	145.0	C195A085	国道195号	香北町白石～蕨野	230.0
C195A090	国道195号	香北町蕨野	70.0	C195A095	国道195号	香北町蕨野	110.0
C195A100	国道195号	香北町蕨野～白石	180.0	C195A105	国道195号	物部町中谷川	70.0
C195A110	国道195号	物部町中谷川	25.0	C195A115	国道195号	物部町中谷川	235.0
C195A125	国道195号	物部町山崎	190.0	C195A130	国道195号	物部町押谷	50.0
C195A135	国道195号	物部町小浜	200.0	C195A140	国道195号	物部町小浜	75.0
C195A145	国道195号	物部町小浜	75.0	C195A161	国道195号	物部町根木屋	143.0
C195A165	国道195号	物部町根木屋	40.0	C195A170	国道195号	物部町岡の内	125.0
C195A175	国道195号	物部町岡の内	215.0	C195A180	国道195号	物部町別役	130.0
C195A185	国道195号	物部町別役	145.0	C195A190	国道195号	物部町別役	150.0
C195A195	国道195号	物部町別役	40.0	C195A200	国道195号	物部町別役	230.0
C195A205	国道195号	物部町別役	95.0	C195A210	国道195号	物部町別役	50.0
C195A215	国道195号	物部町市宇	80.0	C195A220	国道195号	物部町市宇	165.0
C195A230	国道195号	物部町市宇	70.0	C195A235	国道195号	物部町市宇	100.0
C195A236	国道195号	物部町市宇	95.0	C195A240	国道195号	物部町市宇	60.0
C195A241	国道195号	物部町市宇	139.0	C195A255	国道195号	物部町市宇	120.0
C195A260	国道195号	物部町落合	50.0	C195A265	国道195号	物部町別府	125.0
C195A270	国道195号	物部町別府	215.0	C195A275	国道195号	物部町別府	15.0
C195A280	国道195号	物部町別府	60.0	C195A285	国道195号	物部町別府	35.0
C195A290	国道195号	物部町別府	160.0	C195A295	国道195号	物部町別府	35.0
C195A299	国道195号	物部町別府	110.0	C195A300	国道195号	物部町別府	85.0
C195A305	国道195号	物部町別府	220.0	C195A310	国道195号	物部町別府	40.0
C195A315	国道195号	物部町別府	270.0	C195A325	国道195号	物部町山崎	30.0
C195A330	国道195号	物部町根木屋	160.0	C195A335	国道195号	物部町根木屋	95.0
C195A340	国道195号	物部町根木屋	135.0	C029A145	安芸物部線	物部町仙頭	30.0
C029A150	安芸物部線	物部町仙頭	330.0	C029A155	安芸物部線	物部町仙頭	170.0
C029A160	安芸物部線	物部町仙頭	340.0	C029A165	安芸物部線	物部町仙頭	300.0
C029A170	安芸物部線	物部町仙頭	235.0	C029A175	安芸物部線	物部町仙頭	240.0
C029A180	安芸物部線	物部町仙頭	215.0	C029A185	安芸物部線	物部町仙頭	130.0
C029A190	安芸物部線	物部町仙頭	250.0	C029A195	安芸物部線	物部町頓定	180.0
C029A200	安芸物部線	物部町頓定	310.0	C029A205	安芸物部線	物部町頓定	265.0
C029A210	安芸物部線	物部町頓定	255.0	C029A215	安芸物部線	物部町頓定	350.0
C029A220	安芸物部線	物部町頓定	320.0	C029A225	安芸物部線	物部町山崎	175.0
C030A005	香北赤岡線	香北町小川	205.0	C030A010	香北赤岡線	香北町小川	285.0
C030A015	香北赤岡線	香北町小川	50.0	C030A020	香北赤岡線	香北町小川	275.0
C030A025	香北赤岡線	香北町小川	130.0	C030A030	香北赤岡線	香北町小川	80.0
C030A035	香北赤岡線	香北町小川～西川	200.0	C030A040	香北赤岡線	香北町西川	90.0
C030A045	香北赤岡線	香北町西川	110.0	C030A050	香北赤岡線	香北町西川	110.0
C030A055	香北赤岡線	香北町西川	180.0	C030A060	香北赤岡線	香北町西川	90.0
C030A065	香北赤岡線	香北町西川	330.0	C030A070	香北赤岡線	香北町西川	235.0
C030A075	香北赤岡線	香北町西川	300.0	C030A080	香北赤岡線	香北町西川	370.0
C030A085	香北赤岡線	香北町西川	140.0	C030A090	香北赤岡線	香北町西川	100.0
C030A095	香北赤岡線	香北町西川～香我美町中西川	65.0	C030A100	香北赤岡線	香北町西川～香我美町中西川	255.0
C049A005	大豊物部線	物部町笹	230.0	C049A010	大豊物部線	物部町笹	355.0
C049A015	大豊物部線	物部町笹	260.0	C049A020	大豊物部線	物部町笹	340.0
C049A025	大豊物部線	物部町笹	310.0	C049A030	大豊物部線	物部町笹	165.0

施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)
C049A035	大豊物部線	物部町笹	310.0	C049A040	大豊物部線	物部町笹	335.0
C049A045	大豊物部線	物部町笹	405.0	C049A050	大豊物部線	物部町笹	190.0
C049A055	大豊物部線	物部町笹	370.0	C049A060	大豊物部線	物部町笹	420.0
C049A065	大豊物部線	物部町笹	300.0	C049A070	大豊物部線	物部町笹	50.0
C049A075	大豊物部線	物部町笹	310.0	C049A080	大豊物部線	物部町笹	470.0
C049A085	大豊物部線	物部町笹～黒代	260.0	C049A090	大豊物部線	物部町黒代～五王堂	310.0
C049A095	大豊物部線	物部町五王堂	130.0	C049A100	大豊物部線	物部町五王堂	140.0
C049A105	大豊物部線	物部町五王堂	175.0	C049A110	大豊物部線	物部町五王堂～安丸	385.0
C049A115	大豊物部線	物部町安丸	220.0	C049A120	大豊物部線	物部町安丸	275.0
C049A125	大豊物部線	物部町安丸	340.0	C049A130	大豊物部線	物部町安丸	130.0
C049A135	大豊物部線	物部町柳瀬	160.0	C049A140	大豊物部線	物部町柳瀬	210.0
C049A145	大豊物部線	物部町柳瀬	180.0	C049A150	大豊物部線	物部町柳瀬	310.0
C049A155	大豊物部線	物部町柳瀬	155.0	C049A160	大豊物部線	物部町柳瀬	340.0
C049A165	大豊物部線	物部町柳瀬	55.0	C022A005	龍河洞公園線	土佐山田町影山	125.0
C022A010	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	215.0	C022A015	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	180.0
C022A020	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	150.0	C022A025	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	280.0
C022A030	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	110.0	C022A035	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	125.0
C022A040	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	50.0	C022A045	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	65.0
C022A050	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	95.0	C022A055	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	95.0
C022A060	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	255.0	C022A070	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	90.0
C226A005	永野久保川線	香北町永野 根須	50.0	C226A010	永野久保川線	香北町白石	390.0
C226A015	永野久保川線	物部町庄谷相	350.0	C226A020	永野久保川線	物部町庄谷相	160.0
C226A025	永野久保川線	物部町庄谷相	230.0	C226A030	永野久保川線	物部町庄谷相	100.0
C226A035	永野久保川線	物部町庄谷相	190.0	C226A040	永野久保川線	物部町庄谷相	120.0
C226A045	永野久保川線	物部町庄谷相	220.0	C226A050	永野久保川線	物部町庄谷相	70.0
C226A055	永野久保川線	香北町西川	280.0	C226A060	永野久保川線	香北町西川	230.0
C226A065	永野久保川線	香北町西川	120.0	C226A070	永野久保川線	香北町西川	220.0
C226A075	永野久保川線	香北町西川	180.0	C226A080	永野久保川線	香北町西川	120.0
C226A085	永野久保川線	香北町西川	260.0	C226A090	永野久保川線	香北町西川	100.0
C226A095	永野久保川線	香北町西川	290.0	C226A100	永野久保川線	香北町西川	260.0
C268A080	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	180.0	C268A085	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	150.0
C268A090	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	150.0	C268A095	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	270.0
C268A100	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	130.0	C268A105	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	140.0
C268A110	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	180.0	C268A115	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	200.0
C268A120	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	170.0	C268A125	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	120.0
C268A130	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	240.0	C268A135	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	380.0
C268A140	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	30.0	C268A145	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	350.0
C268A150	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	120.0	C268A155	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	290.0
C268A160	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	200.0	C268A165	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	80.0
C268A170	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	100.0	C268A175	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	110.0
C268A180	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	190.0	C268A185	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	140.0
C268A190	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	260.0	C268A195	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	270.0
C268A200	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	120.0	C268A205	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	200.0
C268A210	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	90.0	C268A215	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	190.0
C268A220	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	170.0	C268A225	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	210.0
C268A230	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	340.0	C268A235	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	240.0
C268A240	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	250.0	C268A245	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	100.0
C268A250	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	80.0	C268A255	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	40.0
C268A260	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	90.0	C268A265	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	80.0
C268A270	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	100.0	C268A275	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	90.0
C268A280	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	140.0	C268A285	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	30.0
C268A290	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	170.0	C268A295	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	350.0
C268A300	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	200.0	C268A305	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	260.0
C268A310	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	240.0	C268A315	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	290.0
C268A320	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	280.0	C268A325	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	220.0
C268A330	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	280.0	C268A335	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	300.0
C268A340	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	180.0	C268A345	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	60.0

施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)
C268A350	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	40.0	C268A355	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	250.0
C268A360	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	80.0	C268A365	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	30.0
C268A370	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	250.0	C268A375	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	50.0
C268A380	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	100.0	C268A385	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	370.0
C268A390	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	60.0	C268A395	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	30.0
C217A005	久保大宮線	物部町久保影	70.0	C217A010	久保大宮線	物部町久保影	40.0
C217A015	久保大宮線	物部町久保影	230.0	C217A020	久保大宮線	物部町久保影	140.0
C217A025	久保大宮線	物部町久保影	50.0	C217A030	久保大宮線	物部町久保影	160.0
C217A035	久保大宮線	物部町久保影	150.0	C217A040	久保大宮線	物部町久保影	90.0
C217A045	久保大宮線	物部町久保影	130.0	C217A050	久保大宮線	物部町久保影	200.0
C217A055	久保大宮線	物部町久保影	160.0	C217A060	久保大宮線	物部町久保影	160.0
C217A065	久保大宮線	物部町久保沼井	140.0	C217A070	久保大宮線	物部町久保沼井	270.0
C217A075	久保大宮線	物部町久保沼井	200.0	C217A080	久保大宮線	物部町久保沼井	110.0
C217A085	久保大宮線	物部町久保沼井	160.0	C217A090	久保大宮線	物部町久保沼井	90.0
C217A095	久保大宮線	物部町久保沼井	160.0	C217A100	久保大宮線	物部町久保沼井	150.0
C217A105	久保大宮線	物部町久保沼井	220.0	C217A110	久保大宮線	物部町久保沼井	130.0
C217A115	久保大宮線	物部町久保堂ノ岡	150.0	C217A120	久保大宮線	物部町久保堂ノ岡	70.0
C217A125	久保大宮線	物部町久保高井	150.0	C217A130	久保大宮線	物部町久保高井	180.0
C217A135	久保大宮線	物部町大西	100.0	C217A140	久保大宮線	物部町大西	200.0
C217A145	久保大宮線	物部町大西	90.0	C217A150	久保大宮線	物部町南池	30.0
C217A155	久保大宮線	物部町南池	130.0	C217A160	久保大宮線	物部町南池	180.0
C217A165	久保大宮線	物部町南池	300.0	C217A170	久保大宮線	物部町南池	160.0
C217A175	久保大宮線	物部町南池	140.0	C217A180	久保大宮線	物部町南池	110.0
C217A185	久保大宮線	物部町五王堂	130.0	C217A190	久保大宮線	物部町五王堂	90.0
C217A195	久保大宮線	物部町五王堂	160.0	C217A200	久保大宮線	物部町五王堂	40.0
C217A205	久保大宮線	物部町五王堂	110.0	C217A210	久保大宮線	物部町五王堂	140.0
C217A215	久保大宮線	物部町柳瀬	240.0	C217A220	久保大宮線	物部町柳瀬	140.0
C217A225	久保大宮線	物部町柳瀬	210.0	C217A230	久保大宮線	物部町柳瀬	130.0
C217A235	久保大宮線	物部町柳瀬	210.0	C217A240	久保大宮線	物部町柳瀬	100.0
C217A245	久保大宮線	物部町柳瀬	150.0	C217A250	久保大宮線	物部町柳瀬	40.0
C217A255	久保大宮線	物部町柳瀬	40.0	C217A260	久保大宮線	物部町柳瀬	150.0
C217A265	久保大宮線	物部町柳瀬	200.0	C217A270	久保大宮線	物部町柳瀬	160.0
C217A275	久保大宮線	香北町猪野々	110.0	C217A280	久保大宮線	香北町猪野々	130.0
C217A285	久保大宮線	香北町猪野々	190.0	C217A290	久保大宮線	香北町猪野々	90.0
C217A295	久保大宮線	香北町猪野々	200.0	C217A300	久保大宮線	香北町猪野々	40.0
C217A305	久保大宮線	香北町猪野々	160.0	C217A310	久保大宮線	香北町猪野々	190.0
C217A315	久保大宮線	香北町猪野々	100.0	C217A320	久保大宮線	香北町清爪	50.0
C217A325	久保大宮線	香北町清爪	290.0	C217A330	久保大宮線	香北町清爪	90.0
C217A335	久保大宮線	香北町清爪	110.0	C217A340	久保大宮線	香北町清爪	180.0
C217A345	久保大宮線	香北町清爪	210.0	C217A350	久保大宮線	香北町清爪	180.0
C217A355	久保大宮線	香北町清爪	40.0	C217A360	久保大宮線	香北町日浦込	250.0
C217A365	久保大宮線	香北町日浦込	200.0	C217A370	久保大宮線	香北町日浦込	170.0
C217A375	久保大宮線	香北町日浦込	100.0	C217A380	久保大宮線	香北町梅ノ久保	160.0
C217A385	久保大宮線	香北町梅ノ久保	150.0	C217A390	久保大宮線	香北町梅ノ久保	80.0
C217A395	久保大宮線	香北町梅ノ久保	210.0	C217A400	久保大宮線	香北町大井平	260.0
C217A405	久保大宮線	香北町永野	300.0	C217A410	久保大宮線	香北町永野	220.0
C217A415	久保大宮線	香北町日の御子	80.0	C217A420	久保大宮線	香北町日の御子	160.0
C217A425	久保大宮線	香北町日の御子	80.0	C217A430	久保大宮線	香北町美良布	240.0
C253A005	新改停車場線	土佐山田町東川	70.0	C253A010	新改停車場線	土佐山田町東川	80.0
C253A015	新改停車場線	土佐山田町東川	90.0	C253A020	新改停車場線	土佐山田町東川	100.0
C253A025	新改停車場線	土佐山田町東川	190.0	C253A030	新改停車場線	土佐山田町東川	170.0
C253A035	新改停車場線	土佐山田町東川	160.0	C253A040	新改停車場線	土佐山田町東川	130.0
C253A045	新改停車場線	土佐山田町東川	90.0	C253A050	新改停車場線	土佐山田町東川	60.0
C253A055	新改停車場線	土佐山田町東川	150.0	C253A060	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	160.0
C253A065	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	100.0	C253A070	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	140.0
C253A075	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	150.0	C253A080	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	120.0
C253A085	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	100.0	C253A090	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	250.0

施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)
C253A095	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	70.0	C253A100	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	90.0
C253A105	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	180.0	C253A110	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	110.0
C253A115	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	140.0	C253A120	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	130.0
C253A125	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	200.0	C253A130	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	60.0
C253A135	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	160.0	C253A140	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	110.0
C253A145	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	190.0	C253A150	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	130.0
C253A155	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	140.0	C253A160	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	230.0
C224A020	奈良香北線	香北町西川	120.0	C224A025	奈良香北線	香北町西川	200.0
C224A030	奈良香北線	香北町西川	400.0	C218A005	日ノ御子土佐山田町線	香北町西の峯	200.0
C218A010	日ノ御子土佐山田町線	香北町有瀬	110.0	C218A015	日ノ御子土佐山田町線	香北町有瀬	70.0
C218A020	日ノ御子土佐山田町線	香北町五百蔵	250.0	C218A025	日ノ御子土佐山田町線	香北町五百蔵 白川	50.0
C218A030	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町佐竹	100.0	C218A035	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町佐竹	20.0
C218A040	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町佐竹	220.0	C218A045	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町佐竹	150.0
C218A050	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町佐竹	30.0	C218A055	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町有谷	180.0
C218A060	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町有谷	90.0	C218A065	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町佐野談議所	160.0
C218A070	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町佐野談議所	160.0	C218A075	日ノ御子土佐山田町線	土佐山田町佐野談議所	300.0
C220A005	蕨野大比線	香北町蕨野	110.0	C220A010	蕨野大比線	香北町蕨野	130.0
C220A015	蕨野大比線	香北町永瀬	130.0	C220A020	蕨野大比線	香北町永瀬	150.0
C220A025	蕨野大比線	香北町永瀬	140.0	C220A030	蕨野大比線	香北町永瀬	120.0
C220A035	蕨野大比線	香北町蕨野	200.0	C220A040	蕨野大比線	香北町永瀬	170.0
C220A045	蕨野大比線	香北町永瀬	180.0	C220A050	蕨野大比線	香北町永瀬	170.0
C220A055	蕨野大比線	香北町永瀬	110.0	C220A060	蕨野大比線	香北町蕨野	210.0
C220A065	蕨野大比線	香北町永瀬	130.0	C220A070	蕨野大比線	香北町永瀬	180.0
C220A075	蕨野大比線	香北町永瀬	140.0	C220A080	蕨野大比線	香北町永瀬	250.0
C220A085	蕨野大比線	香北町蕨野	250.0	C220A090	蕨野大比線	香北町永瀬	60.0
C220A095	蕨野大比線	香北町永瀬	50.0	C220A100	蕨野大比線	香北町永瀬	40.0
C220A105	蕨野大比線	香北町永瀬	230.0	C220A110	蕨野大比線	香北町永瀬	190.0
C220A115	蕨野大比線	香北町大柝	60.0	C220A120	蕨野大比線	香北町大柝	210.0
C220A125	蕨野大比線	香北町大柝	150.0	C220A130	蕨野大比線	香北町大柝	200.0
C220A135	蕨野大比線	香北町大柝	170.0	C254A005	繁藤西町線	土佐山田町向田	175.0
C254A010	繁藤西町線	土佐山田町向田	50.0	C254A015	繁藤西町線	土佐山田町平山	105.0
C254A020	繁藤西町線	土佐山田町平山	55.0	C254A025	繁藤西町線	土佐山田町平山	250.0
C254A030	繁藤西町線	土佐山田町東川	40.0	C254A035	繁藤西町線	土佐山田町東川	215.0
C254A040	繁藤西町線	土佐山田町東川	170.0	C254A045	繁藤西町線	土佐山田町東川	145.0
C254A050	繁藤西町線	土佐山田町東川	170.0	C233A005	香北龍河洞線	香北町太郎丸	60.0
C233A010	香北龍河洞線	香北町太郎丸	230.0	C233A015	香北龍河洞線	香北町萩野	210.0
C233A020	香北龍河洞線	香北町萩野	170.0	C233A025	香北龍河洞線	香北町岩改	270.0
C233A030	香北龍河洞線	香北町岩改	40.0	C233A035	香北龍河洞線	香北町岩改	90.0
C233A040	香北龍河洞線	香北町岩改	100.0	C233A045	香北龍河洞線	香北町岩改	70.0
C233A050	香北龍河洞線	香北町岩改	130.0	C233A055	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	200.0
C233A060	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	80.0	C233A065	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	250.0
C233A070	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	110.0	C233A075	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	140.0
C233A080	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	180.0	C233A085	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	390.0
C233A090	香北龍河洞線	香美市土佐山田町逆川～香南市香我美町山北	490.0	C233A095	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	90.0
C233A105	香北龍河洞線	土佐山田町逆川～香南市香我美町山北	190.0	C233A110	香北龍河洞線	土佐山田町逆川～香南市香我美町山北	470.0
C267A005	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	235.0	C267A010	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	300.0

施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	位 置	延長 (m)
C267A015	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	165.0	C267A020	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	395.0
C267A025	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	190.0	C267A030	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	140.0
C267A035	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	175.0	C267A040	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	105.0
C267A045	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	70.0	C267A050	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	135.0
C267A055	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	195.0	C267A060	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	115.0
C267A065	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	285.0	C267A070	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	340.0
C267A075	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	375.0	C267A080	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	225.0
C267A085	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	140.0	C267A090	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	255.0
C267A095	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	250.0	C267A100	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	195.0
C267A105	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	240.0	C267A110	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	190.0
C267A115	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	240.0	C267A120	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	280.0
C267A125	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	160.0				

② 岩石崩壊

施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)
C195B010	国道195号	物部町小浜	35.0	C029B025	安芸物部線	物部町仙頭	65.0
C029B030	安芸物部線	物部町仙頭	50.0	C029B035	安芸物部線	物部町仙頭	30.0
C029B040	安芸物部線	物部町山崎	30.0	C030B005	香北赤岡線	香北町西川	110.0
C049B005	大豊物部線	物部町笹	50.0	C049B010	大豊物部線	物部町笹	65.0
C049B015	大豊物部線	物部町笹	30.0	C049B020	大豊物部線	物部町笹	50.0
C049B025	大豊物部線	物部町笹	50.0	C049B030	大豊物部線	物部町笹	70.0
C049B035	大豊物部線	物部町笹	110.0	C049B040	大豊物部線	物部町笹	60.0
C049B045	大豊物部線	物部町笹	90.0	C049B050	大豊物部線	物部町笹	50.0
C049B055	大豊物部線	物部町笹	30.0	C049B060	大豊物部線	物部町笹	40.0
C049B065	大豊物部線	物部町笹	120.0	C049B070	大豊物部線	物部町柳瀬	55.0
C268B005	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	30.0	C268B010	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	30.0
C268B015	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	170.0	C268B020	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	80.0
C217B005	久保大宮線	物部町久保影	50.0	C217B010	久保大宮線	物部町久保影	50.0
C217B015	久保大宮線	物部町久保影	90.0	C217B020	久保大宮線	物部町久保沼井	60.0
C217B025	久保大宮線	物部町久保岡ノ堂	10.0	C217B030	久保大宮線	物部町久保高井	180.0
C217B035	久保大宮線	物部町柳瀬	150.0	C217B040	久保大宮線	香北町猪野々	20.0
C218B005	日ノ御子土佐山田線	香北町西の峯	40.0	C220B005	蕨野大比線	香北町蕨野	15.0
C220B010	蕨野大比線	香北町永瀬	90.0	C220B015	蕨野大比線	香北町大柄	40.0
C233B005	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	20.0	C233B010	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	60.0
C253B005	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	30.0	C267B005	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	70.0
C267B010	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	65.0	C267B015	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	60.0
C267B020	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	120.0	C267B025	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	65.0
C267B030	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	60.0				

③ 地すべり

施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)
C195C005	国道195号	香北町白石	100.0	C195C010	国道195号	物部町中谷川	50.0
C195C015	国道195号	物部町山崎	180.0	C195C020	国道195号	物部町根木屋	120.0
C195C025	国道195号	物部町別役	70.0	C217C005	久保大宮線	香北町永野	300.0
C049C005	大豊物部線	物部町安丸	25.0	C049C010	大豊物部線	物部町安丸	45.0

④ 土石流

施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)
C195E005	国道195号	土佐山田町杉田	3.0	C195E010	国道195号	香北町橋川野	4.5
C195E015	国道195号	物部町別役	5.0	C195E020	国道195号	物部町別役	6.0
C195E025	国道195号	物部町市宇	10.0	C195E030	国道195号	物部町別府	6.0
C195E035	国道195号	物部町別府	5.0	C226E005	永野久保川線	物部町庄谷相	10.0

施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)
C226E010	永野久保川線	物部町庄谷相	10.0	C226E015	永野久保川線	物部町庄谷相	10.0
C226E020	永野久保川線	香北町西川	10.0	C226E025	永野久保川線	香北町西川	10.0
C226E030	永野久保川線	香北町西川	10.0	C226E035	永野久保川線	香北町西川	10.0
C268E050	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0	C268E055	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0
C268E060	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0	C268E065	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0
C268E070	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0	C268E075	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0
C268E080	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0	C268E085	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0
C268E090	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	10.0	C268E095	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	10.0
C268E100	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	10.0	C268E105	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	10.0
C268E110	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	10.0	C268E115	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	20.0
C268E120	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	10.0	C268E125	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	10.0
C268E130	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	10.0	C268E135	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	10.0
C268E140	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	10.0	C268E145	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	10.0
C268E150	蟹越繁藤線	土佐山田町繁藤	10.0	C217E005	久保大宮線	物部町久保影	10.0
C217E010	久保大宮線	物部町久保影	10.0	C217E015	久保大宮線	物部町久保影	10.0
C217E020	久保大宮線	物部町久保沼井	10.0	C217E025	久保大宮線	物部町久保沼井	10.0
C217E030	久保大宮線	物部町南池	10.0	C217E035	久保大宮線	物部町南池	10.0
C217E040	久保大宮線	物部町南池	10.0	C217E045	久保大宮線	物部町南池	10.0
C217E050	久保大宮線	物部町五王堂	10.0	C217E055	久保大宮線	物部町五王堂	10.0
C217E060	久保大宮線	物部町五王堂	10.0	C217E065	久保大宮線	物部町五王堂	10.0
C217E070	久保大宮線	物部町五王堂	10.0	C217E075	久保大宮線	物部町五王堂	10.0
C217E080	久保大宮線	物部町五王堂	10.0	C217E085	久保大宮線	物部町柳瀬	10.0
C217E090	久保大宮線	物部町柳瀬	10.0	C217E095	久保大宮線	物部町柳瀬	10.0
C217E100	久保大宮線	物部町柳瀬	10.0	C217E105	久保大宮線	物部町柳瀬	10.0
C217E110	久保大宮線	香北町猪野々	10.0	C217E115	久保大宮線	香北町猪野々	10.0
C217E120	久保大宮線	香北町猪野々	10.0	C217E125	久保大宮線	香北町猪野々	10.0
C217E130	久保大宮線	香北町日浦込	10.0	C217E135	久保大宮線	香北町日浦込	10.0
C217E140	久保大宮線	香北町梅ノ久保	10.0	C217E145	久保大宮線	香北町梅ノ久保	10.0
C217E150	久保大宮線	香北町日の御子	10.0	C217E155	久保大宮線	香北町日の御子	10.0
C233E005	香北龍河洞線	香北町太郎丸	10.0	C233E010	香北龍河洞線	香北町太郎丸・萩野	15.0
C233E015	香北龍河洞線	香北町岩改	15.0	C233E020	香北龍河洞線	香北町岩改	10.0
C253E005	新改停車場線	土佐山田町東川	10.0	C253E010	新改停車場線	土佐山田町東川	5.0
C253E015	新改停車場線	土佐山田町東川	10.0	C253E020	新改停車場線	土佐山田町東川	10.0
C253E025	新改停車場線	土佐山田町東川	5.0	C253E030	新改停車場線	土佐山田町東川	35.0
C253E035	新改停車場線	土佐山田町東川	20.0	C253E040	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	10.0
C253E045	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	30.0	C253E050	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	10.0
C253E055	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	10.0	C224E010	奈良香北線	香北町奥西川	10.0
C224E015	奈良香北線	香北町西川	20.0	C224E020	奈良香北線	香北町西川	20.0
C218E005	日ノ御子土佐山田線	香北町西の峯 有瀬	5.0	C218E010	日ノ御子土佐山田線	香北町有瀬	10.0
C218E015	日ノ御子土佐山田線	香北町白川	10.0	C218E020	日ノ御子土佐山田線	香北町白川	5.0
C218E025	日ノ御子土佐山田線	香北町白川	13.0	C218E030	日ノ御子土佐山田線	土佐山田町佐竹	10.0
C218E035	日ノ御子土佐山田線	土佐山田町有谷	10.0	C220E005	蕨野大比線	香北町永瀬	10.0
C220E010	蕨野大比線	香北町永瀬	10.0	C220E015	蕨野大比線	香北町永瀬	10.0
C220E020	蕨野大比線	香北町永瀬	10.0	C220E025	蕨野大比線	香北町永瀬	10.0
C220E030	蕨野大比線	香北町永瀬	10.0	C220E035	蕨野大比線	物部町大柵	10.0
C220E040	蕨野大比線	物部町大柵	10.0	C267E005	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	15.0
C267E010	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	5.0	C267E015	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	20.0
C267E020	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	10.0	C267E025	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	15.0
C267E030	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	5.0	C267E035	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	10.0
C267E040	上穴内本山線	土佐山田町上穴内	10.0	C254E005	繁藤西町線	土佐山田町向田	5.0
C254E010	繁藤西町線	土佐山田町向田	5.0	C254E015	繁藤西町線	土佐山田町向田	5.0
C254E020	繁藤西町線	土佐山田町向田	10.0	C254E025	繁藤西町線	土佐山田町平山	5.0
C254E030	繁藤西町線	土佐山田町平山	5.0	C254E035	繁藤西町線	土佐山田町東川	5.0
C254E040	繁藤西町線	土佐山田町東川	5.0	C254E045	繁藤西町線	土佐山田町東川	5.0

施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)
C254E050	繁藤西町線	土佐山田町東川	5.0	C254E055	繁藤西町線	土佐山田町東川	5.0
C029E020	安芸物部線	物部町頓定	4.0	C029E025	安芸物部線	物部町頓定	5.0
C029E030	安芸物部線	物部町頓定	4.0	C029E035	安芸物部線	物部町頓定	5.5
C029E040	安芸物部線	物部町頓定	4.0	C049E005	大豊物部線	物部町笹	2.0
C049E010	大豊物部線	物部町笹	3.0	C049E015	大豊物部線	物部町笹	8.0
C049E020	大豊物部線	物部町笹	12.0	C049E025	大豊物部線	物部町笹	6.0
C049E030	大豊物部線	物部町笹	6.0	C049E035	大豊物部線	物部町柳瀬	5.0

⑤ 盛土災害

施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)
C195F005	国道195号	土佐山田町楠目	25.0	C195F010	国道195号	物部町大柄	30.0
C195F015	国道195号	物部町山崎	37.0	C195F020	国道195号	物部町山崎	48.0
C195F025	国道195号	物部町山崎	95.0	C195F030	国道195号	物部町山崎	155.0
C195F035	国道195号	物部町根木屋	60.0	C195F040	国道195号	物部町根木屋	125.0
C195F045	国道195号	物部町根木屋	150.0	C195F050	国道195号	物部町根木屋	55.0
C195F055	国道195号	物部町根木屋	90.0	C195F060	国道195号	物部町根木屋 ～岡の内	66.0
C195F065	国道195号	物部町岡の内	168.0	C195F070	国道195号	物部町岡の内	80.0
C226F005	永野久保川線	物部町庄谷相	70.0	C226F010	永野久保川線	香北町西川	50.0
C226F015	永野久保川線	香北町西川	10.0	C226F020	永野久保川線	香北町西川	20.0
C226F025	永野久保川線	香北町西川	10.0	C268F010	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	110.0
C268F015	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	30.0	C268F020	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	20.0
C268F025	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	70.0	C233F005	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	50.0
C253F005	新改停車場線	土佐山田町東川	50.0	C253F010	新改停車場線	土佐山田町東川	10.0
C253F015	新改停車場線	土佐山田町東川	25.0	C253F020	新改停車場線	土佐山田町東川	30.0
C253F025	新改停車場線	土佐山田町東川	30.0	C253F030	新改停車場線	土佐山田町東川	60.0
C253F035	新改停車場線	土佐山田町東川	10.0	C253F040	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	30.0
C253F045	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	130.0	C253F050	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	70.0
C253F055	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	60.0	C253F060	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	35.0
C253F065	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	20.0	C253F070	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	70.0
C253F075	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	40.0	C253F080	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	80.0
C218F005	日ノ御子土佐 山田線	香北町有瀬	60.0	C218F010	日ノ御子土佐 山田線	香北町有瀬	30.0
C218F015	日ノ御子土佐 山田線	香北町有瀬	20.0	C218F020	日ノ御子土佐 山田線	香北町五百蔵	30.0
C218F025	日ノ御子土佐 山田線	土佐山田町佐竹	20.0	C218F030	日ノ御子土佐 山田線	土佐山田町仁井田	50.0
C218F035	日ノ御子土佐 山田線	土佐山田町談議所	130.0	C254F005	繁藤西町線	土佐山田町東川	215.0
C254F010	繁藤西町線	土佐山田町東川	65.0	C254F015	繁藤西町線	土佐山田町新改	35.0
C254F020	繁藤西町線	土佐山田町須江	40.0	C029F005	安芸物部線	物部町頓定	25.0
C049F005	大豊物部線	物部町笹	13.0	C049F010	大豊物部線	物部町笹	20.0
C049F015	大豊物部線	物部町安丸	29.0	C049F020	大豊物部線	物部町柳瀬	53.0

⑥ 擁壁

施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)
C195G005	国道195号	土佐山田町楠目	45.0	C195G010	国道195号	土佐山田町楠目	25.0
C195G015	国道195号	土佐山田町楠目	45.0	C195G020	国道195号	土佐山田町楠目	33.0
C195G025	国道195号	土佐山田町杉田	26.0	C195G030	国道195号	香北町吉野	22.0
C195G035	国道195号	香北町吉野	97.0	C195G040	国道195号	香北町吉野	90.0
C195G045	国道195号	香北町吉野～根須	35.0	C195G050	国道195号	香北町根須	38.0
C195G055	国道195号	香北町根須	45.0	C195G060	国道195号	香北町根須	115.0
C195G065	国道195号	香北町根須	55.0	C195G070	国道195号	香北町根須	22.0
C195G075	国道195号	香北町根須	90.0	C195G080	国道195号	香北町根須	30.0
C195G085	国道195号	香北町根須	42.0	C195G090	国道195号	香北町根須	42.0

施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)	施設管理 番号	路線名	所 在 地	延長 (m)
C195G095	国道195号	香北町白石	75.0	C195G100	国道195号	香北町白石	87.0
C195G105	国道195号	香北町白石	95.0	C195G110	国道195号	香北町白石	86.0
C195G115	国道195号	香北町蕨野	65.0	C195G120	国道195号	物部町大柄	30.0
C195G125	国道195号	物部町山崎	48.0	C195G130	国道195号	物部町山崎	95.0
C195G135	国道195号	物部町山崎	110.0	C195G140	国道195号	物部町山崎	50.0
C195G145	国道195号	物部町山崎	155.0	C195G150	国道195号	物部町山崎	45.0
C195G155	国道195号	物部町山崎	50.0	C195G160	国道195号	物部町押谷	85.0
C195G165	国道195号	物部町小浜	12.0	C195G170	国道195号	物部町小浜	30.0
C195G175	国道195号	物部町小浜	103.0	C195G180	国道195号	物部町根木屋	160.0
C195G185	国道195号	物部町根木屋	25.0	C195G190	国道195号	物部町根木屋	57.0
C195G195	国道195号	物部町根木屋	150.0	C195G200	国道195号	物部町根木屋	32.0
C195G205	国道195号	物部町根木屋	135.0	C195G210	国道195号	物部町根木屋	95.0
C195G215	国道195号	物部町根木屋	160.0	C195G220	国道195号	物部町根木屋	135.0
C195G225	国道195号	物部町岡の内	168.0	C195G230	国道195号	物部町岡の内	63.0
C195G235	国道195号	物部町岡の内	80.0	C195G240	国道195号	香北町吉野	140.0
C195G245	国道195号	物部町根木屋	30.0	C226G005	永野久保川線	物部町庄谷相	70.0
C226G010	永野久保川線	香北町西川	50.0	C226G015	永野久保川線	香北町西川	20.0
C226G020	永野久保川線	香北町西川	10.0	C268G010	蟹越繁藤線	土佐山田町上穴内	20.0
C268G015	蟹越繁藤線	土佐山田町榎ノ谷	70.0	C217G005	久保大宮線	香北町猪野々	80.0
C233G005	香北龍河洞線	土佐山田町逆川	50.0	C253G005	新改停車場線	土佐山田町東川	10.0
C253G010	新改停車場線	土佐山田町東川	15.0	C253G015	新改停車場線	土佐山田町東川	30.0
C253G020	新改停車場線	土佐山田町東川	30.0	C253G025	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	30.0
C253G030	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	10.0	C253G035	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	40.0
C253G040	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	30.0	C253G045	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	35.0
C253G050	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	10.0	C253G055	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	70.0
C253G060	新改停車場線	土佐山田町曾我部川	40.0	C218G005	日ノ御子 土佐山田線	香北町有瀬	20.0
C218G010	日ノ御子 土佐山田線	香北町有瀬	30.0	C218G020	日ノ御子 土佐山田線	香北町五百蔵	30.0
C218G015	日ノ御子 土佐山田線	香北町有瀬	20.0	C218G025	日ノ御子 土佐山田線	土佐山田町佐竹	20.0
C218G030	日ノ御子 土佐山田線	土佐山田町談議所	140.0	C218G035	日ノ御子 土佐山田線	土佐山田町談議所	70.0
C254G005	繁藤西町線	土佐山田町東川	215.0	C254G010	繁藤西町線	土佐山田町東川	10.0
C254G015	繁藤西町線	土佐山田町東川	10.0	C254G020	繁藤西町線	土佐山田町新改	35.0
C254G025	繁藤西町線	土佐山田町須江	40.0	C049G005	大豊物部線	物部町笹	20.0
C049G010	大豊物部線	物部町笹	13.0	C049G015	大豊物部線	物部町安丸	29.0
C049G020	大豊物部線	物部町安丸	210.0	C049G025	大豊物部線	物部町安丸	30.0
C049G030	大豊物部線	物部町安丸	15.0	C049G035	大豊物部線	物部町安丸	25.0
C049G040	大豊物部線	物部町柳瀬	53.0	C049G045	大豊物部線	物部町柳瀬	26.0
C049G050	大豊物部線	物部町柳瀬	26.0	C022G005	龍河洞公園線	土佐山田町逆川	39.0

⑦ 橋梁基礎の洗掘

施設管理番号	路 線 名	橋梁名	所 在 地	橋長(m)
C195H015	国道195号	梶谷橋	物部町小浜	24.0
C195H020	国道195号	小浜下橋	物部町小浜	17.0
C195H025	国道195号	小浜上橋	物部町小浜	10.0
C195H040	国道195号	木床第1橋	物部町市宇	41.0
C195H045	国道195号	木床第2橋	物部町市宇	54.0
C195H050	国道195号	成山第1橋	物部町市宇	57.0
C195H055	国道195号	落谷橋	物部町別府	13.0
C195H060	国道195号	行者橋	物部町別府	65.0
C195H005	国道195号	香北橋	土佐山田町垂生野～小川	15.0
C195H010	国道195号	第2塩橋	物部町山崎	45.0
C195H030	国道195号	境谷橋	物部町小浜～根木屋	18.0
C195H035	国道195号	津々呂橋	物部町市宇	35.0
C029H010	安芸物部線	明改橋	物部町仙頭	27.1

施設管理番号	路 線 名	橋梁名	所 在 地	橋長(m)
C030H005	香北赤岡線	西川橋	香北町西川	18.9
C049H005	大豊物部線	梅平橋	物部町笹	18.5
C049H015	大豊物部線	落合橋	物部町五王堂	28.9
C049H010	大豊物部線	一の瀬橋	物部町笹	30.1
C217H005	久保大宮線	改森橋	物部町久保沼井	14.7
C217H015	久保大宮線	南池橋	物部町大西	27.0
C217H010	久保大宮線	冬谷橋	物部町大西	23.5
C217H020	久保大宮線	久保川橋	香北町永野	53.3
C237H005	神母ノ木野市線	月見橋	土佐山田町山田島	20.6
C254H005	繁藤西町線	向田橋	土佐山田町繁藤	45.0
C254H010	繁藤西町線	入野橋	土佐山田町入野	31.1
C254H015	繁藤西町線	新改橋	土佐山田町新改	33.1
C267H005	上穴内本山線	無名2号橋	土佐山田町上穴内	11.8
C268H005	蟹越繁藤線	宮の谷川橋	土佐山田町榎ノ谷	27.5
C218H005	日ノ御子土佐山田線	有瀬橋	香北町有瀬	14.7

《出典》 道路防災総点検一覧

(14) 道路危険箇所（県管理から市町村移管）

① 岩石崩壊

施設管理番号	路線名	所 在 地	延長(m)	施設管理番号	路線名	所 在 地	延長(m)
C195B005	国道195号	物部町山崎	30.0	C195B015	国道195号	物部町市宇	30.0
C195B020	国道195号	物部町市宇	55.0				

② 落石崩壊

施設管理番号	路線名	位 置	延長(m)	施設管理番号	路線名	位 置	延長(m)
C195A120	国道195号	物部町山崎	120.0	C195A150	国道195号	物部町根木屋	95.0
C195A155	国道195号	物部町根木屋	90.0	C195A160	国道195号	物部町根木屋	110.0
C195A225	国道195号	物部町市宇	100.0	C195A245	国道195号	物部町市宇	110.0
C195A250	国道195号	物部町市宇	170.0				

(15) 河川危険区域（重要水防箇所）

① 国が定める重要水防箇所

河川名	水防管理団体	危険箇所名	危険状況	危険度判定基準	延長(m)	担当官署名	対策工法	県側担当土木事務所	備 考
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	基礎地盤漏水	B	1,301	国土交通省 物部川出張所	月の輪工	中央東	(右) 6/0+60~7/2+160
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	基礎地盤漏水	A	51	国土交通省 物部川出張所	木流し工 シート張り工 防水マット工	中央東	(右) 7/2+160~7/4+10
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	基礎地盤漏水	B	140	国土交通省 物部川出張所	月の輪工	中央東	(右) 7/4+10~7/4+150
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 下ノ村	堤体漏水	B	968	国土交通省 物部川出張所	木流し工 シート張り工 防水マット工	中央東	(右) 7/4+10~8/2+180
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	水衝洗掘	B	673	国土交通省 物部川出張所	木流し工 捨て土のう工	中央東	(右) 6/8+100~7/4+170
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 下ノ村	堤体漏水	B	67	国土交通省 物部川出張所	木流し工 シート張り工 防水マット工	中央東	(右) 8/8+190~9/0+57
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 下ノ村	堤体漏水	B	95	国土交通省 物部川出張所	木流し工 シート張り工 防水マット工	中央東	(右) 9/4+165~9/6+60
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 下ノ村	水衝洗掘	B	367	国土交通省 物部川出張所	木流し工 捨て土のう工	中央東	(右) 8/8+130~9/2+100
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 下ノ村	越水（溢水）	B	491	国土交通省 物部川出張所	積土のう工	中央東	(右) 8/6~9/0+100
物部川	香南市 (野市消防団) 香美市 (香美市消防団)	香南市野市町上岡 ~西佐古	越水（溢水）	A	4,457 637	国土交通省 物部川出張所	積土俵工	中央東	(左) 2/4+120~7/2 7/2~7/8+40
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 加茂	越水（溢水）	A	1,761	国土交通省 物部川出張所	積土のう工	中央東	(左) 8/4~9/8
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	堤体漏水	B	361	国土交通省 物部川出張所	積土のう工	中央東	(右) 5/2~5/4+160

河川名	水防管理団体	危険箇所名	危険状況	危険度判定基準	延長(m)	担当官署名	対策工法	県側担当土木事務所	備 考
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	堤体漏水	B	357	国土交通省 物部川出張所	積土のう工	中央東	(右) 6/0+80~6/4+40
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	堤体漏水	B	231	国土交通省 物部川出張所	積土のう工	中央東	(右) 6/4+160~6/6+190
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	堤体漏水	B	472	国土交通省 物部川出張所	積土のう工	中央東	(右) 6/8+90~7/6+160
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	堤体漏水	A	51	国土交通省 物部川出張所	月の輪工	中央東	(右) 7/2+160~7/4+10
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	旧川跡	要注意	200	国土交通省 物部川出張所	現状把握	中央東	(右) 6/2+10~6/4+10
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	旧川跡	要注意	670	国土交通省 物部川出張所	現状把握	中央東	(右) 6/4+140~7/2+10
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	旧川跡	要注意	210	国土交通省 物部川出張所	現状把握	中央東	(右) 7/4+10~7/6+20
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 岩積	旧川跡	要注意	330	国土交通省 物部川出張所	現状把握	中央東	(右) 7/8+80~8/2+10
物部川	香美市 (香美市消防団)	香美市土佐山田町 下ノ村	旧川跡	要注意	930	国土交通省 物部川出張所	現状把握	中央東	(右) 8/6+130~9/6+60

② 県が定める重要水防箇所

沿岸名	河川名 又は 海岸名	所轄土木 事務所名	危険区域				特に危険な場所及び対策			溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
			左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される 危険状況	水防工法	公共施設	一般戸数	人口 (人)	耕地 (ha)	
物部川	佐古田川	中央東	左 右	1,000 1,000	左 右	500 500	土佐山田町 佐古藪	溢水	土俵積	1	5	20	5.0	市が指示する場所
物部川	片地川	中央東	左 右	1,300 1,300	左 右	700 700	土佐山田町 佐古藪	溢水	土俵積	1	15	60	1.0	市が指示する場所
国分川	土生川	中央東	左 右	2,500 2,500	左 右	0 0	土佐山田町 植	溢水	土俵積	2	6	20	30.0	市が指示する場所
国分川	国分川	中央東	左 右	1,100 1,100	左 右	1,100 1,100	土佐山田町 久次	溢水	土俵積	1	50	150	22.0	市が指示する場所
吉野川	北滝本川	中央東	左 右	3,500 3,500	左 右	700 700	土佐山田町 繁藤	溢水	土俵積	1	20	60	7.0	市が指示する場所

(16) ため池危険地区（農村振興局所管）

ため池名	位 置	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	保全対象	
					人家戸数	公共施設
女夫池（上池）	土佐山田町楠目字女夫池 2669	12.0	57	50,610	8	
舟谷池	土佐山田町船谷字池ノ丸 892	14.8	94	115,000	18	佐古藪ふれあいセンター、高知工科大学グラウンド、高知テクノパーク工業用水道水源地
古池	土佐山田町宮ノ口字池林 901	9.5	64	25,000	149	高知工科大学、香美警察署片地駐在所、土佐山田消防団片地分団、片地小学校、片地地区多目的集会所、片地児童クラブ、片地地区公民館
吹越池（上池）	土佐山田町佐野字フキコシ 288	4.0	280	36,000	39	佐野集会所
佐野池（下池）	土佐山田町佐野字上ミタイノウチ 666	10.2	147	19,700	20	佐野集会所
大倉池	土佐山田町林田字フキマハシ 654	5.0	32	15,000	24	
古田池	土佐山田町上改田字東古田 258-口	7.8	48	30,000	8	
牧場池	土佐山田町佐野字ナカノタニ 1581	5.3	41	1,200	0	山田堆肥センター
オツギ藪池	土佐山田加茂字乳母ヶ懐 222	10.4	33	3,120	10	
新池	土佐山田町宮ノ口字新池 846	5.0	250	6,000	24	宮ノ口公民館、国道 195 号
前土居池	土佐山田町加茂字アカイ谷 596	10.8	43	5,000	5	
傍土池	土佐山田町宮ノ口字神田丸 1235	4.9	93	3,500	18	国道 195 号
本池	土佐山田町間字本モ池ノ奥ノ丸 1737	5.1	20	2,500	3	
上池	土佐山田町間本池ノ奥ノ丸 1726	3.0	20	1,000	3	
新池（間）	土佐山田町間字新池西ノ丸 1779	3.7	32	1,000	3	
裏の池	土佐山田町間字上ノ山西開キ丸 1747-1	3.7	18	2,000	2	
ツエケ谷池	土佐山田町楠目字ツエケ谷 2990	5.5	32	500	4	
松尾池	土佐山田町佐野字マツヲ 1732-1	3.7	26	300	3	
銭ヶ神上池	土佐山田町楠目字銭神 2382	3.0	28	150	0	
中ノ内池	土佐山田町植字ナカノ内 292-2	1.2	14	200	0	
ビワノクビ池	土佐山田町新改字林ノ谷 352	4.0	11	750	3	新改公民館
林の谷池	土佐山田町新改字林ノ谷 1245	2.6	38	620	3	
庄屋池	土佐山田町宮ノ口字庄屋池 467	3.5	152	4,000	22	
キュウトク池	土佐山田町楠目字青サレ 3031	4.6	30	520	0	
横屋敷池	土佐山田町宮ノ口字横屋敷 1063-1	1.2	13	40	0	
北の池	土佐山田町植字ツエ坂西平 743	3.3	3	570	0	植東部公民館多目的生活改善センター
小池	土佐山田町間字本モ池ノ奥ノ丸 1734	4.0	30	400	3	
フカダ池	土佐山田町杉田字小島付 52-1	1.5	45	90	0	
西セキジョウ池	土佐山田町大平字西セキ定 428	2.3	10	320	1	
セキジョウ池	土佐山田町大平字西セキ定 439-1	1.0	13	70	1	
東サキデン池	土佐山田町大平字西サキデン 426	0.5	4	80	2	
森山池	土佐山田町宮ノ口字神田丸 1246	1.5	40	70	16	国道 195 号

ため池名	位 置	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	保全対象	
					人家戸数	公共施設
三代田池	土佐山田町宮ノ口字三代田 1036-1	2.0	15	70	2	国道 195 号
平ノ池	香北町美良布字梅ヶ谷 1240	4.0	114	6,600	138	医療法人豊秋会香北病院、香北消防団美良布分団、香美市役所香北支所、子育て支援センターびらふ、美良布地区公民館、グループホームびらふ、びらふ診療所、老人憩いの家美良布荘、香美市商工会香北支所、図書館香北分館、美良布郵便局、JA 香北良心市、園芸出荷場、JR 四国バス美良布駅、JA 土佐香美香北支所、A コープかほく、香美森林組合、香北中学校啓明寮、大宮小学校、農事組合法人香北椎茸組合
ひょうたん池	香北町韭生野字ハザマ 863	3.6	24	2,000	4	国道 195 号
橋川野	香北町橋川野字宮ノ西 184	3.0	75	900	3	橋川野集落センター、エネオス武内石油店 SS、国道 195 号
白川	香北町白川字宮ノ後口 1155-1	5.5	70	900	0	
猪野々	香北町猪野々字ツキ池 3715・3716 合併	2.5	40	360	0	
下池	物部町神池字田ノ本 1678-1	3.0	85	3,600	3	
第 1 調整池	土佐山田町大平 27	9.0	60	11,000	20	佐野集会所
女夫池（下池）	土佐山田町楠目字女夫池 2674	14.9	64	17,300	8	
神社池	南国市植田字城ヶ谷 1340-1	7.8	98	6,000	23	

《出典》 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく「農業用ため池データベース」公表一覧表

(17) 土砂災害警戒区域等

① 急傾斜地

箇所番号	箇所名	位置
I-538	駅前町（１）	香美市土佐山田町繁藤
I-539	繁藤	香美市土佐山田町繁藤、角茂谷
II-1329	北滝本（１）	香美市土佐山田町北滝本、繁藤
II-1344	駅前町（２）	香美市土佐山田町繁藤
II-1465	北滝本（２）	香美市土佐山田町北滝本、繁藤
I-535	繁藤（南）	香美市土佐山田町繁藤
I-536	櫛の谷（１）	香美市土佐山田町櫛谷
I-541	繁藤（１）	香美市土佐山田町繁藤
I-569	高瀬（１）	香美市土佐山田町繁藤
II-1323	北滝本（３）	香美市土佐山田町北滝本
II-1324	北滝本（４）	香美市土佐山田町北滝本
II-1325	北滝本（５）	香美市土佐山田町北滝本
II-1326	北滝本（６）	香美市土佐山田町北滝本
II-1327	北滝本（７）	香美市土佐山田町北滝本
II-1328	北滝本（８）	香美市土佐山田町北滝本、繁藤
II-1330	繁藤（２）	香美市土佐山田町繁藤
II-1331	高瀬（２）	香美市土佐山田町繁藤
II-1332	櫛の谷（２）	香美市土佐山田町櫛谷
II-1333	櫛の谷（３）	香美市土佐山田町櫛谷
II-1334	櫛の谷（４）	香美市土佐山田町櫛谷
II-1337	河の川（１）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1338	河の川（２）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1339	河の川（３）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1340	河の川（４）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1341	追廻（１）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1342	追廻（２）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1343	駅前町（３）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1460	北滝本（９）	香美市土佐山田町北滝本
II-1461	北滝本（１０）	香美市土佐山田町北滝本
II-1463	角茂谷（１）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1464	北滝本（１１）	香美市土佐山田町北滝本
II-1466	角茂谷（２）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1467	上穴内	香美市土佐山田町上穴内
II-1468	櫛の谷（５）	香美市土佐山田町櫛谷
II-1469	櫛の谷（６）	香美市土佐山田町繁藤、櫛谷
II-1502	北滝本（１２）	香美市土佐山田町北滝本
II-1503	北滝本（１３）	香美市土佐山田町北滝本
II-1504	角茂谷（３）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1505	角茂谷（４）	香美市土佐山田町角茂谷
II-1506	角茂谷（５）	香美市土佐山田町角茂谷
IV-323001	角茂谷（６）	香美市土佐山田町角茂谷
IV-323002	北滝本（１４）	香美市土佐山田町北滝本
I-537	西又（１）	香美市土佐山田町西又
II-1335	西又（２）	香美市土佐山田町西又
II-1336	西又（３）	香美市土佐山田町西又
II-1507	西又（４）	香美市土佐山田町西又
I-534	平山（１）	香美市土佐山田町平山
I-552	新改（１）	香美市土佐山田町新改、上改田
I-559	入野（１）	香美市土佐山田町入野
I-565	曾我部川（１）	香美市土佐山田町曾我部川
I-566	平山（２）	香美市土佐山田町平山
I-567	平山（３）	香美市土佐山田町平山
I-568	平山（４）	香美市土佐山田町平山

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-1305	新改（２）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1306	新改（３）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1307	新改（４）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1313	平山（５）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1314	平山（６）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1315	平山（７）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1316	西の谷	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1317	東川（１）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1318	平山（８）	香美市土佐山田町東川、平山
Ⅱ-1319	平山（９）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1320	平山（１０）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1321	東川（２）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1322	曾我部川（２）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1349	上改田	香美市土佐山田町上改田
Ⅱ-1353	東川（３）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1354	平山（１１）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1400	新改（５）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1402	新改（６）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1403	新改（７）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1404	新改（８）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1405	新改（９）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1406	新改（１０）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1423	曾我部川（３）	香美市土佐山田町入野
Ⅱ-1424	入野（２）	香美市土佐山田町入野
Ⅱ-1425	曾我部川（４）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1426	曾我部川（５）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1427	曾我部川（６）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1428	曾我部川（７）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1429	曾我部川（８）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1430	曾我部川（９）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1431	大法寺（１）	香美市土佐山田町入野
Ⅱ-1433	東川（４）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1434	東川（５）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1435	東川（６）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1436	大法寺（２）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1448	曾我部川（１０）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1449	曾我部川（１１）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1450	曾我部川（１２）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1451	曾我部川（１３）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1452	曾我部川（１４）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1453	曾我部川（１５）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1455	平山（１２）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1456	東川（７）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1457	東川（８）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1458	東川（９）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1459	東川（１０）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1462	平山（１３）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1475	新改（１１）	香美市土佐山田町新改
Ⅱ-1476	入野（３）	香美市土佐山田町入野
Ⅱ-1488	曾我部川（１６）	香美市土佐山田町入野
Ⅱ-1489	曾我部川（１７）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1490	大法寺（３）	香美市土佐山田町大法寺、東川
Ⅱ-1492	東川（１１）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1493	東川（１２）	香美市土佐山田町東川
Ⅱ-1498	曾我部川（１８）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅱ-1499	平山（１４）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1500	東川（１３）	香美市土佐山田町東川

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-1501	東川（１４）	香美市土佐山田町東川
Ⅳ-323003	平山（１５）	香美市土佐山田町平山
Ⅳ-323004	平山（１６）	香美市土佐山田町平山
Ⅳ-323005	平山（１７）	香美市土佐山田町東川
Ⅳ-323006	平山（１８）	香美市土佐山田町東川
Ⅳ-323007	東川（１５）	香美市土佐山田町東川
Ⅳ-323008	東川（１６）	香美市土佐山田町東川
Ⅳ-323009	曾我部川（１９）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅳ-323010	曾我部川（２０）	香美市土佐山田町曾我部川
Ⅳ-323011	東川（１７）	香美市土佐山田町東川
Ⅰ-544	北本町一丁目	香美市土佐山田町
Ⅰ-546	北本町二丁目（１）	香美市土佐山田町
Ⅰ-547	北本町二丁目（２）	香美市土佐山田町
Ⅱ-1297	八王子谷	香美市土佐山田町
Ⅱ-1298	北組西（１）	香美市土佐山田町、植
Ⅱ-1346	北本町二丁目（３）	香美市土佐山田町
Ⅱ-1348	前山（１）	香美市土佐山田町
Ⅱ-1380	前山（２）	香美市土佐山田町
Ⅱ-1381	前山（３）	香美市土佐山田町
Ⅱ-1383	北本町二丁目（４）	香美市土佐山田町
Ⅳ-323012	北組西（２）	香美市土佐山田町、植
Ⅰ-549	大平（１）	香美市土佐山田町大平
Ⅰ-553	本村（５）	香美市土佐山田町本村
Ⅰ-560	本村（１）	香美市土佐山田町中後入、本村
Ⅰ-561	本村（２）	香美市土佐山田町中後入、本村
Ⅰ-562	有谷（１）	香美市土佐山田町有谷
Ⅰ-563	佐竹（１）	香美市土佐山田町佐竹
Ⅰ-564	大後入（１）	香美市土佐山田町大後入
Ⅱ-1311	大平（２）	香美市土佐山田町大平
Ⅱ-1312	本村（３）	香美市土佐山田町本村
Ⅱ-1345	大平（３）	香美市土佐山田町大平
Ⅱ-1355	中後入（１）	香美市土佐山田町中後入、西後入
Ⅱ-1393	佐野（１）	香美市土佐山田町佐野
Ⅱ-1398	佐竹（２）	香美市土佐山田町佐竹
Ⅱ-1399	佐竹（３）	香美市土佐山田町佐竹
Ⅱ-1412	大平（４）	香美市土佐山田町大平
Ⅱ-1413	佐野（２）	香美市土佐山田町佐野
Ⅱ-1414	西後入（６）	香美市土佐山田町西後入
Ⅱ-1415	本村（４）	香美市土佐山田町本村
Ⅱ-1416	有谷（２）	香美市土佐山田町有谷
Ⅱ-1417	中後入（２）	香美市土佐山田町中後入
Ⅱ-1418	有谷（３）	香美市土佐山田町有谷、佐竹
Ⅱ-1419	有谷（４）	香美市土佐山田町有谷
Ⅱ-1420	有谷（５）	香美市土佐山田町有谷
Ⅱ-1421	有谷（６）	香美市土佐山田町有谷
Ⅱ-1422	有谷（７）	香美市土佐山田町有谷
Ⅱ-1440	西後入（１）	香美市土佐山田町西後入
Ⅱ-1441	西後入（２）	香美市土佐山田町西後入
Ⅱ-1442	西後入（３）	香美市土佐山田町西後入
Ⅱ-1443	西後入（４）	香美市土佐山田町大後入
Ⅱ-1444	西後入（５）	香美市土佐山田町西後入
Ⅱ-1445	大後入（２）	香美市土佐山田町大後入
Ⅱ-1446	大後入（３）	香美市土佐山田町大後入
Ⅱ-1474	大平（５）	香美市土佐山田町大平
Ⅱ-1478	本村（６）	香美市土佐山田町本村
Ⅱ-1479	西後入（８）	香美市土佐山田町西後入
Ⅱ-1480	中後入（３）	香美市土佐山田町中後入

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-1481	中後入（４）	香美市土佐山田町中後入
Ⅱ-1482	中後入（５）	香美市土佐山田町中後入
Ⅱ-1483	佐竹（４）	香美市土佐山田町佐竹
Ⅱ-1484	佐竹（５）	香美市土佐山田町佐竹
Ⅱ-1485	佐竹（６）	香美市土佐山田町佐竹
Ⅱ-1486	大平（６）	香美市土佐山田町大平
Ⅱ-1487	佐竹（７）	香美市土佐山田町佐竹
Ⅱ-1494	大後入（４）	香美市土佐山田町大後入
Ⅱ-1495	西後入（７）	香美市土佐山田町大後入、西後入
Ⅱ-1496	中後入（６）	香美市土佐山田町西後入
Ⅱ-1497	中後入（７）	香美市土佐山田町中後入
Ⅳ-323013	中後入（８）	香美市土佐山田町中後入、西後入
Ⅳ-323014	中後入（９）	香美市土佐山田町中後入、西後入
Ⅳ-323015	中後入（１０）	香美市土佐山田町中後入
Ⅳ-323016	中後入（１１）	香美市土佐山田町中後入
Ⅳ-323017	大平（７）	香美市土佐山田町大平
Ⅳ-323018	大平（８）	香美市土佐山田町大平
Ⅳ-323019	佐野（３）	香美市土佐山田町佐野
Ⅳ-323020	本村（７）	香美市土佐山田町本村
Ⅰ-529	間（１）	香美市土佐山田町間
Ⅰ-542	間（２）	香美市土佐山田町間
Ⅰ-543	加茂（１）	香美市土佐山田町加茂
Ⅰ-550	宮ノ口（１）	香美市土佐山田町宮ノ口
Ⅰ-551	杉田（１）	香美市土佐山田町杉田
Ⅰ-554	影山（１）	香美市土佐山田町影山
Ⅱ-1300	加茂（２）	香美市土佐山田町加茂
Ⅱ-1352	影山（２）	香美市土佐山田町影山、林田
Ⅱ-1360	影山（３）	香美市土佐山田町佐古藪
Ⅱ-1361	間（３）	香美市土佐山田町間
Ⅱ-1362	間（４）	香美市土佐山田町間
Ⅱ-1363	間（５）	香美市土佐山田町間
Ⅱ-1364	間（６）	香美市土佐山田町影山、間
Ⅱ-1365	間（７）	香美市土佐山田町影山、間
Ⅱ-1366	間（８）	香美市土佐山田町影山、間
Ⅱ-1367	町田（３）	香美市土佐山田町町田
Ⅱ-1368	加茂（３）	香美市土佐山田町加茂
Ⅱ-1394	杉田（２）	香美市土佐山田町杉田
Ⅱ-1395	杉田（３）	香美市土佐山田町杉田
Ⅱ-1396	宮ノ口（２）	香美市土佐山田町杉田、宮ノ口
Ⅱ-1397	宮ノ口（３）	香美市土佐山田町杉田、宮ノ口
Ⅱ-1471	間（９）	香美市土佐山田町間
Ⅱ-1472	影山（４）	香美市土佐山田町影山
Ⅲ-15	間（１０）	香美市土佐山田町間
Ⅲ-16	林田	香美市土佐山田町加茂、林田
Ⅲ-17	加茂（４）	香美市土佐山田町加茂
Ⅲ-18	町田（１）	香美市土佐山田町町田
Ⅲ-19	町田（２）	香美市土佐山田町町田
Ⅳ-323021	杉田（４）	香美市土佐山田町杉田
Ⅳ-323022	杉田（５）	香美市土佐山田町杉田
Ⅳ-323023	杉田（６）	香美市土佐山田町杉田
Ⅳ-323024	間（１１）	香美市土佐山田町間
Ⅳ-323025	影山（５）	香美市土佐山田町影山
Ⅳ-323026	加茂（５）	香美市土佐山田町加茂、山田島
Ⅰ-530	逆川（１）	香美市土佐山田町逆川
Ⅰ-531	逆川（２）	香美市土佐山田町逆川
Ⅰ-532	逆川（３）	香美市土佐山田町逆川
Ⅰ-533	逆川（４）	香美市土佐山田町逆川

箇所番号	箇所名	位置
I-555	逆川（１９）	香美市土佐山田町逆川
I-556	逆川（２０）	香美市土佐山田町逆川
II-1301	逆川（５）	香美市土佐山田町逆川
II-1302	逆川（６）	香美市土佐山田町逆川
II-1303	逆川（７）	香美市土佐山田町逆川
II-1304	逆川（８）	香美市土佐山田町逆川
II-1369	逆川（９）	香美市土佐山田町逆川
II-1370	逆川（１０）	香美市土佐山田町逆川
II-1371	逆川（１１）	香美市土佐山田町逆川
II-1372	逆川（１２）	香美市土佐山田町逆川
II-1373	逆川（１４）	香美市土佐山田町逆川
II-1374	逆川（１３）	香美市土佐山田町逆川
II-1375	逆川（１５）	香美市土佐山田町逆川
II-1376	逆川（１６）	香美市土佐山田町逆川
II-1377	逆川（１７）	香美市土佐山田町逆川
II-1473	逆川（１８）	香美市土佐山田町逆川
IV-323027	逆川（２１）	香美市土佐山田町逆川
IV-323028	逆川（２２）	香美市土佐山田町逆川
IV-323029	逆川（２３）	香美市土佐山田町逆川
IV-323030	逆川（２４）	香美市土佐山田町逆川
IV-323031	逆川（２５）	香美市土佐山田町逆川
IV-323032	逆川（２６）	香美市土佐山田町逆川
IV-323033	逆川（２７）	香美市土佐山田町逆川
I-388	大栃（１）	香美市物部町大栃
I-389	大北	香美市物部町大栃
I-390	山崎（１）	香美市物部町山崎
I-391	影山崎（１）	香美市物部町山崎
I-392	塩（１）	香美市物部町大栃、山崎
I-393	塩（２）	香美市物部町大栃、山崎
I-394	日ノ地（１）	香美市物部町仙頭
I-395	影仙頭（１）	香美市物部町仙頭
I-396	影仙頭（２）	香美市物部町仙頭
I-397	佐岡	香美市物部町押谷
I-398	奈路（１）	香美市物部町押谷
I-399	影小浜	香美市物部町小浜
I-400	奈呂（１）	香美市物部町根木屋
I-401	須賀井	香美市物部町根木屋
I-402	奈呂（２）	香美市物部町岡ノ内
I-403	奈呂（３）	香美市物部町岡ノ内
I-404	西谷（１）	香美市物部町岡ノ内
I-405	川口（１）	香美市物部町岡ノ内
I-406	川口（２）	香美市物部町岡ノ内
I-407	津々呂	香美市物部町別役
I-408	別府（１）	香美市物部町別府
I-409	別府（２）	香美市物部町別府
I-410	別府（３）	香美市物部町別府
I-411	久保影（１）	香美市物部町久保影、久保和久保
I-412	久保影（２）	香美市物部町久保影
I-413	久保沼井（１）	香美市物部町久保沼井
I-414	久保沼井（２）	香美市物部町久保沼井
I-415	久保安野尾（１）	香美市物部町久保安野尾
I-416	久保安野尾（２）	香美市物部町久保安野尾
I-417	久保安野尾（３）	香美市物部町久保堂ノ岡、物部町久保安野尾
I-418	久保堂ノ岡	香美市物部町久保堂ノ岡
I-419	久保高井（１）	香美市物部町久保高井
I-420	大西（１）	香美市物部町大西
I-421	五王堂（１）	香美市物部町五王堂

箇所番号	箇所名	位置
I-422	五王堂（２）	香美市物部町五王堂
I-423	五王堂（３）	香美市物部町五王堂
I-424	影	香美市物部町安丸
I-425	程野（１）	香美市物部町神池、安丸
I-426	立花（１）	香美市物部町柳瀬
I-427	平井	香美市物部町柳瀬
I-428	相尻	香美市物部町神池
I-429	神通寺（１）	香美市物部町神池
I-430	二カケ	香美市物部町神池
I-431	西番	香美市物部町神池
I-432	中番（１）	香美市物部町楮佐古
I-433	下奈呂下（１）	香美市物部町楮佐古
I-434	下奈呂上	香美市物部町楮佐古
I-435	下奈呂下（２）	香美市物部町楮佐古
I-436	山崎（２）	香美市物部町大栃、山崎
I-437	中屋（１）	香美市物部町頓定
I-438	中内（１）	香美市物部町岡ノ内
I-439	野々内	香美市物部町市宇
I-440	小浜（１）	香美市物部町小浜
I-441	小浜（２）	香美市物部町小浜
I-442	岡ノ内（１）	香美市物部町岡ノ内
I-443	立花（２）	香美市物部町柳瀬
I-444	中番（２）	香美市物部町黒代
I-445	久保中内（１）	香美市物部町久保中内
I-446	明賀（１）	香美市物部町笹
I-447	岡舞（１）	香美市物部町庄谷相
I-448	奈呂（４）	香美市物部町岡ノ内
I-473	白川下	香美市香北町白川
I-474	毛田	香美市香北町白川
I-475	五百蔵（１）	香美市香北町五百蔵
I-476	橋川野	香美市香北町橋川野
I-477	萩野（１）	香美市香北町萩野
I-478	市原	香美市香北町岩改、香北町中西川
I-479	日の御子（１）	香美市香北町日ノ御子
I-480	峰	香美市香北町日ノ御子
I-481	中谷（１）	香美市香北町中谷
I-482	ツガノ瀬	香美市香北町谷相
I-483	竹ノ中	香美市香北町谷相
I-484	寺ノ上	香美市香北町朴ノ木
I-485	栗ノ木	香美市香北町西川
I-486	千萱	香美市香北町西川
I-487	永野（中）	香美市香北町永野
I-488	根須（１）	香美市香北町根須
I-489	大井平（１）	香美市香北町大井平
I-490	梅久保（１）	香美市香北町梅久保
I-491	梅久保（２）	香美市香北町梅久保
I-492	日浦込（１）	香美市香北町日浦込
I-493	清爪（１）	香美市香北町清爪
I-494	蕨野	香美市香北町蕨野
I-495	日比原（１）	香美市香北町日比原
I-496	上柚ノ木	香美市香北町猪野々柚ノ木
I-497	下柚ノ木	香美市香北町猪野々柚ノ木
I-498	猪野々（１８）	香美市香北町猪野々
I-499	永瀬（１）	香美市香北町永瀬
I-500	棕屋敷	香美市香北町有瀬
I-501	朴ノ木（３）	香美市香北町朴ノ木
I-502	吉野（１）	香美市香北町吉野

箇所番号	箇所名	位置
I-503	中谷（２）	香美市香北町中谷、横谷
I-504	永野（１）	香美市香北町永野
I-505	香北町永野（東）	香美市香北町永野
I-506	白石（１）	香美市香北町白石、蕨野
I-507	猪野々（１）	香美市香北町猪野々
I-508	猪野々（２）	香美市香北町猪野々
I-509	河野（１）	香美市香北町河野
I-510	太郎丸（１）	香美市香北町太郎丸
I-511	萩野（２）	香美市香北町萩野
I-512	北岩改	香美市香北町岩改
I-540	大法寺（４）	香美市土佐山田町大法寺
I-548	楠目（１）	香美市土佐山田町楠目
I-557	楠目（２）	香美市土佐山田町楠目
I-558	植（１）	香美市土佐山田町植
I-651	奈呂（５）	香美市物部町根本屋
I-652	明改（１）	香美市物部町仙頭
I-653	高尾（１）	香美市物部町山崎
I-654	高尾（２）	香美市物部町大栃、山崎
I-655	西大比（１）	香美市物部町大栃、仙頭
I-656	東大比（１）	香美市物部町大栃、仙頭
I-657	日ノ出町（１）	香美市物部町大栃
I-658	大栃（２）	香美市物部町大栃
II-538	屋敷（１）	香美市物部町庄谷相
II-539	屋敷（２）	香美市物部町庄谷相
II-540	奈呂ノ上（１）	香美市物部町庄谷相
II-541	奈呂ノ上（２）	香美市物部町庄谷相
II-542	奈呂ノ上（３）	香美市物部町庄谷相
II-543	奴田ノ尾（１）	香美市物部町庄谷相
II-544	奴田ノ尾（２）	香美市物部町庄谷相
II-545	奴田ノ尾（３）	香美市物部町庄谷相
II-546	奴田ノ尾（４）	香美市物部町庄谷相
II-548	八重谷（１）	香美市物部町庄谷相
II-549	八重谷（２）	香美市物部町庄谷相
II-550	岡舞（２）	香美市物部町庄谷相
II-551	日裏（１）	香美市物部町拓、中谷川
II-552	日裏（２）	香美市物部町中谷川
II-553	日裏（３）	香美市物部町中谷川
II-554	日裏（４）	香美市物部町中谷川
II-555	日裏（５）	香美市物部町中谷川
II-556	中谷川（１）	香美市物部町中谷川
II-557	中谷川（２）	香美市物部町中谷川
II-558	拓（１）	香美市物部町拓
II-559	拓（２）	香美市物部町拓
II-560	拓（３）	香美市物部町拓
II-561	拓（４）	香美市物部町拓
II-562	拓（５）	香美市物部町拓
II-563	拓（６）	香美市物部町拓
II-564	拓（７）	香美市物部町拓
II-565	宇井（１）	香美市物部町頓定
II-566	宇井（２）	香美市物部町頓定
II-567	坂	香美市物部町山崎
II-568	中屋（２）	香美市物部町頓定
II-569	中屋（３）	香美市物部町頓定
II-570	中屋（４）	香美市物部町頓定
II-571	中屋（５）	香美市物部町頓定
II-572	スゲノソヲ（１）	香美市物部町頓定

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-573	スゲノソヲ（２）	香美市物部町頓定
Ⅱ-574	スゲノソヲ（３）	香美市物部町頓定
Ⅱ-575	スゲノソヲ（４）	香美市物部町頓定
Ⅱ-576	大古畑（１）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-577	栃本（１）	香美市物部町舞川
Ⅱ-578	栃本（２）	香美市物部町舞川
Ⅱ-579	栃本（３）	香美市物部町舞川
Ⅱ-580	大古畑（２）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-581	大古畑（３）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-582	伊勢丸（１）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-583	伊勢丸（２）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-584	伊勢丸（３）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-585	伊勢丸（４）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-586	伊勢丸（５）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-587	栃谷（１）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-588	栃谷（２）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-589	栃谷（３）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-590	栃谷（４）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-591	明改（２）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-593	明改（３）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-594	明改（４）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-595	明改（５）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-596	明改（６）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-598	仁尾ガ谷	香美市物部町頓定
Ⅱ-599	堀田（１）	香美市物部町大栃、山崎
Ⅱ-600	天王	香美市物部町山崎
Ⅱ-601	東大比（２）	香美市物部町大栃、仙頭
Ⅱ-602	大栃（３）	香美市物部町大栃
Ⅱ-603	大栃（４）	香美市物部町大栃
Ⅱ-604	宇筒舞（１）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-605	南池（１）	香美市物部町南池、五王堂
Ⅱ-606	大西（２）	香美市物部町大西
Ⅱ-608	影山崎（２）	香美市物部町山崎
Ⅱ-609	影山崎（３）	香美市物部町山崎
Ⅱ-610	影仙頭（３）	香美市物部町山崎
Ⅱ-611	影仙頭（４）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-612	影仙頭（５）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-613	影仙頭（６）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-614	影仙頭（７）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-615	影仙頭（８）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-616	則友	香美市物部町仙頭
Ⅱ-617	宇筒舞（２）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-618	野竹（１）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-619	佐賀野（１）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-620	佐賀野（２）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-621	佐賀野（３）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-622	佐賀野（４）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-623	佐賀野（５）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-626	塩（３）	香美市物部町山崎
Ⅱ-627	影仙頭（９）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-628	日ノ地（２）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-629	日ノ地（３）	香美市物部町仙頭
Ⅱ-630	槇尾	香美市物部町仙頭
Ⅱ-631	奈路（２）	香美市物部町押谷
Ⅱ-632	奈路（３）	香美市物部町押谷
Ⅱ-633	谷（１）	香美市物部町押谷

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-634	谷（２）	香美市物部町押谷
Ⅱ-635	谷（３）	香美市物部町押谷
Ⅱ-636	谷（４）	香美市物部町押谷
Ⅱ-637	楮ヶ谷（１）	香美市物部町押谷
Ⅱ-638	楮ヶ谷（２）	香美市物部町押谷
Ⅱ-639	楮ヶ谷（３）	香美市物部町押谷
Ⅱ-640	楮ヶ谷（４）	香美市物部町押谷
Ⅱ-641	小浜（３）	香美市物部町小浜
Ⅱ-642	小浜（４）	香美市物部町小浜
Ⅱ-643	小浜（５）	香美市物部町小浜
Ⅱ-644	小浜（６）	香美市物部町小浜
Ⅱ-645	上中谷	香美市物部町小浜
Ⅱ-646	成山（１）	香美市物部町市宇
Ⅱ-647	成山（２）	香美市物部町市宇
Ⅱ-648	連合	香美市物部町根木屋
Ⅱ-649	影藪	香美市物部町根木屋
Ⅱ-650	奈呂（６）	香美市物部町根木屋
Ⅱ-651	八重谷（３）	香美市物部町庄谷相
Ⅱ-652	奈呂（７）	香美市物部町根木屋
Ⅱ-653	野久保（２）	香美市物部町根木屋
Ⅱ-654	野久保（３）	香美市物部町根木屋
Ⅱ-655	岡ノ内（２）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-656	岡ノ内（３）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-657	西谷	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-658	岡ノ内（４）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-659	岡ノ内（５）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-660	岡ノ内（５）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-661	岡ノ内（１０）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-662	岡ノ内（７）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-663	岡ノ内（８）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-664	中内（２）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-665	岡ノ内（９）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-666	山崎（３）	香美市物部町山崎
Ⅱ-667	セジロウ（１）	香美市物部町別役
Ⅱ-668	セジロウ（２）	香美市物部町別役
Ⅱ-669	ウネ（１）	香美市物部町別役
Ⅱ-670	ウネ（２）	香美市物部町別役
Ⅱ-671	ウネ（３）	香美市物部町別役
Ⅱ-672	土居（１）	香美市物部町別府
Ⅱ-673	土居（２）	香美市物部町市宇
Ⅱ-674	野ノ内	香美市物部町市宇
Ⅱ-675	土居（３）	香美市物部町市宇
Ⅱ-676	谷（５）	香美市物部町押谷
Ⅱ-677	カゲムネ	香美市物部町押谷
Ⅱ-679	桑ノ川（２）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-680	堀田（２）	香美市物部町大栃
Ⅱ-681	桑ノ川（３）	香美市物部町岡ノ内
Ⅱ-682	中平	香美市物部町山崎
Ⅱ-683	市宇	香美市物部町市宇
Ⅱ-684	山崎（４）	香美市物部町山崎
Ⅱ-685	宮ノ瀬	香美市物部町市宇
Ⅱ-686	程野（３）	香美市物部町市宇
Ⅱ-687	程野（４）	香美市物部町市宇
Ⅱ-688	鴨ヶ峯	香美市物部町市宇
Ⅱ-689	船ヶ谷（１）	香美市物部町市宇
Ⅱ-690	土井（４）	香美市物部町別府
Ⅱ-691	落合（２）	香美市物部町別府

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-692	別府（４）	香美市物部町別府
Ⅱ-693	サイニョウ	香美市物部町別府
Ⅱ-694	秋田	香美市物部町別府
Ⅱ-695	野地	香美市物部町別府
Ⅱ-696	土居（５）	香美市物部町別府
Ⅱ-697	堀（４）	香美市物部町山崎
Ⅱ-698	米野（１）	香美市物部町別府
Ⅱ-699	中尾（１）	香美市物部町別府
Ⅱ-700	中尾（２）	香美市物部町別府
Ⅱ-701	中尾（３）	香美市物部町別府
Ⅱ-702	久保和久保（１）	香美市物部町久保和久保
Ⅱ-703	久保影（３）	香美市物部町久保影、久保和久保
Ⅱ-704	久保和久保（２）	香美市物部町久保和久保
Ⅱ-705	久保中内（２）	香美市物部町久保中内
Ⅱ-706	久保中内（３）	香美市物部町久保中内
Ⅱ-707	久保沼井（３）	香美市物部町久保沼井
Ⅱ-708	久保沼井（４）	香美市物部町久保沼井
Ⅱ-709	久保沼井（５）	香美市物部町久保沼井
Ⅱ-710	久保沼井（６）	香美市物部町久保沼井
Ⅱ-711	久保上久保（１）	香美市物部町久保上久保
Ⅱ-712	久保上久保（２）	香美市物部町久保上久保
Ⅱ-713	久保高井（２）	香美市物部町久保高井
Ⅱ-714	久保高井（３）	香美市物部町久保高井
Ⅱ-716	久保高井（４）	香美市物部町久保高井
Ⅱ-718	大西（３）	香美市物部町大西
Ⅱ-719	中上	香美市物部町中上
Ⅱ-722	明賀（２）	香美市物部町笹
Ⅱ-723	明賀（３）	香美市物部町笹
Ⅱ-724	明賀（４）	香美市物部町笹
Ⅱ-725	明賀（５）	香美市物部町笹
Ⅱ-726	中番（３）	香美市物部町笹
Ⅱ-727	笹下	香美市物部町笹
Ⅱ-728	ナナヘツイ（１）	香美市物部町笹
Ⅱ-729	ナナヘツイ（２）	香美市物部町笹
Ⅱ-730	土居番	香美市物部町笹
Ⅱ-731	落合	香美市物部町中上、五王堂
Ⅱ-732	臼牛	香美市物部町安丸
Ⅱ-734	堂番（１）	香美市物部町黒代
Ⅱ-735	東番（１）	香美市物部町黒代
Ⅱ-736	中番（４）	香美市物部町黒代
Ⅱ-737	中番（５）	香美市物部町黒代
Ⅱ-738	中番（６）	香美市物部町黒代
Ⅱ-739	中番（７）	香美市物部町黒代
Ⅱ-740	堂番（２）	香美市物部町黒代
Ⅱ-741	宮西（１）	香美市物部町安丸
Ⅱ-742	宮西（２）	香美市物部町安丸
Ⅱ-743	野久保	香美市物部町神池
Ⅱ-744	大屋敷（１）	香美市物部町安丸
Ⅱ-745	吹越（１）	香美市物部町柳瀬
Ⅱ-746	吹越（２）	香美市物部町柳瀬
Ⅱ-747	神通寺（２）	香美市物部町神池
Ⅱ-748	タイナロ（１）	香美市物部町椿佐古
Ⅱ-749	タイナロ（２）	香美市物部町椿佐古
Ⅱ-751	堂平	香美市物部町中津尾
Ⅱ-752	下中津尾	香美市物部町中津尾
Ⅱ-753	上中津尾	香美市物部町中津尾
Ⅱ-754	仁井屋	香美市物部町大栃

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-755	高尾（３）	香美市物部町山崎
Ⅱ-756	高尾（４）	香美市物部町大栃
Ⅱ-757	東番（２）	香美市物部町神池
Ⅱ-758	東番（３）	香美市物部町神池
Ⅱ-761	西大比（２）	香美市物部町大栃、仙頭
Ⅱ-763	大栃（５）	香美市物部町大栃
Ⅱ-764	中尾（６）	香美市物部町大栃
Ⅱ-765	西村	香美市物部町楮佐古
Ⅱ-766	程野（２）	香美市物部町安丸
Ⅱ-767	久保安野尾（４）	香美市物部町久保堂ノ岡、久保安野尾
Ⅱ-768	久保安野尾（５）	香美市物部町久保安野尾
Ⅱ-769	久保影（４）	香美市物部町久保影
Ⅱ-770	久保影（５）	香美市物部町久保和久保
Ⅱ-772	船ヶ谷（２）	香美市物部町市宇
Ⅱ-773	米野（２）	香美市物部町別府
Ⅱ-774	米野（３）	香美市物部町別府
Ⅱ-775	米野（４）	香美市物部町別府
Ⅱ-776	山崎（５）	香美市物部町山崎
Ⅱ-777	山崎（６）	香美市物部町山崎
Ⅱ-1034	西平	香美市香北町白川、土佐山田町佐竹
Ⅱ-1035	西平上	香美市香北町白川
Ⅱ-1036	大根木	香美市香北町白川
Ⅱ-1037	夫婦栗	香美市香北町五百蔵
Ⅱ-1038	市川下	香美市香北町五百蔵
Ⅱ-1039	市川	香美市香北町五百蔵
Ⅱ-1040	坂本（１）	香美市香北町五百蔵
Ⅱ-1041	ゲロク	香美市香北町岩改、萩野
Ⅱ-1042	ジョリキ	香美市香北町岩改、萩野
Ⅱ-1043	ソゲウエ	香美市香北町岩改
Ⅱ-1044	熊淵	香美市香北町岩改
Ⅱ-1045	若ガラ	香美市香北町岩改
Ⅱ-1046	堂ノ本	香美市香北町岩改
Ⅱ-1047	押宇土下	香美市香北町岩改
Ⅱ-1048	押宇土上	香美市香北町岩改
Ⅱ-1049	宮ノ本	香美市香北町岩改
Ⅱ-1050	櫻ヶ谷	香美市香北町岩改
Ⅱ-1051	上平	香美市香北町五百蔵
Ⅱ-1052	新田	香美市香北町有瀬
Ⅱ-1053	岸田	香美市香北町有瀬
Ⅱ-1054	馬坂	香美市香北町有瀬
Ⅱ-1055	有瀬（１）	香美市香北町有瀬
Ⅱ-1056	坂本（２）	香美市香北町有瀬
Ⅱ-1057	西峯	香美市香北町有瀬
Ⅱ-1058	柳川	香美市香北町日ノ御子
Ⅱ-1059	横谷（１）	香美市香北町横谷
Ⅱ-1060	中谷下	香美市香北町中谷、横谷
Ⅱ-1061	中谷上	香美市香北町中谷
Ⅱ-1062	前山（４）	香美市香北町谷相
Ⅱ-1063	朴ノ木（４）	香美市香北町朴ノ木
Ⅱ-1064	大谷下	香美市香北町西川
Ⅱ-1065	大谷中	香美市香北町西川
Ⅱ-1066	大谷上	香美市香北町西川
Ⅱ-1067	大谷南	香美市香北町西川
Ⅱ-1068	久保川	香美市香北町西川
Ⅱ-1069	佐敷	香美市香北町西川
Ⅱ-1070	西川（１０）	香美市香北町西川
Ⅱ-1071	西川（１１）	香美市香北町西川

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-1072	橋ノ本	香美市香北町永野
Ⅱ-1073	柚ノ木谷西	香美市香北町梅久保
Ⅱ-1074	柚ノ木谷東	香美市香北町日浦込
Ⅱ-1075	日浦込（２）	香美市香北町日浦込
Ⅱ-1076	白石（２）	香美市香北町白石
Ⅱ-1077	下白石	香美市香北町白石
Ⅱ-1078	大谷口	香美市香北町清爪
Ⅱ-1079	初田	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1080	西浦	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1081	西浦下	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1082	松床	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1083	永瀬（２）	香美市香北町永瀬
Ⅱ-1084	五百蔵（２）	香美市香北町白川
Ⅱ-1085	五百蔵（３）	香美市香北町五百蔵
Ⅱ-1086	太郎丸（２）	香美市香北町太郎丸
Ⅱ-1087	太郎丸（３）	香美市香北町太郎丸
Ⅱ-1088	萩野（３）	香美市香北町萩野
Ⅱ-1089	萩野（４）	香美市香北町萩野
Ⅱ-1090	美良布（１）	香美市香北町太郎丸
Ⅱ-1091	美良布（２）	香美市香北町下野尻、美良布
Ⅱ-1092	有川	香美市香北町有川
Ⅱ-1093	朴ノ木（１）	香美市香北町朴ノ木
Ⅱ-1094	美良布（３）	香美市香北町蕪生野、美良布
Ⅱ-1095	蕪生野（１）	香美市香北町蕪生野
Ⅱ-1096	蕪生野（２）	香美市香北町蕪生野
Ⅱ-1097	吉野（２）	香美市香北町吉野
Ⅱ-1098	吉野（３）	香美市香北町吉野
Ⅱ-1099	吉野（４）	香美市香北町吉野
Ⅱ-1100	根須（２）	香美市香北町根須
Ⅱ-1101	日ノ御子（４）	香美市香北町日ノ御子
Ⅱ-1102	日ノ御子（５）	香美市香北町日ノ御子
Ⅱ-1103	日ノ御子（２）	香美市香北町日ノ御子
Ⅱ-1104	横谷（２）	香美市香北町横谷
Ⅱ-1105	朴ノ木（２）	香美市香北町日ノ御子
Ⅱ-1106	根須（３）	香美市香北町根須
Ⅱ-1107	大井平（２）	香美市香北町大井平
Ⅱ-1108	大束	香美市香北町大束
Ⅱ-1109	根須（４）	香美市香北町根須
Ⅱ-1110	根須（５）	香美市香北町根須
Ⅱ-1111	清爪（２）	香美市香北町清爪
Ⅱ-1112	永瀬（３）	香美市香北町永瀬
Ⅱ-1113	猪野々（３）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1114	日比原（２）	香美市香北町日比原
Ⅱ-1115	日比原（３）	香美市香北町日比原
Ⅱ-1116	日比原（４）	香美市香北町日比原
Ⅱ-1117	永瀬（４）	香美市香北町永瀬
Ⅱ-1118	猪野々（４）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1119	永瀬（５）	香美市香北町永瀬
Ⅱ-1120	猪野々（５）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1121	猪野々（６）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1122	猪野々（７）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1123	猪野々（８）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1124	猪野々（９）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1125	猪野々（１０）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1126	猪野々（１１）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1127	猪野々（１２）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1128	猪野々（１３）	香美市香北町猪野々

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-1129	猪野々（１４）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1130	猪野々（１５）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1131	河野（２）	香美市香北町河野
Ⅱ-1132	川ノ内（１）	香美市香北町川ノ内
Ⅱ-1133	川ノ内（２）	香美市香北町川ノ内
Ⅱ-1134	萩野（５）	香美市香北町萩野
Ⅱ-1135	岩改（１）	香美市香北町岩改
Ⅱ-1136	岩改（２）	香美市香北町岩改、中西川
Ⅱ-1137	岩改（３）	香美市香北町岩改、中西川
Ⅱ-1138	岩改（４）	香美市香北町岩改
Ⅱ-1139	口西川	香美市香北町口西川
Ⅱ-1140	西川（１）	香美市香北町西川
Ⅱ-1141	西川（２）	香美市香北町西川
Ⅱ-1142	西川（３）	香美市香北町西川
Ⅱ-1143	西川（４）	香美市香北町西川
Ⅱ-1144	西川（５）	香美市香北町西川
Ⅱ-1145	西川（６）	香美市香北町西川
Ⅱ-1146	西川（７）	香美市香北町西川
Ⅱ-1147	西川（８）	香美市香北町西川
Ⅱ-1148	西川（９）	香美市香北町西川
Ⅱ-1149	白川	香美市香北町白川
Ⅱ-1150	五百蔵（４）	香美市香北町五百蔵
Ⅱ-1151	有瀬（２）	香美市香北町有瀬
Ⅱ-1152	有瀬（３）	香美市香北町有瀬
Ⅱ-1153	五百蔵（５）	香美市香北町五百蔵
Ⅱ-1154	日ノ御子（３）	香美市香北町日ノ御子
Ⅱ-1156	横谷（３）	香美市香北町横谷
Ⅱ-1157	横谷（４）	香美市香北町横谷
Ⅱ-1158	横谷（５）	香美市香北町横谷
Ⅱ-1159	谷相（２）	香美市香北町谷相
Ⅱ-1160	永野（２）	香美市香北町永野
Ⅱ-1161	永野（３）	香美市香北町朴ノ木
Ⅱ-1162	朴ノ木（５）	香美市香北町朴ノ木
Ⅱ-1163	谷相（３）	香美市香北町谷相
Ⅱ-1164	清爪（３）	香美市香北町清爪
Ⅱ-1165	清爪（４）	香美市香北町清爪
Ⅱ-1166	清爪（５）	香美市香北町清爪
Ⅱ-1167	猪野々（１６）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1168	猪野々（１７）	香美市香北町猪野々
Ⅱ-1169	岩改（５）	香美市香北町岩改
Ⅱ-1170	岩改（６）	香美市香北町岩改
Ⅱ-1171	岩改（７）	香美市香北町岩改
Ⅱ-1292	中村	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1293	油谷（１）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1294	油谷（２）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1296	植（３）	香美市土佐山田町植
Ⅱ-1299	神母ノ木	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1309	大法寺（５）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1310	大法寺（６）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1313	平山（５）	香美市土佐山田町平山
Ⅱ-1347	植（４）	香美市土佐山田町植
Ⅱ-1350	油石	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1351	入野（４）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1356	楠目（３）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1357	楠目（４）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1358	楠目（５）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1359	楠目（６）	香美市土佐山田町楠目

箇所番号	箇所名	位置
Ⅱ-1379	植（５）	香美市土佐山田町植
Ⅱ-1384	楠目（７）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1386	楠目（８）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1387	楠目（９）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1388	楠目（１０）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1389	楠目（１１）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1390	楠目（１２）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1391	植（６）	香美市土佐山田町植
Ⅱ-1392	楠目（１３）	香美市土佐山田町楠目
Ⅱ-1407	大法寺（７）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1408	大法寺（８）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1409	大法寺（９）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1410	大法寺（１０）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1411	大法寺（１１）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1432	大法寺（１２）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1437	大法寺（１３）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅱ-1438	大法寺（１４）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅲ-20	楠目（１４）	香美市土佐山田町楠目、佐野
Ⅲ-21	楠目（１５）	香美市土佐山田町楠目
Ⅲ-22	大法寺（１５）	香美市土佐山田町植、大法寺
Ⅲ-23	大法寺（１６）	香美市土佐山田町大法寺
Ⅳ-323034	楠目（１６）	香美市土佐山田町楠目
Ⅳ-323036	高瀬（３）	香美市土佐山田町繁藤
Ⅳ-323037	曾我部川（２１）	香美市土佐山田町入野、曾我部川
Ⅳ-326001	小川（１）	香美市香北町小川
Ⅳ-326002	小川（２）	香美市香北町小川
Ⅳ-326003	白石（３）	香美市香北町白石
Ⅳ-328001	米野（５）	香美市物部町別府
Ⅳ-328002	明賀（６）	香美市物部町笹

《出典》 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

② 土石流

渓流番号	箇所名	位置
323-19-002a	飼古屋谷川（１）	香美市土佐山田町繁藤
323-19-002b	飼古屋谷川（２）	香美市土佐山田町繁藤
323-19-001	穴内川支川（１）	香美市土佐山田町繁藤
323-19-201	北滝本支川（１）	香美市土佐山田町北滝本
323-19-202	穴内川支川（２）	香美市土佐山田町榎谷
323-19-203	穴内川支川（３）	香美市土佐山田町繁藤
323-19-204	穴内川支川（４）	香美市土佐山田町繁藤
323-19-205	穴内川支川（５）	香美市土佐山田町繁藤
323-29-217	北滝本川支川（２）	香美市土佐山田町北滝本
323-19-004	西の谷川	香美市土佐山田町西又
323-29-010	上改田川	香美市土佐山田町久次
323-29-012	日の谷川	香美市土佐山田町入野
323-29-013	引地川支川（１）	香美市土佐山田町曾我部川
323-29-014	新改川支川（１）	香美市土佐山田町平山
323-29-016	新改川支川（２）	香美市土佐山田町東川
323-29-017	新改川支川（３）	香美市土佐山田町東川
323-29-218	新改川支川（４）	香美市土佐山田町上改田、新改
323-29-219a	渡川支川（１）	香美市土佐山田町新改
323-29-219b	渡川支川（２）	香美市土佐山田町新改
323-29-220	曾我部川支川	香美市土佐山田町曾我部川
323-29-221	引地川支川（２）	香美市土佐山田町曾我部川、平山
323-29-222	引地川支川（３）	香美市土佐山田町曾我部川
323-29-223	引地川支川（４）	香美市土佐山田町曾我部川

溪流番号	箇所名	位置
323-29-224	引地川	香美市土佐山田町曾我部川
323-29-226	新改川支川（５）	香美市土佐山田町平山
323-29-227	新改川支川（６）	香美市土佐山田町東川、平山
323-29-228	東谷川支川	香美市土佐山田町東川
323-29-231	大石ヶ谷川	香美市土佐山田町東川
323-29-232	新改川支川（７）	香美市土佐山田町東川
323-29-233	新改川支川（８）	香美市土佐山田町東川
323-29-236	新改川支川（９）	香美市土佐山田町東川
323-29-237a	エビ谷川（１）	香美市土佐山田町大法寺、東川
323-29-237b	エビ谷川（２）	香美市土佐山田町大法寺
323-29-019	大平川	香美市土佐山田町大平
323-29-021a	中後入谷川（１）	香美市土佐山田町有谷、中後入、本村
323-29-243	大荒谷川	香美市土佐山田町大平、佐野
323-29-244	中後入谷川（２）	香美市土佐山田町中後入、西後入
323-29-245	大後入谷川	香美市土佐山田町大後入、中後入、西後入、本村
323-29-249	中後入谷川（３）	香美市土佐山田町中後入、西後入
323-29-250	中後入谷川（４）	香美市土佐山田町中後入、西後入
323-29-251a	有谷川（１）	香美市土佐山田町有谷、中後入
323-29-251b	有谷川（２）	香美市土佐山田町有谷、佐竹、中後入
323-29-504a	仁井田川	香美市土佐山田町佐野、西後入、本村
323-29-022a	杉田谷川（１）	香美市土佐山田町杉田
323-29-022b	杉田谷川（２）	香美市土佐山田町杉田
323-29-024	影山谷川	香美市土佐山田町影山
323-29-252	杉田谷川（３）	香美市土佐山田町杉田
323-29-253	杉田谷川（４）	香美市土佐山田町杉田
323-29-254	間谷川（１）	香美市土佐山田町影山、間
323-29-255	間谷川（２）	香美市土佐山田町影山、間
323-29-261	佐古田川（１）	香美市土佐山田町加茂、林田、山田島
323-29-262	佐古田川（２）	香美市土佐山田町加茂、町田、山田島
323-29-505	杉田谷川（５）	香美市土佐山田町杉田
323-29-508	佐古田川（５）	香美市土佐山田町影山、間
323-29-509	佐古田川（６）	香美市土佐山田町林田
323-29-510	佐古田川（７）	香美市土佐山田町加茂、山田島
323-99-001	佐古田川（８）	香美市土佐山田町影山、間
323-99-002	杉田谷川（６）	香美市土佐山田町杉田
323-29-021 b	中後入谷川（５）	香美市土佐山田町有谷、中後入、本村
323-29-026	京後谷川	香美市土佐山田町逆川
323-29-238	コウボウ谷川	香美市土佐山田町大法寺、東川
323-29-240a	大法寺谷川（１）	香美市土佐山田町大法寺
323-29-240b	大法寺谷川（２）	香美市土佐山田町大法寺
323-29-242a	植谷川（１）	香美市土佐山田町植、楠目
323-29-242b	植谷川（２）	香美市土佐山田町植、楠目
323-29-256	逆川川（１）	香美市土佐山田町逆川
323-29-257	逆川川（２）	香美市土佐山田町逆川
323-29-258	逆川川（３）	香美市土佐山田町逆川
323-29-259	逆川川（４）	香美市土佐山田町逆川
323-29-504b	仁井田川（２）	香美市土佐山田町佐野、本村
323-30-001	峠川	香美市土佐山田町逆川
323-30-201	逆川川（５）	香美市土佐山田町逆川
326-20-004	大井平谷川（１）	香美市香北町梅久保、大井平
326-20-005	白石谷川	香美市香北町白石
326-20-006	蕨野谷川	香美市香北町蕨野
326-20-007a	西新宅川及び新宅川	香美市香北町清爪
326-20-007b	新宅川	香美市香北町清爪
326-20-010a	岡田谷川（１）	香美市香北町猪野々
326-20-010b	岡田谷川（２）	香美市香北町猪野々
326-20-010c	岡田谷川（３）	香美市香北町猪野々

溪流番号	箇所名	位置
326-20-205	有川谷川	香美市香北町有川
326-20-206	大井平谷川（２）	香美市香北町大井平
326-20-207	梅久保谷川（１）	香美市香北町梅久保
326-20-208	梅久保谷川（２）	香美市香北町梅久保、日浦込
326-20-209	日浦込谷川	香美市香北町日浦込
326-20-210	清爪谷川（１）	香美市香北町清爪、日浦込
326-20-211a	清爪谷川（２）	香美市香北町清爪
326-20-211b	清爪谷川（３）	香美市香北町清爪
326-20-212	清爪谷川（４）	香美市香北町清爪、日比原
326-20-216	日比原川	香美市香北町猪野々柚ノ木
326-29-206	白川谷川（１）	香美市香北町白川
326-30-013	西川谷川（１）	香美市香北町西川
326-30-014	西川谷川（２）	香美市香北町西川
326-30-015	永野谷川（１）	香美市香北町永野
326-30-017	上の川谷川	香美市香北町吉野
326-30-018	韭生野谷川	香美市香北町韭生野
326-30-020	美良布谷川（１）	香美市香北町美良布
326-30-021a	下野尻谷川（１）	香美市香北町下野尻、太郎丸、美良布
326-30-021b	下野尻谷川（２）	香美市香北町下野尻、太郎丸、美良布
326-30-022	太郎丸谷川（１）	香美市香北町下野尻、太郎丸
326-30-023	太郎丸谷川（２）	香美市香北町太郎丸
326-30-027	五百蔵谷川（１）	香美市香北町五百蔵
326-30-028	日ノ御子谷川（１）	香美市香北町日ノ御子
326-30-229	岩改谷川（１）	香美市香北町岩改
326-30-230	西川谷川（３）	香美市香北町西川
326-30-231	西川谷川（４）	香美市香北町西川
326-30-233	西川谷川（５）	香美市香北町西川
326-30-235	大谷川及び支川	香美市香北町西川
326-30-237	永野谷川（２）	香美市香北町永野
326-30-238	永野谷川（３）	香美市香北町永野
326-30-239	吉野谷川（１）	香美市香北町吉野
326-30-240	吉野谷川（２）	香美市香北町吉野
326-30-241	川上谷川及び同左支川	香美市香北町韭生野
326-30-242	美良布谷川（２）	香美市香北町下野尻、美良布
326-30-243	太郎丸谷川（３）	香美市香北町太郎丸
326-30-244	萩野谷川（１）	香美市香北町萩野
326-30-245	萩野谷川（２）	香美市香北町萩野
326-30-248	岩改谷川（２）	香美市香北町岩改
326-30-250	岩改谷川（３）	香美市香北町岩改
326-30-251	岩改谷川（４）	香美市香北町岩改
326-30-252	白川谷川（２）	香美市香北町白川
326-30-253	白川谷川（３）	香美市香北町白川
326-30-254	五百蔵谷川（２）	香美市香北町五百蔵
326-30-255	五百蔵谷川（３）	香美市香北町五百蔵
326-30-258	日ノ御子谷川（２）	香美市香北町日ノ御子
326-30-259	日ノ御子谷川（３）	香美市香北町日ノ御子
326-99-001	吉野谷川	香美市香北町根須、吉野
326-99-002	大谷川及び支川（２）	香美市香北町西川
326-99-003a	西川谷川（６）	香美市香北町西川
326-99-003b	西川谷川（７）	香美市香北町西川
326-99-004	永野谷川（４）	香美市香北町永野
326-99-005	清爪谷川（５）	香美市香北町清爪
326-99-006	清爪谷川（６）	香美市香北町清爪
326-99-007	岩改谷川（５）	香美市香北町岩改
328-12-001	沼井川（１）	香美市物部町久保高井
328-12-003	沼井川（２）	香美市物部町久保沼井
328-12-201	沼井川（３）	香美市物部町久保上久保、久保堂ノ岡

渓流番号	箇所名	位置
328-12-203	安野尾川	香美市物部町久保安野尾
328-12-206	明賀谷川（１）	香美市物部町笹
328-12-207	明賀谷川（２）	香美市物部町笹
328-12-208	明賀谷川（３）	香美市物部町笹
328-12-210	ナナヘツツイ谷川	香美市物部町笹
328-13-201	秋田川	香美市物部町別府
328-13-202	別府川（１）	香美市物部町別府
328-13-203	別府川（２）	香美市物部町別府
328-13-204	別府川（３）	香美市物部町別府
328-20-001	中谷川（１）	香美市物部町中谷川
328-20-002	中谷川（２）	香美市物部町中谷川
328-20-003	中谷川（３）	香美市物部町中谷川、山崎
328-20-201	奈呂谷川（１）	香美市物部町拓
328-20-202	高尾谷川	香美市物部町山崎
328-21-001	奈呂川	香美市物部町岡ノ内
328-21-002	谷川（１）	香美市物部町押谷
328-21-004	日ノ地谷川（１）	香美市物部町仙頭
328-21-005	泉郷谷川	香美市物部町大栃、山崎
328-21-007	奈呂谷川（２）	香美市物部町安丸、柳瀬
328-21-008	仁井屋ノ谷川	香美市物部町安丸
328-21-009	中番谷川（１）	香美市物部町五王堂
328-21-010	中番谷川（２）	香美市物部町五王堂
328-21-011	中番谷川（３）	香美市物部町五王堂
328-21-201	栃谷川（１）	香美市物部町仙頭
328-21-203	影仙頭谷川	香美市物部町仙頭
328-21-206	山崎川	香美市物部町山崎
328-21-208	セジロウ谷川	香美市物部町別役
328-21-209	根木屋川	香美市物部町根木屋
328-21-210	小浜川（１）	香美市物部町小浜
328-21-211a	小浜川（２）	香美市物部町小浜
328-21-211b	小浜川（３）	香美市物部町小浜
328-21-213a	椿ヶ谷川（１）	香美市物部町押谷
328-21-213b	椿ヶ谷川（２）	香美市物部町押谷
328-21-214	谷川（２）	香美市物部町押谷
328-21-215	谷川（３）	香美市物部町押谷
328-21-216	日ノ地谷川（２）	香美市物部町仙頭
328-21-217	立花谷川	香美市物部町柳瀬
328-21-218	下番谷川	香美市物部町五王堂
328-21-220	神池谷川	香美市物部町神池
328-21-222	栃谷川（２）	香美市物部町仙頭
328-22-001	宮ノ瀬川	香美市物部町市宇
328-30-030	岡舞谷川	香美市物部町庄谷相
328-99-001	西谷川	香美市物部町岡ノ内
328-99-002	影小浜川	香美市物部町小浜
328-99-003	谷川（４）	香美市物部町押谷
328-99-004	栃谷川（３）	香美市物部町仙頭
328-99-005	山崎川（２）	香美市物部町山崎
328-99-006	明賀谷川（４）	香美市物部町笹
328-99-007	椿佐古谷川	香美市物部町椿佐古
328-99-008	高尾谷川（２）	香美市物部町大栃、山崎

《出典》 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

③ 地すべり

箇所番号	箇所名	位置
17 (R)	笹 (R)	香美市物部町笹
21 (N)	佐竹 (N)	香美市香北町白川、土佐山田町佐竹

箇所番号	箇所名	位置
27	繁藤	香美市土佐山田町角茂谷、繁藤
28	上穴内	香美市土佐山田町上穴内
79	逆川	香美市土佐山田町逆川
80	本村	香美市土佐山田町有谷、中後入、西後入、本村
81	存谷	香美市土佐山田町有谷
82	大根木	香美市香北町白川、土佐山田町佐竹
83	有瀬	香美市香北町有瀬、五百蔵
84	横谷	香美市香北町谷相、中谷、西峯、日ノ御子、横谷
85	谷相	香美市香北町谷相
86	蕨野	香美市香北町蕨野
87	清爪	香美市香北町清爪
88	中谷川	香美市物部町中谷川、頓定、山崎
89	日比原	香美市香北町猪野々、永瀬、日比原
90	猪野々	香美市香北町猪野々
91	松本	香美市香北町猪野々
92	楮佐古	香美市物部町楮佐古、神池
93	平井	香美市物部町安丸、柳瀬
94	立花	香美市物部町安丸、柳瀬
95	神池	香美市物部町神池、安丸
96	黒代	香美市物部町黒代、安丸
97	大屋敷	香美市物部町黒代、安丸
98	南池	香美市物部町大西、南池
323-49 (N)	大後入 (N)	香美市土佐山田町大後入
326-2 (R)	大久保下 (R)	香美市香北町猪野々
326-3 (R)	大久保上 (R)	香美市香北町猪野々
326-4 (R)	大屋敷 (R)	香美市香北町大束、谷相
328-6 (R)	ウネ (R)	香美市物部町別役
328-7 (R)	阿野地 (R)	香美市物部町別役
328-10 (R)	久保高井 (R)	香美市物部町大西、久保上久保、久保高井

《出典》 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

(18) 物部川洪水浸水想定区域内の要配慮者施設等

令和5年3月10日現在

	施設の名称	住 所	電話番号	FAX 番号
1	香美市立なかよし保育園	香美市土佐山田町山田 1150 番地 1	0887-53-1006	0887-53-1007
2	香美市立舟入小学校	香美市土佐山田町山田 1218 番地	0887-53-3216	0887-57-0215
3	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町山田 1361 番地	0887-52-2195	0887-52-0031
4	児童養護施設 博愛園	香美市土佐山田町神通寺 375 番地 1	0887-53-2510	0887-53-2628
5	就労継続支援 A 型事業所 SORA	香美市土佐山田町楠目 18-4	0887-52-0101	0887-52-0175
6	グループホーム楠目荘	香美市土佐山田町楠目 18-4	0887-52-0131	—

(19) 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等

令和5年3月10日現在

	施設の名称	住 所	電話番号	FAX 番号
1	養護老人ホーム白寿荘	香美市香北町永野 2100 番地	0887-59-2287	0887-59-2326
2	特別養護老人ホーム白寿荘	香美市香北町永野 2152 番地	0887-59-2287	0887-59-2326
3	前田メディカルクリニック	香美市香北町美良布 1516 番地 3	0887-57-3811	0887-59-2003
4	香美市立鏡野中学校	香美市土佐山田町楠目 1973 番地	0887-53-4131	0887-53-4132

6 消防・水防に関する資料

(1) 消防団組織の定員数

令和4年4月1日現在

令和4年4月1日現在

名称		階級別定員数						
		団長 (人)	副団長 (人)	分団長 (人)	副分団長 (人)	部長 (人)	班長 (人)	団員 (人)
香美市消防団本部		1	3	3	1	1	1	10
土佐山田 方面隊	本部		(1)	(1)				
	山田分団			1	1	2	3	21
	佐岡分団			1	1	1	2	8
	片地分団			1	1	2	3	17
	楠目分団			1	1	1	2	11
	岩村分団			1	1	1	2	8
	明治分団			1	1	1	2	10
	植分団			1	1	1	2	9
	新改分団			1	1	2	3	21
	繁藤分団			1	1	2	3	21
香北 方面隊	本部		(1)	(1)				
	美良布分団			1	2	3	5	29
	暁霞分団			1	1	1	2	10
	日ノ御子分団			1	1	1	2	8
	永野分団			1	1	2	4	20
	猪野々分団			1	1	1	2	10
物部 方面隊	本部		(1)	(1)				
	物部第1分団			1	2	2	5	40
	物部第2分団			1	2	2	5	30
定員数(400人)		1	3	19	20	26	48	283

〔備考〕 1 「副団長」には、方面隊長3人を含む。
2 「分団長」には、方面副隊長3人を含む。

(2) 消防関係車両の所有台数

令和4年4月1日現在

所	属	種 別	現有台数(台)
消防本部・消防署	香美市消防署	ポンプ車	1
		タンク車	1
		救急車	2
		救助工作車	1
		査察車(本部)	1
		指揮車(本部)	2
		軽四輪(本部)	1
	香北分署	ポンプ車	1
		救急車	1
		査察車	1
消防団	土佐山田方面隊	指揮広報車	1
		ポンプ車	2
		積載車	11
	香北方面隊	指揮広報車	1
		ポンプ車	2
		積載車	6
	物部方面隊	指揮広報車	1
		ポンプ車	1
		積載車	7

(3) 消火栓・防火水槽の設置数

令和4年4月1日現在

	消火栓 (mm)		防火水槽 (m ³)			プール	その他	計
	150 未満	150 以上	20 以上 40 未満	40 以上 100 未満	100 以上			
土佐山田町	416	57	1 (0)	98 (9)	3 (3)	10		585
香北町	193	15	12 (1)	53 (21)		7	1	281
物部町	103	12	4 (1)	47 (28)		3	4	173
合 計	712	84	17 (2)	198 (58)	3 (3)	20	5	1,039

〔備考〕 括弧内の数値は、防火水槽の設置数のうち耐震性貯水槽の設置数であることを示す。

(4) 防火水槽設置箇所及び容量

① 土佐山田町

令和4年4月1日現在

設 置 場 所	容 量	設 置 場 所	容 量
中野神明宮	40 t	大平 奥	40 t
岩次公民館	40 t	佐岡小学校 (グラウンド)	40 t
明治八王子 稲荷 西	40 t	天理教 上 (本村)	40 t
十二社宮	40 t	地藏堂 (本村)	40 t
谷秦山邸跡	40 t	東町上一公民館	40 t
西町公民館	40 t	山田高校 東	40 t
片地保育園 西	40 t	西後入	40 t
片地保育園 東	40 t	大後入	40 t
船谷公民館	40 t	有谷・多目的集会所	40 t
片地小学校	40 t	有谷部落 上	40 t
香美市商工会館	40 t	佐竹	40 t
おくるわ公民館	40 t	森林センター	40 t
香美市役所	40 t	向陽台団地	40 t
ドラッグセイムス土佐山田店西	40 t	秦山町公民館 (西) 公園	40 t
旧山田保育園 西	50 t	ふれあい交流センター	40 t
宝町児童遊園地	40 t	黒土団地 南	40 t
酒巻木工所 東	75 t	黒土集会所	40 t
林田公民館 東	40 t	J A 会館	40 t
山田小学校正門	40 t	オートヨ 南	40 t
油石集会所 東	40 t	オートヨ 北東	40 t
前行集会所 西	40 t	与岳公民館	40 t
杖坂 上	40 t	与岳寺 東	40 t
猿田彦神社 南	40 t	西山商会 西	40 t
天理教会	40 t	高知テクノパーク	40 t
ホームセンタータカセ	40 t	影山・多目的集会所	40 t
宮の口公民館	40 t	八王子境内 中	40 t
高知工科大・研究センター	40 t	宝町体育館	40 t
高知工科大・体育館 南	40 t	京田公民館南	40 t
高知工科大・ドミトリ	40 t	京田公民館	40 t
おえん堂	40 t	岩積公民館	40 t
警察官舎 西	40 t	宝町児童遊園地	100 t
八王子入口 南	40 t	東川	40 t
高知ヤンマー 北	40 t	大法寺・北部 1	40 t
山田堰バス停 東	40 t	大法寺・北部 2	40 t
大日寺	40 t	曾我部川	40 t
須江公民館	40 t	北滝本	40 t
上改田公民館 北	40 t	天坪滝本バス停	40 t
久次集乳所跡 南	40 t	戸梶酒店	40 t
やまもと建築設計事務所 東	40 t	樫谷公民館	40 t

令和4年4月1日現在

設 置 場 所	容 量	設 置 場 所	容 量
久次公民館	40 t	駐在所 西	40 t
陽光自動車 北	40 t	繁藤駅前	40 t
大法寺	40 t	角茂谷	40 t
奴田坪	40 t	天坪観光 下	40 t
新改・西ノ谷	40 t	天理教会 東	40 t
佐野・北	40 t	逆川土居バス停 奥	40 t
佐野集会所 北	40 t	逆川駐車場	40 t
佐野ストアー	40 t	逆川樋の谷	40 t
大平集会所	40 t	逆川龍河洞入口 上	40 t
西ノ谷 東川	40 t	町民グランド駐車場	100 t
佐野	40 t	加茂	40 t
新図書館	100 t		

② 香北町

令和4年4月1日現在

設 置 場 所	容 量	設 置 場 所	容 量
若一王子宮 北	40 t	猪野々集会所	40 t
香北ミロク	40 t	大奈呂公会堂	40 t
宮本モータース 上	40 t	初田集会所 下	40 t
武内ガソリンスタンド 南	40 t	清爪公民館 西	40 t
東大山祇神社	40 t	毘沙門堂	40 t
J A貯蔵施設東	40 t	日浦込 バス停	40 t
美良布分団屯所	40 t	菌床センター 北東	40 t
小松美容院 西	40 t	間崎病院	40 t
美良布保育園	40 t	永野分団屯所	40 t
市営住宅 南1	40 t	西永野バス停 東	40 t
市営住宅 南2	40 t	間崎病院 北東	40 t
川上神社 相撲場	40 t	永野八幡神社	40 t
松本測量	40 t	厳島神社	40 t
香北裕・y o u 東T字路	40 t	間崎病院 北（吉川元水）	40 t
西川分団屯所	40 t	日ノ御子 東上り口 上	40 t
小吉野食堂 西	40 t	日ノ御子集会所 東	40 t
北久保神社	40 t	ステージ谷相 上	40 t
吉野公民館	40 t	ゲートボール場 西	40 t
福留商店 東	40 t	聖神社	40 t
杉本酒店	40 t	暁霞分団屯所	40 t
吉村商店 西	40 t	暁霞公民館グラウンド	40 t
天理教 東	40 t	若一王子宮 西	40 t
香北分署	40 t	白川下公会堂	40 t
永瀬公民館 上	40 t	白川上公会堂	40 t
永瀬	40 t	白川上公会堂 下	40 t
上柚の木	40 t	コーボ太郎丸	100 t
大久保	40 t		

③ 物部町

令和4年4月1日現在

設 置 場 所	容 量	設 置 場 所	容 量
ストックヤード	40 t	神池分団屯所 南	40 t
貯木場 前	40 t	野久保	40 t
大比公会堂 東	40 t	程野	40 t
山崎自衛消防屯所	40 t	平井公会堂	40 t
韭生郷駐車場	40 t	阿弥陀堂	40 t
分団車庫	40 t	バス停前 旧道	40 t
開発センター	40 t	五王堂バス停	40 t
栃ヶ丘団地	40 t	五王堂 奥	40 t

令和4年4月1日現在

設 置 場 所	容 量	設 置 場 所	容 量
成矢公園	40 t	田中神社 前	40 t
北村製材	40 t	大西公会堂 南	40 t
佐岡旧道	40 t	久保高井バス停	40 t
押谷公会堂	40 t	久保小学校跡	40 t
上中谷	40 t	久保中内	40 t
小浜建設	40 t	神明宮	40 t
根木屋公会堂 上	40 t	栃谷バス停	40 t
岡ノ内小学校跡	40 t	五社神社（頓定）	40 t
岡ノ内 上	40 t	奴田の尾	40 t
西谷	40 t	日の地トンネル 東	40 t
仲内	40 t	仙頭大橋南 上	40 t
グリーンカントリー	40 t	影仙頭集落センター 東	40 t
川口	40 t	塩橋 下	40 t
別府小学校跡 上	40 t	岡ノ内百尾	40 t
安丸（県道）	40 t	明改口バス停 北	40 t
消防車庫	40 t		

(5) 資材器具の備蓄量

令和4年4月1日現在

品名	単位	明治分団屯所	新改分団屯所	片地分団屯所	香美市 防災備蓄倉庫	暁霞分団屯所	美良布分団屯所	物部第1分団	物部第2分団	計
大型土のう	袋									
土のう	袋	200	200	200	2,420	200	200	400	400	4,220
縄・ロープ類	m	50		100	500	100	200	50	50	1,050
むしろ	m ²			6						6
ビニールシート	m ²			25	367					392
杉丸太 小口 10 cm 5 m	本									
杉丸太 小口 10 cm 4 m	本									
杉丸太 小口 10 cm 2 m	本				61					61
杉丸太 小口 6 cm	本									
鉄杭 鉄筋	本				80					80
番線 (# 8 ~ #12)	m				400					400
板類	m ²									
大型照明灯	台	2	4	5	12	5	5	12	12	57
懐中電灯	個	7	31	26	100	14	28	35	34	275
はしご	丁		1	2			3			6
鍬 (くわ)	丁		1	1	8	5	15	15	15	60
鶴嘴 (つるはし)	丁			1	7					8
鋤簾 (じょれん)	丁				9					9
鎌 (かま)	丁		10	8	4	12	10	21	20	85
鋸 (のこ)	丁				17	5	6	15	15	58
斧 (おの)	丁			3		6				9
鳶口 (とびぐち)	丁	11	6	12	114	5	10	19	19	196
掛矢 (かけや)・ハンマー類	丁	1		1	8		6			16
胴突き たこ槌	丁									
しょうれん 梃子棒	丁	2		3	2					7
ペンチ 番線カッター	丁				5					5
荷車・一輪車	台				4					4
にない棒	丁									
救命胴衣	着							3	3	6
発動発電機	台	1	1	1	10	1	1	2	2	19
チェーンソー	台									
船	隻								1	1
スコップ	丁	7	10	12	45	9	10	22	22	137
バケツ	個	7	3	11	51					72
かすがい	本				20					20
災害用ヘルメット	個				200					200

(6) 水防・備蓄倉庫

令和4年4月1日現在

水防・備蓄倉庫	所在地
明治分団屯所	香美市土佐山田町山田 1141-2
コミュニティ消防センター	香美市土佐山田町宝町 1 丁目 2-1
新改分団屯所	香美市土佐山田町新改 390-1
片地分団屯所	香美市土佐山田町宮ノ口 17-3
香美市防災備蓄倉庫	香美市土佐山田町宝町 2 丁目 71
暁霞分団屯所	香美市香北町五百蔵 995-1
美良布分団屯所	香美市香北町美良布 1038-10
大栃分団屯所	香美市物部町大栃 1647
五王堂分団屯所	香美市物部町五王堂 943-7
神池分団屯所	香美市物部町神池 2045-3
岡ノ内分団屯所	香美市物部町岡ノ内 261-1

〔備考〕 「香美市公共施設等総合管理計画」に記載されている「戸板島水防倉庫（建物）」は、物部川洪水浸水想定区域内に立地しているため、保管していた機材等は香美市防災備蓄倉庫に移管した。

7 危険物施設等に関する資料

(1) 危険物規制対象数

令和4年4月1日現在

総 計	貯 蔵 所							取 扱 所					事 業 所
	小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	(再 掲 自家用給油取扱所)	第一種販売取扱所	一般取扱所	
61	33	6	9	2	14	1	1	28	8	7	0	13	31

(2) ガス

① LPガス製造許可事業所

事業所名	所在地	貯槽 (t × 基)
(有)五百蔵	香美市香北町美良布 1102-1	貯槽なし

② 一般高圧ガス製造許可事業所

事業所名	所在地	ガス名
セイレイ工業(株) 高知工場	香美市土佐山田町八王子 263	炭酸ガス
(有)松村鉄工所 繁藤工場	香美市土佐山田町北滝本字井戸ノモト 174-2	炭酸ガス

8 交通輸送に関する資料

(1) 異常気象時主要交通規制箇所（国土交通省管理）

① 一般国道 1

路線名	区 間	規制条件（通行止）気象等基準値
一般国道32号	大豊町大久保（県境） ～大豊町大字高須	L = 17.8km 1 連続雨量が250mmに達した時。 2 パトロールにより危険と思われる場合。
	大豊町大字小川 ～大豊町大字角茂谷	L = 6.2km 1 連続雨量が250mmに達した時。 2 パトロールにより危険と思われる場合。

② 一般国道 2

路線名	担当土木事務所名	規制区間	延長(km)	交通量台／日	規 制 基 準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報板	道路モニタ―
					規制基準値 (mm)						
					通行注意	通行止					
					時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量					
195号	中央東	物部町岡ノ内～物部町別府	15.8	452	なし	40 200	大栃（気） 別府（河）	落石崩土	なし	A-1	2

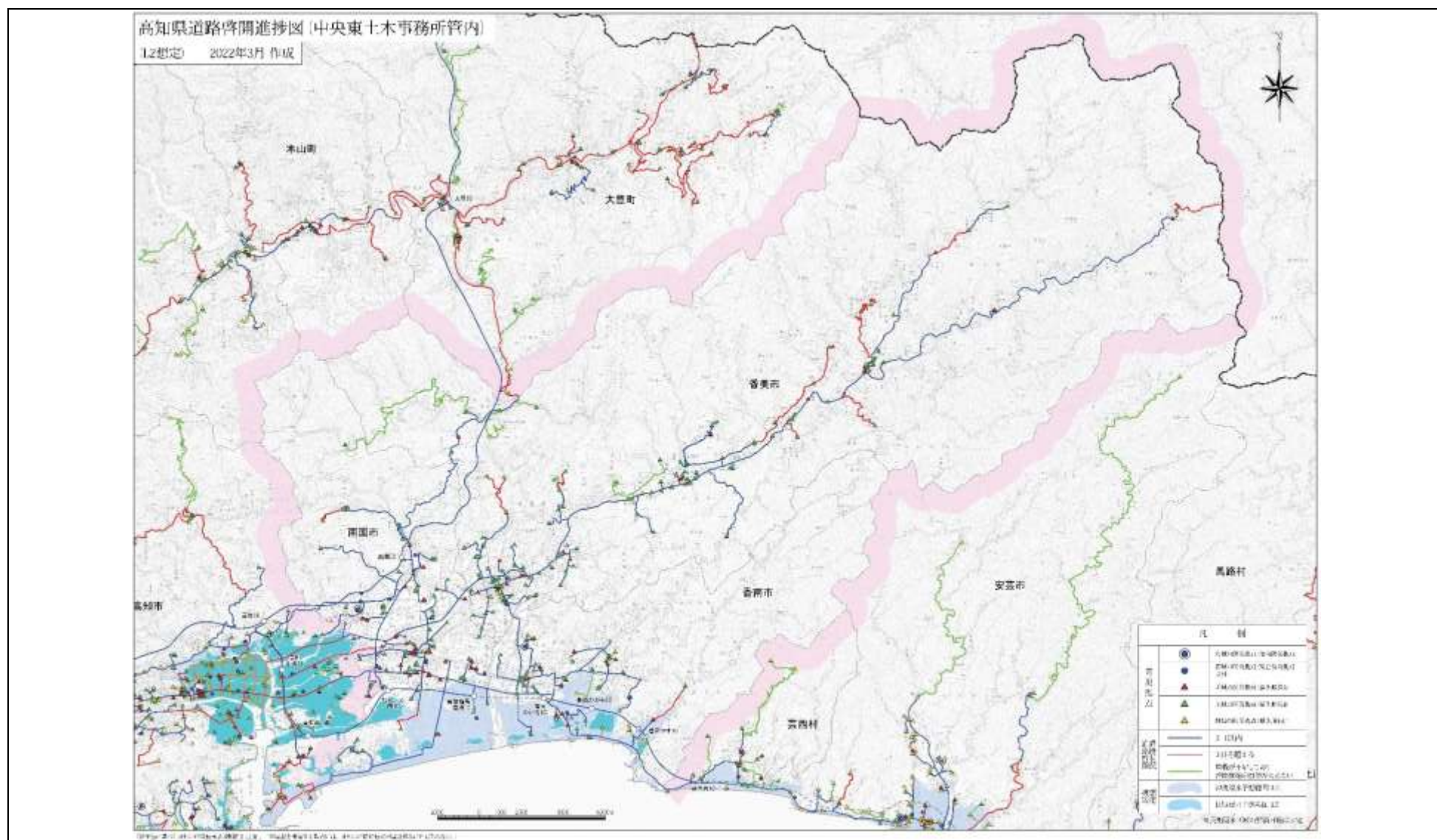
③ 主要地方道

路線名	担当土木事務所名	規制区間	延長(km)	交通量台／日	規 制 基 準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報板	道路モニタ―
					規制基準値 (mm)						
					通行注意	通行止					
					時間雨量連続雨量	時間雨量連続雨量					
大豊物部線	中央東	物部町明賀～物部町大栃	13.7	481	なし	40 200	笹（河）安丸（砂）	落石崩土	なし	C-1	1

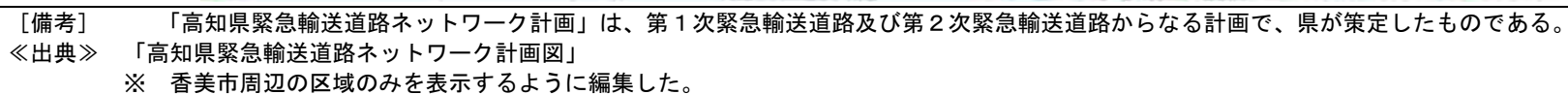
④ 一般県道

路線名	担当 土木 事務 所名	規制区間	延長 (km)	交通量 台／日	規 制 基 準		気象等 観測所	危険 内容	迂 回 路	道路情報板	道路モニタ―
					規制基準値 (mm)						
					通行注意	通行止					
					時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量					
上穴内 本山線	中央東	土佐山田町 上穴内～ 土佐山田町 赤荒	6.5	305	なし	50 250	繁藤 (気) (国)	落石 崩土	なし	C-1	
蟹越 繁藤線	中央東	南国市 黒滝～ 土佐山田町 檜ノ谷	12.8	242	なし	50 250	繁藤 (気) (国)	落石 崩土	なし	C-1	1
久保 大宮線	中央東	物部町影～ 物部町 五王堂	9.3	141	なし	40 200	久保 (河) 安丸 (砂)	落石 崩土	なし	C-1	1
久保 大宮線	中央東	物部町 柳瀬～ 香北町 猪野々	4.6	141	なし	40 200	永瀬 (河)	落石 崩土	なし	C-1	1

(2) 高知県道路啓開進捗図 (L2 想定)



118



〔備考〕 「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」は、第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路からなる計画で、県が策定したものである。

《出典》 「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画図」

※ 香美市周辺の区域のみを表示するように編集した。

(4) 大地震等発生後の交通規制

① 第一次交通規制（災害発生直後）

災害発生直後の交通混乱を最小限に抑え、円滑な救出活動ができるように、道路交通法に基づいた現場警察官の交通規制により、

- ・ 避難車（者）の通行路の確保のため、損壊した道路の通行止めや迂回誘導
- ・ 緊急交通路指定のための設定予定路線通行止め
- ・ 被災地に向かう車両の通行禁止等による流入抑制

が行われる。

《出典》 高知県警察ホームページ「こうちのまもり」－「大規模災害発生時における交通規制について」
(https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/koutuu/kisei/daisaigai_kisei.html)

② 第二次交通規制（第一次交通規制を実施した後に必要により実施）

災害対策基本法に基づき、公安委員会が緊急交通路を指定し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行止めにより通過交通抑制の交通規制が行われる。

緊急交通路	大規模な災害が発生した際に、災害応急対策を実施するための緊急通行車両（緊急自動車、自衛隊車両、緊急物資の運搬車両）等の通行を円滑にするため、一般車両の通行が禁止・制限される道路をいう。
緊急交通路を通行できる車両	緊急通行車両及び規制除外車両に限られる。
緊急通行車両	道路交通法で定める緊急自動車（パトカー、救急車等）の他、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両であって、知事又は公安委員会が発行する緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書を掲げている車両をいう。
規制除外車両	緊急通行車両ではないが、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両又は民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両をいう。 (例：自衛隊車両、医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両など)

《出典》 高知県警察ホームページ「こうちのまもり」－「大規模災害発生時における交通規制について」
(https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/koutuu/kisei/daisaigai_kisei.html)

(5) 高知県の緊急交通路指定予定路線



〔備考〕 高知自動車道における緊急通行車両等の通行の確保のため、各インターチェンジにおいて、検問が実施され、これにより一般車両は排除される。

《出典》 高知県警察ホームページ「こうちのまもり」－「大規模災害発生時における交通規制について」
(https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/koutuu/kisei/daisaigai_kisei.html)

(6) 緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度

① 制度概要

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確・円滑に行うために、災害対策基本法等に基づいて定められている区間について、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止又は制限（通行規制）が行われる。

この場合、道路交通法で定められている緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両は、知事又は公安委員会の緊急通行車両としての確認と「確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けるか、規制除外車両としての確認と「確認標章」及び「規制除外車両確認証明書」の交付を受けないと、緊急交通路の規制区間・区域を通行することができない。

緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度は、災害発生時における緊急通行車両及び規制除外車両の確認事務の省力化・効率化を図るために、災害対策活動に使用される車両について事前に届出をする制度である。事前届出を行うと、確認のための申請書に添付する書類や審査が省略されるため、確認標章及び証明書の交付時間が短縮される等のメリットがある。

② 緊急交通路通行車両の事前届出及び確認標章の要否

緊急交通路通行車両一覧表

	番号	対象車両	事前届出 要、不要	確認標章 要、不要	通行可能時期	通行の根拠	備考
緊急通行 車両	①	緊急自動車 パトカー、救急車、消防車等	×	×	第一局面	公安委員会の意思決定による	
	②	災害応急対策に使用される車両	○	○	第一局面	公安委員会の意思決定による	指定行政機関等の自車、委託車両、協定締結車両等
規制除 外車両	③	自衛隊車両等（特別なナンバーを有する以下の車両） ・ 自衛隊車両 ・ 米軍車両 ・ 外交官関係車両	×	×	第一局面	公安委員会の意思決定による	
	④	・ 医師、医療機関車両 ・ 医薬品、医療機器等関係車両 ・ 患者等搬送用車両 ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両、重機輸送用車両	○	○	第一局面	公安委員会の意思決定による	道路啓開作業用車両には、レッカー車や照明車を含む
	⑤	・ 燃料輸送車両 ・ 大型バス ・ 霊柩車 ・ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車等	×	○	第一局面 又は 第二局面	公安委員会の意思決定に変更はないが、確認標章の交付対象を拡大する	⑤と⑥は重複するが、緊急交通路の交通量回復状況に応じて使い分けを行う
	⑥	ナンバーの分類番号による除外貨物自動車、大型特殊自動車、大型乗用自動車、事業用自動車等	×	×	第一局面 又は 第二局面	公安委員会の意思決定の内容を変更して追加する	1、9、0、2、8等のナンバー車両、事業用の緑ナンバー車両等

第一局面：大規模災害発生直後、概ね発災から2～3日間

第二局面：第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面。第一局面後1週間程度。以後は規制を解除。

《出典》 高知県警察ホームページ「こうちのまもり」－「緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について」

(https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/koutuu/kisei/kinkyuusaryou_zizen_todokede.html)

③ 事前届出手続

申請者	緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）								
申請先	当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課								
申請書類	【緊急通行車両】 ア 緊急通行車両等事前届出書（2通） イ 申請車両の車検証の写し（1通） ウ 疎明資料（輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類。これらの書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等。） 【規制除外車両】 ア 規制除外車両事前届出書（2通） イ 次表に掲げる書類 <table border="1"> <tr> <td>医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両</td><td> - 車検証 - 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類 </td></tr> <tr> <td>医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</td><td> - 車検証 - 使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類 </td></tr> <tr> <td>患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</td><td> - 車検証 - 車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの。） </td></tr> <tr> <td>建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</td><td> - 車検証 - 車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。） ※ 重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限り、写真は重機を積載した状況のものとする。 </td></tr> </table>	医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両	- 車検証 - 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類	医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両	- 車検証 - 使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類	患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）	- 車検証 - 車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの。）	建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両	- 車検証 - 車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。） ※ 重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限り、写真は重機を積載した状況のものとする。
医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両	- 車検証 - 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類								
医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両	- 車検証 - 使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類								
患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）	- 車検証 - 車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの。）								
建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両	- 車検証 - 車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。） ※ 重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限り、写真は重機を積載した状況のものとする。								
事前届出から確認標章等交付、返納までの流れ	（大規模災害（大地震）発生時の交通規制要綱） 第一局面 大規模災害（大地震）発生 被災情報収集、被害甚大 通行可能道路の確認 緊急交通路の指定 災対策に基づく交通規制の実施 緊急通行車両・規制除外車両 以外の車両の通行を禁止又は制限 緊急自動車、自衛隊車両等は、即 通行可能 応急対策のための緊急交通路を確保 緊急通行車両・規制除外車両 の確認、確認標章・証明書交付 確認標章を掲示して緊急交通路を 通行 緊急交通路等の状況の改善 被災地のニーズ等を考慮 規制除外車両の確認標章等 交付対象を拡大 タンクローリー、大型バス、霊柩車 一定物資輸送の大型貨物車等追加 さらに交通容量に余裕が見られる場合 公安委員会の 意思決定の内容を変更 意思決定の内容変更により、貨物 車、営業車等登録番号による通行 を認める。標章の掲示を要しない 交通容量が回復 交通規制の解除 確認標章、証明書の返却 第二局面 第一局面 災害発生後2～3日の間 第二局面 災害発生後3～4日目から約10日間								

届出済証の返納等	届出車両を廃車したり、入れ替えを行ったときは、届出済証を速やかに最寄りの警察署交通課に返納すること。また、災害時に交付された確認標章と証明書は、緊急交通路が解除された段階で、最寄りの警察署に返納すること。
----------	--

《出典》 高知県警察ホームページ「こうちのまもり」－「緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について」

(https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/koutuu/kisei/kinkyuusyaryou_zizen_todokede.html)

④ 大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等に関する事務処理要領

○大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等に関する事務処理要領の制定
について(通達甲)

平成28年 1 月28日

交規発第53号

改正 令和元年 6 月26日交規発第221号

令和 3 年 2 月 4 日交規発第68号

(交企、交指、免許)

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

緊急通行車両等の事前届出、確認手続等に関し「大規模災害に伴う緊急通行車両、緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出、確認手続等要領の制定について(例規)」(平成24年 8 月29日交規発第316号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年 6 月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該手続等に関し別添のとおり「大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等に関する事務処理要領」を定め、平成28年 2 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号。以下「災対法」という。)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)の規定に基づく災害時等における交通の規制等から除かれる緊急通行車両、緊急輸送車両又は規制除外車両として使用される車両であることの確認等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 緊急通行車両

災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。)第32条の2第2号に掲げる車両をいう。

2 緊急輸送車両

地震法第24条に規定する緊急輸送を行う車両をいう。

3 規制除外車両

災対法、原災法及び国民保護法の規定により公安委員会による通行の禁止又は制限が行われた区域又は道路の区間において、公安委員会の意思決定により、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両として通行を認めることとなるものをいう。

4 大規模災害

災害発生時に県警察が一体となって、被災地域への一般車両の流入規制及び迂回・誘導並びに一般車両以外の車両の通行の確保をする必要がある地震、津波その他自然災害又は人為的事故により発生した災害をいう。

5 事前届出

災害応急対策活動等の円滑な推進に資するため、通行禁止等を行う必要がある事案が発生した場合に確認を受けることとなる車両について、あらかじめ当該車両が緊急通行車両、緊急輸送車両又は規制除外車両として使用されるものであることの審査を受けるための届出をいう。

6 確認標章

災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。)別記様式第3の標章及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。)別記様式第6の標章をいう。

第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 緊急通行車両の事前届出

署長は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認(以下「緊急通行車両であることの確認」という。)に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象となる車両

災対法の規定に基づく事前届出の対象となる車両は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者(代行者を含む。)とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する署長とする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

署長は、事前届出があった場合は、自動車検査証の提示並びに輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等。以下「添付書類」という。)及び別記第1号様式の緊急通行車両等事前届出書2通の提出を求めるものとする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

署長は、事前届出を受理したときは、提出された書類の審査を行った上、当該車両が緊急通行車両に該当すると認められるものについては、別記第1号様式の緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付

署長は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があったときは、「再」と朱書した届出済証を再交付するものとする。

ウ 届出済証の返還

署長は、届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、廃車となったときその他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還するよう指導するものとする。

エ 事前届出の受理等の処理経過

署長は、別記第2号様式の緊急通行車両等事前届出受理簿(届出済証交付簿)を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の処理経過を明らかにしておくものとする。

4 事前届出車両の確認

(1) 確認の場所

届出済証による緊急通行車両であることの確認は、県本部、交通検問所及び署において行うことができるものとする。この場合において、確認者は、県本部にあっては交通規制課長、交通検問所にあっては高速隊長、署にあっては署長とする。

(2) 確認の優先

交通規制課長、高速隊長及び署長(以下「交通規制課長等」という。)は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとする。

(3) 確認の手続

交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、別記第3号様式の緊急通行車両等確認証明申請書(以下「証明申請書」という。)及び災対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書(以下「証明書」という。)に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(4) 確認標章及び証明書の交付

交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認を行った場合は、確認標章及び証明書を交付するものとする。

(5) 確認標章の有効期限

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定するものとするが、別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(6) 確認標章及び証明書の交付の処理経過

確認標章及び証明書の交付に当たっては、別記第4号様式の緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付台帳に記載し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

(1) 確認の場所

届出済証の交付を受けていない車両の使用者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、原則として署において確認を行うものとする。

(2) 確認の手続及び審査

署長は、事前届出車両以外の車両に係る確認に当たっては、当該車両の使用者に自動車検査証の提示並びに添付書類及び証明申請書の提出をさ

せ、緊急通行車両に該当するかどうかについて審査を行うものとする。

(3) 確認標章及び証明書の交付等

(2)の審査により緊急通行車両に該当すると認められた事前届出車両以外の車両については、緊急通行車両であることの確認を行った事前届出車両として取り扱い、4(4)から(6)までに定めるところにより、確認標章及び証明書の交付等を行うものとする。

6 指定行政機関等に対する指導

署長は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

署長は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象となる車両

署長は、次のいずれかに該当する車両であって、緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合は、これを受理するものとする。

(1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(3) 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

(4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者及び事前届出先

第3の3(1)ア及びイについては、規制除外車両の事前届出を行う者及び事前届出先について準用する。

イ 事前届出の際に必要な書類

署長は、事前届出があったときは、次に掲げる車両に応じて書類の提示を受けるとともに、別記第5号様式の規制除外車両事前届出書2通の提出を求めるものとする。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

自動車検査証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類とする。

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

自動車検査証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類とする。

(ウ) 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

自動車検査証及び車両の写真(ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの)とする。

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

自動車検査証及び車両の写真(ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの)とする。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限りて受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

署長は、事前届出を受理したときは、提出された書類の審査を行った上で、別記第5号様式の規制除外車両事前届出済証(以下「除外届出済証」という。)を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付及び返還

第3の3(2)イ及びウについては、除外届出済証の再交付及び返還について準用する。

ウ 事前届出の受理等の処理経過

署長は、別記第6号様式の規制除外車両事前届出受理簿(届出済証交付簿)を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の処理経過を明らかにしておくものとする。

4 事前届出車両の確認

(1) 確認の手続

交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記第7号様式の規制除外車両確認証明申請書(以下「除外証明申請書」という。)及び別記第8号様式の規制除外車両確認証明書(以下「除外証明書」という。)に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(2) 確認標章及び除外証明書の交付

交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認を行った場合は、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

(3) 確認標章及び除外証明書の交付の処理経過

交通規制課長等は、確認標章及び除外証明書の交付を行うに当たっては、別記第9号様式の規制除外車両確認証明書及び確認標章交付台帳に記載し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

(4) 緊急通行車両に係る事前届出の確認等に関する事項の準用

第3の4(1)、(2)及び(5)については規制除外車両であることの確認に係る確認の場所、確認の優先及び確認標章の有効期限について、第3の6については規制除外車両の事前届出をした者に対する指導について準用する。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

大規模災害発生直後においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行うものとし、その後、緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえた上で、次に掲げるような車両を規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする。

(1) 燃料を輸送する車両(タンクローリー)

規制除外車両であることの確認に当たっては、自動車検査証等により車両の形状を確認する。

(2) 路線バス・高速バス

規制除外車両であることの確認に当たっては、自動車検査証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者であって、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(3) 霊きゅう車

規制除外車両であることの確認に当たっては、自動車検査証等により車両の形状を確認する。

(4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

規制除外車両であることの確認に当たっては、自動車検査証で事業用(緑ナンバー)の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次のような物資等を輸送することを確認する。

ア 医薬品、医療機器、医療用資材等

イ 食料品、日用品等の消費財

ウ 建築用資材

エ 金融機関の現金

オ 家畜の飼料

カ 新聞、新聞用ロール紙

第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

署長は、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急輸送車両であることの確認について事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象となる車両

署長が行う緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

(2) 指定行政機関等(指定地方公共機関を除く。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等(指定地方公共機関を除く。)の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する事項の準用

第3の3、4((5)を除く。)、5(1)及び6については、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び緊急輸送車両であることの確認等について準用する。この場合において、第3の4(3)中「災対法施行規則別記様式第4」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7」と読み替えるものとする。

4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすものとする。

第6 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両及び規制除外車両に係る取扱い

1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

署長は、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用される緊急通行車両であることの確認について事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象となる車両

原災法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者(以下「原子力事業者等」という。)が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する事項の準用

第3の3から6については、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等について準用する。

4 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第4については、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。

第7 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両及び規制除外車両に係る取扱い

1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

署長は、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第39条(第52条において準用する場合を含む。)において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることによる緊急通行車両として使用されるものであることの確認について事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象となる車両

国民保護法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のアからカまでに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等その他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する事項の準用

第3の3から6までについては、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等について準用する。

4 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第4については、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。

第8 関係機関、関係事業者等への周知徹底

交通規制課長等は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続及び事前届出車両以外の車両の確認手続等について、高知県防災会議、ホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

第9 関係書類の取扱い

1 関係書類の組合せ

- (1) 証明申請書(1枚目)及び証明書(2枚目)は、複写とする。
- (2) 除外証明申請書(1枚目)及び除外証明書(2枚目)は、複写とする。

2 関係書類の保管

- (1) 確認標章の保管責任者は、交通規制課にあっては次長、高速隊にあっては副隊長、署にあっては交通課長とする。
- (2) 署の交通課長は、1(1)及び(2)の関係書類並びに確認標章を一括保管

し、異動等の際には確実に引継ぎを行い、災害時等には直ちに対応できるようにしておくこと。

⑤ 標章、証明、申請書類

ア 緊急通行車両の標章



- 〔備考〕
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

イ 緊急通行車両確認証明書
別記様式第 4（第 6 条関係）

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
知 事 ㊞				
高知県公安委員会 ㊞				
番号標に表示 されている番号				
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

ウ 申請書類

第1号様式(第3、第5、第6、第7関係)

災 害 地 震 防 災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 高知県公安委員会 様 届出者住所 (電話) 氏 名		災 害 地 震 防 災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 第 号 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 高知県公安委員会 印		
番 号 標 に 標 示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を警察本部(交通規制課)、最寄りの警察署又は交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使 用 者	住 所			() 局 番
	氏 名			
出 発 地				
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式(第4、第6、第7関係)

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 高知県公安委員会 様 届出者住所 (電話) 氏 名		災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 高知県公安委員会 印													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">番号標に標示されている番号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使 用 者</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">出 発 地</td> <td></td> </tr> </table>		番号標に標示されている番号		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		使 用 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		出 発 地		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を警察本部(交通規制課)、最寄りの警察署又は交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
番号標に標示されている番号															
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)															
使 用 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名											
住 所															
氏 名															
出 発 地															
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。															

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

上 申 書

年 月 日

高知県公安委員会 殿

機関等名

役職名

氏名

印

下記車両は、災害が発生した場合に災害対策基本法第50条第1項に規定する災害
応急対策を実施するために使用する計画のある車両です。

記

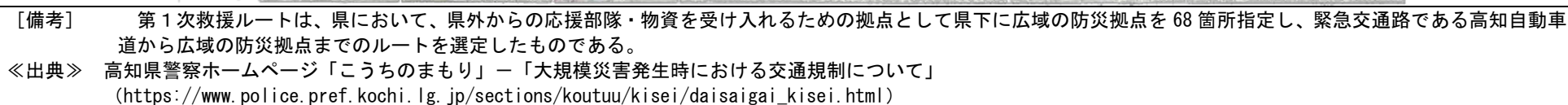
番号	登録（車両）番号	用 途	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

注 車両が多い場合は、別紙一覧表のとおりと記載し、別紙を添付の上契印する。

用途欄は、物資搬送、〇〇施設復旧作業車等と記載する。

備考欄は、指定公共機関等の車両以外の民間契約車を使用する場合に、契約会社名及び委託契約車両と記載する。

139



(8) ヘリコプター離着陸場適地

令和3年2月末現在

名称	所在地	飛行場外 離着陸場	備考
岡ノ内ヘリポート【オカノウチ】	香美市物部町岡ノ内 235-6	○	(発着場面積) 縦 22m×横 22m
神池ヘリポート【カミイケ】	香美市物部町神池 1709	○	(発着場面積) 縦 14.5m×横 21m
旧大柝高校	香美市物部町大柝		
香美市農村広場	香美市香北町吉野 1300 先		
香北中学校	香美市香北町美良布 892		
鏡野公園	香美市土佐山田町宮ノ口		
片地小学校	香美市土佐山田町宮の口 9		
物部川緑地公園	香美市土佐山田町山田島		
物部川川原(町田)	香美市土佐山田町町田		
香美市市民グラウンド	香美市土佐山田町楠目中村 4		
鏡野中学校	香美市土佐山田町楠目 1973		
山田小学校	香美市土佐山田町西本町 2-4-5		
土佐山田スタジアム	香美市土佐山田町植 1252-2		
五王堂ヘリポート【ゴオドウ】	香美市物部町五王堂 38-1	○	(発着場面積) 縦 25.4m×横 26m
大柝ヘリポート【おおどち】	香美市物部町大柝 965-3 先	○	(発着場面積) 縦 22m×横 22m
別府ヘリポート【べふ】	香美市物部町別府 438-4	○	(発着場面積) 縦 17m×横 17m
北滝本ヘリポート【きたたきもと】	香美市土佐山田町北滝本 89-4	○	(発着場面積) 縦 22m×横 22m
三谷ヘリポート【みたに】	香美市香北町谷相 2855	○	(発着場面積) 縦 17m×横 17m
猪野々ヘリポート【いのの】	香美市香北町猪野々 369	○	(発着場面積) 縦 22m×横 22m
土佐山田ヘリポート【とさやまだ】	香美市土佐山田町植 1275	○	(発着場面積) 縦 37m×横 37m

〔備考〕 この表に掲げるヘリコプター離着陸場適地は、全て香美市消防本部が管轄する。

9 医療救護に関する資料

(1) 広域的な災害拠点病院

令和5年3月10日現在

機 関 名	所 在 地	電話番号
高知医療センター（基幹災害医療センター）	高知市池 2125-1	088-837-6760
高知大学医学部付属病院	南国市岡豊町小蓮	088-866-5811
高知赤十字病院	高知市秦南町 1-4-63-11 号	088-822-1201

(2) 災害拠点病院

令和5年3月10日現在

機 関 名	所 在 地	電話番号
J A 高知病院	南国市明見字中野 526-1	088-863-2181

(3) 救護病院

令和5年3月10日現在

機 関 名	所 在 地	電話番号
岩河整形外科	香美市土佐山田町百石町 2-4-20	0887-52-5000
香北病院	香美市香北町美良布 1064-9	0887-59-2251
前田メディカルクリニック	香美市香北町美良布 1516-3	0887-57-3811

(4) 医療救護所

令和5年3月10日現在

機 関 名	所 在 地	電話番号
岩河整形外科駐車場及び隣接地	岩河整形外科駐車場 香美市土佐山田町百石町 2 丁目 4 番 20 号 同仁病院所有地 香美市土佐山田町百石町 2 丁目 166 番地	
岩河整形外科東市所有地	香美市土佐山田町百石町 2 丁目 107 番 1	
香北病院駐車場及び物療室	香美市香北町美良布 1064 番地 9	
大栃診療所	香美市物部町大栃 898 番地 1	

(5) 市内の医療機関

令和5年3月10日現在

機 関 名	所 在 地	電話番号
【医科】		
とさやまだクリニック	香美市土佐山田町 548	0887-53-0880
村上内科循環器科	香美市土佐山田町 2289-6	0887-52-0111
さくら香美クリニック	香美市土佐山田町 117-13	0887-53-2255
宇賀循環器内科・歯科	香美市土佐山田町西本町 2-3-1	0887-53-2101
八井田医院耳鼻咽喉科	香美市土佐山田町西本町 5-3-21	0887-52-2533
香長中央病院	香美市土佐山田町西本町 5-5-34	0887-53-5155
佐野内科リハビリテーションクリニック	香美市土佐山田町東本町 3-2-41	0887-53-3031
坂本内科	香美市土佐山田町東本町 4-1-38	0887-53-2417
楠瀬医院	香美市土佐山田町楠目 100	0887-53-4922
安岡クリニック	香美市土佐山田町楠目 163	0887-52-5626
小松内科	香美市土佐山田町百石町 1-7-8	0887-52-1151
楠目循環器科内科・眼科	香美市土佐山田町百石町 1-11-21	0887-52-0080
岩河整形外科	香美市土佐山田町百石町 2-4-20	0887-52-5000
同仁病院	香美市土佐山田町百石町 2-5-20	0887-53-3155
たにむら産婦人科	香美市土佐山田町宝町 1-31-1	0887-53-2600
香北病院	香美市香北町美良布 1064-9	0887-59-2251
びらふ診療所	香美市香北町美良布 1317	0887-57-3456

令和5年3月10日現在

機 関 名	所 在 地	電話番号
前田メディカルクリニック	香美市香北町美良布 1516-3	0887-57-3811
香美市立大栃診療所	香美市物部町大栃 898-1	0887-58-2410
【歯科】		
山本歯科医院	香美市土佐山田町 461-5	0887-57-4182
あけぼの街道佐々木歯科医院	香美市土佐山田町 482-3	0887-57-0082
岡西歯科診療所	香美市土佐山田町神母ノ木 377-8	0887-53-2305
八井田歯科医院	香美市土佐山田町西本町 5-3-19	0887-52-2322
宇賀循環器内科・歯科	香美市土佐山田町西本町 2-3-1	0887-53-2101
竹本歯科診療所	香美市土佐山田町東本町 2-2-45	0887-52-3839
山下歯科	香美市土佐山田町東本町 3-57-3	0887-52-2222
楠目歯科診療所	香美市土佐山田町楠目 473	0887-53-5648
かぎやまデンタルクリニック	香美市土佐山田町宝町 1-1-5	0887-53-7575
佐々木歯科診療所	香美市香北町美良布 1081-1	0887-59-2127
高橋歯科医院	香美市香北町美良布 1207-1	0887-59-2002
香美市立物部歯科診療所	香美市物部町大栃 878-3	0887-58-4768

(6) 薬品及び衛生材料販売業者

令和4年7月28日現在

名 称	住 所	電話番号
高知県薬剤師会	高知市比島 3-17-11	088-873-6429
協定（「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」）を締結している薬局等		
ベル薬局山田店	香美市土佐山田町旭町 5-3-11	0887-57-0133
さわ薬局	香美市土佐山田町栄町 222 バリユー・ノア店内	0887-53-4579
神母ノ木薬局	香美市土佐山田町神母ノ木 335-1	0887-52-0919
ブルークロスさくら薬局	香美市土佐山田町 117-22	0887-52-8078
むこせ薬局	香美市土佐山田町西本町 2-3-6	0887-53-5628
ジアイシーやいろ薬局	香美市土佐山田町西本町 5-3-1	0887-53-3910
四国調剤あさひ薬局 2号店	香美市土佐山田町東本町 2-2-41	0887-57-0020
大町薬局	香美市土佐山田町東本町 3-1-38	0887-53-4454
四国調剤あさひ薬局	香美市土佐山田町東本町 4-1-36	0887-53-2070
薬局清流	香美市土佐山田町楠目 39-1	0887-57-0501
こばな薬局	香美市土佐山田町百石町 1-6-14	0887-53-4191
あい薬局	香美市土佐山田町百石町 1-9-6	0887-57-0357
ドラッグセイムス土佐山田薬局	香美市土佐山田町宝町 5-1-36	0887-52-8818
あい薬局びらふ	香美市香北町美良布 1534-3	0887-59-2220
その他の薬品販売業者		
ドラッグセイムス土佐山田北本町店	香美市土佐山田町 161-1	0887-52-8805
クスリのやまもと山田店	香美市土佐山田町西本町 5-1-31	0887-53-4193
田所大学堂	香美市土佐山田町百石町 1-9-12	0887-53-2034
くすりのレディ 土佐山田店	香美市土佐山田町宝町 1-4-5	0887-52-8770
ドラッグセイムス土佐山田店	香美市土佐山田町宝町 5-1-36	0887-52-8818
松田島薬舗	香美市香北町美良布 1079-2	0887-59-2011
香北薬局	香美市香北町美良布 1345	0887-59-3112
ドラッグストアma c 美良布店	香美市香北町美良布 1381-1	0887-59-3456

10 物資の調達に関する資料

(1) 給水資機材保有状況

令和4年4月1日現在

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車 (m^3)	台	台	
	給 水 車 (m^3)	台	台	
	ト ラ ッ ク	2台	2台	軽四トラック
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他	台	台	
給 水 容 器	仮 設 水 槽 (m^3)	基	基	
	仮 設 水 槽 (m^3)	基	基	
	給水タンク (1,500ℓ ~)	1基	1基	2,000ℓ
	給水タンク (1,000ℓ ~ 1,499ℓ)	基	基	
	給水タンク (~ 999ℓ)	7基	7基	400~500ℓ
	ポ リ 容 器 (5ℓ ~ 30ℓ)	1,053個	1,053個	18~20ℓ
	ポ リ 袋	800個	800個	6ℓ
機 材	そ の 他			
	応急給水装置	1基	1基	
	ろ 過 機	1台	1台	応急用15 m^3 /日
	発 電 機	3台	3台	
	投 光 機	1個	1個	
	鋼 管 切 断 機	台	台	
	電動ネジ切機	台	台	
管 類	そ の 他			
	直 管 (50mm ~ 150mm)	20m	20m	H I V P 管
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
継 手 類	継 手 類 (50mm ~ 150mm)	200個	200個	メカ型継・曲管等
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 料	缶	缶	
そ の 他				

(1) 産業廃棄物収集運搬業者

令和4年1月1日現在

[illegible]

許可番号	許可期間	優良認定	業 書 名	業 種 等	所在地 備後又は保管場所	電話番号	取 扱 品 目																	政令第十三号廃棄物	水質汚濁防止法第五号	大規模なばいご等を扱う	備後保管
							燃 料	汚 泥	固 形	廃 油	廃 アルカリ	廃 プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物ふん尿等	動物性残渣	ゴムくず	金属くず	ガラスくず	プラスチックくず	ばいじん					
03900001649	130.03.19		《有》伊藤工業	781-3112	高知市鏡古坂387	088-896-2730																					
	005.03.18		代表取締役 伊藤 敏昭																								
03900001786	130.03.12		三谷美化産業(株)	780-0030	高知市豊南町1-5-58	088-873-6287																					
	005.02.09		代表取締役 三谷 恵代																								
03900049628	129.09.01		《有》末広運輸	781-0270	高知市長洲4251	088-841-0591																					
	004.09.13		代表取締役 前田 末弘																								
03900002067	130.06.16		日進基礎工業(株)	781-5103	高知市大津乙1763-1	088-806-4131																					
	005.06.15		代表取締役 高橋 義人				汚泥は無機性の無害なものに限る。																				
03910002761	130.09.18		太宰興業(有)	780-8125	高知市五台山28-10	088-882-5717																					
	005.03.30		代表取締役 中尾 敏幸	783-6036	南国市置石字中ノ尾谷931																						
03900003135	003.09.29		ニチエサービス(株)	781-5102	高知市大津甲325-1	088-804-5584																					
	005.03.30		代表取締役 石野 伸次																								
03900003826	130.11.17		《有》高橋建材興業	781-8393	高知市香野町弘岡下3001	088-804-5170																					
	005.11.16		代表取締役 高橋 香																								
03900014481	131.03.15		大洋運輸(株)	781-5161	高知市布師田3323-7	088-845-1131																					
	006.02.28		代表取締役 山梨内 宏幹																								
03900016746	003.02.19	◎	《既》国見園業工業	780-8006	高知市観音己1152-9	088-832-0928																					
	010.02.18		代表取締役 中野 裕子		高知市観音アノ山己1152-9	088-804-5853																					
03900015854	003.07.05		安岡金属(株)	781-9112	高知市仁井田4579-1	088-847-4041																					
	005.07.04		代表取締役 安岡 邦彦																								
03900022986	003.11.13		《有》みどり工業	780-8038	高知市竹島町65-5	088-832-6780																					
	006.08.31		代表取締役 藤戸 裕士																								
03900022987	003.11.13		船政運輸機工(株)	780-8005	高知市南新田町3-10	088-823-3444																					
	006.08.31		代表取締役 高橋 努																								
03900028517	003.10.14		《既》馬場配管	780-8048	高知市神田1308-6	088-832-7534																					
	005.02.03		代表取締役 馬場 和久																								
3.95109	002.06.21		原田工業(有)	780-8066	高知市観音己234-12	088-840-1889																					
	007.06.20		代表取締役 原田 繁晃																								
03910031854	129.07.04	◎	《有》島田商店	781-0111	高知市港402-18	088-854-8008																					
	006.07.03		代表取締役 島田 洋	781-3609	長岡郡本山町浜郷86E-1	0887-79-1070																					
03900033256	002.12.06		《有》村越工業	781-0113	高知市仁井田新島4586-3	088-847-1525																					
	007.11.06		代表取締役 村越 泰弘																								
03900035786	003.11.24		上住新高建設(株)	780-8039	高知市北竹島町490	088-832-2831																					
	008.10.23		代表取締役 西原 清																								
03900038147	003.02.19		田上 輝明	780-8086	高知市針水東町18-17	088-873-5394																					
	008.03.07																										
03900039964	003.06.14		東山建設(株)	780-8122	高知市高須新町3-5-1	088-893-2727																					
	008.06.13		代表取締役 東山 瑞穂				汚泥は有害なものを除く。																				
03900040137	129.03.30		北隆工業(株)	781-8130	高知市一宮4786-3	088-848-5678																					
	004.03.29		代表取締役 小栗 和歌子																								
03900041934	003.08.06		《有》高木建設	781-0112	高知市仁井田1007-2	088-847-1881																					
	008.08.05		代表取締役 高木 泰喜																								
3.95109	002.06.23		《既》高南設備工業	780-0988	高知市福井町2187-1	088-822-2480																					
	007.05.31		代表取締役 井上 善貴																								

許可番号	許可期限	優良認定	業 者 名	郵便番号	所在地 店舗又は保管場所	電話番号	取 扱 品 目														政令第三十三号指定物	石炭含有物を含む	本県産有ばいじん等を含む	本県産使用製品を含む	備考
							燃え殻	汚泥	炭屑	炭酸	腐アルカリ	腐アルカリ	腐アルカリ	紙くず	木くず	腐れくず	腐れくず	腐れくず	腐れくず	腐れくず	腐れくず	腐れくず	腐れくず	腐れくず	腐れくず
0090007 1105	002.08.17		(有)土陽工業	780-0071	高知市鶴田高町16-24-11	088-844-3403																			
	007.07.29		代表取締役 山中 義和																						
0090007 0829	002.07.06		(有)龍商店	780-0804	高知市日の出町7-50	088-883-4101																			
	007.07.05		取締役 池 啓伸																						
0090007 1482	002.12.04		森重樹(有)	780-0804	高知市三谷字西カキスバ302-13	088-824-7516																			
	007.07.24		代表取締役 森 久																						
0090007 1002	002.10.15		(株)角コーポレーション	781-0106	高知市介良乙1110	088-860-6171																			
	007.08.15		代表取締役 角 知明																						
0090007 1810	002.08.07		(有)細川建設	781-0102	高知市一宮東町4-15-9	088-845-8084																			
	007.08.06		代表取締役 細川 高朗																						
0090007 1898	002.08.16		尾崎建設(株)	780-0912	高知市入反町2-9-8	088-872-6292																			
	007.08.15		代表取締役 尾崎 廣希																						
0090007 2436	002.10.15		(株)明洋	781-0241	高知市横浜新町五丁目31番地2	088-842-8090																			
	007.09.17		代表取締役 徳盛 正明																						
0090007 1678	002.10.13		和洋電化工業(株)	780-8800	高知市森野2丁目2-25	088-834-0900																			
	007.09.28		代表取締役 入交 雄太																						
0090007 5565	003.03.29		和井 貴	780-8010	高知市横濱通5-3-22	088-854-1088																			
	008.03.28			781-0304	高知市尊野町西分3025-80	088-894-6878																			
0090007 6385	003.01.19		(株)高橋組	780-0804	高知市日の出町2番12号	088-821-0099																			
	008.01.03		代表取締役 高橋 佳久	781-1302	高知市越知町越知乙16-1	0899-20-0188																			
0090007 5270	003.03.28		(株)マーズ	780-0956	高知市北堀町98-10	088-860-1786																			
	008.03.27		代表取締役 秋澤 和理																						
0090007 6140	003.07.29		日和崎運輸(株)	781-0112	高知市高知市仁井田字朝日ヶ丘4567	088-847-3314																			
	008.07.14		代表取締役 日和崎 三郎																						
0090007 7497	003.08.04		パワーコムエンジニアリング(株)	781-8606	高知市森野1-6-47	088-879-6190																			
	008.06.07		代表取締役 森崎 守人																						
0090007 7496	003.07.06		(有)美星高知	780-0072	高知市七ツ瀬字コオケチ820	088-885-6518																			
	008.06.12		代表取締役 熊石 文雄																						
0090007 8210	002.06.29		(有)アールエフ	780-8051	高知市鴨部上町2-13	088-844-1411																			
	008.06.29		代表取締役 石原 昇																						
0090007 9099	003.08.07		慶和環境開発(有)	780-0065	高知市塩田町8-24	088-826-0005																			
	008.08.06		代表取締役 和田 優																						
0090005 7479	003.09.17		(有)福重建設	781-0584	高知市介良甲584-1	088-860-6787																			
	008.09.16		代表取締役 福重 明夫																						
0090007 0668	003.09.21		(株)セブン電機	780-9010	高知市神田587-2	088-833-0097																			
	008.09.19		代表取締役 宮地 真一郎																						
0090008 0723	003.10.16		(有)毛村ブロッグ	781-0270	高知市長浜6090-1	088-842-1230																			
	008.10.15		代表取締役 千頭 正利																						
0090008 1990	029.01.04		(株)大森	780-0964	高知市横町313-1	088-843-6141																			
	004.01.03		代表取締役 大森 友理																						
0090008 0722	029.11.21		(有)榮光商会	781-5101	高知市南園3978-5	088-845-8555																			
	004.08.10		代表取締役 野村 昌弘																						
0090008 3719	003.12.09		杉山 富樹	781-0103	高知市大津乙903	088-866-4280																			
	008.06.25																								

汚泥は産業廃棄物に限る。

許可番号	許可類別	優良認定	業 者 名	郵便番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目														政令第三十三号廃棄物	石炭含有物を含む	本県産ばいじん等を混入	水質汚濁防止法を定める	模範保持
							燃え殻	汚泥	屑物	汚泥	焼アスファルト	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物の死体	動物のふん尿	がれき類	ばいじん						
03900084718	1129.06.06		(株)大和	780-8040	高知市神田231-7	088-828-8537						○	○	○	○						◎				
	004.05.08		代表取締役 片岡 光重																						
03900080415	1129.06.15		相互物産(株)	781-5103	高知市大津甲654	088-866-6747						○	○	○	○						◎				
	004.06.03		代表取締役 中島 信之																						
03900084052	1129.05.09		入交道路施設(株)	781-8114	高知市十津6-2-10	088-847-2881						○	○												
	004.05.08		代表取締役 瀧田 謙一																						
03900086636	1129.07.03		(株)シンゲン	780-0625	高知市栗岩山4-5	088-822-7348						○	○	○	○						◎				
	004.06.26		代表取締役 森本 悠平																						
03900088280	1129.07.06		(有)希希	780-0865	高知市堀井町224-2	088-842-1772						○	○	○	○						◎				
	004.07.04		代表取締役 志村 三男																						
03900090210	1129.09.29		弘興 竜一	780-8040	高知市神田2083-1	088-834-6321						○	○	○	○						◎				
	004.08.18																								
03900109437	1129.11.17		(株)設備高知	780-0623	高知市東泉寺533-21	088-824-3392						○	○	○	○						◎				
	004.11.16		代表取締役 澤村 光星																						
03900101185	1100.03.04		北橋 良彦	781-8121	高知市葛島1丁目6番1号第一分館2203	088-809-1023						○	○	○	○						◎				
	003.03.03																								
03900101197	1129.12.21		(有)現代空調	781-8130	高知市一宮徳谷21-36	088-845-8866						○	○	○	○						◎				
	004.12.23		代表取締役 山本 博																						
03900102385	1100.02.20		(株)昌栄建設	780-8077	高知市柳倉西町1-7-5	088-844-1480						○	○	○	○										
	003.02.24		代表取締役 西谷 友良																						
03900104320	1100.06.19		(有)朝倉工業	780-8081	高知市朝倉甲571-6	088-843-1098						○	○	○	○										
	003.06.03		取締役 川崎 健治																						
03910002037	001.12.27		(有)岡崎建設	780-0831	高知市中の島1-55	088-884-5773						○	○	○	○									◎	
	003.05.29		代表取締役 栗田 敏之助		南国市緑生字井瀬1204番5																				
1.961-09	1100.07.26		(有)エフ・エー建設工業	780-8010	高知市長浜5280-6	088-837-2226						○	○	○	○						◎				
	003.07.06		代表取締役 池 鉄也																						
03900105297	1100.09.03		(有)創和建設	780-8006	高知市朝倉己507	088-849-2931						○	○	○	○						◎				
	003.07.24		取締役 宮崎 一人																						
03900001919	1100.12.26		(有)林森興業	781-8321	高知市春野町秋山125-2	088-804-2119						○	○	○	○										
	003.12.23		代表取締役 秋森 一																						
03910001660	1101.02.15		(有)ビル竹内	781-8112	高知市仁井田字新産1700-13	088-837-3717						○	○	○	○						◎			◎	
	003.12.11		取締役 竹内 正彦	782-8079	香美市土佐山田町佐野752-1	0887-53-5813	廃プラスチック類は、廃タイヤに添える。																		
03900109079	1101.02.06		日進商事(株)	780-0901	高知市上町5-6-13	088-822-3141						○	○	○	○						◎	◎			
	006.01.25		代表取締役 門田 彰人																						
03900109073	001.12.25		システムトランスポート(有)	780-8010	高知市棧橋通6丁目1番2号	088-834-1335	○					○	○	○	○						◎				
	006.01.25		代表取締役 山崎 孝一																						
03900109074	1101.02.22		(株)ビル環境衛生管理	780-8010	高知市棧橋通三丁目23番10号	088-831-1210						○	○	○	○										
	006.02.08		代表取締役 窪田 寛	787-0029	四万十市小笠町16	0880-35-1215																			
03910109855	1101.03.15		(株)シンカイ	780-0829	高知市坂馬場4-5	088-808-3088						○	○	○	○						◎	◎		◎	
	006.03.14		代表取締役 近森 健博	783-0049	南国市岡徳町中島363-1																				
03900110222	001.08.26		(株)Aエナジーニうち	781-8125	高知市玉台山15013-1	088-884-9280	○	○				○	○	○	○										
	006.03.31		代表取締役 川島 龍也																						
03900108040	001.07.10		(株)ダイセイ	780-0062	高知市南川部9-5	088-884-2811	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◎				
	006.04.12		代表取締役 野村 匠																						

許可番号	許可類別	優良認定	業 者 名	郵便番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目															政令第三十三号廃棄物	石炭含有物を含む	水質汚濁防止法を定める	環境保
							燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物の死体	植物の死体	ばいじん	動植物のふん尿	がれき類	灰				
03910134321	103.02.01		マルナカ興業(有)	781-8121	高知市葛島4-7-35	088-882-8061	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	004.03.05		代表取締役 豊安 昌明																						○
03900133881	1129.02.27		(有)齊金	781-5103	高知市大津乙1798-1	088-886-6566						○	○	○	○										○
	004.02.26		代表取締役 石川 正比古																						
03900134047	1129.04.19		鹿嶋開発(株)	781-5101	高知市有田1896-6	088-846-1116	○					○	○	○	○										○
	004.03.23		代表取締役 玉本 大祐																						
03900134729	1129.04.19		(株)山澤工務店	780-8504	高知市新田町1-16	088-833-1788						○	○	○	○										○
	004.04.18		代表取締役 岩川 真土																						
03900135518	1129.05.09		(有)セイエイ	780-9040	高知市神田2082-4	088-833-8215						○	○	○	○										○
	004.05.08		代表取締役 坂本 健二																						
03900136101	1129.06.11		(株)アサヒカガク	781-5101	高知市有田1823-1	088-866-1010						○	○	○	○										
	004.05.31		代表取締役 平井 一平																						
03900136698	1100.03.30		ひびき産業(株)	781-8013	高知市南ノ庄町7番8	088-803-1140	○					○	○												
	004.05.29		代表取締役 田井 光広																						
03900136660	1129.06.29		(株)夢田拓	780-9002	高知市重倉字前力石321-10	088-843-8930						○	○	○	○										○
	004.06.28		代表取締役 城野 健二																						
03900138901	1129.12.11		旭産業スポーツ施設(株)	780-8010	高知市桜橋通1-15-23	088-832-0093						○	○	○	○										○
	004.10.19		代表取締役 大石 昭																						
03900139067	1129.10.17		森 裕利	781-8305	高知市春野町弘岡下2525	088-804-5888						○	○	○	○										○
	004.10.16																								
03900139082	1129.11.29		(株)オフコム	781-8104	高知市高須3-2-65	088-884-1266						○	○												○
	004.11.28		代表取締役 杉岡 良晃																						
03900139152	1100.01.03		(有)深瀬電機	780-8000	高知市鶴田1076-16	088-843-2116						○	○	○	○										○
	004.11.13		代表取締役 深瀬 博隆																						
1361-09	1129.11.21		杉本 将子	780-8023	高知市重倉1597-94	088-843-8962						○	○	○	○										○
	004.11.20																								
03900139691	1100.02.08		(株)双電社	781-5100	高知市介良乙3729-38	088-800-0123						○	○												○
	004.12.10		代表取締役 内山 建南																						
03900139139	1129.12.07		公文 尚二	780-8040	高知市神田2365-28	088-843-0719						○	○	○	○										○
	004.12.06																								
03900141266	1100.02.26		(有)光良建設	780-8010	高知市桜橋通2-3-25	088-832-9240						○	○	○	○										○
	005.02.25		代表取締役 光平 良																						
03900141720	1100.04.19		高知運輸(株)	780-8010	高知市北本町1-7-26	088-837-6202						○	○	○	○										
	005.03.19		代表取締役 岡林 雄二																						
03900144032	1100.09.21		(株)おしきる	780-0803	高知市牛力町12-16	088-802-2477						○	○	○	○										○
	005.08.27		代表取締役 島岡 千夏	780-0974	高知市内行寺1025-15	088-802-8883																			
03900144395	1100.09.03		(有)森田丸	781-5101	高知市有田18665	088-845-0222						○	○	○	○										○
	003.08.28		代表取締役 森田 幹雄																						
03900145314	1100.10.26		(有)コスモ設備エフコン	780-0081	高知市北川路2-10	088-875-6272						○	○	○	○										○
	005.10.20		代表取締役 島本 尚幸																						
03900145827	1100.12.26		(株)ホームイン	780-0081	高知市藤野中町13-18	088-880-5181						○	○	○	○										
	005.12.11		代表取締役 植田 宏吉																						
03900146897	001.03.13		(有)日昇興産	780-0623	高知市東栗沢寺588番地	088-826-0644						○	○	○	○										○
	008.10.11		代表取締役 西村 公明																						

許可番号	許可期限	業 者 名	郵便番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目																	政令第123号廃棄物	お預かりする物を記す	本県外へばいりんを委託する使用製品を記す	備考
						燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物の死体	動物の糞尿	がれき	鉱物	ガラス	金属くず	プラスチック類					
0190014 6750	001.06.27	1500/金栄(株)	780-0034	高知市南河ノ瀬町70	099-833-0711	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○				◎			
	008.04.29	代表取締役 杉本 健太郎																								
0190015 0458	001.11.25	1500/金栄(株)	780-8122	高知市高須新町3-4-4	088-882-3415						○	○	○	○					○					◎		
	008.08.06	代表取締役 門田 実																								
0190015 0267	001.11.19	1500/ソーデン社高知	780-8040	高知市神田2384-6	088-832-6501							○					○	○						◎		
	008.08.07	代表取締役 菅岡 代志夫																								
0190015 1105	001.11.28	田村 博	781-0015	高知市南野内町3-21-17-6	090-6290-1048							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	008.09.10																									
0190015 1989	002.07.02	1500/高知市(有)	781-0279	高知市長浜4252-11	088-848-1909							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	006.11.10	代表取締役 沢部 豊一	781-0279	高知市長浜4205-8	088-848-1909																					
0191010 0944	002.08.19	中尾 一幸	781-0253	高知市南河ノ瀬町2-11-12-3	088-841-6778							○	○	○	○									◎	◎	
	006.12.15		781-5241	高知市吉川町古原986-1	0887-35-3010																					
0190015 2016	002.03.03	1500/小松工業店	781-5191	高知市在鶴田1153-1	088-856-5470							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	006.12.17	代表取締役 小松 敏郎																								
0190015 2931	002.03.10	1500/サービス工業	780-0073	高知市万々486	0888-822-7250							○	○	○	○			○	○	○				◎		
	007.01.12	代表取締役 矢野 裕子																								
0190015 3292	002.03.18	1500/フタバ	780-0073	高知市万々473-7	0888-873-0303							○	○	○	○			○	○	○				◎		
	007.02.04	代表取締役 豊元 妙子																								
0190015 5079	002.06.22	1500/土居工務店	781-8102	高知市高須本町8-3	088-884-1771							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	007.06.21	代表取締役 土居 敏夫																								
0190015 6134	002.09.13	1500/上岡工務店	780-0002	高知市鶴子町10-1	088-875-1484							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	007.06.12	代表取締役 上岡 武司	781-1032	高知市鶴子町10-1	088-875-1484																					
0190015 6833	003.01.15	1500/ソフマ	780-8002	高知市役所町1-1	088-835-8163	○						○	○	○	○			○	○	○				◎		
	007.10.15	代表取締役 前田 雄男																								
0190015 6834	002.12.04	1500/高知工業	781-5103	高知市大津乙411-1	088-856-5018							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	007.10.20	代表取締役 高橋 広介																								
0190015 7683	002.12.05	1500/東洋	780-6017	高知市南河ノ瀬町44	088-833-8839	○	○																	◎		
	007.12.02	代表取締役 西岡 正人																								
0190015 8037	003.01.23	1500/セイエイ	780-8046	高知市伊勢崎町10-7	088-873-8229							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	008.01.26	代表取締役 吉本 宏治																								
0190015 9543	002.04.12	1500/重和設備	781-5106	高知市介良乙577-1	088-880-1449							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	008.04.11	代表取締役 和田 富雄																								
0190015 9810	003.03.28	1500/ケーテック	780-8021	高知市南河ノ瀬町25	088-831-6827							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	008.04.27	代表取締役 山野内 宏幹																								
0190016 0987	003.06.30	1500/一歩工業	780-8040	高知市鶴子町1-10-27	088-802-5578		○					○	○	○	○			○	○	○				◎		
	008.05.17	代表取締役 橋本 淳																								
0190016 3531	003.07.09	小沢 敏平	780-0094	高知市大崎町963-14	088-835-5266							○	○	○	○			○	○	○				◎		
	008.05.18		780-0096	高知市緑ヶ丘3丁目1903	088-805-6037																					
0190016 0632	003.06.23	1500/トーヨー	780-0074	高知市河内町32番地1	088-820-7565							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	008.06.15	代表取締役 藤田 剛志																								
0190016 1135	003.07.14	井上 茂雄	780-8064	高知市朝倉丁404-2	088-849-2553							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	008.07.13																									
0190016 2481	003.10.03	西川 泰男	780-8039	高知市東石立町17-1	088-805-8588							○	○	○	○		○	○	○	○				◎		
	008.10.02																									

許可 番号	許可 期限	業 務 名	郵便 番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目																水 質 汚 濁 防 止 法 水 質 汚 濁 防 止 法 水 質 汚 濁 防 止 法	大 気 汚 染 防 止 法 大 気 汚 染 防 止 法 大 気 汚 染 防 止 法	騒 音 ・ 振 動 防 止 法 騒 音 ・ 振 動 防 止 法 騒 音 ・ 振 動 防 止 法																																																																																																																																																																																																																																																																																	
						燃 料	汚 泥	汚 水	廃 油	廃 酸	廃 碱	廃 薬 水	廃 薬 液	廃 薬 固 体	廃 薬 粉 末	廃 薬 粒 状	廃 薬 塊 状	ば い じ ん	動 物 の 死 体	動 物 の ふ ん 屋	が れ き 類				土 砂 等	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬	土 砂 等 の 運 搬

許可 番号	許可 期限	優良 認定	業 名	業 務 号	所在地	電話番号	取 扱 品 目														政令第十四号 指定廃棄物	水質汚濁防止法 指定廃棄物	資源物 (資源物)	
							機油 等	切削 油	切削 液	切削 水	切削 屑	切削 粉	切削 スラット	切削 屑	切削 粉	切削 スラット	切削 屑	切削 粉	切削 スラット	切削 屑				切削 粉
0390012 7930	2023.05.21		(株)三谷運輸	780-8066	高知市報自己449-2	088-850-8335																		
	2028.03.07		代表取締役 三谷 圭																					
0390018 8155	2023.07.01		日興建設(株)	781-0013	高知市最野中町7-29-2	088-845-4659																		
	2028.04.08		代表取締役 小森 一哉																					
0390018 8481	2023.06.14		(株)共同電設	781-8126	高知市一宮西町2-7-5	088-816-9026																		
	2028.04.07		代表取締役 西森 圭一																					
0390018 9081	2023.06.13		坂本建村(有)	781-0003	高知市寿野町弘園下3364-1	088-881-4088																		
	2028.06.12		代表取締役 坂本 佐武																					
0390019 0792	2023.09.05		昌永産業(株)	780-8049	高知市神田146番地77	088-810-4785																		
	2028.07.24		代表取締役 山中 輝行																					
0390019 0380	2023.07.26		(株)土佐メンテナンス	781-0244	高知市横山町6315-8	088-842-8838																		
	2023.07.26		代表取締役 尾崎 典一																					
0390018 9930	2023.07.13		(株)市工務店	780-0874	高知市門行寺1769-7	088-822-3301																		
	2028.06.22		代表取締役 岡崎 典																					
0390019 1019	2023.09.20		土佐通信システム(株)	780-0009	高知市江藤町10番24号	088-832-0209																		
	2028.08.29		代表取締役 市村 達																					
0390019 1120	2023.10.12		(株)日興産業	780-8022	高知市平西町26番地	088-816-6382																		
	2028.09.15		代表取締役 村上 基																					
0390019 2073	2023.11.22		大宮建設(株)	780-0062	高知市大川筋一丁目3番26号	088-873-3701																		
	2028.10.26		代表取締役 田村 英明																					
0390019 2482	2023.12.05		(有)高装	780-0023	高知市中瀬島寺290番地1	088-873-7719																		
	2028.11.35		取締役 西 俊次																					
0390019 2476	2023.11.28		(株)パナック	781-0270	高知市長島1869番地	088-885-2850																		
	2028.11.27		代表取締役 市田 登樹																					
0390019 2640	2023.12.13		Gaku(株)	781-8003	高知市津田町10-11	088-850-9019																		
	2028.12.12		代表取締役 武田 幸																					
0390019 2819	2023.12.13		(有)共栄商事	781-0250	高知市堀江一丁目6番29号	088-812-9008																		
	2023.12.14		代表取締役 前田 紹子																					
0390019 2796	2023.01.30		JCエンジニアリング(株)	780-8023	高知市東瀬島寺515番地165	088-875-7421																		
	2024.01.29		代表取締役 細井 典一																					
0390019 3156	2023.03.02		(株)シンセイ	780-0065	高知市屋敷町1904番地1	088-822-6888																		
	2024.03.01		代表取締役 山岡 裕幸																					
0390019 3647	2023.03.27		(株)タイシン	781-0104	高知市介良乙278番地1	088-878-4771																		
	2024.03.26		代表取締役 庄西 崇之雄																					
0390019 4811	2023.03.27		高知技建(株)	781-8121	高知市籠島二丁目5-18	088-856-5248																		
	2024.03.26		代表取締役 岡本 昭広																					
0390019 4877	2023.04.01		(有)堀川大田興業	780-8034	高知市山内ノ瀬町16番地14号	088-832-6168																		
	2024.04.00		代表取締役 堀川 伸太郎																					
0390019 4924	2023.04.17		富石建設(株)	780-8805	高知市南新田町4番23号	088-833-7216																		
	2024.04.16		代表取締役 富石 成																					
0390019 5151	2023.05.02		(有)田嶋建村	780-8085	高知市朝倉成1347番地	088-814-8888																		
	2024.05.01		代表取締役 田嶋 八寿男		高知市朝倉丁大町岩己441番 4, 442番1, 442番7, 442番8																			
0390019 5173	2023.05.23		(株)エイチ	780-8040	高知市大塚町105番地コーエー ハイテグランド202	088-802-7996																		
	2024.05.22		代表取締役 江田 一博																					

許可 番号	許可 期限	業 種 名	郵便 番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目														政令第三十三号 指定植物	石炭・石油 を含有する 土壌	本県 産品を 含む
						燃 え 殻	汚 泥	汚 泥	汚 泥	燃 え 殻	燃 え 殻	燃 え 殻	燃 え 殻	燃 え 殻	燃 え 殻	燃 え 殻	燃 え 殻	燃 え 殻	燃 え 殻			
0090019 5453	029.05.25	(有)田内工務店	780-9061	高知市高知甲65番地15の5ハ イツ205	088-843-4360																	
	004.05.24	代表取締役 田内 雄二																				
0090019 6786	029.08.14	上田 智之	780-9010	高知市高知町西分1498番地	088-804-4525																	
	004.08.13			高知市高知町西分字今宮1498 番地																		
0090019 7007	029.08.24	(株)達山	780-0021	高知市中栗原寺108	088-856-7968																	
	004.08.23	代表取締役 達山 実佑																				
0090019 8994	029.08.24	(株)新都メンテナンス	780-9004	高知市新田町15-28	088-802-6310																	
	004.08.23	代表取締役 秋山 仁男																				
0090019 9672	029.08.29	西国広瀬産業(株)	780-0025	高知市旭町三丁目77番地2	088-825-2024																	
	004.08.28	代表取締役 広瀬 雅彦																				
0090019 1310	029.09.25	(有)スズキ設備工業	780-0966	高知市高知町西分8番23号	088-837-7100																	
	004.09.24	代表取締役 鈴木 洋祐																				
0090019 9019	029.12.07	(株)建商	781-0270	高知市長浜3109番地3	088-841-5611																	
	004.12.06	代表取締役 西森 義信																				
0090019 9011	030.01.12	(株)北陽	781-0111	高知市越282番地74	088-837-5011																	
	003.01.11	代表取締役 橋澤 吉典																				
0090019 8977	029.12.01	(有)香司工業	781-0241	高知市横浜町西分1105番 地	088-857-2275																	
	004.12.06	代表取締役 澤村 忠司																				
0090019 9127	029.12.13	(株)まるや	780-9010	高知市長浜3467番1	088-832-9007																	
	004.12.12	代表取締役 大野 剛士																				
0090019 9492	030.01.23	(株)アンカレッジ	780-9010	高知市高知町西分482-4	088-804-6622																	
	003.01.22	代表取締役 小川 智子																				
0090019 9180	030.01.24	(株)YAMAJUN設備	781-0301	高知市高知町西分1626番地2	088-894-6311																	
	003.01.23	代表取締役 山崎 美穂子																				
0090019 9759	030.01.23	(株)田中工業	781-0112	高知市仁井田161番通	088-847-6035																	
	003.01.22	代表取締役 田中 誠																				
0090019 9714	030.02.08	合同会社北江山環境	780-9010	高知市北竹島町370番地5																		
	003.02.07	代表社員 中尾 五月																				
0090019 0619	030.03.22	森田 優一	780-0805	高知市百の田町1番12号																		
	003.03.21					内訳は廃電池に限る。																
0090019 0614	030.03.22	長山 明人	780-9020	高知市鶴城838番地12	088-874-1007																	
	003.03.21																					
0090019 1029	030.05.09	(株)藍工務店	781-0270	高知市長浜4242番地13	088-842-1126																	
	003.05.08	代表取締役 武田 優治				内訳は廃電池に限る。																
0090019 1154	030.05.10	岡村 聖一	781-0200	高知市瀬戸2丁目7番13号	088-841-4511																	
	003.05.09																					
0090019 1914	030.06.21	(株)住ケン高知	781-8103	高知市高知新本8番45号	088-861-5000																	
	003.06.20	代表取締役 野村 茂行																				
0090019 1989	030.06.22	(株)高知道路	781-5100	高知市介良乙3256番地6	088-821-6511																	
	003.06.21	代表取締役 尾崎 司																				
0090019 2174	030.06.29	(株)城山建設	780-0054	高知市相生町2番2号Kビル1F	088-856-8881																	
	003.06.28	代表取締役 城山 謙																				
0090019 2629	030.09.30	(株)サンテタ	781-0113	高知市鶴城646番地1	090-1912-1000																	
	003.09.02	代表取締役 前田 優一				内訳は廃電池に限る。																

許可番号	許可期限	業 者 名	電話番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目																有害物質を含む	水質汚濁防止法による汚染	その他
						燃 料	溶 剤	酸 性	アルカリ性	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤				
0390021 6194	002.06.28 007.05.23	(株)公興工業 代表取締役 川所 憲治	780-0270	高知市長浜4208-4	088-848-0304																			
0390021 6075	002.06.10 007.06.15	(株)神成 代表取締役 神澤 幹樹	781-8135	高知市一宮南町1-6サードハウス 2F1002号室	088-808-0800																			
0390021 6179	002.06.20 007.06.25	(有)ケイニス住宅設備 代表取締役 韓 潤 高司	780-0625	高知市東園町1-8-1	088-872-8878																			
0390021 6366	002.07.13 007.07.12	(株)クリーンアール 代表取締役 矢野 慎吾	780-6663	高知市福井町2187-31	088-823-7070																			
0390021 6722	002.07.30 007.07.29	(株)市川工業 代表取締役 市川 信平	781-0270	高知市長浜3779	090-3139-0998																			
0390021 7494	002.09.16 007.09.15	(株)天川 代表取締役 岸川 祐実	781-8242	高知市横田西町23-5	088-879-8686																			
0390010 0072	1131.02.26 006.01.25	(株)大藤建設 代表取締役 大藤 百合子	781-2135	高知市長尾山町27番地1	088-856-9810																			
0390021 8084	002.11.09 007.11.08	岡田 康留	781-5103	高知市大津川876-11第2杉村 ハイム202	090-8973-5333																			
0390021 8136	002.11.11 007.11.10	(株)雄獅企画管理 代表取締役 野村 匠	780-8040	高知市神田2807番地70	088-833-3353																			
0390021 8309	002.11.24 007.11.23	(株)ロードグリーズ 代表取締役 井手 智文	781-8133	高知市一宮南町1-8-11	088-845-6189																			
0390021 8638	002.11.27 007.11.26	(株)高田工務店 代表取締役 高田 浩二	780-8018	高知市竹島町148-29	088-855-5666																			
0390021 9067	002.12.23 007.12.22	(株)常光電機 代表取締役 氏原 信幸	781-5102	高知市大津甲1418-29	088-886-2880																			
0390021 9321	002.12.23 007.12.22	(株)高平興産 代表取締役 高平 寛	780-8066	高知市朝倉己1163-77	088-821-7662																			
0390012 9518	003.01.12 006.11.28	(有)みづら 代表取締役 井原 俊典	780-8018	高知市南ノ丸町44-1	088-833-2672																			
0390022 0966	003.04.08 008.04.03	(有)国沢建設 代表取締役 國澤 清二	781-8302	高知市春野町立國中161-7	088-894-5759																			
0390002 18251	003.04.10 008.04.15	吉川 新希	780-6603	高知市高知市下島町194-1	080-6286-4222																			
0390021 23499	003.05.08 008.05.05	川村 恵太	781-8008	高知市湖新町1-15-3	090-9459-5634																			
0390022 1834	003.05.11 008.05.10	(株)坂本 代表取締役 岡村 健一	781-8050	高知市瀬戸2-7-13	088-811-4511																			
0390022 1269	003.05.13 008.05.12	宮迫電機(株) 代表取締役 宮地 吉嗣	780-8670	高知市本町3-3-1	088-834-0181																			
0390004 4452	003.05.14 008.05.13	(有)伊与田工業 代表取締役 伊与田 峰佳	780-6664	高知市西友方99-15	088-824-2514																			
0390022 0921	003.05.26 008.05.25	百人力(株) 代表取締役 梶原 浩史	780-8040	高知市神田446-33	088-832-1007																			
0390022 1933	003.06.24 008.06.23	(株)マモト 代表取締役 馬宮 一彦	781-8112	高知市仁井田4269	088-835-9289																			

許可 番号	許可 期限	業 種 名	郵便 番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目																環境 報告	本 県 外 に お け る 事 業 所 を 有 す る 事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
						燃 料 油	汚 泥	汚 泥	汚 泥	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油			燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油	燃 料 油

許可番号	許可期限	検査認定	業 者 名	郵便番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目														政令第五十二号薬物	石綿含有物を含む	本邦産有価物	本邦産有価物以外の等価物
							燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	プラスチック類	金属くず	非金属くず	ゴムくず	動物の死体	動物のふん尿	がれき類	紙くず			
0290008 6266	1129.09.12		(有)川久保建設	783-0500	南門市伊豆野8-1	088-864-2445							○	○	○									
	0294.06.01		代表取締役 川久保 秋人																					
0290009 8217	1120.01.30		四国紅毛藍業(株)	783-0971	南門市龜戸718	088-862-2076										○			○					
	0294.12.16		代表取締役 岡村 鈴子																					
0190010 4226	1110.05.30		中山 憲介	783-0902	南門市聖前町1-2-29	088-863-4111						○	○	○					○					
	0297.05.27																							
0190010 4985	1110.07.01		(有)大公清掃工業	783-0921	南門市東崎265-6	088-864-3382						○	○						○					
	0303.06.30		代表取締役 田所 健二																					
0290010 6781	0297.07.02		(有)三橋工	783-0962	南門市礼田3009-2	088-864-8213	○					○	○	○					○					
	0306.01.12		代表取締役 徳橋 弘明																					
0290012 0096	1129.04.30		(有)山崎建設	783-0913	南門市中町3-1-23	088-863-8835						○	○	○					○					
	0294.01.25		代表取締役 山崎 肇																					
0290013 0961	1129.01.04		(株)史商事	783-0940	南門市阿蘇町小籠44	088-878-3228						○	○	○					○					
	0294.01.03		代表取締役 森野 敏幸																					
0290015 8149	0303.02.19		(有)森本緑工	783-0983	南門市緑生1115-2	088-865-0276						○	○	○					○					
	0308.01.05		代表取締役 森本 正樹																					
0191018 2381	0303.04.26		(有)富田(株)	783-0906	南門市藤原537-1	088-863-5761						○	○	○					○					
	0308.04.25		代表取締役 戸部 清隆	787-0933	高方市市村大仏通7-3	0860-54-5389																		
0290016 1382	0303.10.12		丸富工業(株)	783-0994	南門市藤原9-2	088-865-3479						○	○	○					○					
	0308.08.18		代表取締役 杉本 コシノ																					
0290002 0912	0301.12.25		(株)南進	783-0984	南門市緑生706	088-865-1211						○							○					
	0306.11.23		代表取締役 田末 幸久																					
0290013 8933	0301.12.12		(有)豊田工業	783-0985	南門市市333	088-865-6696						○	○	○					○					
	0306.12.09		代表取締役 森田 章																					
0290018 0186	0301.12.26		應中 隆志	790-0822	高知市勢井374番地	088-845-4725						○	○	○					○					
	0306.10.25																							
0290019 1080	0302.06.03		(株)南西建設建設	783-0910	南門市阿蘇町南本367	088-866-7739						○	○	○					○					
	0307.02.05		代表取締役 植田 誠司																					
0290018 6370	0302.07.28		近藤 英伯	783-0927	南門市三島1561-1	088-863-2002						○	○	○	○				○					
	0307.07.27																							
0290019 2021	0302.08.05		(株)森田	783-0960	南門市塩田674-1	088-862-2345	○					○	○	○					○					
	0307.07.30		代表取締役 中島 南海男			089-5787-4716																		
0290019 1081	0303.09.30		(株)フューズ	783-0984	南門市緑生305	088-865-0703						○	○	○					○					
	0308.09.14		代表取締役 久保 啓夫																					
0290021 6383	0302.11.26		(有)市水道上商店	783-0985	南門市市4702-2	088-865-0724						○	○	○					○					
	0307.11.25		代表取締役 濱岡 和雄																					
0290022 0575	0303.03.29		(株)徳洲組	783-0982	南門市里改所156-1	088-865-3612						○		○					○					
	0308.03.24		代表取締役 徳洲 孝																					
0190021 4194	0302.09.07		ベア一合同会社	790-0931	高知市山手町17-3	089-42-0261						○							○					
	0307.09.06		代表社員 秋山 好秋		高知市本瀬町19-1																			
0291002 2899	0301.11.28		高知県農業企業(株)	781-3331	香南市香我美町厚木936番地3	0887-55-2726	○	○	○	○	○	○	○	○					○					
	0306.08.29		代表取締役 塚田 寛晃	790-8125		088-885-0189																		
0291004 9111	1129.06.06		(有)青南企業	781-3332	青南市香我美町施工子2847-1	0887-55-1837						○	○	○					○					
	0314.06.07		代表取締役 川崎 達也																					

許可 番号	許可日 許可期限	機 器 名 義 者 名	郵便 番号	所在地 備置元又は保管場所	電話番号	取 扱 品 目														政 府 有 形 資 産 法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 の 規 定 に 基 づ き 行 う 可 い 物 品	水 産 資 源 法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 の 規 定 に 基 づ き 行 う 可 い 物 品	本 国 有 形 資 産 法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 の 規 定 に 基 づ き 行 う 可 い 物 品	備 註
						機 器 名	内 容	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目	取 扱 品 目					
00910001525	001.11.29	(有)江森商事	781-0225	香南市野市町丹代寺295-1	0867-56-2787																		
	003.11.09	代表取締役 北江森 達也	781-0225	香南市野市町大谷601-5																			
00900919477	1129.06.00	(有)土佐衛生管理	781-0210	香南市赤松町370-1	0867-55-1992																		
	004.06.01	代表取締役 森田 義正																					
0090094050	1130.06.26	藤 誠心	781-0225	香南市野市町東松古1663	0867-56-0391																		
	005.06.21	(原簿付)																					
0090095534	001.07.19	(有)西内石炭工業所	781-0201	香南市野市町木村1498	0867-55-2803																		
	006.07.19	代表取締役 西内 真典																					
0090097183	003.01.06	(有)田内組	781-0210	香南市野市町東野892-5	0867-54-0990																		
	007.12.24	代表取締役 田内 昭宏																					
00900101740	1130.01.22	伊藤 博行	781-0232	香南市野市町西野1083番通上	0867-56-0968																		
	003.01.16																						
0091013978	001.11.15	(株)スギムラマツダ	781-0310	香南市赤松町1385	0867-55-4101																		
	006.09.23	代表取締役 杉村 悠夫																					
00900120002	003.03.06	(株)清田水道工業店	781-0206	香南市野市町下月1350-7	0867-67-6297																		
	008.03.01	代表取締役 清田 博康																					
00910123896	003.12.21	マルナカ興業(有)	781-0482	香南市野市町西野2061-1	0867-62-1218																		
	008.05.24	代表取締役 葉実 有																					
00900129934	001.09.13	(株)三井工業	781-0232	香南市野市町西野357-4	0867-56-3886																		
	008.09.20	代表取締役 清満 合天子																					
00900141391	1130.03.20	(株)足達工業	781-5902	香南市夜須町手結山1635-8	0867-55-1847																		
	005.03.19	代表取締役 足達 大介																					
00900142322	1130.05.30	中村 昭夫	781-0232	香南市野市町西野1514-11	0867-7145-4938																		
	003.06.02																						
00900111187	1129.07.00	(有)永田建設	781-0232	香南市野市町西野796-5	0867-56-0112																		
	004.07.01	代表取締役 永田 晋彦																					
00900177911	001.06.19	野村 生雄	781-0210	香南市野市町東野771-1	0867-55-1031																		
	006.06.02																						
00900180740	002.02.28	(株)アキヒコ石材	781-5163	香南市香我美町山北585-1	0867-55-0611																		
	007.01.05	代表取締役 小松 広明																					
00910192025	1128.12.16	(株)野村興産	781-0242	香南市吉川町吉川29-1	0867-55-3266																		
	003.12.15	代表取締役 西 超																					
00900193712	1129.02.15	(株)山下設備	781-0205	香南市野市町下野1462-5	0867-55-1464																		
	004.02.14	代表取締役 山下 達也																					
00900195286	1129.12.21	(株)PlusOne	782-0824	香南市土佐山西町土町1-9-8	0867-50-1238																		
	004.12.29	代表取締役 西村 和也																					
00900198330	1129.12.21	(株)加藤建設	781-0822	香南市夜須町手結山1667番通上	0867-52-8069																		
	004.12.29	代表取締役 加藤 祥政																					
00900200961	1130.01.31	山田 哲良	781-0161	香南市香我美町上分103番通3	0867-57-3138																		
	005.04.19																						
00900208895	1131.01.22	森島 卓也	781-0212	香南市野市町上原1302番通5	0867-55-0981																		
	006.01.23																						
00900220696	003.03.25	(有)エウチ	781-0310	香南市赤松町163	0867-54-2388																	</	

許可番号	許可日	優良認定	事業者名	郵便番号	所在地	電話番号	取扱品目														政令第三十二号廃棄物	右記含有物を含む	本県含有物を含む	本県使用製品を含む	備考
	許可期間				稲藁又は稲藁製品		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物の死体	動物のふん尿	がれき類	ばいじん						
0391006 7750	H31.02.15		山岡 信也	782-0000	香美市土佐山田町641-1	0897-33-3330																			
	085.12.23			782-0019	香美市土佐山田町中野106	0897-33-4311																			
0390006 9382	H31.03.14		藤本 清	782-0003	香美市土佐山田町横目1235-5	0897-32-3575																			
	086.02.21																								
0390012 8556	H33.07.16		カミケン工業(株)	782-0016	香美市土佐山田町山田1385-11	0897-33-9555																			
	088.06.19		代表取締役 高橋 浩輔																						
0390013 0164	H29.11.29		(有)高知ガーデン土木	782-0008	香美市土佐山田町佐古藪544	0897-33-9137																			
	H34.09.02		代表取締役 田村 嘉史																						
0390013 7072	H29.07.25		(有)福永建設	782-0014	香美市土佐山田町小田島271	0897-33-5403																			
	H34.07.24		代表取締役 福永 晃治																						
0390009 6798	H30.07.27		(有)今井産業	782-0039	香美市土佐山田町栄町12-12	0897-33-4212																			
	085.08.20		代表取締役 今井 誠幸																						
0390014 6559	H31.01.16		小浜建設(有)	781-4404	香美市物部町大橋1545-2	0897-38-2272																			
	085.12.15		取締役 弘田 博文																						
0390016 0363	H33.07.01		(有)和田工務店	781-4212	香美市香北町美良倉1399	0897-39-2183																			
	088.05.31		代表取締役 和田 憲吉																						
0390020 9556	H31.02.22		宗石 和也	781-4641	香美市物部町岡ノ内131番地																				
	086.02.21																								
0390020 8741	H33.05.23		杉本 敏章	789-6066	香美市土佐山田町穂谷90-イ	0897-37-9222																			
	086.05.26																								
0390022 1266	H33.05.23		物部森林組合	781-4401	香美市物部町大橋1458-4	0897-38-0115																			
	088.05.20		代表理事 小松 律男																						
0390022 4389	H33.12.10		有限会社高瀬産業	781-4401	香美市物部町大橋2663-5	0897-38-4377																			
	088.12.09		代表取締役 高瀬 裕二																						
3.90-09	H30.04.06		(有)水田建設	781-3017	長岡郡本山村寺家255	0897-82-0908																			
	085.03.20		代表取締役 水田 三喜男																						
0390015 6630	H29.07.21		大石土建(株)	781-3603	長岡郡本山村本山531-3	0897-76-3380																			
	H34.07.05		代表取締役 大石 平二夫																						
0390017 9960	H33.08.14		(株)長重建設	781-3803	長岡郡本山村本山952-1	0897-76-2343																			
	086.02.25		代表取締役 佐古田 光昭																						
0390019 5740	H29.06.14		(有)川井木村	781-3601	長岡郡本山村本山166	0897-76-2330																			
	H34.06.13		代表取締役 川井 勝青																						
0390019 6248	H29.07.14		(有)平和建設	781-3604	長岡郡本山村本山935番地5	0897-76-2789																			
	H34.07.15		代表取締役 小林 之清																						
0390015 2029	H32.03.04		(株)香川建設	789-6322	長岡郡大豊町戸出野1360	0897-57-9211																			
	086.11.12		代表取締役 香川 豊彦																						
0390015 9081	H32.07.02		(有)山田土木	789-6233	長岡郡大豊町龍戸61	0897-73-0863																			
	H37.03.24		代表取締役 小笠原 和徳																						
0390017 9050	H33.12.23		大豊建設(有)	789-6303	長岡郡大豊町川口2038番地3	0897-70-0917																			
	086.09.15		代表取締役 小嶋 俊輔																						
0390019 9179	H28.12.12		(株)東豊興業	789-6166	長岡郡大豊町東土居83番地1	0897-75-0901																			
	H34.12.11		代表取締役 豊本 英雄																						
0390001 8539	H31.09.20		(有)フアイブ・エコ	781-2151	高岡郡日高村下分1347	0899-24-7444																			
	086.05.22		代表取締役 川村 智雄	789-8065	高岡市朝倉西町2-60-17	089-844-9399																			

[illegible]

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者

令和4年1月1日現在

許可 番号	許可日	業 種 名	業 種 番 号	所在地	電話番号	取 扱 品 目													積 貯 保 管	
	許可期限			燃 え 殻		汚 泥	厚 油	炭 酸	腐 食 性 アルカリ	酸 性	ば い じ ん	腐 食 性 薬 品	P C B	感 染 性 廃 棄 物	廃 水 等	以 外 の 廃 棄 物				
039500 03995	H30.07.11	高知ビル美装館	780-8016	高知市南ノ丸町58-16	088-833-4004												○			
	R03.06.30	代表取締役 大関 正子																		
039600 06107	H30.09.05	南地産環境	781-8121	高知市葛島4-5-14	088-884-7844												○			◎
	R05.06.30	代表取締役 中野 留美子																		
039500 14886	H31.03.31	榮泉寺運送係	781-8125	高知市五台山4563-1	088-884-6151	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	R06.03.30	代表取締役 濱口 健次																		
039500 13626	R03.11.29	日本化工機	780-8040	高知市神田703	088-833-9000												○			
	R08.10.24	代表取締役 菅 真一																		
039500 03531	H30.03.31	神環境機器	781-0013	高知市南野中町33-57-3	088-846-3600				○											
	R05.03.30	代表取締役 竹村 正人																		
039500 01786	H30.09.26	三谷高化産業商	780-9026	高知市栗南町1-5-58	088-872-6287		○	○	○	○							○			
	R05.06.29	代表取締役 三谷 恵代				炭酸はpH12.5以下のものを除き、腐食性アルカリはpH12.5以上のものを除く。														
039500 16746	R03.02.19	神田見附発工業	780-8066	高知市朝倉己1152-9	088-832-0923	○	○	○	○	○							○			
	R10.02.18	代表取締役 中野 裕千		高知市朝倉ツツ山己1152-9	088-894-5853															
039600 31854	R01.06.28	南島田商店	781-0111	高知市池田402-18	088-854-8008	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		◎
	R07.01.30	代表取締役 島田 洋	781-3609	長岡郡本山町助産666-1	0887-70-1070															
039500 49628	R03.06.30	南末広運輸	781-0270	高知市長浜4281	088-841-0091												○			
	R08.05.24	代表取締役 前田 未弘																		
039500 45960	R01.08.16	南五美商	780-0806	高知市重倉1603-28	088-845-7210												○			
	R06.06.15	代表取締役 宇和城 新大																		
039501 13810	R01.12.13	南飛鳥環境サービス	780-0967	高知市福井東町3-8	088-822-3123			○	○	○										
	R06.10.03	代表取締役 伊藤 達雄	781-3112	高知市鏡志坂745-1-5 他																
039601 15215	R03.04.04	神田園工営	781-5101	高知市本郷田1581-5	088-845-8645			○									○			◎
	R08.04.03	代表取締役 西澤 哲志	783-0042	南田市民団地町藤原宇南原山587番地の28、外3筆		南田市民団地町、七瀬町、新田町に隣接する市街地内にあるものを除く。														
039600 19342	R03.10.16	南田部興業	780-8040	高知市神田2377-83	088-840-9270												○			◎
	R08.10.15	代表取締役 田部 正生	781-2451	高知市神田2377-83																
039501 35998	H29.06.30	ひびき産業機	781-0013	高知市南ノ丸町7番8	088-803-1150												○			
	R04.06.29	代表取締役 田井 光広																		
039500 35256	H30.11.09	南村施工業	781-0113	高知市仁井田新築4588-3	088-847-1525	○	○						○	○	○					
	R05.09.09	代表取締役 村越 孝弘																		
039501 22987	R02.11.06	ヤツゲ・ファクトリー(株)	780-8066	高知市高知市朝倉己1152-99	088-850-7612			○									○	○		
	R07.08.05	代表取締役 川瀬 公太																		
039501 23896	R03.08.06	(株)オアシス・イノベーション	780-8086	高知市針木東町26-54	088-843-6811	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	R08.07.18	代表取締役 川瀬 晋雄																		
039500 04455	R03.10.24	(株)国際環境技研	781-0112	高知市仁井田4519	088-847-2562												○			
	R08.10.23	代表取締役 新谷 聡																		
039501 74080	H30.11.09	南高知県産自動車運送協同組合	780-8004	高知市新田町18-18	088-833-4545												○			
	R05.09.29	代表理事 中橋 達明																		
039501 34321	H31.02.01	マルナカ興業(有)	781-8121	高知市葛島4-7-35	088-882-8061		○	○	○	○							○			
	R06.02.01	代表取締役 富安 昌明																		
039502 10268	R01.10.03	(株)土佐レジ	781-0270	高知市長浜5406番地4	088-855-8027												○			
	R06.10.02	代表取締役 小川 宏																		

許可 番号	許可日 許可期限	業 者 名	郵便番号	所在地	電話番号	取 扱 品 目													特 種 保 管
						燃 気 機	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ	鉱 さい	ば い じん	廃 石 綿 等	P C B	感 染 性 廃 棄	廃 水 等	口 号 標 章		
039501 71734	R03.07.01	(株)レボテック・グリーン	781-0304	高知市春野町西分1794-2	088-894-6840								○	○					
	R07.05.20	代表取締役 上田 晃大				低濃度PCB廃棄物に限る。													
039500 14868	R03.08.24	田中石灰工業株式会社	783-0084	南国市福生3185	088-882-1158	○	○	○	○	○	○	○			○				
	R06.03.30	代表取締役 田中 克也																	
039501 04905	H30.07.01	相大公清建設工業株式会社	783-0024	南国市東崎285-6	088-864-3582										○				
	R05.06.30	代表取締役 山田 健二																	
039600 22899	R01.11.26	高知県炭油企業(株)	781-5331	香南市香我美町岸本93-5番地1	0887-54-2720		○	○	○	○									◎
	R06.06.02	代表取締役 福田 寛晃																	
039600 05034	H30.07.22	相富士管財株式会社	787-0021	国分寺市中村京町2-32	0880-34-1304										○				◎
	R05.07.21	代表取締役 川本 泰成				高知市入明町3-3													
039500 18559	H30.12.26	湘ファイブ・エコー株式会社	781-2151	高岡郡日高村下分1347	0889-24-7444										○				
	R05.12.07	代表取締役 川村 裕範				高知市朝倉西町2-60-17													
039500 01001	R01.09.10	日本通運株式会社	105-0021	東京都港区東新橋1-9-3	03-6251-1275	○	○	○	○	○		○		○	○	○			
	R05.11.23	代表取締役 齋藤 充				高知市南竹島町宇南三郎兵衛西ノ丸37-7													
039600 01510	R01.06.18	ニッポウ興産株式会社	672-8040	兵庫県姫路市飾磨区野田町157-2	079-286-8626	○	○	○	○	○		○	○		○				◎
	R06.04.25	代表取締役 田中 憲				高知県南国市久礼田宇前町500-1,-4,-5,-6													

(3) 産業廃棄物処分業者

令和4年1月1日現在

※ ○：特記事項なし、●：備考あり(○□を含む)、▲：特定あり(○□は除く、○□を除く)
 (※)：右記各産業廃棄物を含む、※：表紙記述品目産業廃棄物を含む、※：本表含有成分C等を含む

許可 番号	許可日	許可期限	発 注 品 名	業 主 名	業 主 業 種	事業所所在地 (事業所所在地)	処理方法	処 理 品 目																			
								燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却	燃 焼 焼 却					
039200 02701	029.02.01	004.01.08	志幸園業 (有)	代表取締役 中江 敏幸	781- 8123	高知市三台3029番地 18 TEL:088-882-5717 (北戸市代番31町平 橋ノ木谷2974番地)	焼却																				
039401 17638	002.06.28	007.06.01	(有)阿南製 菓	代表取締役 阿南 弘雄	783- 0043	南国市岡豊町小通 1166 TEL:088-866-7429 (南国市岡豊町小通 1166番地)	焼却																				
							焼却																				
							正解																				
039200 06212	031.02.14	006.09.04	(有)才登製 菓	代表取締役 佐藤 忠夫	783- 0008	南国市才登4番地の3 TEL:088-846-7415 (南国市岡豊町小通 字見ノ橋1252番地 他)	焼却																				
039200 12899	029.06.28	004.05.27	田中製工 業(株)	代表取締役 田中 克広	783- 0094	南国市福生3195番地 TEL:088-882-1138 (南国市福生字上137 4024番地) TEL:088-862-2134	焼却																				
							正解																				
							焼却																				
							正解																				
039200 22909	002.12.22	007.12.03	西岡硝子 (株)	代表取締役 佐藤 弘典	783- 0096	南国市福生235 TEL:088-862-9126 (南国市才登字平少 橋968-4)	焼却																				
039200 42929	001.10.21	006.10.12	山本硝子石 炭業(株)	代表取締役 中澤 光博	781- 8130	高知市一宮2728 TEL:088-862-2174 (南国市白木谷字西ノ 橋3630番地)	焼却																				
039200 70031	005.06.28	008.06.28	酒田 敏孝		789- 0002	高知市南本町2丁目 7-15 TEL:088-875-0421 (南国市岡豊町八通 字西岡718-3)	異水分離																				
039200 67545	003.07.01	008.06.11	(有)大納田 商店	代表取締役 酒田 薫	783- 0094	南国市岡豊町八通 460番地2 TEL:088-862-1338 (南国市岡豊町小通 字西ノ橋284番地) (南国市京路字上ノ 宮99番地)	焼却																				
							正解																				
							焼却																				
039200 08217	029.09.22	004.08.22	西岡硝子石 炭業(株)	代表取締役 岡林 幹子	783- 0071	南国市福生719番地 TEL:088-862-0434 (南国市亀田字持山 四番686番)	焼却																				
039200 71487	005.11.12	004.12.01	(有)無内園	代表取締役 渡内 昭宏	781- 5213	香南市野市町東野 402-0 TEL:0887-54-0990 (南国市岡豊町南本 字大隈庄ノ969-2) 香南市土佐山田町西 野504 TEL:0887-52-3412 (香南市土佐山田町 西野722-1)	焼却																				
039200 29060	001.06.21	008.02.16	(有)ミゼロ ノ竹内	代表取締役 竹内 正司	783- 0079	香南市野市町本村 1189番地 TEL:0887-54-2541 (香南市野市町本村 1550、1551番地)	焼却																				
039200 00034	001.07.19	008.07.18	(有)西硝子 炭工業	代表取締役 渡内 卓典	781- 5201	香南市野市町本村 1189番地 TEL:0887-54-2541 (香南市野市町本村 1550、1551番地)	焼却																				
039200 21054	035.05.27	006.12.21	(有)藤田商 店	代表取締役 藤田 洋	781- 0111	高知市山内402番地18 TEL:088-854-8968 (長岡郡本山町葛藤 字ツルツル996番地)	正解																				
							焼却																				
							正解																				
							正解																				
							正解																				
039200 36798	031.04.16	005.12.02	(有)今井産 業	代表取締役 今井 義孝	783- 0039	香南市土佐山田町南 町12-12 TEL:0887-52-4212 (香南市土佐山田町南 字上ノ宮569-4番)	焼却																				
039200 20039	020.12.11	005.11.17	(有)本田建 設	代表取締役 本田 三喜男	781- 3617	長岡郡本山町寺家 255番地 TEL:0887-52-0908 (長岡郡本山町寺家 字出雲256番地)	焼却																				
039200 22899	030.06.09	005.06.08	高知製菓 業(株)	代表取締役 秋田 寛晃	781- 5331	香南市香茂町南本 956番地3 TEL:0887-52-0816 (和南市香茂町南本 1/9316番地)	異水分離																				

※ ○：特定事項なし、◎：備考あり(○◎を記入)、▲：留意あり(○◎に記入、○◎を除外)
 (※) 本誌は省営業施設と並び、※：多量生産製品製造場等を含む、※：多量生産品・品等を含む

許可 番号	許可日	許可期限	提出 届出	業 者 名	業 務 種 別	事業場所所在地 (事業場所所在地)	処理方法	事業内容																特別管理事業施設									
								燃 料	保 護	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥
039200 49141	003.06.12	006.04.05		(有)青森県代表取締役 川崎 達也	781- 2322	青森市本町五丁目 2547番地1 TEL:0857-50-4337 (同上)	正置 通称 正置機																										
039201 09555	003.07.20	006.07.19		(有)サンキ代表取締役 近藤 俊博	780- 0029	高知市松島町4番5号 TEL:098-866-7088 (高知市岡岡町中島 343番地)	正置																										
039201 12079	003.09.24	006.09.23		(有)システム代表取締役 松村 信夫	781- 2310	高知市本町1365 TEL:0857-50-4141 (同上)	正置 通称																										
039201 24294	003.12.08	007.12.07		高知市石炭石代表取締役 西門 直典	780- 0094	高知市石炭石700 TEL:0857-50-6144 (高知市石炭石上1177 400番地)	通称																										
039200 37478	003.12.20	006.11.03		丸物林業代表取締役 北岡 孝一	780- 0098	高知市本町三丁目 303番地 TEL:0857-882-6155 (高知市本町12番)	通称 (移動式)																										
039201 56522	003.04.01	006.03.31		(有)南田代表取締役 星野 勉介	780- 0084	高知市本町上1177 4012番地 TEL:0857-865-8455 (高知市本町上1177 4016-4番) TEL:0857-865-8452 (高知市本町上1177 4016番地) TEL:0857-86-2355	通称																										
039201 32049	029.01.25	004.01.24		(有)青森代表取締役 石川 正江志	781- 5103	高知市本町上1177-4 TEL:0857-886-8566 (高知市本町上1177-4 5000番地)	正置 通称 (移動式)																										
039200 80722	003.12.02	006.10.30		(有)築地代表取締役 野村 昌弘	781- 5101	高知市本町上1177-5 TEL:0857-815-8555 (高知市本町上1177-5 110番地)	通称左																										
039200 19854	006.05.13	007.05.12		安岡金属代表取締役 安岡 美一	781- 0112	高知市本町上1177-5 TEL:0857-847- 4041 (高知市本町上1177-5 1255番地)	正置																										
039200 01679	029.10.03	004.09.30		東洋電化工代表取締役 入交 建太	780- 8006	高知市本町上1177-5 TEL:0857-824-4909 (高知市本町上1177-5 1100番地)	通称 (移動式) 正置 通称																										
039201 90538	029.01.20	004.01.20		高知市代表取締役 小林 裕二	780- 0044	高知市本町上1177-5 TEL:0857-50-2030 (高知市本町上1177-5 1100番地)	通称																										
039201 20061	002.03.16	007.03.15		(有)高知代表取締役 新野 裕佳	780- 0048	高知市本町上1177-5 TEL:0857-579-2228 (高知市本町上1177-5 1100番地)	正置																										
039200 40592	003.09.13	006.09.12		(有)高知代表取締役 藤本 仁彦	780- 0002	高知市本町上1177-5 TEL:0857-645-1166 (高知市本町上1177-5 1100番地)	通称 (移動式)																										

(4) 一般廃棄物収集運搬業者及び処理施設

令和4年1月1日現在

業者又は施設名	所在地	電話番号
香美市立一般廃棄物処理場	香美市土佐山田町楠目字手打谷 1896	-
合同会社香美クリーン	香美市土佐山田町宝町 2-10-10	0887-53-3647
上村清掃合同会社	香美市土佐山田町宝町 4-3-40	090-8283-6608
田中石灰工業株式会社	本社：高知市五台山 3983	088-882-1175
香南清掃組合	南国市廿枝 1455	088-863-1177

(5) し尿処理業者及び処理施設

令和4年1月1日現在

業者名	事務所所在地	電話番号
逆川クリーンセンター（農集）	香美市土佐山田町逆川 1164-1	0887-52-3023
（株）サニタリーサービスオカモト	香美市土佐山田町宝町 1-3-17	0887-53-2651
（有）ニホン清掃工業	香美市土佐山田町宝町 3-2-3	0887-57-2171
美良布クリーンセンター（下水）	香美市香北町太郎丸 620	0887-59-3823
香北清掃社	香美市香北町美良布 1148-1	0887-59-3938
（有）土佐衛生管理	香南市赤岡町 376-1	0887-55-1992
香長清掃（有）	香南市野市町西野 2019-1	0887-56-0009（山田営業所）
マルナカ興業（有）	香南市野市町西野 2064-1	0887-57-1230
香南香美衛生組合	香南市野市町深淵 808	0887-56-0141

(6) 遺体の処理・埋火葬関係施設及び業者

① 火葬場

令和4年4月1日現在

名称	所在地	電話番号
香南斎場組合	香南市赤岡町 2018-1	0887-54-5550

② 葬祭業

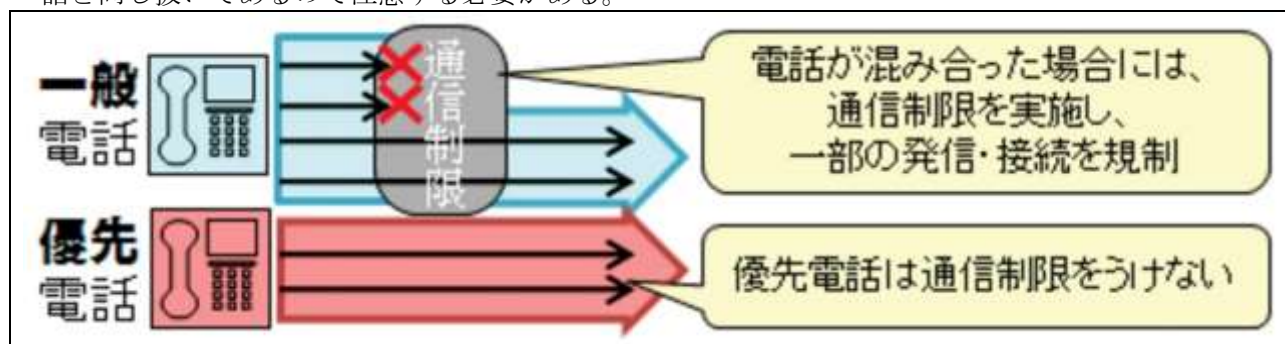
令和4年4月1日現在

名称	所在地	電話番号
土佐山田葬祭（有）	香美市土佐山田町栄町 12-18	0887-52-1494
寺村葬儀社	香美市土佐山田町西本町 2-2-20	0887-53-5151
葬祭会館ルミエールとさかみ	香南市野市町西野 366	0887-56-5911
（有）南国葬祭	南国市大桶甲 1776-1	088-863-2256
ベルモニー葬祭	高知市高須 1-7-20	088-861-4441

12 通信に関する資料

(1) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限が行われる。大規模災害時には、約90%以上の制限が行われることがある。通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。ただし、あくまで電話を「優先」扱いするものであって、必ずつながることを保証するものではなく、また、優先扱いされるのは「発信」についてであり、優先電話への「着信」については技術的な点から通常電話と同じ扱いであるので注意する必要がある。



《出典》 総務省ホームページ「災害時優先通信」

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/yusen.html)

(2) 防災行政無線局の整備状況

令和3年3月31日現在

地区名	同報系					移動系			
	親局	中継局	遠隔制御局	子局		基地局	移動局		
				屋外	戸別		半固定	車載型	携帯型
土佐山田町	1局	1局	2局	50局	対象区域	1局	3局	8局	6局
香北町		1局	2局	31局	全域	1局	2局	7局	7局
物部町		1局	1局	28局	全域	1局	1局	7局	7局

〔備考〕 1 「屋外」とは、屋外拡声子局をいう。

2 「戸別」とは、戸別受信機をいう。

3 土佐山田町における「戸別」欄の「対象区域」とは、土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域及び屋外拡声子局の放送を聞き取ることが困難な区域をいう。

(3) NTT特設公衆電話

① 事前設置の概要

特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができるもので、市町村等の要請に基づき避難所等に事前に回線を構築し、避難所等が開設された際に電話機を設置して利用する。

なお、通常時は利用することができないので、適切に保管しておく必要がある。

② 設置場所

令和4年3月22日現在

	施設名	回線数	配布台数	施錠	モジュージャックの場所
1	舟入小学校	1	1	有	体育館入口 南側靴箱の横
2	山田小学校	2	2	無	職員室東壁の端子箱内
3	香長小学校	1	1	無	校舎東側非常階段の端子箱（屋外）
4	秦山公園野球場（土佐山田スタジアム）	3	3	無	スタジアム記者室内
5	地域福祉センター土佐山田（プラザ八王子）	1	1	無	玄関ロビーの公衆電話裏にジャック有り
6	鏡野中学校	2	2	無	体育館東入口脇の端子箱（屋外）
7	楠目小学校	1	1	有	配膳室西側の端子箱内
8	片地小学校	1	1	無	職員室前の公衆電話上方（天井付近）

	施設名	回線数	配布台数	施錠	モジュージャックの場所
9	佐岡小学校	1	1	有	生涯学習課管理 1F「事務室」東壁
10	奥物部ふれあいプラザ	1	1	無	廊下西端のTR1端子箱内
11	大栃小学校	1	1	有	校舎西側の保安器函（保健室外分電盤）内（屋外）
12	大栃中学校	1	1	無	校舎2階パソコン室のMDF端子箱内
13	保健福祉センター香北	1	1	有	建物東側弱電気函（胃ガン検診配電盤）内（屋外）
14	香北中学校	1	1	無	職員室奥のロッカー室端子箱内
15	大宮小学校	1	1	無	1階教材室入口から4つ目（右端）の端子箱内下部
16	繁藤コミュニティセンター	1	1	有	コミュニティセンター玄関、右側ソファ付近
17	高知工科大学	1	1	無	屋外 警備室付近掲示板下
18	岡ノ内公会堂	1	1	有	岡ノ内公会堂内、調理室との扉付近

〔備考〕 設置場所は、NTT西日本のホームページにおいても公開されている。
<https://www.ntt-west.co.jp/cgi-bin/saun/saitai/tokusetsu/index.cgi>

（４）災害用伝言サービス

地震などの大きな災害が発生すると、被災地への電話が大量に殺到し、回線が大変混雑し、つながりにくくなる。東日本大震災の直後には、携帯電話事業者によっては、最大で平常時の約50～60倍以上の通話が一時的に集中したとされている。

災害用伝言サービスは、こうした通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、通信各社が提供する固定電話・携帯電話・インターネットによるサービスである。

① 「災害用伝言ダイヤル（171）」の利用方法

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。

操作手順

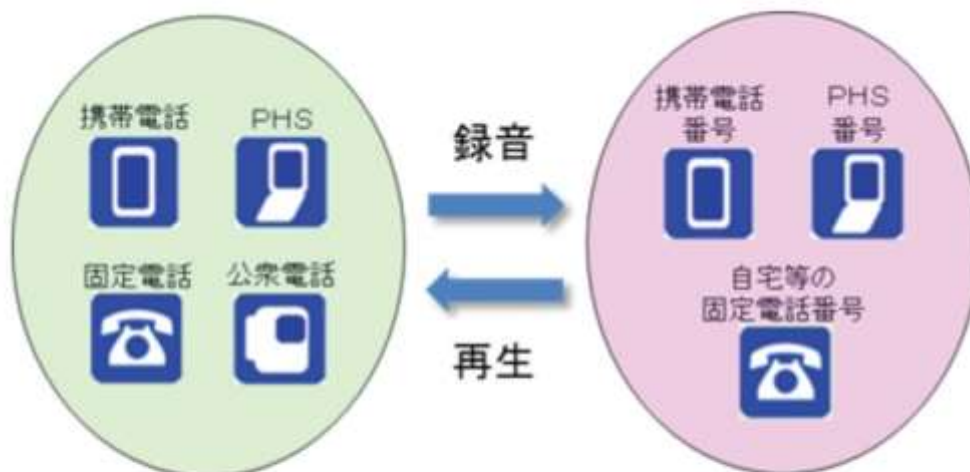
1. **171** をダイヤルします。
2. ガイダンスに従って、録音の場合は **1** を、再生の場合は **2** をダイヤルします。
 （暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。）
3. ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤルします。
 （03等の市外局番で始まる電話番号の場合、市外局番から ダイヤルします。）
4. 伝言を録音・再生することができます。

利用できる電話

災害用伝言ダイヤルは、加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP電話から利用可能です。（詳細はご利用の電話会社にお問い合わせください。）

ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は03等の市外局番で始まる電話番号、携帯電話・PHSの電話番号、IP電話の電話番号が対象です。

＜利用イメージ＞



注意点

- 伝言録音時間は、1伝言当たり30秒以内です。
- 1電話番号当たり、1～20伝言まで登録できます。（登録できる伝言数を超えると、古い伝言から削除されます。）
- 伝言の保存時間は、登録してから災害用伝言ダイヤル(171)の提供期間が終了するまでであり、保存時間を過ぎると消去されます。（体験利用時は体験利用期間終了後に消去されます。）
- 登録された伝言は保存期間経過後に消去される以外の方法で削除することはできません。
- 災害用伝言ダイヤルを運営しているNTT(東西)の提供する加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話から伝言を録音・再生する場合の通話料は無料です。（その他の事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合の通話料の有無等については各事業者にお問い合わせください。）
- 提供開始時に、NTT(東西)が状況に応じて登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間等の運用方法・提供条件を設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて告知されます。
- 災害用伝言ダイヤル(171)は、NTT(東西)が別に提供している「災害用伝言板(web171)」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

＜出典＞ 総務省ホームページ「災害用伝言サービス」

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/dengon.html)

② 「災害用伝言板」の利用方法

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。(スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。)

伝言の登録方法

1. 携帯電話・PHSから災害用伝言板にアクセスします。
(災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。)
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。
(登録は被災地域内の携帯電話・PHSからのアクセスのみが可能です。)
3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメントを入力します。
(状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能です。)
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

伝言の確認方法

1. 災害用伝言板にアクセスします。
(伝言の確認はPC等からも行うことができます。)
 - NTTドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi> 
 - KDDI(au) <http://dengon.ezweb.ne.jp/> 
 - ソフトバンク／ワイモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp/> 
2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。
(確認は全国からのアクセスが可能です。)
3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS番号を入力し「検索」を押します。
4. 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

注意点

- 1電話番号当たり、最大10伝言まで登録できます。
(10件を超える伝言は古いものから上書きされます。)
- 伝言の保存期間は、1つの災害での災害用伝言板を終了するまでです。
- 災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料です。
(他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料が必要です。)
- 提供の開始、登録可能地域等の運用方法については、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。

- 携帯電話・PHSの各事業者及びNTT東西の災害用伝言板を横断して検索できる機能の提供が開始されました。参考：[電気通信事業者協会の報道発表\(2012年8月29日\)](#)

《出典》 総務省ホームページ「災害用伝言サービス」

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/dengon.html)

③ 「災害用伝言板（web171）」の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して安否情報(伝言)の登録、確認を行うことができます。

操作手順

1. 災害用伝言板(web171) URL:<https://www.web171.jp/>へアクセスします。
2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力します。
3. 伝言を登録・確認することができます。(事前に設定することで閲覧者を限定することもできます。)

登録できる伝言の種類

- 文字(テキスト) 1伝言あたり全角100文字まで

注意点

- 1電話番号当たり、20伝言まで蓄積できます。
- 伝言の保存時間は、サービス提供終了までで、最大6ヶ月程度です。
- 事前に設定を行うことで、登録した内容をメールまたは電話(人工音声)にて自動的に通知することができます。
- 災害用伝言板(web171)の利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。
- 災害用伝言板(web171)は、NTT(東西)が別に提供している「災害用伝言ダイヤル」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

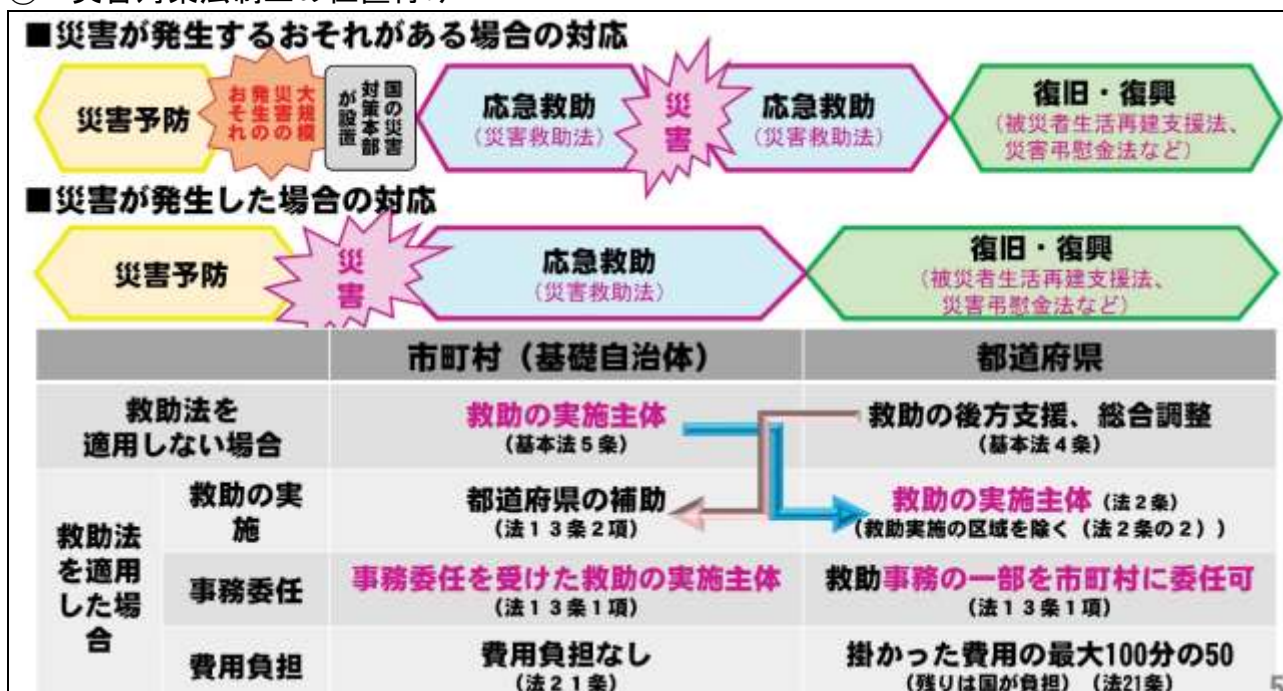
《出典》 総務省ホームページ「災害用伝言サービス」

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/dengon.html)

13 被災者支援に関する資料

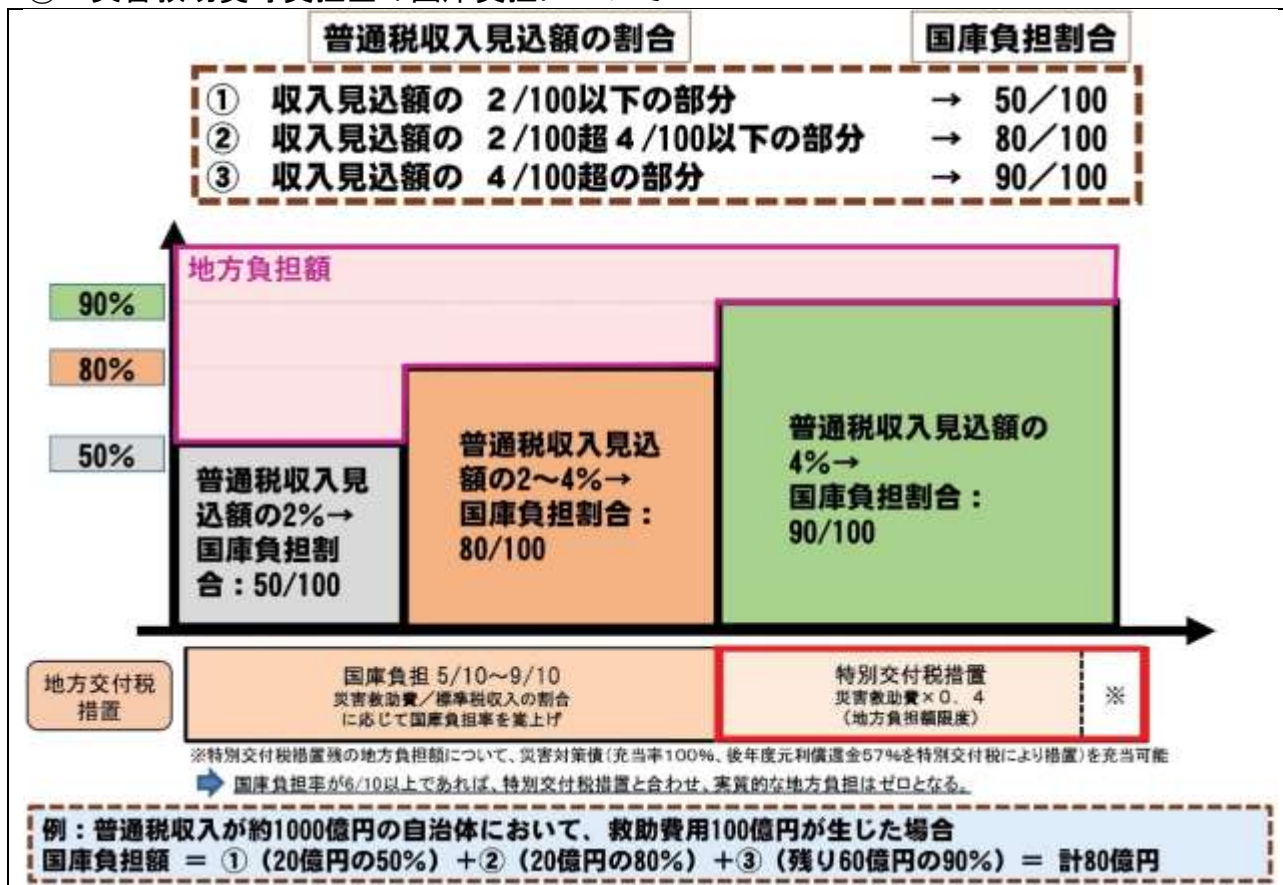
(1) 災害救助法の制度概要

① 災害対策法制上の位置付け



《出典》 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

② 災害救助費等負担金の国庫負担について



《出典》 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

③ 災害救助法の運用（事務の流れ）



《出典》 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

④ 災害救助法の適用基準

■ 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

1. 住家等への被害が生じた場合

（1）当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号）

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の住家被害対応表で同じ。）

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の住家被害対応表で同じ。）

（2）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること（令第1条第1項第2号）

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

（3）当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

（4）災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第1条）

2. 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）

発生した災害の程度が、**多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害**（令第1条第1項第4号）

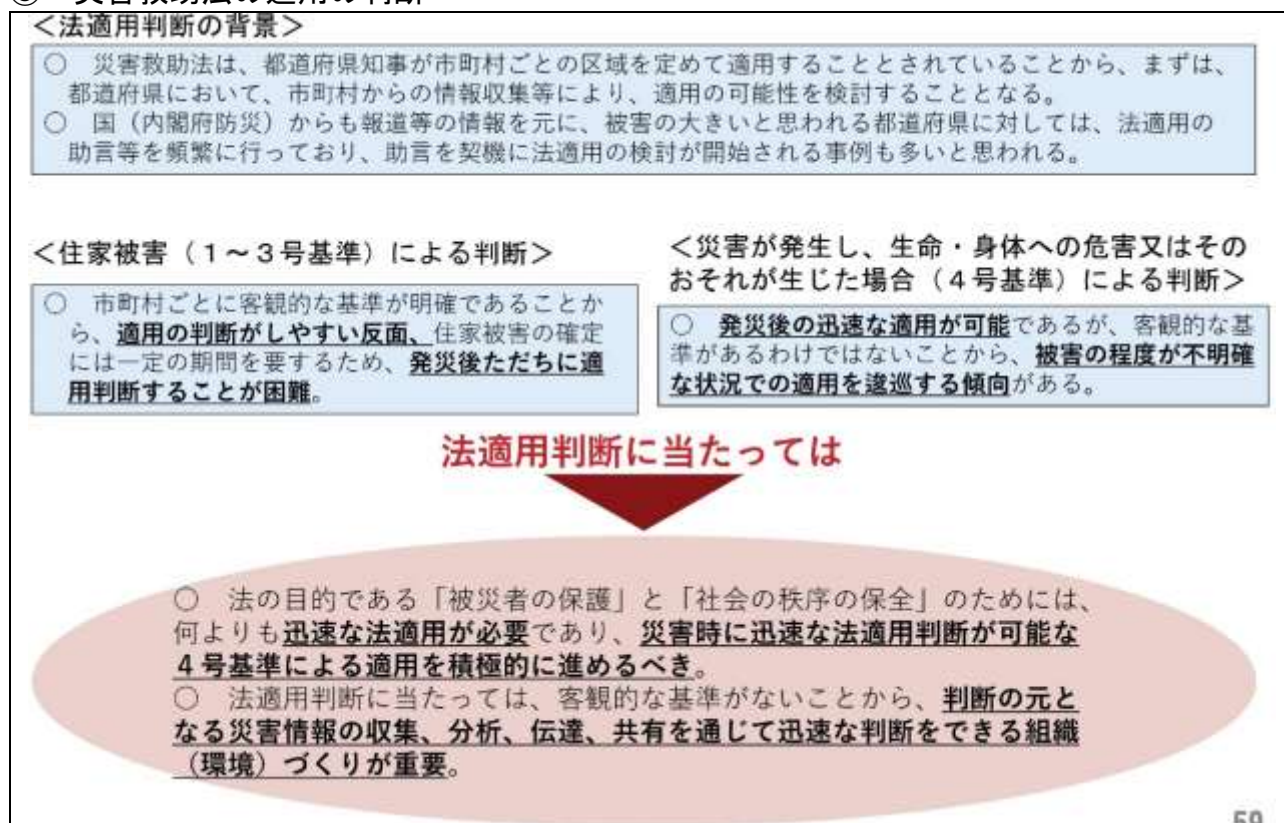
- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、**避難して継続的に救助を必要とすること。**（府令第2条第1号）
- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

■ 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する**災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは**、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において**当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。**

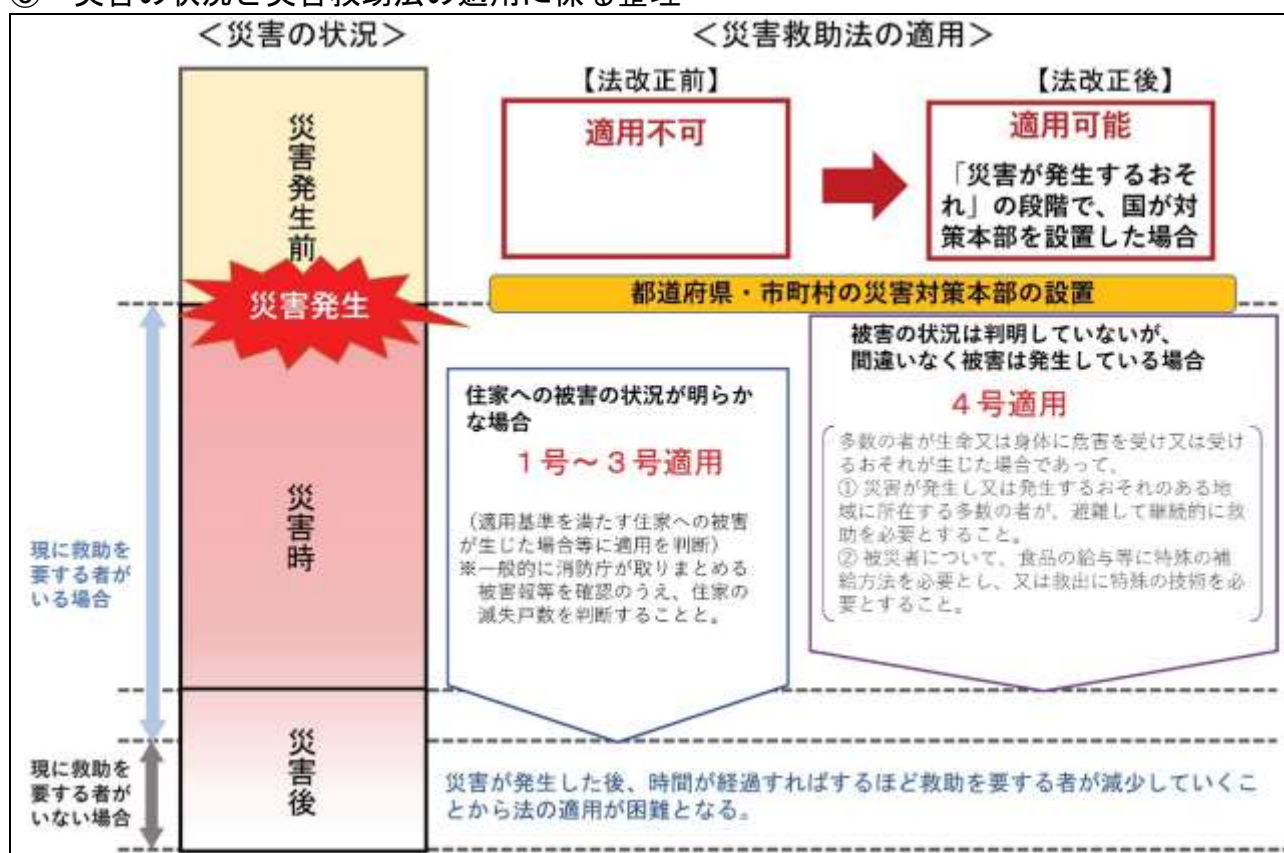
《出典》 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

⑤ 災害救助法の適用の判断



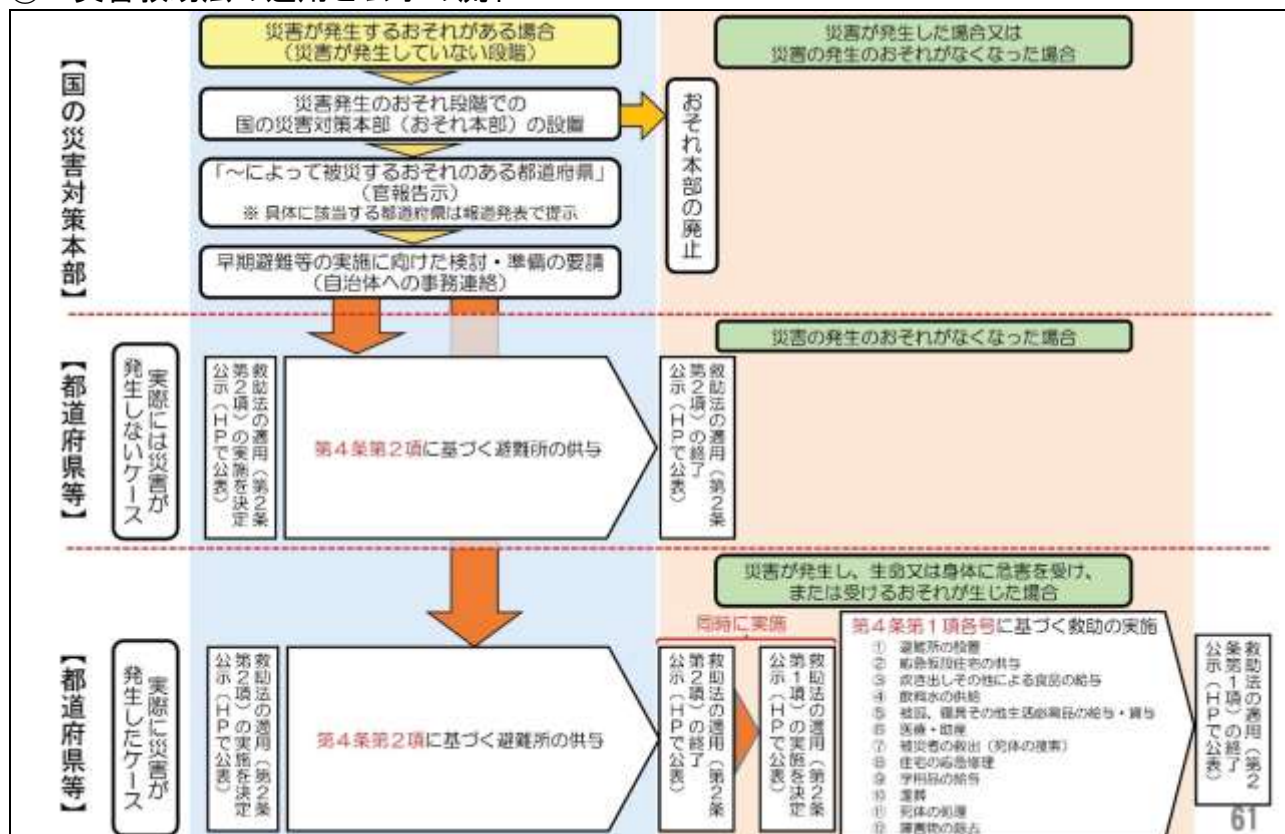
《出典》 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

⑥ 災害の状況と災害救助法の適用に係る整理



《出典》 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

⑦ 災害救助法の適用と公示の流れ



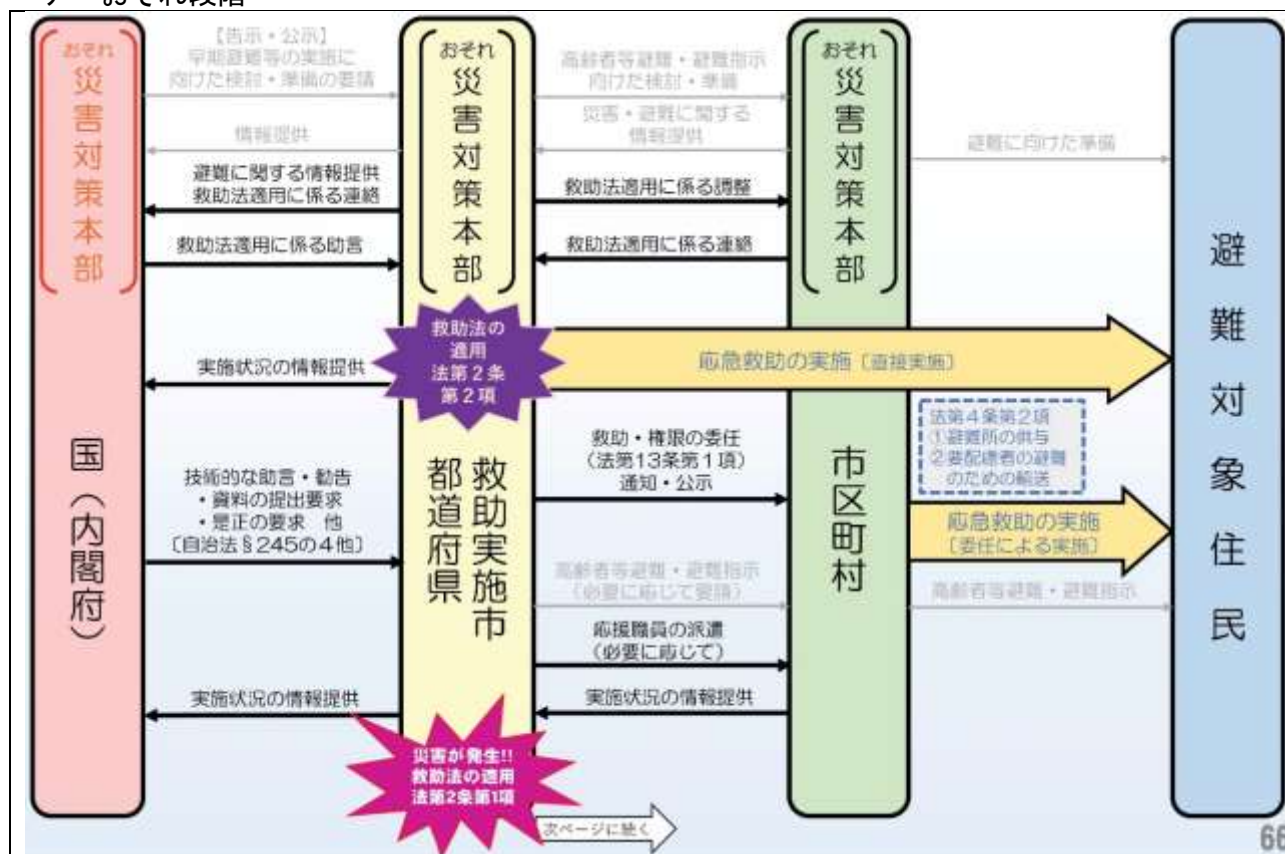
＜出典＞ 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

⑧ 災害救助法の適用に当たって（災害情報等）



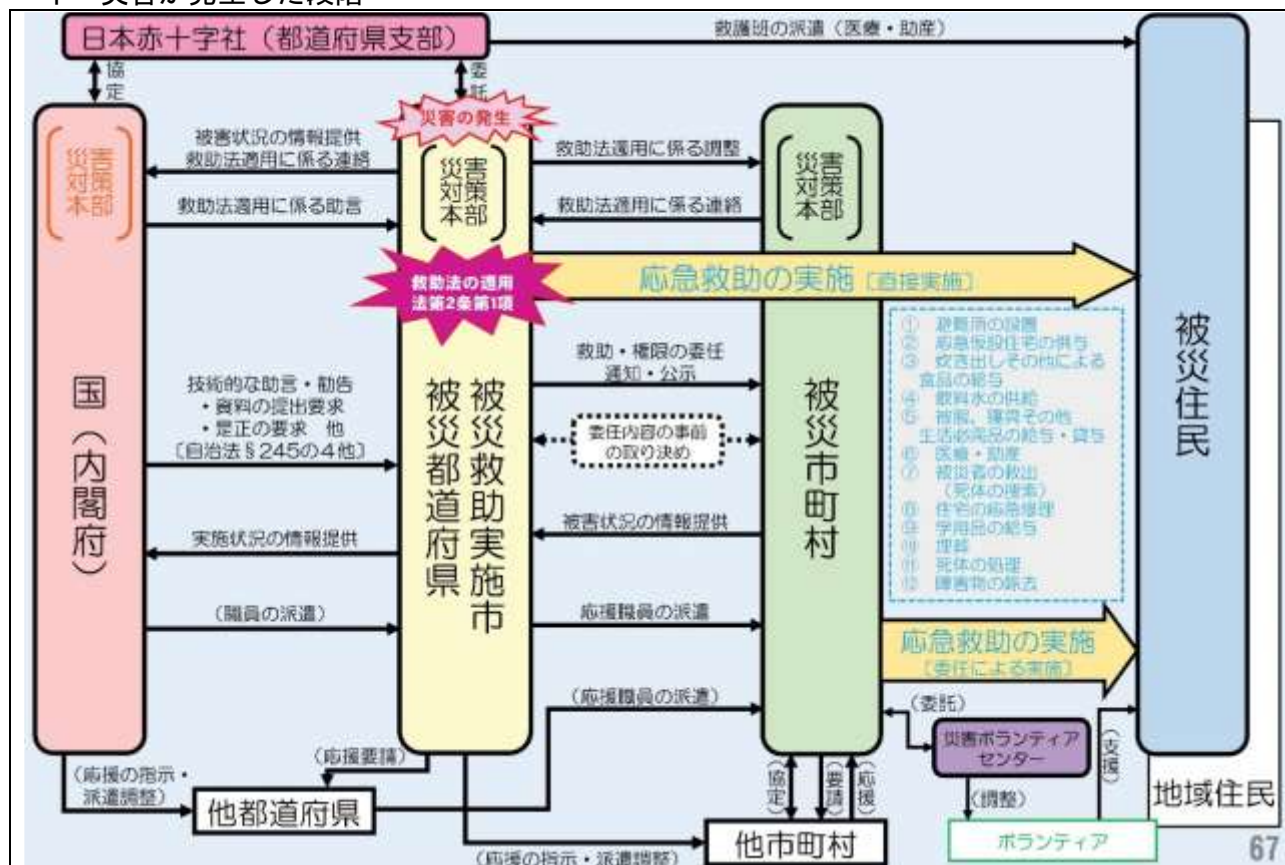
＜出典＞ 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

⑨ 救助の実施
ア おそれ段階



《出典》 「災害救助法の制度概要 (令和4年7月版)」(内閣府政策統括官 (防災担当))

イ 災害が発生した段階



《出典》 「災害救助法の制度概要 (令和4年7月版)」(内閣府政策統括官 (防災担当))

⑩ 救助の種類

ア おそれ段階の救助の種類

救助の種類	災害が発生するおそれのある段階での救助の種類
避難所の供与	○
応急仮設住宅の供与	× 発災していないため、住家被害は生じていない
炊き出しその他による食品の給与	× 食料品の流通販売機能に支障が出ていない
飲料水の供給	× 発災しておらず、水道事業に影響はない
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	× 住家に被害は生じていない
医療・助産	× 地域の病院等に被害が生じていない
被災者の救出	× 発災していないため、救出する者はいない
被災した住宅の応急修理	× 発災していないため、住家被害は生じていない
埋葬、死体の捜索、死体の処理	× 災害による死傷者は存在しない
障害物の除去	× 住家に被害は生じていない
輸送費及び賃金職員雇上費	○ 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員雇上費
救助事務費	○ 応援県（市町村）への求償

＜出典＞ 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

イ 救助の項目、概要、基準及び期間

令和4年6月28日現在

	救助項目	救助の概要	一般基準	救助期間
1	避難所の設置	○ 災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供及び入浴支援など実施する。 ○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供する。 ○ 新型コロナウイルス感染症対応としてホテル・旅館等や研修所等も避難所として積極的な活用を促進する。	【基本額】 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内
2	応急仮設住宅の供与	○ 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者（供与期間は原則2年間以内）に応急住宅を供与する。 ○ 賃貸型応急住宅に係る費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものが対象。	【建設型】 1戸当たり 平均6,285,000円以内 【賃貸型】 地域の実情に応じた額（実費）	【建設型】 災害発生の日から20日以内 【賃貸型】 発災の日から速やかに提供
3	炊き出しその他による食品の給与	○ 災害により自宅で炊事ができず、食料の購入もできない者に対して、避難所等において炊き出しその他による食品を現物にて給与する。	1人1日（3食）当たり1,180円以内 備蓄物資による給与は、対象としない。	災害発生の日から7日以内

	救助項目	救助の概要	一般基準	救助期間
4	飲料水の供給	○ 災害により自宅の水道が利用できず、飲料水が購入できない者に対して、避難所等において飲料水を現物にて供給する。	当該地域における通常の実費 備蓄物資による供給は、対象とならない。	災害発生の日から7日以内
5	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	○ 住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与する。	「(別記)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額」のとおり	災害発生の日から10日以内
6	医療・助産	○ 災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療・助産を必要とし、医療・助産を受けられない者がいるときに、救護班を派遣して医療、助産を応急的に処置する。 ○ 助産については、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者のみが対象となる。	【医療】 ① 救護班 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具修繕費等の実費 ② 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 ③ 施術者 協定料金の額以内 【助産】 ① 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ② 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額	【医療】 災害発生の日から14日以内 【助産】 分べんした日から7日以内
7	被災者の救出（死体の搜索）	○ 災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する。	当該地域における通常の実費	【被災者の救出】 災害発生の日から3日以内
8	住宅の応急修理	○ 自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊、半焼又は準半壊）を受け、自らの資力では修理できない世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理する。	① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ② 準半壊（半壊又は半焼に準ずる程度の損傷）により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内
9	学用品の給与	○ 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して学用品を供与する。	① 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ② 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学生児童4,700円 ・中学生生徒5,000円 ・高等学校等生徒5,500円	災害発生の日から 【教科書】 1ヵ月以内 【文房具及び通学用品】 15日以内

	救助項目	救助の概要	一般基準	救助期間
10	埋葬	○ 遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に遺体を埋葬する。	1体当たり次の金額以内 ・ 大人（12歳以上）213,800円 ・ 小人（12歳未満）170,900円	災害発生の日から10日以内
11	死体の処理	○ 遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。	【洗浄、消毒等】 1体当たり3,500円以内 【一時保存】 ① 既存建物借上費 通常の実費 ② 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 【検案】 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内
12	障害物の除去	○ 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に障害物を除去する。	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額138,300円以内	災害発生の日から10日以内
13	死体の搜索	○ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各班の事情により既に死亡していると推定される者を搜索する。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内
14	災害が発生するおそれのある段階の避難所の供与	○ 特別警報の発表等により、災害が発生するおそれがある場合に避難所・福祉避難所の供与、災害時要配慮者の輸送を行う。	【避難所設置】 1人1日当たり330円以内 【福祉避難所設置】 避難所限度額に加えて、通常の実費を加算 【災害時要配慮者の輸送】 当該地域における通常の実費	災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間
	救助事務費	○ 救助の事務を行うために要した時間外勤務手当、旅費などの事務費	「（別記）救助事務費の計算方法」のとおり	

- 〔備考〕
- この表は、「市町村のための水害手引き」（令和3年5月 内閣府（防災担当）及び「災害救助法の制度概要」（令和3年6月 内閣府政策統括官（防災担当））を参考に作成した。
 - 救助の程度、方法及び期間については、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（一般基準）に従い、この表のとおり取り扱うこととなっているが、あくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないように留意する必要がある。
 - 一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣（所管大臣）に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。
 - 特別基準については、文書をもって協議することとなっているが、発災時に直ちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合が多いことから、そのような場合には、電話やファクシミリ、Eメールにより申請し、事後速やかに文書をもって処理すること。
 - 災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要がある。

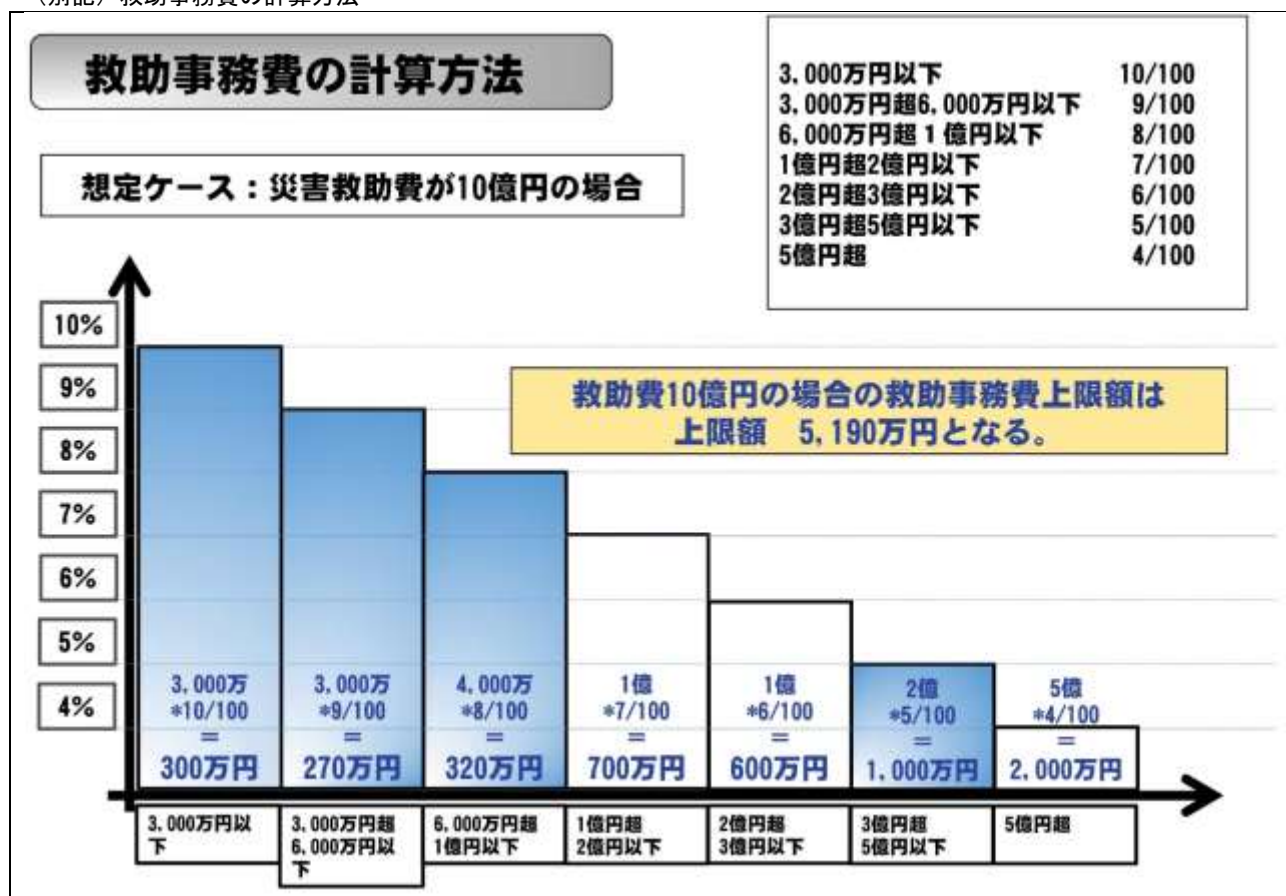
（別記）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

	季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以 上1人増す ごとに加算
住家の全壊、全焼又は流失 により被害を受けた世帯	夏季	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
	冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円
住家の半壊、半焼又は床上 浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
	冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

〔備考〕 「夏季」とは、4月1日から9月30日までの間をいい、「冬季」とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。なお、この季別は、災害発生の日をもって決定することとなる。

《出典》 「災害救助法の制度概要」（令和3年6月 内閣府政策統括官（防災担当））

（別記）救助事務費の計算方法



《出典》 「災害救助法の制度概要（令和4年7月版）」（内閣府政策統括官（防災担当））

⑪ 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方

(別記) 救助事務費の計算方法

令和4年4月1日現在

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法※		
		建設・購入	補修	賃貸
全壊 (50%以上)		基礎 100万 加算 200万	基礎 100万 加算 100万	基礎 100万 加算 50万
大規模半壊 (50%未満 ～40%以上)		基礎 50万 加算 200万	基礎 50万 加算 100万	基礎 50万 加算 50万
中規模半壊 (40%未満 ～30%以上)		基礎 0 加算 100万	基礎 0 加算 50万	基礎 0 加算 25万
半壊 (30%未満 ～20%以上)		※ 長期避難世帯及び解体世帯（半壊、敷地被害）も全壊世帯と同様最大300万円を支給 ※ 特定長期避難世帯（避難指示等が通算3年を経過したものうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市区町村内に再度居住することとしているもの等）については、支給金額に70万円を加えた額を支給（その額が300万円を超えるときは、300万円） ※ 単身世帯については、上記支給額の3/4		
準半壊 (20%未満 ～10%以上)				
床上浸水	生活必需品の供与（被服・寝具等） 学用品の給与 障害物の除去（138,300円以内）			
住家の被害に関わらず可能な救助	避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬			

(2) 各種支援制度

令和5年3月10日現在

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
1 経済・生活面の支援	1 親や子ども等が死亡した	1 災害弔慰金	給付	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給する。	●福祉事務所社会福祉班	要
	2 負傷や疾病による障害が出た	1 災害障害見舞金	給付	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。	●福祉事務所社会福祉班	要
	3 当面の生活資金や生活再建の資金が必要	1 被災者生活再建支援制度	給付	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。	●福祉事務所社会福祉班	
		2 災害援護資金	貸付(融資)	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。	●福祉事務所社会福祉班	要
		3 生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護費))	貸付(融資)	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。 ◆緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用について貸し付けるもの ◆福祉費(災害援護費) 災害を受けたことにより臨時に必要となる費用について貸し付けるもの ※ 大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがある。 ※ 生活福祉資金には、ほかにも、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。	●香美市社会福祉協議会 電話：	
		4 母子父子寡婦福祉資金貸付金	貸付(融資)	母子家庭、父子家庭又は寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費として、母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金を貸し付ける。 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。	●福祉事務所社会福祉班	
	4 子どもの養育・就学を支援してほしい	1 教科書等の無償給与	現物支給	《災害救助法による救助》		要
		2 特別支援学校等への就学奨励事業	給付・還付、現物支給・現物貸与	被災により、特別支援学校等への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助する制度。		

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
		3 小・中学生の就学援助措置	給付・還付	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する制度。	●教育振興課学校教育班	
		4 高等学校授業料等減免措置	減免・猶予	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除をする制度。		
		5 高校生等奨学給付金	給付	低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する制度。 災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となる。		
		6 高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）	減免・給付	住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度。	≪給付型奨学金≫ ●在籍する各学校（奨学金の担当の窓口） ●日本学生支援機構（奨学金相談センター） 電話：0570-666-301 ≪授業料等減免≫ ●在籍する各学校（授業料担当の窓口）	
		7 大学等授業料等減免措置	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）が授業料等の減額、免除をする制度。 ※ 具体的な基準、減免額等は、学校ごとに異なる。	●在籍する各学校（授業料担当窓口）	
		8 国の教育ローン	貸付（融資）	入学資金・在学資金等の教育資金を融資する制度。	●（株）日本政策金融公庫（教育ローンコールセンター） 電話：0570-008656	
		9 緊急採用奨学金	貸与	災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施。	●在籍する各学校（奨学金担当窓口）	要
		10 JASSO災害支援金	給付	災害等により、日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となった学生・生徒に対して、支援金を支給する。	●在籍する各学校（奨学金担当窓口）	
		11 児童扶養手当等の特別措置	給付	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。	●福祉事務所社会福祉班	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
	5 税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい	1 地方税の特別措置	減免・猶予 (延長・金利の引き下げ含む)	◆減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。 ◆徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。 ◆期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長される。 ※ 条例で一律に期限を延長する場合と申請により延長が認められる場合がある。なお、一律に期限を延長する場合には手続きは不要。	《市税》 ●税務収納課市民税班 (減免、期限の延長) ●税務収納課固定資産税班 (減免、期限の延長) ●税務収納課収納班 (徴収の猶予) 《国民健康保険税》 ●市民保険課保険班 (減免、期限の延長) ●税務収納課収納班 (徴収の猶予) 《県税》 ●高知県中央東県税事務所	
		2 国税の特別措置	減免・猶予 (延長・金利の引き下げ含む)	◆期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長される。 ※ 地域指定による場合と個別指定による場合とがある。 ◆納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、申請により、納税の猶予を受けることができる。 ◆予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、申請により、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができる。 ◆給与所得者の源泉所得税・復興特別所得税の徴収猶予等 災害により住宅や家財などに一定の損害を受けた場合、給与所得者が申請により所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができる。 ◆所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、所得税法に定める雑損控除の方法又は災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部又は一部を軽減することができる。	●南国税務署	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
		3 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	減免・支払猶予	◆国民健康保険料及び窓口負担の減免・支払猶予 国民健康保険の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合がある。 ◆後期高齢者医療制度の保険料・窓口負担の減免・支払猶予 後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合がある。 ◆健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免 健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。 ◆介護保険料及び窓口負担の減免 介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。	《国民健康保険》 ●国民健康保険組合の窓口 《後期高齢者医療制度》 ●市民保険課保険班 《健康保険等》 ●健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合などの窓口 《介護保険》 ●健康介護支援課社会長寿班	
		4 国民年金保険料の免除等	免除・納付猶予	災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合がある。	●市民保険課保険班	
		5 確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長	納付期限の延長	掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長される。	《企業型年金》 ●運営管理業務をしている確定拠出年金運営管理機関 《個人型年金》 ●加入手続をした受付金融機関	
		6 厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長	納付期限の延長	掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長される。	《厚生年金基金》 ●基金業務をしている厚生年金基金 《国民年金基金》 ●加入手続をした国民年金基金（全国国民年金基金、職能型国民年金基金）	
		7 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	減免	災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられる。	●福祉事務所社会福祉班	
		8 公共料金・使用料等の特別措置	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除される。 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。	《保育料》 ●教育振興課幼保支援班 《水道料金・下水道使用料等》 ●上下水道局 《住宅使用料等》 ●管財課市営住宅管理班	要

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
					≪市のその他使用料等≫ ●市の担当窓口 ≪県の使用料等≫ ●県の担当窓口 ≪電気・ガス・電話料金等≫ ●関係事業者の窓口	
		9 放送受信料の免除	減免	災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがある。	●日本放送協会 電話：0570-077-077 （ナビダイヤル） 電話：050-3786-5003 （利用できない場合）	要
	6 生活に困窮している	1 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス	住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられる。 ※ 財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができ、また、破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及ばない。このほか、国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。	●ローンの借入先	要
		2 生活保護	給付・還付、現物支給・現物貸与	生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提となり、また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。なお、生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されており、このうち医療扶助及び介護扶助は現物給付を、それ以外は金銭給付を原則とする。	●福祉事務所保護班	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
		3 生活困窮者自立支援制度	サービス、給付、現物支給	様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施する。このほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行う。 ◆自立相談支援事業 相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行う。 ◆住居確保給付金の支給 離職により住居を失った方等に対し、就職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給する。 ◆就労準備支援事業 就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成・改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、最長1年間の集中的な支援を行う。 ●家計改善支援事業 家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行う。 ●一時生活支援事業 住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行う。 ●子どもの学習・生活支援事業 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通して、子どもの将来の自立に向けたきめ細かな支援を行う。 ●認定就労訓練事業 民間事業者の自主的な取り組みとして、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。	●香美市社会福祉協議会 (生活相談センター香美) 電話：0887-53-2877	
	7 離職後の生活を支援してほしい	1 未払賃金立替払制度	立替（債権者向け）	企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、事業主に代わって支払う。なお、立替払した場合は、その分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。	●高知労働局労働基準監督署 電話：088-885-6031 (労働条件、解雇、賃金) ●独立行政法人労働者健康安全機構(未払賃金立替払相談コーナー) 電話：044-431-8663	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
192	8 離職時の生活を支援してほしい	1 雇用保険の失業等給付	給付	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する。また、災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施する。	●高知公共職業安定所 電話：088-878-5320 ●高知公共職業安定所（香美出張所） 電話：0887-53-4171	要
	9 再就職を支援してほしい	1 ハロートレーニング（公的職業訓練）	給付・還付、サービス	災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もある。	●高知公共職業安定所 電話：088-878-5320 ●高知公共職業安定所（香美出張所） 電話：0887-53-4171	
	10 就職活動を支援してほしい	1 職業転換給付金の支給	給付・還付	就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給される。また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給される。 ◆求職活動支援費 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費、宿泊料）を、面接等又は公共職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用する場合に求職活動関係役務利用費を支給する。 ◆移転費 就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費、移転料、着後手当）を支給する。 ◆訓練手当 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給する。 ※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。	●高知公共職業安定所 電話：088-878-5320 ●高知公共職業安定所（香美出張所） 電話：0887-53-4171	
	11 法的トラブルの解決方法を知りたい	1 法的トラブル等に関する情報提供	サービス	全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内する。	●法テラス 電話：0570-078374 （サポートダイヤル）	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
		2 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）	日本司法支援センター（法テラス）は、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行う。 ◆法律相談援助 弁護士又は司法書士による無料法律相談。 ◆代理援助 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え。 ◆書類作成援助 裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え。	●法テラス 電話：0570-078374 （サポートダイヤル）	
2 住まいの確保・再建のための支援	1 住まいを建て替え・取得したい	1 災害復興住宅融資（建設・購入・補修）	貸付（融資）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方は、次の融資を受けることができる。 ◆災害復興住宅融資（建設） 住宅を建設する場合に受けられる融資で、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ◆災害復興住宅融資（購入） 住宅を購入する場合に受けられる融資で、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ◆災害復興住宅融資（補修） 住宅を補修する場合に受けられる融資で、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。	●独立行政法人住宅金融支援機構（お客さまコールセンター） 電話：0120-086-353	
		2 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。	●独立行政法人住宅金融支援機構（お客さまコールセンター） 電話：0120-086-353	
		3 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援		上記1-6-1のとおり		
		4 被災者生活再建支援制度		上記1-3-1のとおり		
		2 住まいを補修したい	1 災害復興住宅融資（補修）	上記2-1-1のとおり		

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
194		2 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	貸付（融資）	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付ける。 ※ 大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがある。 ※ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。	●香美市社会福祉協議会 電話：0887-53-5800	
		3 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）	貸付（融資）	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付ける。	●福祉事務所社会福祉班	
		4 災害援護資金		上記1-3-2のとおり		
		5 被災者生活再建支援制度		上記1-3-1のとおり		
		3 民間賃貸住宅に移転したい	1 被災者生活再建支援制度	上記1-3-1のとおり		
			2 セーフティネット登録住宅への入居	被災者の方は、民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅に入居することができる。		
	4 公共賃貸住宅に移転したい	1 公営住宅等への入居	現物支給・現物貸与	低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。	《市営住宅》 ●管財課市営住宅管理班 《県営住宅》 ●高知県住宅供給公社 電話：088-883-0344 《他市町村の公営住宅》 ●他市町村の担当窓口	
		2 特定優良賃貸住宅等への入居	現物支給・現物貸与	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。	《市営住宅》 ●管財課市営住宅管理班	
		3 地域優良賃貸住宅への入居	現物支給・現物貸与	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができる。	《市営住宅》 ●管財課市営住宅管理班	
		5 土砂等を除去したい	障害物の除去	現物支給	《災害救助法による救助》	要
		6 応急的に住宅を修理したい	住宅の応急修理	現物支給	《災害救助法による救助》	要

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
	7 宅地を直したい	1 被災者生活再建支援制度		上記1-3-1のとおり		
		2 宅地防災工事融資	貸付(融資)	地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む。)の工事のための費用を融資する。	●独立行政法人住宅金融支援機構(お客さまコールセンター) 電話:0120-086-353	
		3 地すべり等関連住宅融資	貸付(融資)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合に融資するもので、主に次のタイプがある。 ◆地すべり関連住宅 地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。 ◆土砂災害関連 住宅土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。 ◆密集市街地関連住宅 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。	●独立行政法人住宅金融支援機構(お客さまコールセンター) 電話:0120-086-353	
	8 住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化を図りたい	1 長期優良住宅化リフォーム推進事業	補助	耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助する。	●長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 電話:03-5229-7568	
		2 地域型住宅グリーン化事業	補助	省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の建設及び省エネ改修に対して補助する。	●地域型住宅グリーン化事業評価事務局 電話:03-3560-2886	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
		3 リフォーム税制	税制特例措置	◆国税の控除 一定の要件を満たす方を対象として、工事内容に応じて所得税の控除を受けることができる。 ◆地方税の減額 固定資産税について、工事内容に応じて一定割合の減額を受けることができる。	《国税》 ●南国税務署 電話：088-863-3215 ●税務収納課市民税班 《地方税》 ●税務収納課固定資産税班	
3 中小企業・自営業への支援	1 農林漁業の再建資金が必要 【農林漁業者】	1 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付	融資	農林漁業者等は、次のような融資を受けることができる。 ◆農林漁業セーフティネット資金 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金。 ◆農林漁業施設資金 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金。 ◆農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金。 ◆林業基盤整備資金 森林、林道等の復旧のための資金。 ◆漁業基盤整備資金 漁港、漁場施設の復旧のための資金。 ※ 上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がある。	●株式会社日本政策金融公庫 電話：0120-154-505	
	2 中小企業事業の再建資金が必要 【中小企業者】	1 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	貸付（融資）	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）を融資する。	●香美市商工会 電話：0887-53-4111 ●高知県商工会連合会 電話：088-846-2111	
		2 生活衛生改善貸付	貸付（融資）	生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は都道府県生活衛生営業指導センター）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で経営改善に必要な資金を融資する。	最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター	
		3 災害復旧貸付	貸付（融資）	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資する。	●株式会社日本政策金融公庫 電話：0120-154-505	要

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
		4 高度化事業（災害復旧貸付）	貸付（融資）	大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部を貸付ける。	都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構	要
		5 セーフティネット保証4号	信用保証	自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。	●高知県信用保証協会 電話：088-823-3261	要
		6 災害関係保証	信用保証	災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。	●高知県信用保証協会 電話：088-823-3261	要
		7 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援		上記1-5-8のとおり		
	3 再就職を支援してほしい	1 職場適応訓練費の支給	給付・還付	◆訓練費 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。 ◆訓練手当等 職場適用訓練の訓練生に対して訓練手当等を支給する。	●高知公共職業安定所 電話：088-878-5320 ●高知公共職業安定所（香美出張所） 電話：0887-53-4171	
4 安全な地域づくりへの支援	1 被災者向けの公営住宅を整備したい	1 災害公営住宅の整備	助成・補助	災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備等する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度。なお、災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としない。	●建設課	
	2 既設の公営住宅を復旧したい	1 既設公営住宅の復旧	助成・補助	災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度。なお、既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としない。 ◆公営住宅等が滅失した場合の再建 ◆公営住宅等が損傷した場合の補修 ◆公営住宅等を再建するための宅地の復旧	●建設課	
	3 再開発したい	1 市街地再開発事業	助成・補助	中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業で、基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となる。	●建設課	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
198	4 市街地の防災性を高めた			敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出し、従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられる。		
		1 宅地耐震化推進事業	助成・補助	大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地などの変動予測調査及び防止対策を推進する事業で、滑動崩落防止工事及び液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用が交付対象となる。 排水工、アンカー工、擁壁工等の滑動崩落防止工事及び地下水位低下工法等の宅地と公共施設との一体的な液状化対策に要する費用が交付対象である。	●建設課	
		2 住宅・建築物安全ストック形成事業	助成・補助	住宅・建築物等の耐震性の向上等を図る事業で、住宅・建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修及び建替え等の他、ブロック塀・天井・エレベーター等の耐震化、土砂災害対策及びアスベスト対策に係る改修等が補助対象となる。	●国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 電話：03-5253-8517 ●国土交通省住宅局建築指導課 電話：03-5253-8513	
		3 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	補助	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備を支援するもの。		
		4 都市防災総合推進事業	助成・補助	防災上危険な市街地等において、地区レベルの防災性向上を図る事業で、防災上危険な密集市街地等において、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の向上等を図るために行う災害危険度判定調査や、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業が交付対象となる。 避難地・避難路等の地区公共施設の整備、避難センター・津波避難タワー等の指定緊急避難場所の整備や耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の避難場所の機能強化などが交付対象である。 ※ 激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューがある。	●国土交通省都市局都市安全課 電話：03-5253-8401	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
	5 市街地の基盤整備したい	1 都市防災総合推進事業		上記4-4-3のとおり		
		2 土地区画整理事業	助成・補助	用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業で、調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費などが助成対象となる。	●建設課	
		3 街なみ環境整備事業	助成・補助	生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業で、地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となる。	●国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 電話：03-5253-8517	
		4 住宅市街地基盤整備事業	助成・補助	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業で、道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となる。	●建設課 ●上下水道局	
		5 住宅市街地総合整備事業	助成・補助	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業で、整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となる。	●国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 電話：03-5253-8517	
	6 住環境と住宅を整備したい	1 住宅市街地総合整備事業		上記4-5-5のとおり		
		2 住宅地区改良事業	助成・補助	不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進する事業で、不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の整備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となる。	●建設課	
		3 小規模住宅地区改良事業	助成・補助	不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実	●建設課	

支援の分類	被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類	制度の概要	所管部署等	災害救助法の適用
200				施する事業で、不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の整備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となる。		
		4 優良建築物等整備事業	助成・補助	市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業で、一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となる。この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」「都市再構築型」「複数棟改修型」の5つのタイプがある。また、マンション再建に活用できる。	●建設課	
	7 安全確保のため移転したい	1 防災集団移転促進事業	助成・補助	災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業で、住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用、事業計画の策定に必要な経費などが補助対象となる。	●国土交通省都市局都市安全課 電話：03-5253-8401	
		2 がけ地近接等危険住宅移転事業	助成・補助	がけ崩れや出水等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の撤去費や動産移転費、仮住居費、新築する住宅の建設費、土地の取得費、敷地造成に要する経費の一部を補助する事業である。	●建設課	
	8 がけ崩れを防ぎたい	1 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	助成・補助	市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業。	●建設課	

(3) 行政への相談窓口

令和5年3月10日現在

相談窓口	相談内容・概要等	問い合わせ先	災害救助法の適用
事業資金相談ダイヤル	中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付ける。なお、災害が発生した場合には、災害等相談窓口が設置される。	●日本政策金融公庫 電話：0120-154-505（事業資金相談ダイヤル） 受付時間：平日 午前9時から午後5時まで ●日本政策金融公庫（災害等相談窓口） https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html	
こころの健康相談	精神的な悩み、精神疾患・精神障害、社会復帰、不登校、ひきこもり、アディクシヨンの問題（アルコール・薬物・ギャンブルの依存等）、遺族からの相談、その他心の健康に関する問題について、精神科の医師、心理カウンセラー、精神保健福祉相談員、保健師が対応している。	●高知県精神保健福祉センター 電話：088-821-4966（面接相談の予約、問い合わせ） ●心のテレ相談 電話：088-823-0600（専用電話） 受付時間：平日 午後1時から午後3時まで	
法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）	法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な関係機関（法律相談・公的機関窓口等）を無料で案内する。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助が行われる。	●法テラス・サポートダイヤル 電話：0570-078374 030-6745-5600（上記電話番号が利用できない場合） 受付時間：平日 午前9時から午後9時まで 土曜日 午前9時から午後5時まで ●日本司法支援センター高知事務所（法テラス高知） 電話：0570-078395 050-3383-5577（上記電話番号が利用できない場合） 受付時間：平日 午前9時から午後5時まで	
人権相談	差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）により無料で相談に応じている。 ◆みんなの人権110番 差別、虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談電話。 ◆子どもの人権110番 いじめ、虐待など子どもの人権問題についての相談電話。 ◆女性の人権ホットライン 夫やパートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど、女性の人権問題についての相談電話。 ◆インターネット人権相談受付窓口 パソコン、携帯電話、スマートフォンから利用可能。相談フォームに必要事項を入力して送信すると、最寄の法務局から後日、メール、電話又は面談により回答がある。 ◆外国語人権相談ダイヤル（全国共通・ナビダイヤル） 外国人であることを理由に不当な差別を受けたり、学校でいじめを受けているなど、外国人のための人権問題についての相談電話。	●みんなの人権110番（全国共通・ナビダイヤル） 電話：0570-003-110 受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで ●子どもの人権110番（全国共通・フリーダイヤル） 電話：0120-007-110 受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで ●女性の人権ホットライン（全国共通・ナビダイヤル） 電話：0570-070-810 受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/ ●外国語人権相談ダイヤル（全国共通・ナビダイヤル） 電話：0570-090-911 受付時間：平日 午前9時から午後5時まで	

相談窓口	相談内容・概要等	問い合わせ先	災害救助法の適用
行政苦情110番	「行政苦情110番」では、国の行政全般について、苦情、意見、要望を受け付けているほか、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに、被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供している。 また、大規模な災害が発生した場合、被災者への速やかな情報提供、きめ細かな相談対応を行うため、適宜、被災地の市町村において「特別行政相談所」が開設されるが、その開設の日時、場所等についても「行政苦情110番」に問い合わせることになる。	●行政苦情110番（全国共通番号） 電話：0570-090110 受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで ●高知行政監視行政相談センター（きくみみ高知） 電話：088-873-1100	
被災者見守り・相談支援事業	被災者が応急仮設住宅に入居する期間、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止のための見守り支援や日常生活上の相談を行った上で、各専門相談機関へのつなぎ等の支援が行われる。	市町村に設置	要
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後から相談を受け、緊急避妊薬の処方、証拠採取などの医療的な支援、心理的な支援などを可能な限り一か所提供で提供することで、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ること等を目的としたセンターで、各都道府県に設置されており、全国共通短縮番号（#8891）から最寄りのセンターにつながる。	●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通短縮番号） 電話：#8891 ●性暴力被害者サポートセンターこうち 電話：080-9833-3500（専用電話） 0120-835-350（フリーダイヤル） 受付時間：平日・土曜日午前9時から午後5時まで ●性暴力被害者サポートセンターこうち（コールセンター） 電話：080-9833-3500（専用電話） 0120-835-350（フリーダイヤル） 受付時間：平日・土曜日 午後5時から翌日午前9時まで 日曜日・祝日 午前9時から24時間対応 年末年始 午前9時から24時間対応	
性暴力に関するS N S 相談 Cure time（キュアタイム）	性犯罪・性暴力について、年齢、性別、セクシャリティを問わず、匿名で相談できる。 ◆チャット相談 専門の相談員が毎日チャットで相談を受け付けている。 ◆メール相談 メールでの相談は、相談フォームに必要事項を入力して行う。24時間365日書き込み可能である。	●Cure time（チャット相談） https://curetime.jp/ 受付時間：毎日午後5時から午後9時まで ※ 外国語での相談も可能。 ●Cure time（メール相談） https://curetime.jp/	
よりそいホットライン	「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探していく。	●よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター） 電話：0120-279-338 受付時間：24時間対応	

相談窓口	相談内容・概要等	問い合わせ先	災害救助法の適用
NHKふれあいセンター	放送受信料や受信に関する技術的な問い合わせを受け付けている。	●NHKふれあいセンター（受信料・災害免除に関する問い合わせ） 電話：0570-077077 050-3786-5003（上記電話番号が利用できない場合） 受付時間：午前9時から午後8時まで（年末年始を除く。） ●NHKふれあいセンター（住所変更等の連絡） 電話：0120-151515 050-3786-5003（上記電話番号が利用できない場合） 受付時間：午前9時から午後8時まで（年末年始を除く。） ●NHKふれあいセンター（NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的な問い合わせ） 電話：0570-003434 050-3786-5006（上記電話番号が利用できない場合） 受付時間：午前9時から午後8時まで（年末年始を除く。）	
消費者ホットライン188	消費者ホットラインは、消費生活相談の最初の一步を支援するため、最寄りの消費生活相談窓口を案内している。	●消費者ホットライン 電話：188（局番なし）	

〔備考〕 1 この表は、「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府（令和4年7月1日現在））を参考に編集したものである。
2 総務省ホームページの「高知行政監視行政相談センター」の「行政相談の受付窓口」の掲載ページでは、毎年度の各種相談窓口が紹介されており、その内容はこの表に掲載していないものも数多くあり、充実しているので非常に参考となる。
(<https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/kochi/uketsuke.html>)

(4) 被災証明

① 制度概要

消防長又は消防署長は、消防法第 31 条の定めにより、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならないとされている。

本市では、法律に基づくものではないが、調査の結果に関して、申請があったときは、これを証明する書面（被災証明書）を交付している。

なお、この書面は、火災保険などの請求に活用される。

② 香美市消防火災調査規程

○香美市消防火災調査規程

平成 18 年 3 月 1 日

消防本部訓令第 10 号

改正 平成 18 年 12 月 21 日消本訓令第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 章の規定に基づく火災の調査（以下「調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第 2 条 本調査は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにして火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(用語の意義)

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 火災 人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要のある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

(2) 建物

ア 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

イ 「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

ウ 「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

(3) 林野

ア 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

イ 「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹と、これらの土地以外で木竹の集団的な生育に供される土地をいい、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

ウ 「原野」とは、雑草、灌木類が自然に生育している土地で人が利用しないものをいう。

エ 「牧野」とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。

(4) 車両

ア 「車両火災」とは、次に区分する自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

イ 「自動車車両」とは、ウの鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行することができる車両をいう。

ウ 「鉄道車両」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）における旅客、貨物の運送を行うための車両又はこれに類する車両をいう。

(5) 船舶

ア 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「船舶」とは、独行機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独行機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。

(6) 航空機

ア 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器をいう。

(7) その他

ア 「その他の火災」とは、第2号から第6号までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。

(8) 爆発

ア 「爆発」は、人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。

イ 「爆発現象」は、化学的变化による爆発の1つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。

(9) 発火源 出火に直接関係し、又はそれ自体から出火したものをいう。

(10) 経過 出火に関係した現象、状態又は行為をいう。

（調査の区分）

第4条 調査は、火災原因調査及び火災損害調査に区分する。

2 火災原因調査は、次に掲げる事項を究明するために行うものとする。

(1) 出火前の状況

(2) 出火原因

(3) 延焼拡大の状況

(4) 初期消火等の状況

(5) 避難の状況

- (6) 消防用設備等の状況
- (7) 死傷者の状況
- (8) その他必要な事項

3 火災損害調査は、次に掲げる事項を明らかにするために行うものとする。

- (1) 焼き損害
- (2) 消火損害
- (3) 爆発損害
- (4) 火災による死傷者
(調査責任)

第5条 消防長（署長）は、管轄区域内の火災調査の責任を有する。

2 通行中の車両、航行中の船舶の火災については火災防御した場所を管轄する署長が、航空機の火災については墜落場所、火災発生場所を管轄する署長とする。

(体制の確立)

第6条 消防長（署長）は、調査に必要な人員及び調査用器材を整備し調査体制を確立しておかなければならない。

2 消防長（署長）は、火災の形態により調査を機動的かつ効果的に実施するため、特に必要があると認められるときは、調査本部を設置することができる。

3 前項の調査本部の組織、編成等についての必要な事項は、別に定める。

(調査の実施)

第7条 消防長（署長）は、管轄区域内に火災を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。

2 消防長（署長）は、調査員を指定して調査に従事させるものとする。

3 消防長（署長）は、必要があるときは前項の調査員以外の職員を調査に協力（従事）させるものとする。

(調査員の心得)

第8条 調査員は、火災現象、関係法令等調査に必要な知識の習得及び調査技術の向上に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査員は、調査員相互の連絡を図り、調査業務の進行が円滑になるように努めること。
- (2) 調査員は、調査に際し関係者の民事的紛争に関与しないように努めるとともに、個人の自由・権利を不当に侵害したり、調査上知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。
- (3) 調査員は、関係のある場所へ立ち入るときは、原則として関係者の立会いを得ること。
- (4) 警察機関、その他の関係機関とは密接な連絡をとり相互に協力して調査を進めること。

(調査の原則)

第9条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観念にとらわれることなく科学的な方法による確認

と合理的な判断の上に立ち事実の立証に努めなければならない。

(火災現場の見分)

第10条 消防隊員及び調査員は、火災現場に出向いたときは、消火活動中における火煙の色、臭い、燃焼音、延焼経路その他関係者の言動等を見聞したときは、現場指揮者に報告しなければならない。

2 調査員は、火災現場を見聞し、火災原因の判定に必要な資料の収集に努めなければならない。この場合、原則として関係者の立会いのもとに行う。

3 火災状況の見聞は、その内容を明確にするため、写真により記録するよう努めなければならない。

4 調査員は、実況見分、関係者に対する質問等による事実等に基づき現場の復元を行うよう努めなければならない。

(現場の保存)

第11条 消防長(署長)は、消火活動が終了したときは所要の措置を講じた上で現場を保存しなければならない。ただし、調査上その必要がないと認めたときは、この限りでない。

(死者が生じている場合の扱い)

第12条 消防長(署長)は、火災現場において死者を発見した場合は、所轄警察署長に通報するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(質問)

第13条 調査員は、関係者に質問し、原因の判定の資料となる事実の把握に努めなければならない。

2 前項により知り得た事実のうち、原因の判定に必要と認められる内容については、質問調書にその内容を記録しなければならない。この場合、記録した内容を当該関係者に読み聞かせるなどし、記載事項に誤りがないことを確認し、質問調書に署名を求めるものとする。

(照会)

第14条 消防長(署長)は、必要があるときは関係機関に対し、必要な事項の通報を求め、又は照会することができる。

(資料の収集・保管)

第15条 消防長(署長)は、調査のために必要と認めるときは、関係のある者に対し、資料の任意提出を求めることができる。

2 特に必要である場合は、り災物件の関係者に対し、資料の提出を命じることができる。この場合、提出を依頼した資料のうち提出者が所有権を放棄しないものについては、鑑識、鑑定処分承諾書により提出者の承諾を得ておかなければならない。

3 署長は、資料の提出があった場合提出者に対し、資料保管書を交付しなければならない。また、資料を保管する場合は、保管票を付し、保管品台帳に記録し、調査が完了するまで保管しな

なければならない。

- 4 資料提出者が、資料の返還を求めるときは、資料保管書と引き換えに、返還しなければならない。

(鑑定)

第16条 火災原因調査に必要があるときは、公的機関に鑑定を依頼することができる。

(調査記録)

第17条 調査員は、調査結果を火災調査報告書により署長に報告しなければならない。この場合、次の書類を添付するものとする。

- (1) 火災調査書(様式第1号)
- (2) 火災原因判定書(様式第2号)
- (3) 出火出場時における見分調書(様式第3号)及び実況見分調書(様式第4号)
- (4) 火災現場写真及び復元図
- (5) 質問調書(様式第5号)
- (6) 鑑定結果書
- (7) 防火管理等調査書(様式第6号)
- (8) 損害調査書(様式第7号)
- (9) その他火災原因の判定、損害額の認定の根拠となった資料等

(原因の判定)

第18条 火災原因の判定は、火災の実況見分、質問、その他の関係資料等を総合的に検討し、判定するものとし、物的調査、人的調査による資料により裏付けるものとする。

(即報)

第19条 署長は、火災の状況についてその概況を消防長に即報しなければならない。

(報告)

第20条 署長は、火災原因調査書を作成した時は、消防長に調査を完了した旨報告しなければならない。この場合、調査結果は、別に定める書式により行わなければならない。

(火災損害調査)

第21条 火災損害調査は、り災物件を詳細に調査し、損害の把握に努めなければならない。

- 2 損害額の算定基準は、火災報告要領に基づき算出しなければならない。

(り災証明)

第22条 り災に関係ある者からり災証明書の交付申請(様式第8号)があった場合は、当該火災の焼損状況等の事実に基づき、様式第9号によるり災証明書を交付することができる。

(書類の保存)

第23条 調査書は、香美市文書事務取扱規程(平成18年香美市訓令第9号)に基づき、保存するものとする。

(その他)

第24条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月21日消本訓令第17号)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

③ 証明、申請書類

ア 被災証明書

様式第9号(第22条関係)

被災証明書

被災者の 住所氏名	年 月 日生
被災の日時	年 月 日 午前 時 分頃 午後
被災の場所	
被災の種類	火災・風水害・震災・その他()
被災の物件	
被災の程度	

上記のとおり被災したことを証明する。

年 月 日

香美市
消防署長



イ 被災証明交付申請書

様式第8号(第22条関係)

年 月 日

被災証明交付申請書

香美市消防署長 様

(申請者)

住 所

氏 名 ㊞

被災者の 住所 氏 名	年 月 日生	
被災の日時	年 月 日	午前 時 分頃 午後
被災の場所		
被災の種類	火災・風水害・震災・その他()	
被災の物件	建物・林野・車両・船舶・その他() 上記の収容物	
被災者と 申請者の関係	本人・その他()	
必要枚数	通	

(5) り災証明

① 制度概要

市町村長は、災害対策基本法第 90 条の 2 の定めにより、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の災害の状況を調査し、災害に予ある被害の程度を証明する書類（り災証明書）を交付しなければならないとされている。

なお、この書類は、被災者生活再建支援金等の給付、災害援護資金の貸付、税金等の減免・猶予措置、災害救助法に基づく住宅の応急修理などの判断材料として幅広く活用されている。

② 香美市り災証明書等交付要綱

香美市り災証明書等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害により被害を受けた者に対し、り災証明書等（以下「証明書」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象によって生じた被害をいう。

(調査・判定基準)

第 3 条 り災に係る調査・判定の基準及び確認方法は次のとおりとする。

(1) り災証明書（家屋被害程度認定用） 内閣府（防災担当）が定める「被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」その他国が定める基準を基本とする。

(2) り災届出証明書 被害状況の写真をもって確認する。

(証明書の申請)

第 4 条 証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書等交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、り災後 30 日以内に市長に提出提出しなければならない。ただし、当該期限を経過したことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 位置図

(2) り災の状況が確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(証明書の交付)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める証明書を交付するものとする。ただし、被害額については、証明しない。

(1) り災物件を確実な証拠により確認することができる場合 り災証明書（様式第 2 号）

(2) 前号の確認ができない場合 り災届出証明書（様式第 3 号）

(交付の特例)

第 6 条 証明書の様式がその提出先において特に定めたものがある場合には、当該証明書への証明をもって前条各号の交付に代えることができるものとする。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

③ 証明、申請書類

ア リ災証明書

様式第2号(第5条関係)

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
り 災 原 因	年 月 日の による		
被災住家の所在地			
住家の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)		
浸 水 区 分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水		

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	建物
	☐ 全 壊 ()
	☐ 大規模半壊 ()
	☐ 中規模半壊 ()
	☐ 半 壊 ()
	☐ 準 半 壊 ()
	☐ 一部損壊 ()
	☐ 床上浸水 ()
☐ 床下浸水 ()	
その他	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

香美市長

印

イ り災証明等交付申請書

様式第 1 号 (第 4 条関係)

り 災 証 明 書 等 交 付 申 請 書

年 月 日

香美市長 様

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 (印)
生年月日
電 話

現在の連絡先
住 所
電 話

下記の災害により、り災したことを証明願います。

記

り災者氏名 (住民票上 同一世帯の 場合記入し てください)	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
り災年月日	年 月 日 () 時 分頃					
り災原因	☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 地震 ☐ その他 ()					
り災場所	香美市					
り災物件	☐ 建物 ☐ その他 用途 () 構造 ()					
	り災箇所 ☐ 屋根 ☐ 外壁 ☐ 基礎 ☐ 家屋の傾き ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他 ()					
証 明 書 の 提 出 先			証明書必要部数	枚		

※位置図、写真、その他必要書類を添付して申請すること。

市確認欄

来 庁 者 の 本 人 確 認	住家・非住家の確認	写真等の証拠となる資料	一棟コード	備考欄
マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・ 住基カードB・身体障害者手帳・在留カード ・資格者証 () ・面識 (確認者:) ・その他 ()	住家 ・ 非住家			

14 応援に関する資料

(1) 国等による主な支援

関係機関	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 ・給水
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・検視、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	・被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム(DMAT)	・急性期(概ね48時間以内)から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム(DPAT)	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援
農林水産省	農林水産省・サポート・アドバイス・チーム(MAFF-SAT)	・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援(気象庁防災対応支援チーム(JETT))
国土交通省	全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定
国土交通省	被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)	・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援
NPO	全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)	・現地の中間支援組織との連携 ・避難所支援、家屋の応急措置等を専門とする支援団体の活動のサポート ・支援団体等が活動情報や住民ニーズについて意見交換する「情報共有会議」の開催 ・過去の支援事例、ノウハウの提供 ・自治体等へ支援団体の紹介

出典:「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」に加筆

〈出典〉 「市町村のための水害対応の手引き」(令和4年5月 内閣府(防災担当))

(2) ボランティアの活動拠点

令和4年4月1日現在

活動拠点を置く施設の名称	所在地	連絡先
香美市立地域福祉センター土佐山田(プラザ八王子)	香美市土佐山田町262番地1	0887-53-5800 (香美市社会福祉協議会)
香美市立保健福祉センター香北	香美市香北町葦生野336番地1	0887-59-2140 (香美市社会福祉協議会香北支所)
奥物部ふれあいプラザ	香美市物部町大栃878番地3	0887-58-3098 (香美市社会福祉協議会物部支所)

(3) 災害時応援協定

令和5年3月10日現在

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
1	高知県内広域消防相互応援協定	災害による被害を最小限に防止することを目的とした県内における消防の相互応援 (具体的な内容) 応援隊の派遣	平成8年2月29日	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、中村市、宿毛市、土佐清水市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、赤岡町、香我美町、土佐山田町、野市町、夜須町、香北町、吉川村、物部村、本山町、大豊町、鏡村、土佐山村、土佐町、大川村、本川村、伊野町、池川町、春野町、吾川村、吾北村、中土佐町、佐川町、越知町、窪川町、梶原町、大野見村、東津野村、葉山村、仁淀村、日高村、佐川町、大正町、大方町、大月町、十和村、西土佐村、三原村、高幡消防組合、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合、中芸行政組合、山田消防組合、香南消防組合、嶺北広域行政事務組合、仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合	消防本部消防課	消防部消防本部
2	災害時の医療救護に関する協定書	災害時の医療救護の実施 (具体的な内容) 医療救護班の派遣	平成13年4月1日	高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、中村市、宿毛市、土佐清水市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、赤岡町、香我美町、土佐山田町、野市町、夜須町、香北町、吉川村、物部村、本山町、大豊町、鏡村、土佐山村、土佐町、大川村、本川村、伊野町、池川町、春野町、吾川村、吾北村、中土佐町、佐賀町、大正町、大方町、大月町、十和村、西土佐村、三原村、社団法人高知県医師会	健康介護支援課	市民生活部医療救護班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
3	災害時における救援物資提供に関する協定書	災害時における物資の提供 (具体的な内容) 地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品の無償提供 (設置場所) ①香美市消防本部 ②香美市消防署香北分署 ③香北裕・YOU団地	平成18年8月7日	香美市、四国コカ・コーラボトリング株式会社	防災対策課	①(香美市消防本部) ②(香美市消防署香北分署) ③(香北支所市民生活班、自治会)
4	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時の速やかな災害復旧 (具体的な内容) 災害の応急復旧、災害廃棄物の除去及び搬送並びにこれに付随して発生する資機材及び物資の輸送	平成18年8月9日	香美市、南国建設業協会	防災対策課	建設部土木班
5	永瀬ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	洪水被害等の発生が予想される場合又は発生した場合に、市が住民に対して行う災害情報等の提供に対する支援 (具体的な内容) 市に代わって、永瀬ダム管理事務所が自らの放流警報設備等を利用して、災害情報及び避難支援情報等を住民に伝達	平成18年12月25日	高知県永瀬ダム管理事務所、香美市	防災対策課	総務部広報広聴班
6	高知県内市町村災害時相互応援協定	地震等の大規模な災害時における物資・労力等の相互応援 (具体的な内容) ①食料・飲料水・生活必需物資その他供給に必要な資機材の提供及びこれに係る職員の派遣 ②被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材・物資の提供及びこれに係る職員の派遣 ③救援活動に必要な車両・舟艇等の提供及びこれに係る職員の派遣 ④被災者を一時収容するための施設の提供及びこれに係る職員の派遣	平成20年1月25日	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	防災対策課	①総務部管財班 ②消防部消防署、市民生活部医療救護班・環境対策班、総務部管財班 ③総務部管財班 ④市民生活部避難所対応班・福祉班 ⑤教育部学校教育班 ⑥事務局本部班 ⑦事務局本部班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
		⑤被災児童・生徒等の一時受入及びこれに係る職員の派遣 ⑥災害対策本部の運営に必要な職員の派遣 ⑦その他				
7	高知県消防防災ヘリコプター支援協定	災害による被害を最小限に防止することを目的とした県の所有する消防防災ヘリコプターによる支援（具体的な内容）救急活動、救助活動、火災防御活動又は災害応急対策活動における航空隊の派遣	平成20年7月30日	高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、中芸広域連合、嶺北広域行政事務組合、仁淀消防組合、高幡消防組合、高吾北広域町村事務組合、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合	消防本部消防課	消防部消防本部
8	災害時における物資供給に関する協定書	地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における物資の供給（具体的な内容）作業関係・日用品等・水関係・冷暖房機器等・電気用品等・トイレ関係等で分類された協定の別表に定める物資及び市の指定する物資の供給	平成21年2月10日	香美市、NPO法人コメリ災害対策センター	防災対策課	総務部管財班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
9	災害時の医療救護活動に関する協定書（災害看護）	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産の実施（具体的な内容） 看護師、保健師、助産師等の派遣	平成21年2月27日	高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、社団法人高知県看護協会	健康介護支援課	市民生活部医療救護班
10	災害時相互応援協定書	災害時の相互応援活動（具体的な内容） ①食料・飲料水・生活必需品その他供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材・物資の提供 ③救援・医療・防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 ④被災者を一時収容するための施設の提供 ⑤被災児童・生徒等の一時受入れ ⑥ボランティアのあっせん ⑦その他	平成21年3月1日	香美市、福井県あわら市	防災対策課	①総務部管財班 ②消防部消防署、市民生活部医療救護班・環境対策班、総務部管財班 ③市民生活部福祉班・医療救護班・環境対策班、総務部管財班、他 ④市民生活部避難所対応班・福祉班 ⑤教育部学校教育班 ⑥市民生活部福祉班 ⑦事務局本部班
11	災害時における物資の供給に関する協定	地震、風水害その他の災害及び武力攻撃等による大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における物資の供給（具体的な内容） 協定実施細目で定める飲料水・食糧・粉ミルク・生理用品・おむつ・その他市が指定する物資の供給	平成21年3月10日	香美市、株式会社フタガミ	防災対策課	総務部管財班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
12	大規模災害時等における香美市と香美警察署との市庁舎使用承諾に関する協定書	地震等大規模災害の発生により高知県警察香美警察署庁舎が倒壊、水没等して使用不可能となった場合に香美市役所庁舎の一部を供与 (具体的な内容) 申請に基づき香美警察署災害警備本部用施設として香美市役所庁舎3階会議室302及び応接室を無償で使用することを許可(原則3か月以内)	平成23年6月15日	香美市、香美警察署	防災対策課	(管財課)
13	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	地震、風水害その他の災害(武力攻撃等による災害を含む。)が発生した場合に被災者等に対して行う応急生活物資の供給 (具体的な内容) LPガス・容器(供給用具を含む。）・燃烧器具の供給	平成23年7月6日	香美市、社団法人高知県エルピーガス協会嶺南支部	防災対策課	総務部管財班
14	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止	平成23年8月22日	香美市、高知県香長地区電気工事業協同組合	防災対策課	総務部管財班
15	香美市・積丹町災害時相互応援協定書	災害時の相互応援活動(具体的な内容)①食料・飲料水・生活必需品その他供給に必要な資機材・物資の提供②被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材・物資の提供③救援・医療・防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣④被災者を一時収容するための施設の提供⑤被災児童・生徒等の一時受入れ⑥ボランティアのあっせん⑦その他	平成23年10月14日	香美市、北海道積丹郡積丹町	防災対策課	①総務部管財班②消防部消防署、市民生活部医療救護班・環境対策班、総務部管財班③市民生活部福祉班・医療救護班・環境対策班、総務部管財班、他④市民生活部避難所対応班・福祉班⑤教育部学校教育班⑥市民生活部福祉班⑦事務局本部班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
16	災害時における復旧必需物資の調達等に関する協定書	災害時に必要な復旧必需物資の調達及び運搬 (具体的な内容) 上下水道管路施設・上下水道施設全般の復旧に要する材料及び市が指定する物資等の供給	平成23年10月14日	香美市、扶桑建設工業株式会社高知営業所	上下水道局	上下水道部上水道班・下水道班
17	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の情報交換及び支援 (具体的な内容) ①現地情報連絡員の派遣 ②国(国土交通省)・県・市が管理する公共施設(河川・ダム・海岸・砂防・道路・橋梁・港湾・空港・鉄道・下水・公園・営繕施設等)に係る災害初動時の被害情報の把握・提供、情報連絡網の構築、災害応急措置等	平成23年10月26日	国土交通省四国地方整備局、香美市	防災対策課	①事務局本部班 ②建設部土木班
18	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	地震等による大規模災害が発生したときに医療救護活動で使用する医薬品等の提供及び薬剤師の派遣	平成23年11月4日	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、社団法人高知県薬剤師会香長土支部	健康介護支援課	市民生活部医療救護班
19	ヘリポートの使用に関する協定書	地震等大規模災害の発生による物資等の輸送又は救急患者等の搬送のための大豊町の所有するヘリポートの供与 (具体的な内容) 申請に基づき許可を受けて「あまつぼヘリポート」を使用(無償)	平成24年2月20日	大豊町、香美市	防災対策課	事務局本部班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
20	災害時における広域福祉避難所（知的・発達障害児者）の設置運営に関する協定書	大規模災害発生時における知的・発達障害児者の避難援護のための広域福祉避難所の設置運営（具体的な内容） 広域福祉避難所の開設・運営（広域福祉避難所） ○社会福祉法人高知県知的障害者育成会が所管する施設 かがみの育成園・ウィッシュかがみの ○社会福祉法人愛成会が所管する施設 障害者支援施設白ゆり・ワークセンター第二白ゆり ○社会福祉法人来島会が所管する施設 南海学園	平成24年3月22日	南国市、香南市、香美市、大豊町、社会福祉法人高知県知的障害者育成会、社会福祉法人愛成会、社会福祉法人来島会	福祉事務所	市民生活部福祉班
21	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	風水害、地震、火災等が発生した場合の速やかな災害復旧（具体的な内容） 災害の応急復旧、災害廃棄物の除去及び搬送並びにこれに付随して発生する資機材及び物資の輸送	平成24年5月8日	香美市、日成土木株式会社	防災対策課	建設部土木班
22	（40 締結に伴い廃止）					
23	災害時における広域福祉避難所（知的・発達障害児者）の設置運営に関する協定書	地震、風水害その他の災害が発生した場合における知的・発達障害児者の避難援護のための広域福祉避難所の設置運営（具体的な内容）広域福祉避難所の開設・運営（広域福祉避難所）○高知県教育委員会が所管する施設 高知県立山田養護学校	平成24年3月22日	南国市、香南市、香美市、大豊町、高知県教育委員会	福祉事務所	市民生活部福祉班
24	防災対策活動への協力に関する協定書	南海トラフの巨大地震等に備えるための平常時における防災対策活動への協力（具体的な内容）	平成25年6月24日	香美市、株式会社フタガミ	防災対策課	（防災対策課）

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
		家具等被害防止対策セミナー等の実施、家具等被害防止対策に対する技術的な助言等、市が実施する各種イベントへの参加等				
25	災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定書	地震・風水害・その他災害及び武力攻撃等による災害における物資の供給及び緊急一時避難場所としての駐車場の供与 (具体的な内容) ①食料、飲料水及び生活必需品等の供給 ②緊急一時避難場所としての駐車場の供与 (緊急一時避難場所) バリューノア、バリューかがみの、バリューあけぼの	平成25年8月16日	香美市、株式会社土佐山田ショッピングセンター	防災対策課	①総務部管財班 ②事務局本部班
26	災害時における物資の供給に関する協定書	地震・風水害・その他災害及び武力攻撃等による災害における物資の供給 (具体的な内容) 段ボール製品(避難所用間仕切り)及び取扱商品	平成25年8月20日	香美市、株式会社昭和商会	防災対策課	総務部管財班
27	(県協定)					
28	災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	地震及び台風等の災害により大規模な電気通信設備の故障等が発生した場合の電気通信サービスの復旧 (具体的な内容) ①道路復旧作業時の使用不可能な道路及び支障を来すNTTの電柱・ケーブル等に関する相互対策 ②市道等への仮設電柱等の設置承諾及び原状回復 ③復旧拠点・資材置場等の確保への協力	平成26年4月10日	香美市、西日本電信電話株式会社高知支店	防災対策課	①建設部土木班 ②(建設課、他) ③(管財課、他)

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
29	災害時における救援物資提供に関する協定書	大規模地震や台風等の自然災害により甚大な被害が発生した場合の救援物資提供 (具体的な内容) 飲料用自動販売機内の商品の無償提供 (設置場所) 香北体育センター	平成26年4月10日	香美市、株式会社伊藤園	防災対策課	(香北支所市民生活班)
30	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	災害が発生し、又はそのおそれがある場合において災害対策本部を設置したときのゼンリンの地図製品等の供給・利用等 (具体的な内容) 住宅地図、広域図及びZNET T W O Nの無償貸与(事前貸与)及び追加供給	平成27年3月18日	香美市、株式会社ゼンリン四国エリア統括部	防災対策課	(防災対策課、総務課)
31	災害発生時における香美市と香美市内郵便局の協力に関する協定	地震その他災害時における相互協力 (具体的な内容) ①緊急車両等としての車両(郵便配達用を除く。)の提供 ②避難所開設状況・避難先リスト等の情報の相互提供 ③郵便局ネットワークを活用した広報活動 ④災害救助法適用時の災害特別事務取扱・援護対策 ⑤配達業務中に発見した道路等損傷状況の情報提供 ⑥避難所内への臨時郵便差出箱の設置等 ⑦ゆうちょ銀行の非常払・かんぽ生命保険の非常取扱い ⑧その他	平成27年7月1日	香美市、香美市内郵便局代表、土佐山田郵便局	防災対策課	①総務部管財班 ②市民生活部避難所対応班 ③総務部広報広聴班 ④(郵便局) ⑤事務局本部班 ⑥市民生活部避難所対応班 ⑦(郵便局) ⑧事務局本部班

令和5年3月10日現在

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
32	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	地震、その他風水害等大規模な災害が発生した場合における災害廃棄物処理等（具体的な内容）災害廃棄物の撤去・収集・運搬・処分、仮置場の管理、仮置場での災害廃棄物の分別・中間処理、避難所等の廃棄物の収集運搬	平成28年10月14日	香美市、田中石灰工業株式会社	環境課	市民生活部環境対策班
33-1	災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書	大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護 （具体的な内容） 在宅の要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮が必要な高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・病弱者等とその介助者を対象とする福祉避難所の開設運営	平成29年2月15日	香美市、特別養護老人ホームウェルプラザやまだ荘	福祉事務所	市民生活部福祉班
33-2	災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書	大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護 （具体的な内容） 在宅の要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮が必要な高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・病弱者等とその介助者を対象とする福祉避難所の開設運営	平成29年2月15日	香美市、特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館	福祉事務所	市民生活部福祉班
33-3	災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書	大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護 （具体的な内容） 在宅の要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮が必要な高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・病弱者等とその介助者を対象とする福祉避難所の開設運営	平成29年2月15日	香美市、特別養護老人ホーム白寿荘	福祉事務所	市民生活部福祉班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
33-4	災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書	大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護 (具体的な内容) 在宅の要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮が必要な高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・病弱者等とその介助者を対象とする福祉避難所の開設運営	平成29年2月15日	香美市、養護老人ホーム白寿荘	福祉事務所	市民生活部福祉班
34	災害廃棄物の処理等に関する基本協定書	地震又は風水害、その他特殊な災害時における災害廃棄物の処理等 (具体的な内容) ①災害廃棄物の撤去及びこれに伴う事業 ②災害廃棄物の収集運搬及びこれに伴う事業 ③災害廃棄物の処分及びこれに伴う事業	平成29年2月22日	香美市、大栄環境ホールディングス株式会社、田中石灰工業株式会社	環境課	市民生活部環境対策班
35-1	中央圏域における広域避難に関する協定書	南海トラフ地震発生時における広域避難 (具体的な内容) ①移送手段の確保の協力 ②避難所の運営の協力 (平常時の取り組み) ①避難所の指定状況等の情報共有 ②広域避難に関する課題の検討	平成29年5月9日	高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村	防災対策課	市民生活部福祉班
35-2	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるバス事業者等による緊急輸送等 (具体的な内容) ①被災者(滞留者を含む。)及び救援者等の輸送 ②災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送 ③その他バスによる支援	平成31年2月1日	高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村、とさでん交通株式会社、株式会社高知駅前観光、有限会社嶺北観光自動車、ジェイアール四国バス株式会社高知支店、株式会社県交北部交通、有限会社黒岩観光、土佐市観光有限会社、有限会社香北観光、株式会社空港観光、豊永観光有限会社、有限会社宮地観光バス、有限会社明神観光、有限会社仁淀川観光、	防災対策課	市民生活部福祉班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
				有限会社平和観光、有限会社仁淀交通、 有限会社吾北交通		
36	災害に係る情報発信等に関する協定	地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、市の行政機能の低下を軽減する（具体的な内容）①香美市ホームページのキャッシュサイトのヤフーサービス上への掲載②避難所等の防災情報のヤフーサービス上への掲載（平常時から周知）③避難指示等の緊急情報のヤフーサービス上への掲載④被害状況、ライフライン情報、避難所におけるボランティア受入情報のヤフーサービス上への掲載⑤避難所等における必要救援物資の情報のヤフーサービス上への掲載⑥ヤフー所定のフォーマットを用いた避難所の避難者名簿の作成	令和1年7月23日	香美市、ヤフー株式会社	防災対策課	事務局本部班
37	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土地理院及び市が保有する地理空間情報の相互活用 （具体的な内容） ①国土地理院及び市が保有する地理空間情報及び物品の相互活用並びにその推進のための相互支援 ②災害対応及び防災訓練等における相互情報共有・協力	令和1年8月20日	国土交通省国土地理院、香美市	防災対策課	事務局本部班
38	災害発生時における支援協力についての協定書	災害が発生したときの支援協力 （具体的な内容） ①罹災証明書申請書類に関する相談 ②自動車登録申請書類に関する相談 ③相続関係書類に関する相談 ④許認可申請書類に関する相談 ⑤権利義務・事実証明関係書類に関する相談	令和2年2月20日	香美市、高知県行政書士会	防災対策課	総務部広報広聴班

令和5年3月10日現在

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
39	香美市指定避難所を活用した太陽光発電事業に関する協定書	災害時等の停電時における公共施設への電気供給の確保	令和2年3月23日	香美市、株式会社NTTスマイルエナジー	防災対策課	市民生活部避難所対応班
40	災害時の協力に関する協定書	大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合の電力設備の保安・復旧及び停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去作業 (具体的な内容) ①医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧の実施 ②市による使用不能な道路の復旧作業 ③市が管理する土地、道路等への仮設電柱、配電線等の電力供給設備の設置承諾 ④市による電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保 ⑤障害物等の除去作業の実施及び相互協力	令和3年7月9日	香美市、四国電力株式会社高知支店、四国電力送配電株式会社高知支社	防災対策課	事務局本部班
41	消防相互応援協定	災害が発生した場合の市及び三好広域連合管内の境界付近における消防の相互応援の実施 (具体的な内容) 応援隊の派遣	令和3年6月7日	香美市、みよし広域連合	消防本部	消防部

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
42	災害時における支援活動に関する協定	地震、風水害、渇水やその他の災害の発生時における飲料水の確保、水道施設等の早期復旧の支援活動（具体的な内容）①可搬式浄水装置を用いた給水支援活動（渇水時等の水道用水の確保）②可搬式浄水装置を用いた応急給水支援活動（地震、風水害などの災害）③排水ポンプを用いた応急復旧活動（施設の浸水時における排水活動等）④応急復旧用資機材の提供⑤その他（仕組み）公益社団法人日本水道協会の会員水道事業体が必要に応じて要請できる	平成30年12月7日	公益社団法人日本水道協会、独立行政法人水資源機構	上下水道局	上下水道部上水班
43	災害時における復旧必需物資の調達等に関する協定	災害時に必要な復旧必需物資の調達及び運搬（具体的な内容）配管材料（リース材料）その他物資の調達及び運搬	平成20年4月1日	香美市水道事業、明和工業株式会社	上下水道局	上下水道部上水班
44	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	地震、津波、大雨、豪雨、洪水、その他の災害が発生した場合の下水道施設に関する相互支援（具体的な内容）①被災状況及び内容の調査②緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討③被災証明に関する資料の作成④災害査定用設計書の作成⑤その他（下水道施設）①下水道終末処理場②ポンプ場③下水道管路施設（管渠、人孔、ポンプ等の付属施設）	平成25年7月23日	高知県、高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、土佐町、いの町、中土佐町、越知町、梶原町、四万十町	上下水道局	上下水道部下水班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
45	災害時における農業集落排水施設を管理する市町村の相互支援及び復旧支援に関する協定	地震、津波、大雨、豪雨、洪水、その他の災害が発生した場合の農業集落排水施設に関する相互支援及び復旧支援 (具体的な内容) ①被災状況及び内容の調査 ②応急対策及び復旧に係る検討 ③災害査定用設計書の作成 ④その他 (農業集落排水施設) ①汚水処理施設 ②管路施設(管渠、人孔、中継ポンプ施設等の付属施設)	平成26年5月26日	高知市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、梶原町、四万十町、三原村、黒潮町、高知県土地改良事業団体連合会、高知県	上下水道局	上下水道部下水班
46	水道施設の災害に伴う応援協定書	地震、風水害その他による被害の発生時における応援 (具体的な内容) ①応援要員の派遣 ②被害調査、電話対応、応急給水、その他応援業務の実施	平成28年9月1日	香美市、久保田環境サービス株式会社大阪支社	上下水道局	上下水道部上水班
47-1	災害時における応急復旧活動の応援協力に関する覚書	日本水道協会の正会員相互間で行う応急復旧活動に対する全面的な協力	平成21年6月	公益社団法人日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会	上下水道局	上下水道部上水班
47-2-1	災害時における薬品の供給に関する協定	災害時における浄水処理薬品の供給を確保するための、日本水道協会の正会員に対する全面的な協力	平成24年6月	公益社団法人日本水道協会、日本石灰協会	上下水道局	上下水道部上水班
47-2-2	災害時における薬品の供給に関する協定	災害時における浄水処理薬品の供給を確保するための、日本水道協会の正会員に対する全面的な協力	平成24年6月	公益社団法人日本水道協会、硫酸協会	上下水道局	上下水道部上水班
47-2-3	災害時における薬品の供給に関する協定	災害時における浄水処理薬品の供給を確保するための、日本水道協会の正会員に対する全面的な協力	平成24年7月	公益社団法人日本水道協会、日本無機薬品協会バンドバック部会・活性炭部会	上下水道局	上下水道部上水班
47-2-4	災害時における薬品の供給に関する協定	災害時における浄水処理薬品の供給を確保するための、日本水道協会の正会員に対する全面的な協力	平成24年10月	公益社団法人日本水道協会、日本ソーダ工業会	上下水道局	上下水道部上水班

管理番号	応援協定の名称	応援協定の内容	締結日	締結団体	応援協定の所管部署	災害応急対策活動時に所掌する主な対策部・班
48	災害時における高知県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定	地震、津波、大雨、豪雨、洪水、その他の災害が発生した場合の下水道管路施設に関する復旧支援（具体的な内容）①被災状況及び内容の調査②応援復旧のために必要な業務③その他（下水道管路施設）管渠、人孔、ポンプ等の付属施設	令和2年4月1日	高知県、高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、土佐町、いの町、中土佐町、越知町、梶原町、四万十町、公益社団法人日本下水道管路管理業協会	上下水道局	上下水道部下水班
49	災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する災害支援協定	暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象等が発生した場合の下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（具体的な内容） ①災害の状況確認のための現地調査（下水道施設の点検を含む。） ②災害報告に必要な資料の作成 ③下水道施設の暫定的な機能確保のための簡易消毒の実施 ④仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕工事 ⑤災害査定用設計書の作成及び災害査定への立会 ⑥その他（下水道施設） ①下水道終末処理場 ②ポンプ場	令和2年4月1日	高知県、高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、土佐町、いの町、中土佐町、越知町、梶原町、四万十町、日本下水道事業団	上下水道局	上下水道部下水班

15 気象情報に関する資料

(1) 注意報・警報の発表基準（発表官署：高知地方気象台）

令和4年5月26日現在

種 類		発 表 基 準	
【注意報】			
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	風雪	風雪によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合 平均風速 12m／s
		強風	強風によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 平均風速 12m／s
		大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 表面雨量指数基準 16 土壌雨量指数基準 170
		大雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 15 cm
		濃霧	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体体には次の条件以下と予想される場合 視程 100m
		雷	落雷等により被害が発生するおそれがあると予想される場合
		乾燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合 最小湿度 40%以下で、実行湿度 60%以下
		雪崩	雪崩が発生して被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 積雪の深さが 50 cm以上あり、次のいずれかが予想される場合 ① 降雪の深さが 20 cm以上 ② 同所の最高気温が 2℃以上 ③ かなりの降雨
		着雪	着雪が著しく通信線や送電線等の被害が予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ① 24 時間降雪の深さが 20 cm以上 ② 気温－2℃～2℃
		霜	降霜により農作物に著しい災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 3 月 20 日以降の晩霜
低温	低温によって農作物に著しい災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 最低気温が高知において－4℃以下（高知地方気象台の値）になると予想される場合		
地面現象注意報		大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
浸水注意報		大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは、氾濫する等によって災害が起こると予想される場合	

種 類		発 表 基 準	
	洪水注意報	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合	
		流域雨量指数基準	物部川流域=46.4 片地川流域=3.7 国分川流域=15.6 土生川流域=6
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	物部川 [深淵(無堤)・深淵(有堤)]
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
【警報】			
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 平均風速 20m/s
		暴風雪	暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合 平均風速 20m/s
		大雨	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 (浸水害) 表面雨量指数基準 30 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 231
		大雪	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 降雪の深さ 12時間で30cm
	地面現象警報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	浸水警報		大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し若しくは冠水し、又は下水道が溢水し若しくは、氾濫する等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合	
		流域雨量指数基準	物部川流域=58.1 片地川流域=4.7 国分川流域=19.5 土生川流域=7.6
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	物部川 [深淵(無堤)・深淵(有堤)]

種 類			発 表 基 準
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

- 〔備考〕
- 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
 - 「土壌雨量指数」とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、解析雨量（これまでに降った雨）と降水短時間予報（今後数時間に降ると予想される雨）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を5km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算する。
 - 「地面現象注意報」及び「浸水注意報」並びに「地面現象警報」及び「浸水警報」については、この標題を出さないで、気象注意報・警報と含めて行う。
 - 「流域雨量指数」とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、解析雨量と降水短時間予報から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。
 - 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の用語は用いない。
 - 注意報・警報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

（２）高知県の警報・注意報発表区域図



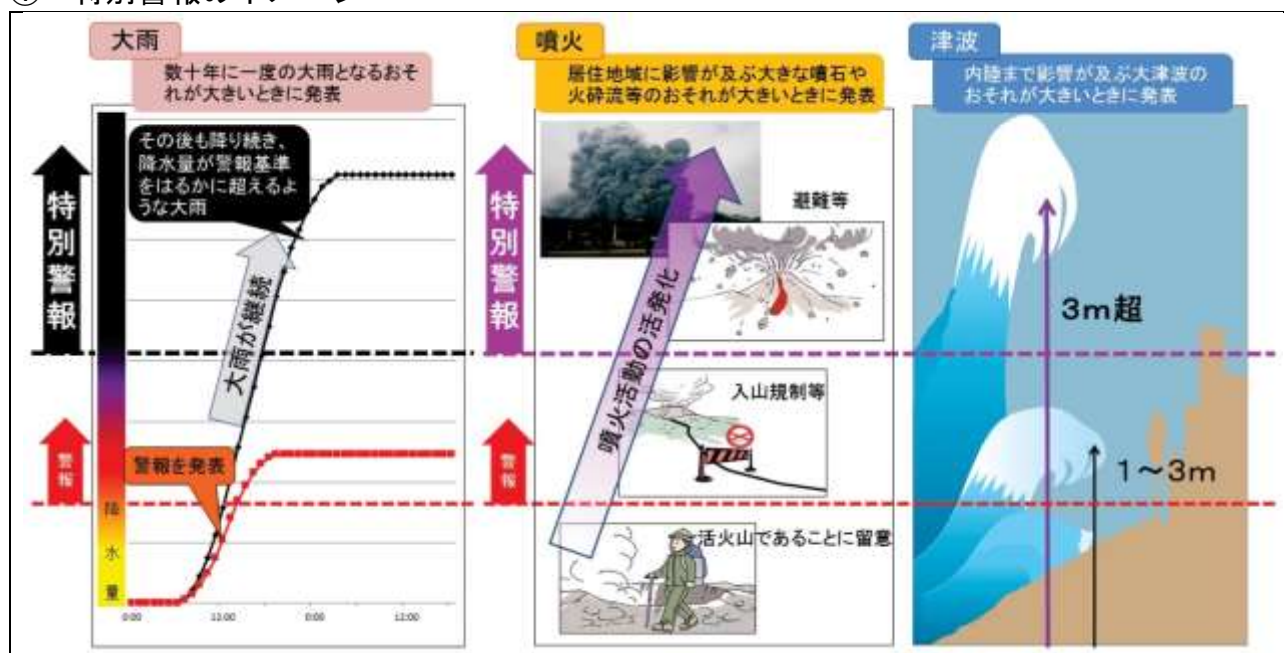
《出典》 気象庁ホームページ「警報・注意報発表基準一覧表（高知県）」
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/kochi.html)

(3) 記録の短時間大雨情報 (発表官署：高知地方気象台)

大雨警報発表中に 1 時間雨量 120mm 以上の激しい雨を観測又は解析した場合に発表される。

(4) 特別警報の発表基準

① 特別警報のイメージ



《出典》 気象庁ホームページ「特別警報について」
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>)

② 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注） 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

《出典》 気象庁ホームページ「気象等に関する特別警報の発表基準」

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>)

③ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

（*） 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

《出典》 気象庁ホームページ「津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準」

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html>)

(5) 洪水予報の発表形式

発表者		→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名		機関名		機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり**

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□水位観測所（□□市□□）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

観測所名	(単位:水位(m))		
	〇〇〇水位観測所 〇〇県〇〇市〇〇	△△△水位観測所 〇〇県△△市△△	□□□水位観測所 〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇〇地区、 △△県△△市〇〇〇〇地区、 △△県△△市〇〇〇〇〇地区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇地区、 △△県□□市〇〇〇〇地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇〇地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇〇〇地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	××県××市〇〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：000-000-0000（内線）○○○

《出典》 「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（令和4年8月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

(6) 気象観測所

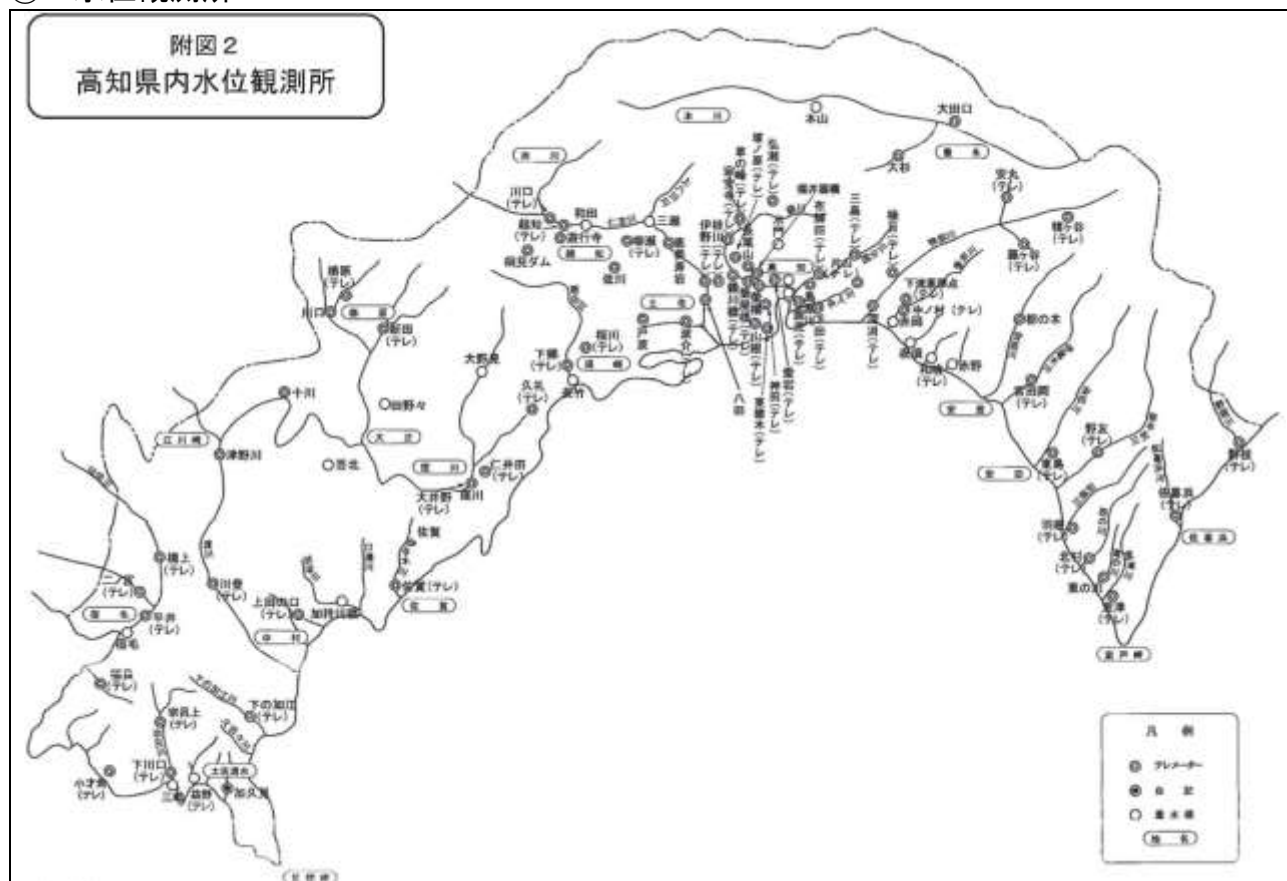
① 雨量観測所 (テレメータ)



《出典》 「高知県水防計画書」 (令和4年度 高知県)

所轄区分	流域名	観測所名	所在地
国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所	川ノ内川	香北	香美市香北町河野字中ミツキ
	西川川	佐敷	香美市香北町西川字スベリ石乙
	萩野川	岩改	香美市香北町岩改
	久保川	大束	香美市香北町大束
国土交通省四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所	穴内川	繁藤	香美市土佐山田町平山字堺谷
国土交通省気象庁 高知地方気象台	物部川	大柘	香美市物部町大柘上西の川
	穴内川	繁藤	香美市土佐山田町繁藤
高知県土木部 中央東土木事務所	物部川	大柘	香美市物部町大柘
	国分川	新改	香美市土佐山田町新改
高知県土木部 中央東土木事務所 永瀬ダム管理事務所	上葦生川	久保	香美市物部町久保
	物部川	別府	香美市物部町別府
	笹川	笹	香美市物部町笹
	物部川	永瀬	香美市物部町永瀬

② 水位観測所



《出典》 「高知県水防計画書」 (令和4年度 高知県)

所轄区分	河川名 (水系)	観測所 名	所在地	種 別	水防団 待機水 位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	零点高 E L m
高知県土木部 中央東土木事務所	国分川	三島	南国市三島	テ	2.20	2.70	2.70	3.30	10.73
高知県土木部 中央東土木事務所 永瀬ダム管理事務所	上葦生川	安丸	香美市物部 町安丸	テ					214.09
	物部川	楮ヶ谷	香美市物部 町押谷	テ					194.00
	物部川	楠目	香美市土佐 山田町楠目	テ					30.35
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所	物部川	深淵	香南市野市 町深淵	テ	2.80	3.40	無堤 3.80 有堤 4.10	無堤 4.25 有堤 4.55	11.44
	物部川	戸板島	香美市土佐 山田町戸板 島	テ					19.85

③ 風速観測所

管理者	位置
国土交通省気象庁 高知地方気象台	香美市物部町大栃上西の川

(7) 気象予報等の情報収集

情報の種別	URL
あなたの街の防災情報	https://www.jma.go.jp/bosai/
気象警報・注意報	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning
アメダス	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning
雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）	https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
高知地方气象台	https://www.data.jma.go.jp/kochi/
川の防災情報	https://www.river.go.jp/
市町村向け川の防災情報	https://city.river.go.jp/
水害リスクライン	https://frlg.river.go.jp/
高知県総合防災情報システム	http://kikan-sys.bousai.pref.kochi.lg.jp/bsi/resources/html/login.html
こうち防災情報	http://kouhou.bousai.pref.kochi.lg.jp/
高知県の土砂災害危険度情報	https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp
高知県水防情報システム（高知県水防観測情報）	http://suibo-kouho.suibou.bousai.pref.kochi.lg.jp/index.html
川の水位情報（危機管理型水位計）	https://k.river.go.jp

16 地震情報に関する資料

(1) 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

＜出典＞ 気象庁ホームページ「気象庁震度階級関連解説表」

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>)

(2) 地震及び津波に関する情報

① 地震情報の種類及び発表基準

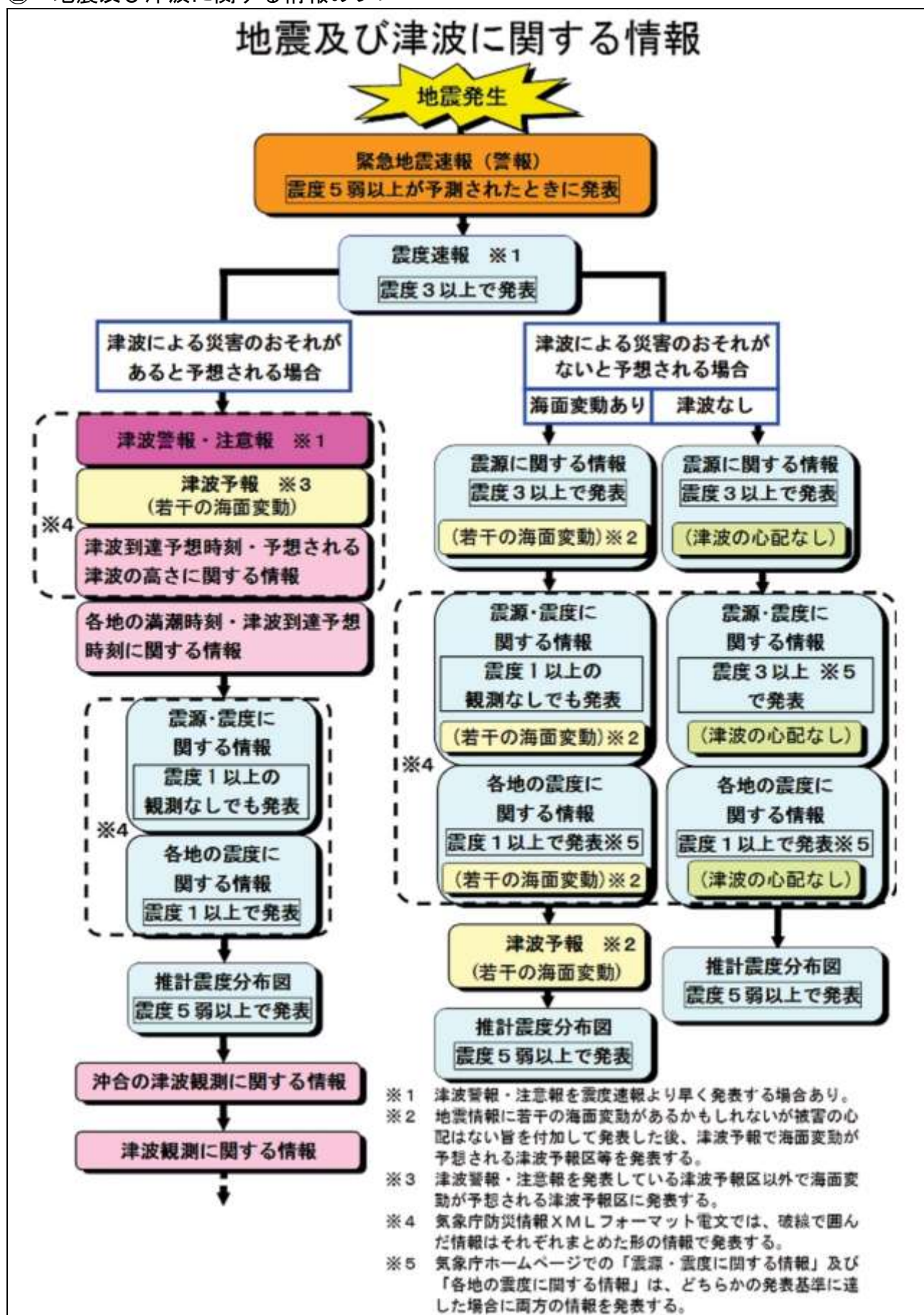
情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報*1	以下のいずれかを満たした場合 - 震度 3 以上*2 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報*1	震度 1 以上*2	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表します。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 - マグニチュード 7.0 以上 - 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

- *1 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表します。
- *2 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表しています。

＜出典＞ 気象庁ホームページ「地震情報について」

(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>)

② 地震及び津波に関する情報のフロー



《出典》 気象庁ホームページ「地震情報について」

(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>)

(3) 長周期地震動階級関連解説表

	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級 1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げ ものが大きく揺れる。	—
	長周期地震動階級 2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらな いと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわ ずかに動く。棚にある食 器類、書棚の本が落ちる ことがある。	—
	長周期地震動階級 3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大 きく動く。固定していな い家具が移動することが あり、不安定なものは倒 れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・ 亀裂が入ることがある。
	長周期地震動階級 4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、は わなないと動くことがで きない。揺れにほんろうさ れる。	キャスター付き什器が大 きく動き、転倒するもの がある。固定していない 家具の大半が移動し、倒 れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・ 亀裂が多くなる。

- [備考]
- 「長周期地震動階級」とは、固有周期（ある建物 1 棟ごとに持っている固有の周期（一定時間ごとに同じ現象が繰り返される場合の一定時間をいう。）をいう。）が 1～2 秒から 7～8 秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から 4 つの段階に区分した揺れの大きさの指標をいう。
 - 「長周期地震動階級関連解説表」とは、「長周期地震動階級」と人の体感や室内の状況とを関連づけることを目的として、これまでの調査研究をもとに、気象庁が策定したものである。
 - 「長周期地震動階級関連解説表」は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、「長周期地震動階級」が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの「長周期地震動階級」で示されている全ての現象が発生するわけではない。
 - 「長周期地震動階級」が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なる。
 - 「長周期地震動階級関連解説表」は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものである。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
 - 「長周期地震動階級関連解説表」では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次表に示す副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある が(も)いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

《出典》 気象庁ホームページ「長周期地震動階級および長周期地震動階級関連解説表について」（備考欄について説明を加える等の編集をした。）

(https://www.data.jma.go.jp/eew/data/ltpgm_explain/about_level.html)

① 観測情報の掲載ページ

「長周期地震動に関する観測情報」

<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/Itpgm/index.html>

平成 31 年 3 月 19 日更新

市一△ > 泊出情報 > 長浜阿比運動に関する活動情報

長岡剛地運動に関する観測情報

1992

国土地院の審判に付、平成31年3月19日に本審判に付し、
この審判に付するお知らせ

札幌駅周辺の生体情報に関する資料集（第2巻）を発行しています。資料集のページからご覧ください。

英國網球運動之開才者鮑斯頓

震源地は、沼田地方中東部（北緯42.7度、東経142.0度）で、震源の深さは約40km、地震の規模（マグニチュード）は6.7と推定されます。

【海陸空の移動手段】以上が制空された地域！

長岡郡地直動隔段1	石狩地方南部	胆振地方中東部	石狩地方北部	石狩地方南部	空知地方南部
長岡郡地直動隔段2	雄志地方東部	石狩地方中部	雄志地方中部	十勝地方中部	
	上川地方南部	日高地方西部	日高地方中部	十勝地方中部	
長岡郡地直動隔段3	雄志地方西部	樺山地方	釧路地方東部	空知地方北部	空知地方中部
	上川地方北部	上川地方中部	留萌地方中北部	網走地方南部	北見地方
	胆振地方西部	日高地方東部	根室地方中部	青森県津軽北部	青森県下北
	室蘭磯川流域				

[読者の情報等のリンクへ（このページの下部）](#)

震間期地震頻度1以上が観測された地域



長距離地盤変動断層の凡例: ■断層1 ■断層2 ■断層3 ■断層4

長岡短期大学 附属 1	人の味・行動	室内の状況	観音
長岡短期大学 附属 2	室内にいたほとんどの人が寝ている。驚く人もいる。	ブラインドなど下り下げたものが多く揺れる。	一
長岡短期大学 附属 3	室内で大きな揺れを感じ、物につまりまよいと揺れる。物につまらないうちで、行動に支障を感じる。	キャスター付き家具が揺るがず、壁にある食卓、食卓の本が揺れることがある。	一
長岡短期大学 附属 4	立てていることが困難になる。	キャスター付き家具がぐらぐら動く。固定していない家具が揺れることがあり、不安定なものも倒れることがある。	両手は壁などにひびけ、肘、電卓が入ることがある。
長岡短期大学 附属 5	立てていることができず、はたきなどにぐらぐらと揺れる。揺れにほんろうされる。	キャスター付き家具がぐらぐら動く。揺れやすいものがある。固定していない家具の本が揺れ、倒れるものもある。	両手は壁などにひびけ、肘、電卓が多くなる。

www.elsevier.com/locate/jmb

100

①

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2695.

市鎮名	地域名	轉運站名	票價	乘車時間及發站時間
北海運送東	石狩地方北部	石狩市市川	5 圓	階段 2
北海運送南	石狩地方北部	石狩市野田	5 圓	階段 2
北海運送東	石狩地方中部	札幌市中央區北 2 條	4 圓	階段 2
北海運送西	石狩地方中部	札幌市真駒野	5 圓	階段 2
北海運送東	石狩地方南部	千歲市北區	5 圓	階段 3
北海運送西	石狩地方南部	千歲市東區	6 圓	階段 4
北海運送東	石狩地方南部	釧路市港區	5 圓	階段 2
北海運送南	渡島地方南部	渡島市町前田町	4 圓	階段 1
北海運送南	檜山地方	檜山市江崎町渡路	3 圓	階段 1
北海運送南	後志地方北部	小樽市鹽田町	4 圓	階段 2
北海運送東	後志地方北部	赤井川町町前	4 圓	階段 1
北海運送南	後志地方南部	湧別町町前 1 區	4 圓	階段 2
北海運送東	後志地方西部	紋別町町前	3 圓	階段 1
北海運送西	空知地方北部	札幌市東區	3 圓	階段 1
北海運送東	空知地方中部	釧路市市川	4 圓	階段 1
北海運送南	空知地方中部	釧路市市川	4 圓	階段 1
北海運送西	空知地方南部	夕張市市川	4 圓	階段 2
北海運送東	空知地方南部	旭川市市川 5 區	4 圓	階段 2
北海運送東	空知地方南部	美瑛市市川 5 區	4 圓	階段 1
北海運送北	上川地方北部	士別市市川 6 區	3 圓	階段 1
北海運送北	上川地方中部	旭川市市川 1 區	4 圓	階段 1
北海運送北	上川地方南部	富良野市市川町	4 圓	階段 2
北海運送北	上川地方南部	上富良野町市川	3 圓	階段 1
北海運送北	留萌地方中北部	留萌市市川 1 區	3 圓	階段 1
青森	青森運送經北部	青森市市川區	3 圓	階段 1
青森	青森運送下北	八戸市市川區	4 圓	階段 1
青森	青森運送上北	奥津輕市市川及津輕市	4 圓	階段 1
宮城	宮城運送北	仙台市市川區	3 圓	階段 1

過去（30日）の各国別世帯数に關する統計情報の發表状況

※ 調査対象は、1995年10月1日現在に調査対象となる世帯の世帯主または世帯主の配偶者。

* 表裏相性運動に関する概念過程について

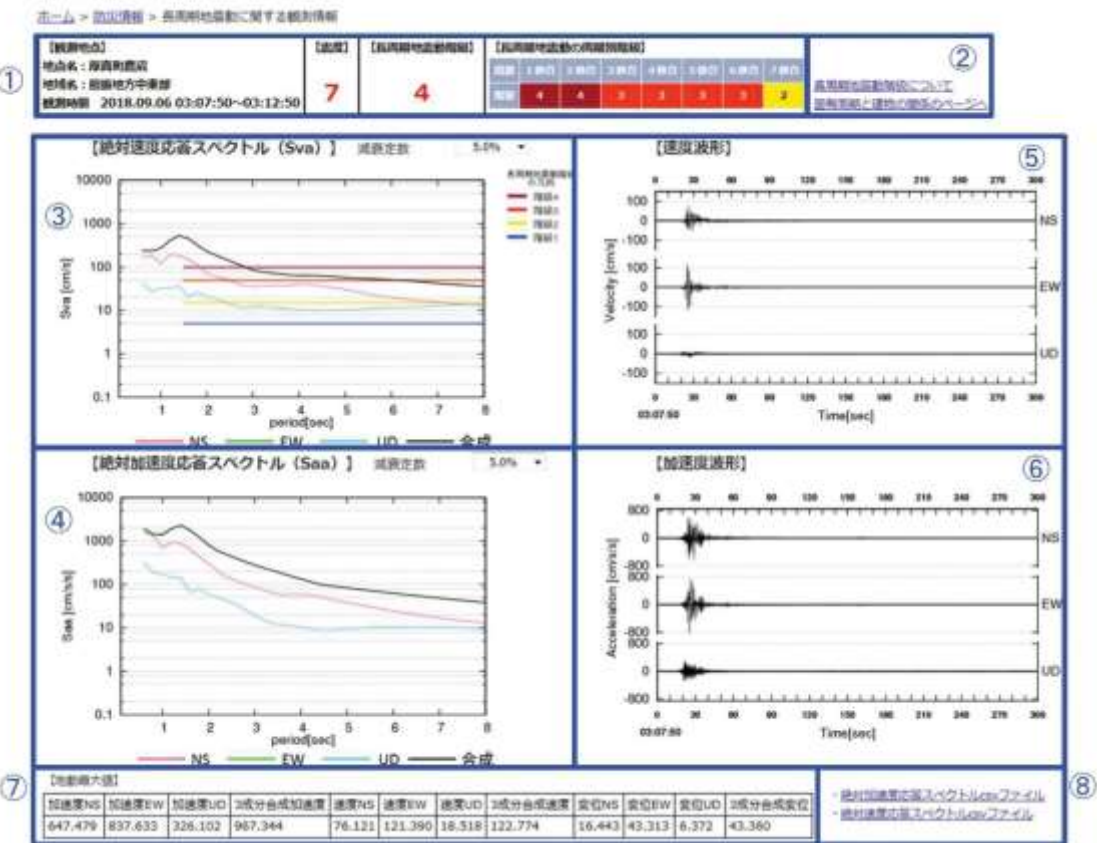
- ・ 長期増殖活動について

・地震復元の解説へ

- ① 地震の情報（震源の位置（緯度・経度、深さ）、マグニチュード）※と長周期地震動階級 1 以上が観測された地域を示します。長周期地震動階級 1 以上が観測された地域名は、震度速報で用いている全国を 188 の地域に分割した地域名を用い、その地域における気象庁の地震計での最大の長周期地震動階級を表示します。 ※速報値を表示しています。
- ② 過去の情報等、ページ下部にあるリンク部分へと移動します。
- ③ 長周期地震動階級 1 以上が観測された地域を図示しています。図をクリックすると拡大図をご覧になれます。
- ④ 震度 1 以上を観測した気象庁の地震計での震度と長周期地震動階級を表示します。震度の欄中では、「各地の震度に関する情報」に掲載した震度を表示しています。震度を発表していない観測点（震度 0 や欠測の観測点等）は表示しません。
長周期地震動階級の欄中では、観測された長周期地震動階級を示しており、「階級 0」は長周期地震動階級 1 に達していなかったことを示しています。
震度と長周期地震動階級は、表の項目名部分をクリックすると降順にソートします。
リンクをクリックすることで、観測点詳細ページに遷移します。
- ⑤ プルダウンメニューでご覧になりたい都道府県を選択すると、その都道府県における気象庁の地震計での震度と長周期地震動階級を表示します。
- ⑥ プルダウンメニューで、長周期地震動階級により表示する観測点を変更します。該当する観測点がない場合は「長周期地震動階級 0 以上を観測した観測点はありません」と表示されます。
- ⑦ 対象とする地震で観測された長周期地震動階級等を掲載している csv ファイルです。
- ⑧ 対象とする地震で観測された地動（震度、加速度、速度、変位）最大値を掲載している csv ファイルです。
- ⑨ 加速度波形データの csv ファイルです。（観測された全観測点分をひとつのファイルに圧縮して掲載しています。）
- ⑩ 過去履歴（過去 30 日間）のページに遷移します。
- ⑪ 地震発生後、概ね 1 週間程度で掲載する、長周期地震動階級 1 以上を観測した地震のページに遷移します。

《出典》 気象庁作成資料「長周期地震動に関する観測情報のページの見方」（平成 31 年 3 月 19 日更新）

【観測点詳細ページの説明】

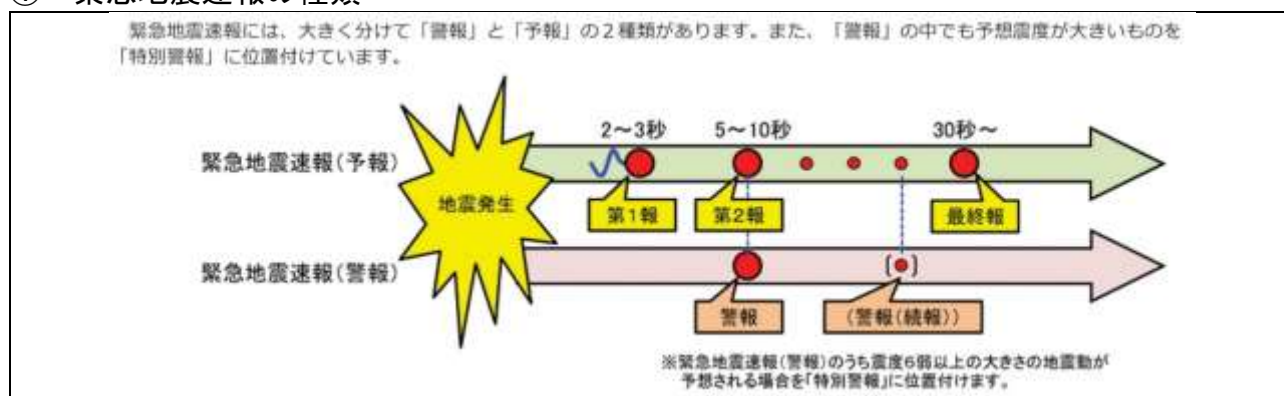


- ① 観測点の震度情報における発表名称、観測点が位置する地域名称、地震波形の観測時間、観測点における震度、観測点における長周期地震動階級、観測点における周期別階級を示します。周期階級として、周期 1.6 秒～周期 1.8 秒を 1 秒台、周期 2.0 秒～周期 2.8 秒を 2 秒台、周期 3.0 秒～周期 3.8 秒を 3 秒台、周期 4.0 秒～周期 4.8 秒を 4 秒台、周期 5.0 秒～周期 5.8 秒を 5 秒台、周期 6.0 秒～周期 6.8 秒を 6 秒台、周期 7.0 秒～周期 7.8 秒を 7 秒台、と表示しています。また、震度は、「各地の震度に関する情報」に掲載した震度を表示しています。
- ② 長周期地震動階級や固有周期と建物の関係を解説しているページに遷移します。
- ③ 絶対速度応答スペクトルグラフを示します。(各成分ごと (NS、EW、UD) および水平動合成)。減衰定数は 0.5%、2%、5%、20% から選択できます。減衰定数 5% のグラフでは、長周期地震動階級の閾値を図示しています。
- ④ 絶対加速度応答スペクトルグラフを示します (各成分ごと (NS、EW、UD) および水平動合成)。減衰定数は 0.5%、2%、5%、20% から選択できます。
- ⑤ 地動速度時刻歴波形グラフを示します。成分は、上から南北成分 (NS)、東西成分 (EW)、上下成分 (UD) となっています。

《出典》 気象庁作成資料「長周期地震動に関する観測情報のページの見方」 (平成 31 年 3 月 19 日更新)

(5) 緊急地震速報

① 緊急地震速報の種類



《出典》 気象庁ホームページ「緊急地震速報（警報）及び（予報）について」
(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/shikumi/shousai.html#2>)

② 緊急地震速報（警報）

ア 発表条件及び内容

発表条件	緊急地震速報（警報）の内容
地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する。	○ 地震の発声時刻、発声場所（震源）の推定値、地震発声場所の震央地名 ○ 強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割） ※ 具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。

《出典》 気象庁ホームページ「緊急地震速報（警報）及び（予報）について」
(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/shikumi/shousai.html#2>)

イ 警報（続報）を発表する場合

警報（続報）を発表する場合
・ 緊急地震速報を発表した後の解析により、震度3以下と予想されていた地域が震度5弱以上と予想された場合に、続報を発表する。 ・ 続報では、新たに震度5弱以上が予想された地域及び新たに震度4が予想された地域を発表する。 ・ 落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消すこととし、例えば震度5弱と予想していた地域が震度3以下との予想となった場合などは取り消さない。

《出典》 気象庁ホームページ「緊急地震速報（警報）及び（予報）について」
(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/shikumi/shousai.html#2>)

安全な場所で揺れに備えるという行動は長周期地震動でも（通常の）揺れに対しても同じであることから、**緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級の予測値を追加**し、緊急地震速報を改善する予定。

○提供開始時期：令和4年度後半

○長周期地震動階級の基準追加後の緊急地震速報（警報）の発表条件・続報の更新条件

赤字：変更点

発表条件	地震波を2点以上の地震観測点で検知し、最大予測震度5弱以上と予想した場合 または最大長周期地震動階級3以上と予想した場合 （ただし、マグニチュード計算使用観測点数が3点未満、かつ地震検知から15秒未満の場合は長周期地震動階級に基づく条件は適用しない）
続報の更新条件	緊急地震速報が未発表の地域で、最大震度5弱以上と予想した場合 または最大長周期地震動階級3以上と予想した場合
発表対象地域	強い揺れ（震度5弱以上 または長周期地震動階級3以上 ）を予想した地域及び震度4を予想した地域

《出典》 令和4年5月31日高知県防災気象講習会資料「南海トラフ地震臨時情報及び令和4年度地震津波情報の改善等について」（高知地方気象台 南海トラフ地震防災官 飯盛 裕）

③ 緊急地震速報（予報）

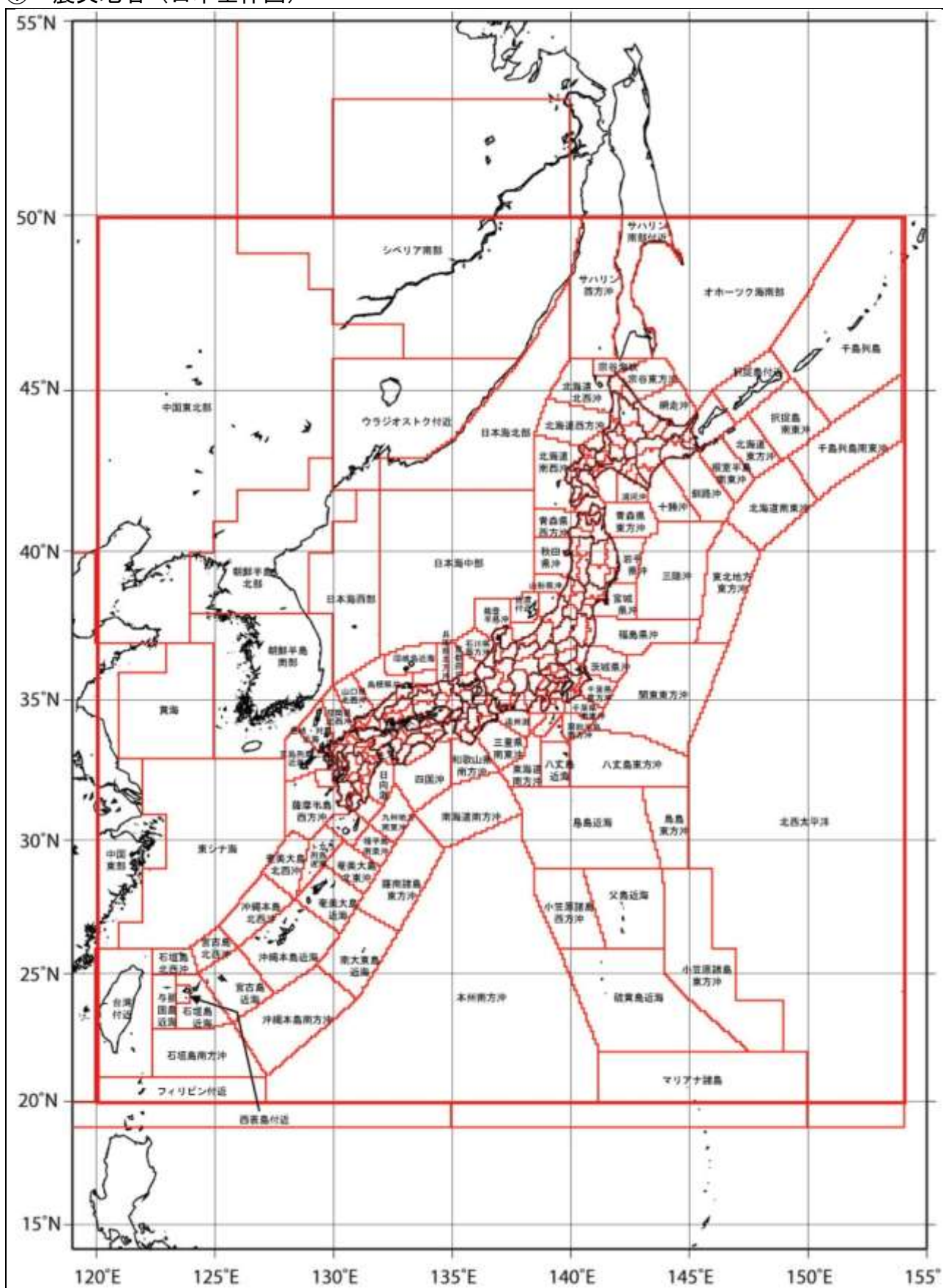
発信条件	緊急地震速報（予報）の内容
いずれかの地震観測点において、P波又はS波の振幅が100ガル以上となった場合。 地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、又は最大予測震度が3以上である場合。 ※ 1点の観測点のみの処理結果によって緊急地震速報（予報）を発信した後、所定の時間が経過しても2観測点目の処理が行われなかった場合は雷など地震以外の揺れ（ノイズ）と判断し、発表から数秒～10数秒程度でキャンセル報（地震以外の揺れで発表した緊急地震速報を取り消す情報）を発信する。島嶼部など観測点密度の低い地域では、実際の地震であってもキャンセル報を発信する場合がある。なお、この場合には、キャンセル報の発信までに30秒程度かかることがある。 ※ この基準は変更する場合がある。	○ 地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 ○ 地震の規模（マグニチュード）の推定値 ○ 予測される最大震度が震度3以下のときは、 ・ 予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） ○ 予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて ・ 震度4以上と予測される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度） ・ その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）

《出典》 気象庁ホームページ「緊急地震速報（警報）及び（予報）について」

(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/shikumi/shousai.html#2>)

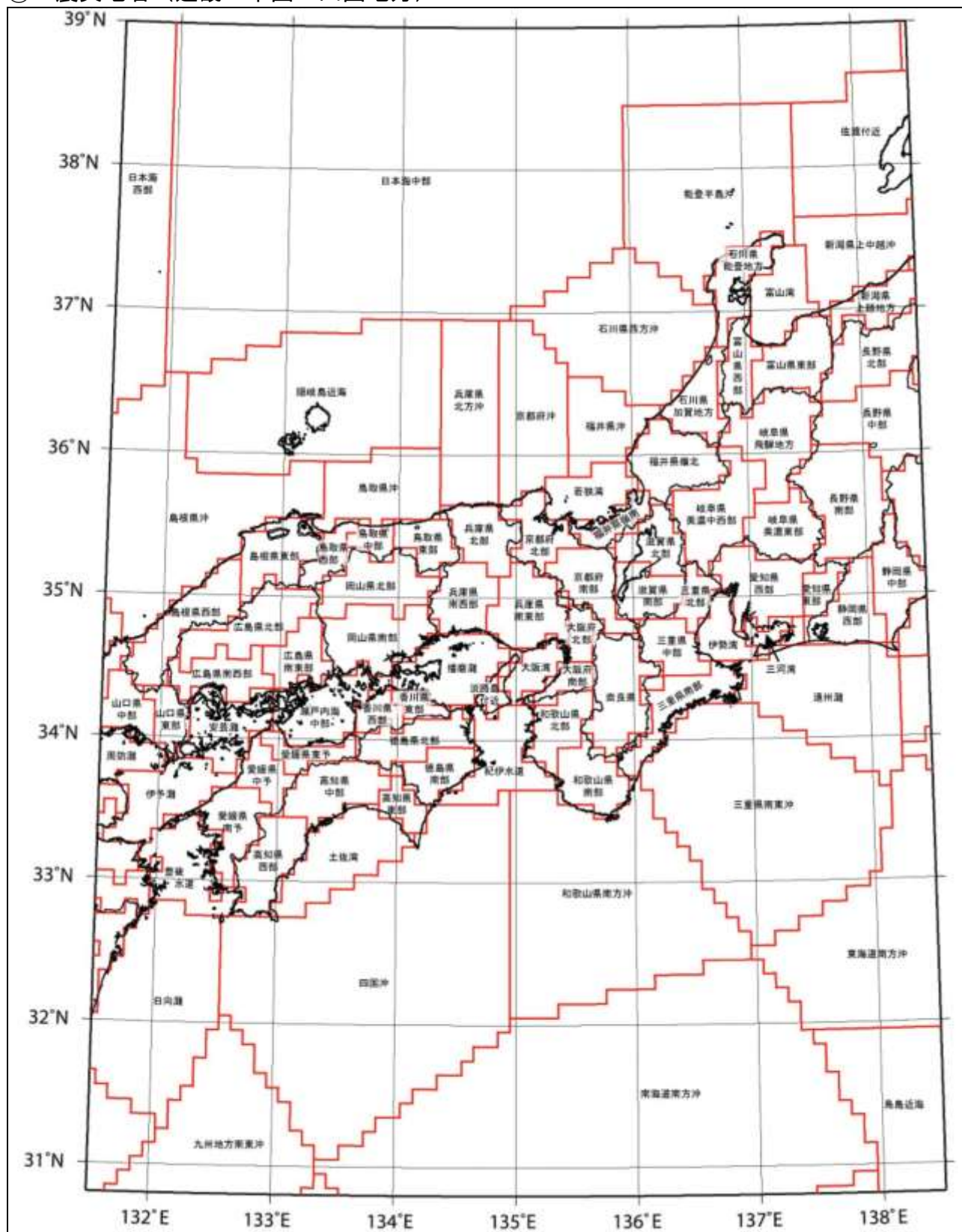
(6) 地震の発生場所 (震源)

① 震央地名 (日本全体図)



《出典》 気象庁ホームページ「地震情報で用いる震央地名 (日本全体図)」
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/index.html>

② 震央地名（近畿・中国・四国地方）



《出典》 気象庁ホームページ「地震情報で用いる震央地名（近畿・中国・四国地方）」
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/epi3.html>

(7) 緊急地震速報や震度情報で用いる地域名

令和元年5月8日現在

都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度情報で用いる区域名	郡市区町村名
高知県	高知	高知県東部	室戸市、安芸市、安芸郡〔東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村〕
		高知県中部	高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、長岡郡〔本山町、大豊町〕、土佐郡〔土佐町、大川村〕、吾川郡〔いの町、仁淀川町〕、高岡郡の一部〔佐川町、越知町、日高村〕
		高知県西部	宿毛市、土佐清水市、四万十市、高岡郡の一部〔中土佐町、四万十町、梶原町、津野町〕、幡多郡〔大月町、三原村、黒潮町〕

〔備考〕 この表は、気象庁ホームページ「緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称」(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/shindo-name.html>)に掲載されている情報を抜粋したものである。

(8) 南海トラフ地震に関連する情報

① 種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 - 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

《出典》 気象庁ホームページ「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」(https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html)

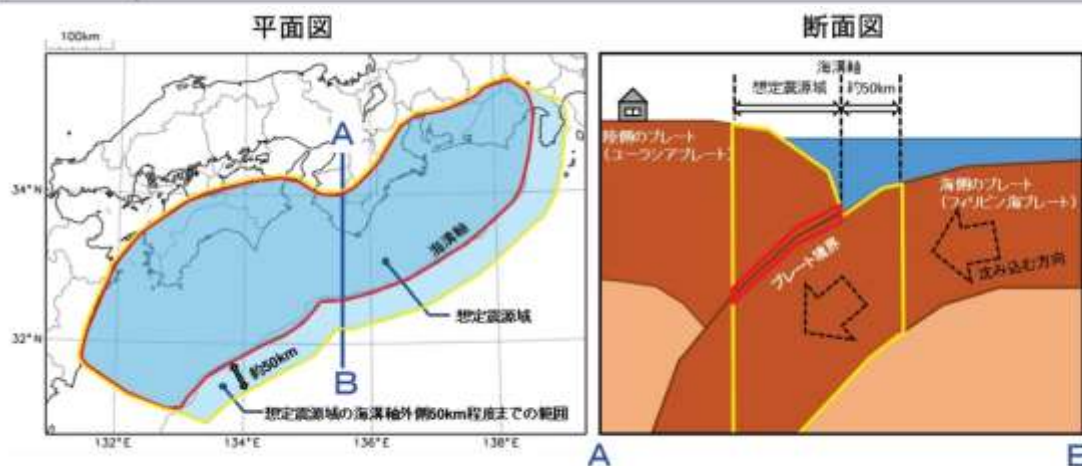
○ 南海トラフ地震関連解説情報(定例)の内容

令和4年5月11日16時00分 気象庁 南海トラフ地震関連解説情報	
※ 見出し ※ 第5.5回南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会、第4.3.3回地震防災対策強化地域判定会で、南海トラフ周辺の地殻活動を評価しました。 ※ 本文 ※ 本日(5月11日)開催した第5.5回南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会、第4.3.3回地震防災対策強化地域判定会で評価した、南海トラフ周辺の地殻活動の調査結果は以下のとおりです。	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合(毎月第5平日開催)における調査結果を毎月発表しています。
現在のところ、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時(注)と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていません。 (注) 南海トラフ沿いの大規模地震(M8からM9クラス)は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態です。	評価結果
1. 地震の観測状況 (顕著な地震活動に關係する現象) 5月2日16時08分に日向灘の深さ22kmを震源とするM5.0の地震が発生しました。この地震は、発震機構が西北西-東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型で、フィリピン海プレートと陸のプレートの境界で発生しました。 (ゆっくりすべりに關係する現象) プレート境界付近を震源とする深部低周波地震(微動)のうち、主なものは以下のとおりです。 (1) 四国中部から四国西部: 3月29日から4月13日 (2) 四国東部: 4月30日から継続中	地震や定常的に発生している深部低周波地震の発生状況
2. 地殻変動の観測状況 (ゆっくりすべりに關係する現象) 上記(1)・(2)の深部低周波地震(微動)とはほぼ同期して、周辺に設置されている複数のひずみ計でわずかな地殻変動を観測しました。周辺の傾斜データ及びGNSS観測でも、わずかな変化が見られています。 GNSS観測によると、2019年春頃から四国中部でそれまでの傾向とは異なる地殻変動が観測されています。また、2020年夏頃から紀伊半島西部・四国東部でそれまでの傾向とは異なる地殻変動が観測されています。加えて、2020年夏頃から九州南部で観測されている、それまでの傾向とは異なる地殻変動は、最近では停滞しているように見えます。 (長期的な地殻変動) GNSS観測等によると、新前崎、潮井及び壱戸岬のそれぞれの周辺では長期的な沈降傾向が継続しています。	ひずみ計やGPSによる地殻変動の観測状況
3. 地殻活動の評価 (顕著な地震活動に關係する現象) 5月2日に発生した日向灘の地震は、フィリピン海プレートと陸のプレートの境界で発生した地震で、その規模から南海トラフ沿いのプレート間の固着状態の特段の変化を示すものではないと考えられます。 (ゆっくりすべりに關係する現象) 上記(1)・(2)の深部低周波地震(微動)と地殻変動は、想定震源域のプレート境界深部において発生した短期的ゆっくりすべりに起因するものと推定しています。 2019年春頃からの四国中部の地殻変動、2020年夏頃からの紀伊半島西部・四国東部及び九州南部での地殻変動は、それぞれ四国中部周辺、紀伊水道周辺及び日向灘南部のプレート境界深部における長期的ゆっくりすべりに起因するものと推定しています。このうち、日向灘南部の長期的ゆっくりすべりは、最近では停滞しています。 これらの深部低周波地震(微動)、短期的ゆっくりすべり、及び長期的ゆっくりすべりは、それぞれ、従来からも繰り返し観測されてきた現象です。 (長期的な地殻変動) 新前崎、潮井及び壱戸岬のそれぞれの周辺で見られる長期的な沈降傾向はフィリピン海プレートの沈み込みに伴うもので、その傾向に大きな変化はありません。 上記観測結果を総合的に判断すると、南海トラフ地震の想定震源域ではプレート境界の固着状況に特段の変化を示すようなデータは得られておらず、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていません。	ひずみ計やGPSによる地殻変動の観測状況 1、2の観測状況に対する現象の説明とその評価 深部低周波地震の発生 →短期的ゆっくりすべりに起因するもの ひずみ計の変化 →短期的、長期的ゆっくりすべりに起因するもの GPSの観測 →長期的ゆっくりすべり、プレートの沈み込みに伴う沈降に起因するもの
これらは過去にも繰り返し観測されている現象	

《出典》 令和4年5月31日高知県防災気象講習会資料「南海トラフ地震臨時情報及び令和4年度地震津波情報の改善等について」(高知地方気象台 南海トラフ地震防災官 飯盛 裕)

② 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 - 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上※¹の地震※²が発生 1カ所以上のひずみ計※³での有意な変化※⁴と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※⁴が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり※⁵が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 - その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁶ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	- 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※²が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） - 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※ 6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

○地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

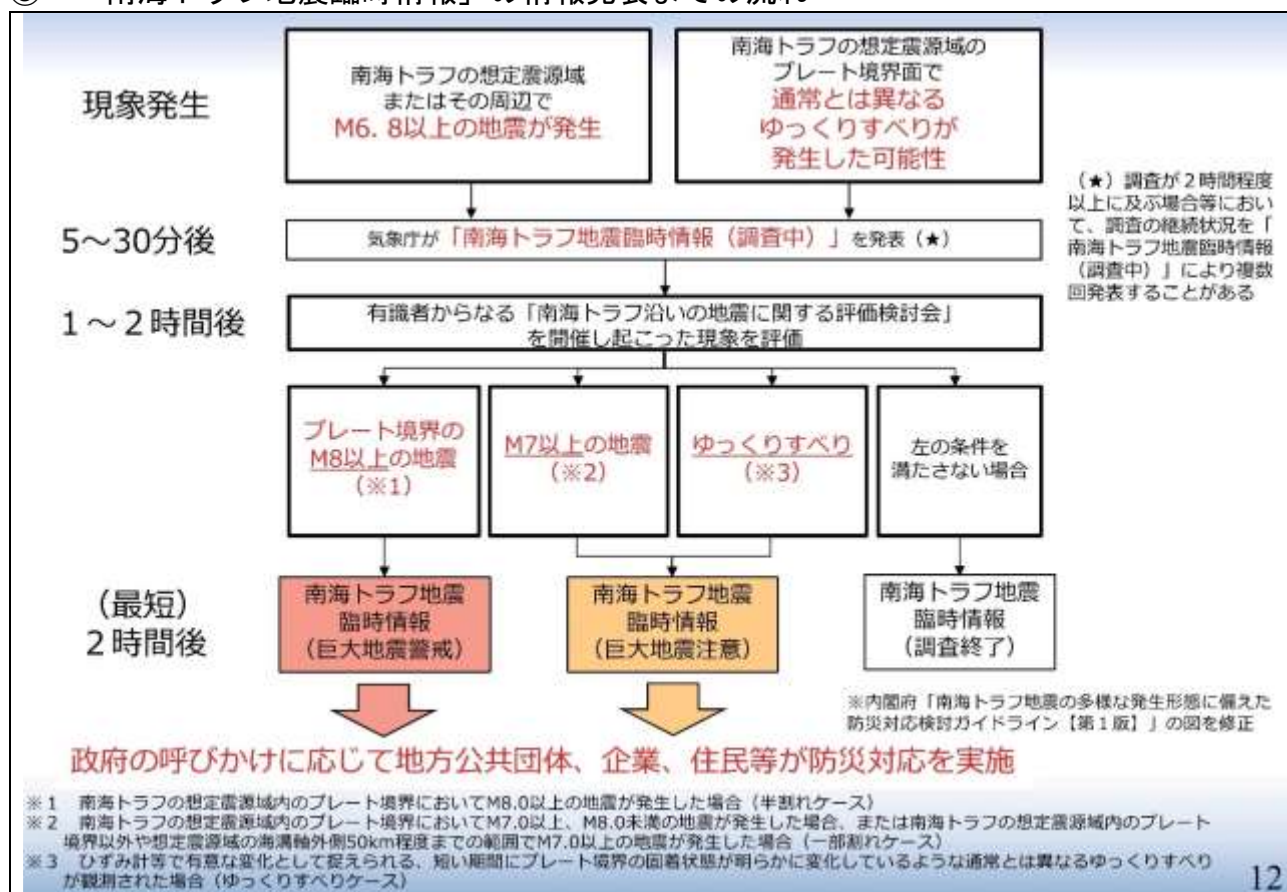
○南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

《出典》 気象庁ホームページ「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」

(https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html)

③ 「南海トラフ地震臨時情報」の情報発表までの流れ



《出典》 令和4年5月31日高知県防災気象講習会資料「南海トラフ地震臨時情報及び令和4年度地震津波情報の改善等について」（高知地方气象台 南海トラフ地震防災官 飯盛 裕）

④ 3つのケースの防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認めら れた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間※4	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと 評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震 発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※4 2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)+後発地震注意対応期間(1週間)

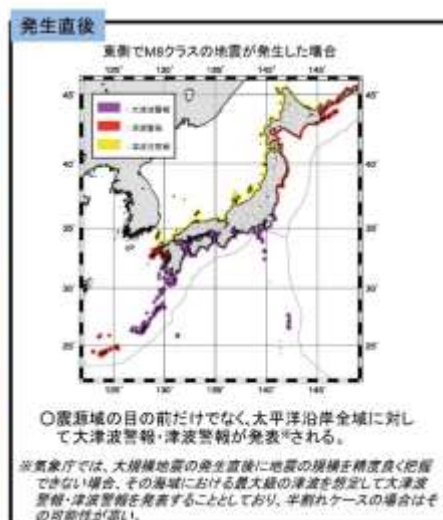
《出典》 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」(令和3年5月一部改定 内閣府(防災担当))

⑤ 「巨大地震警戒対応」開始からの通常の生活までの住民の地域別防災対応

- 最初の地震発生後、南海トラフ全域の沿岸地域に緊急地震速報や大津波警報及び津波警報が発表され、当該津波予報区の住民は指定緊急避難場所へ避難
- 南海トラフ推進地域全体としては、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動を取ることが基本

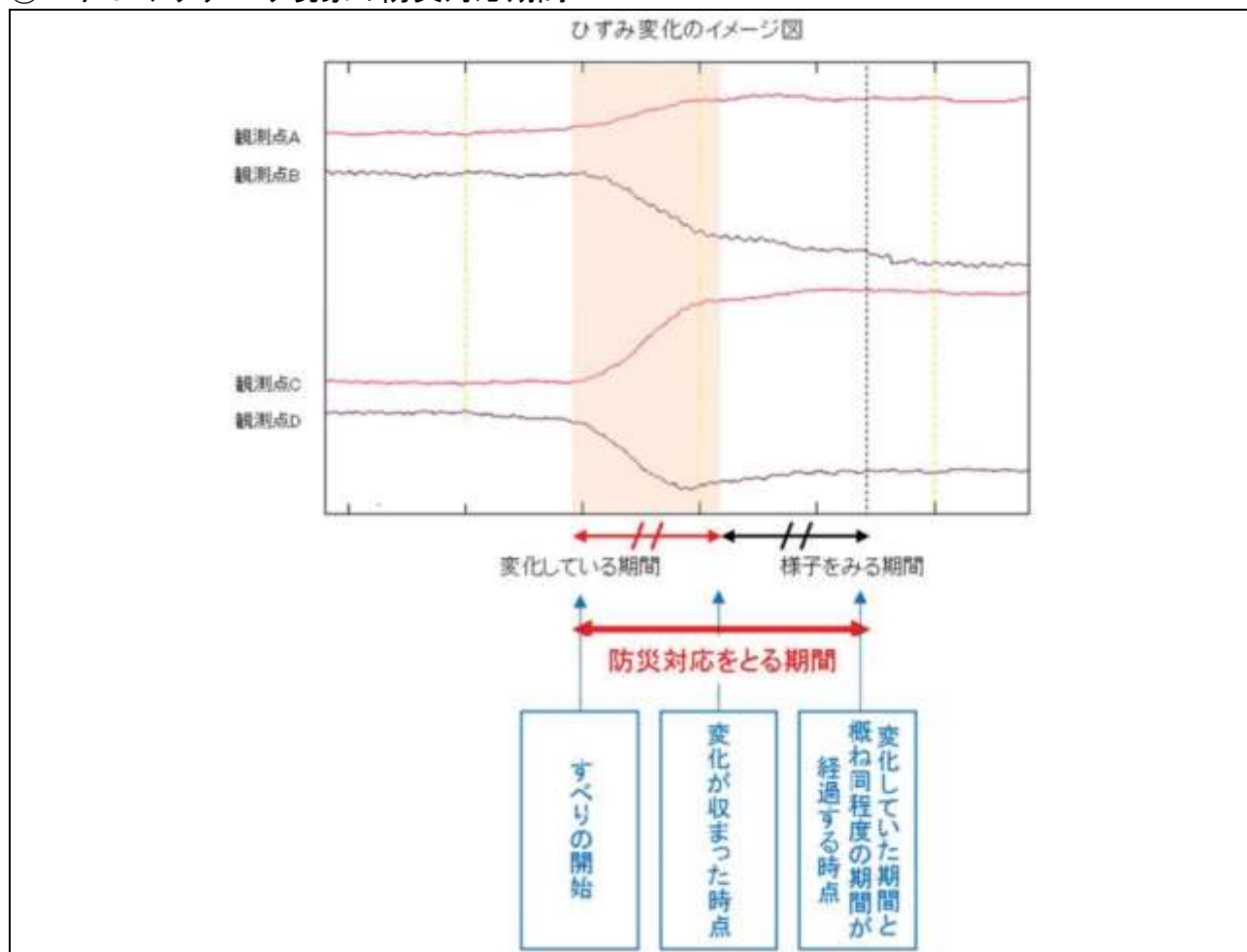
	南海トラフ地震防災対策推進地域		
	事前避難対象地域		
	高齢者等事前 避難対象地域	住民事前 避難対象地域	
最初の地震発生 から1週間	社会状況を踏まえて 日頃からの地震への備えを再確認 等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後 1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認 等	日頃からの地震への 備えを再確認等	日頃からの地震への 備えを再確認等
地震発生後 2週間以降	通常の生活※	通常の生活※	通常の生活※

※大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う



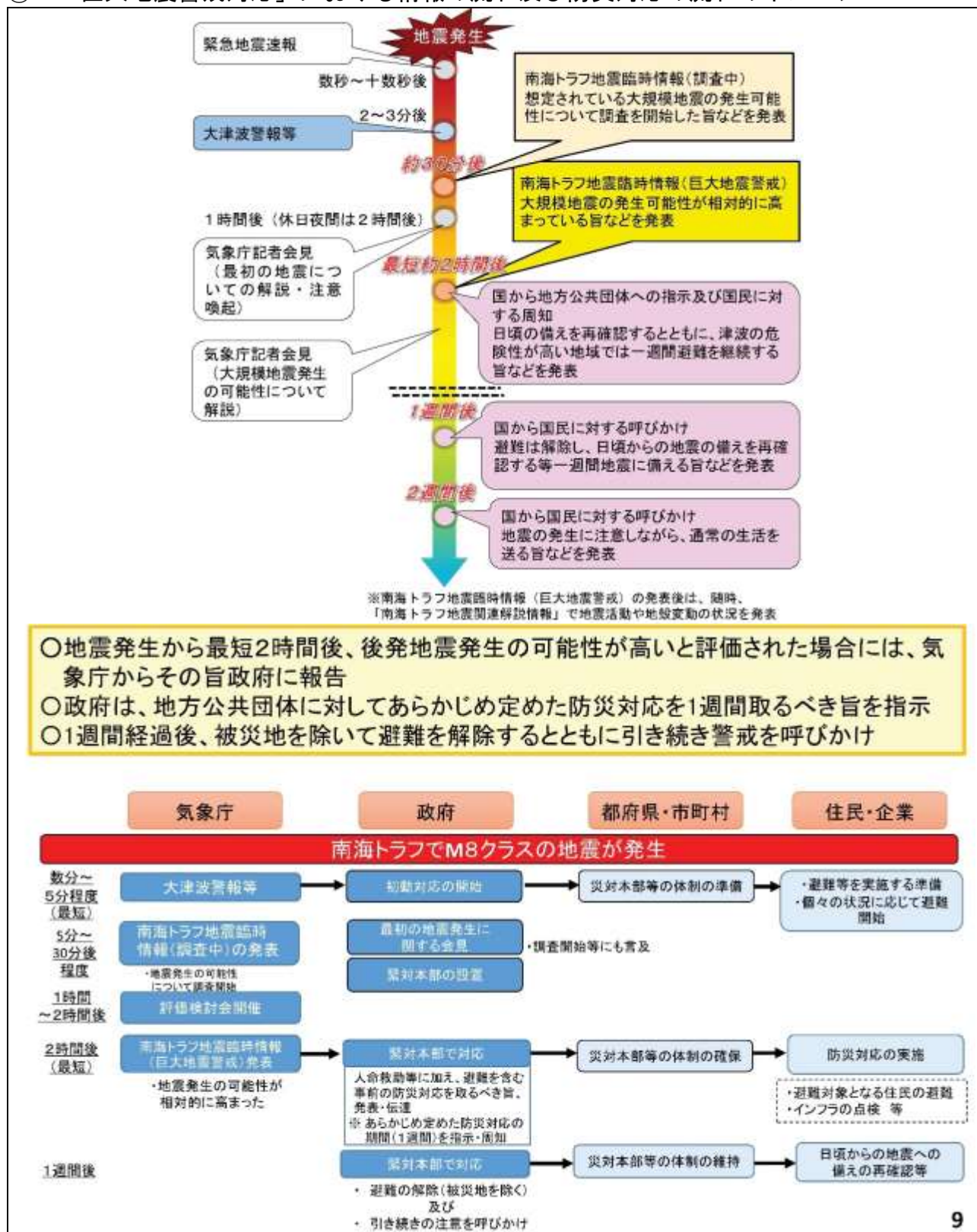
《出典》 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の概要(令和3年5月一部改定)

⑥ ゆっくりすべり現象の防災対応期間



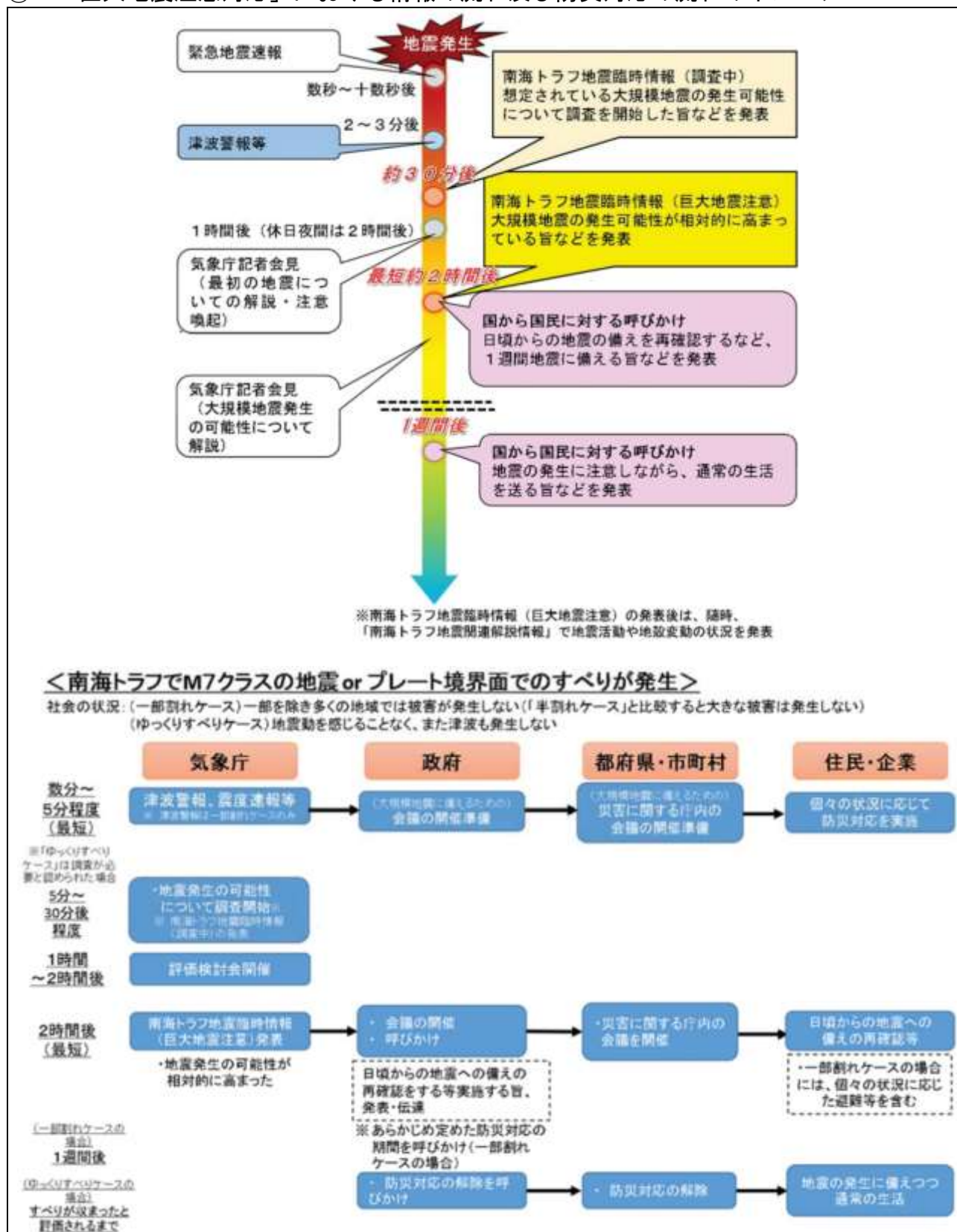
《出典》 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和3年5月一部改定 内閣府（防災担当））

⑦ 「巨大地震警戒対応」における情報の流れ及び防災対応の流れのイメージ



＜出典＞ 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の概要(令和3年5月一部改定)

⑧ 「巨大地震注意対応」における情報の流れ及び防災対応の流れのイメージ



＜出典＞ 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和3年5月一部改定 内閣府（防災担当））

(9) 地震計

管理者	位置	種類
防災科学技術研究所	香美市土佐山田町岩積	強震計（電気式）
高知県	香美市土佐山田町宝町 1 丁目	計測震度計
	香美市香北町永瀬	強震計（電気式）
国土交通省気象庁高知地方気象台	香美市土佐山田町宝町 2 丁目	計測震度計
	香美市物部町神池	気象庁多機能型地震計

17 激甚災害に関する資料

(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用対象事業

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

適用条項	事業名
第3条	公共土木施設災害復旧事業
	公共土木施設災害関連事業
	公立学校施設災害復旧事業
	公営住宅施設災害復旧事業
	生活保護施設災害復旧事業
	児童福祉施設災害復旧事業
	幼保連携型認定こども園等施設災害復旧事業
	老人福祉施設災害復旧事業
	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	障害者支援施設等災害復旧事業
	婦人保護施設災害復旧事業
	感染症指定医療機関災害復旧事業
	特定私立幼稚園施設災害復旧事業
第3条 第9条	堆積土砂排除事業
第3条 第10条	湛水排除事業
第3条 第10条	湛水排除事業
第19条	感染症予防事業

② 農林水産業に関する特別の助成

適用条項	事業名
第5条	農地、農業用施設若しくは林業の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第11条の2	森林災害復旧事業

③ 中小企業に関する特別の助成

適用条項	事業名
第12条	中小企業信用保険法による災害関連保証の特例
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ その他の特別の財政援助及び助成

適用条項	事業名
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業
第17条	私立学校施設災害復旧事業
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第22条	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	公共土木施設、公共学校施設、農地、農業用施設又は林道の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入
第25条	雇用保険法による求職者給付支給に関する特例

(2) 激甚災害指定基準

① 激甚災害指定基準（本激）

適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞高知県の標準税収入×25% 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞高知県の農業所得推定額×4% 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円 ……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞高知県の農業者×3% ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様からこの基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞高知県の生産林業所得推定額×60% 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ……の県が1以上 ただし、A Bとも林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞高知県の中小企業所得推定額×2% 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ……の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。

適用条項	適用措置	指定基準
第 16 条 第 17 条 第 19 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業の補助 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域減失戸数 $\geq 4,000$ 戸 B 被災地全域減失戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ (1) 一の市町村の区域内の減失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域減失戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の減失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1) (2) とも、火災の場合における被災地全域の減失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 10 条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 20 条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第 21 条	水防資材費の補助の特例	
第 25 条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

② 局地激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 (1) (4) 香美市が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{> 香美市の標準税収入} \times 50\%$ (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (d) 香美市の標準税収入 ≤ 50 億円 かつ 香美市が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{> } 2 \text{ 億 } 5 \text{ 千万円}$ 香美市が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{> 香美市の標準税収入} \times 20\%$ (h) $50 \text{ 億円} < \text{香美市の標準税収入} \leq 100 \text{ 億円}$ かつ 香美市が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{> 香美市の標準税収入} \times 20\%$ $\text{+ (香美市の標準税収入} - 50 \text{ 億円)} \times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 (2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 (1) 香美市内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{> 香美市の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 (1) 香美市内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{> 香美市の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 香美市内の漁業被害額 > 香美市内の農業被害額 かつ 香美市内の漁船等の被害額 $\text{> 香美市の漁業所得推定額} \times 10\%$ (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	香美市内の林業被害見込額（樹木に係るもの） $\text{> 香美市に係る生産林業所得推定額} \times 1.5\%$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害では、要復旧見込面積 $\text{> } 300 \text{ ha}$ 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積 $\text{> 香美市の私有林面積（人工林に係るもの）} \times 25\%$

適用条項	適用措置	指定基準
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞香美市の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

18 災害報告に関する資料

(1) 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官〕

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

（注） 電子メールで報告する場合には、「火災・災害等即報の電子メールによる報告について」（令和3年3月5日付け消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室事務連絡）に記載される次に掲げる取扱いに留意すること。

- ・ 報告先の電子メールアドレス ●●●●●@ml.soumu.go.jp （※ ●●●●●を fdma-sokuhou に変更すること。）
- ・ 添付ファイルの形式 Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、PDF 形式
- ・ 電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名（又は消防本部名）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとする。なお、電子メールの本文への火災・災害等の概要の記載は不要。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
 - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
- (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
 - (例示)
 - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
 - (例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)
- ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積	㎡ ㎡		
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部(署) 消 防 団 その他(消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機	人 人 人		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟		
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟		
	119番通報の件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)				(市町村)									
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣 要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	重 症	人 (人)	
	不明 人	中等症	人 (人)	
		軽 症	人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
- (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷				人	一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

[illegible]

291

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災害等の 対策 本 部 置 状 況	都道府県 市町村	計 団 体
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	田	流失・埋没 ha		公 立 文 教 施 設	千円						
報告者名		畑	冠 水 ha		農 林 水 産 業 施 設	千円						
		畑	流失・埋没 ha		公 共 土 木 施 設	千円						
区 分	被 害	学 校	ha		小 計	千円						
		病 院	ha		公共施設被害市町村数	団体						
区 分	被 害	道 路	ha		農 産 被 害	千円						
		橋 り ょ う	ha		林 産 被 害	千円						
区 分	被 害	河 川	ha		畜 産 被 害	千円						
		港 湾	ha		水 産 被 害	千円						
区 分	被 害	砂 防	ha		商 工 被 害	千円						
		清 掃 施 設	ha									
区 分	被 害	崖 く ず れ	ha		そ の 他	千円						
		鉄 道 不 通	ha									
区 分	被 害	被 害 船 舶 隻	隻		被 害 総 額	千円			119番通報件数 件			
		水 道	戸		災 害 の 概 況							
区 分	被 害	電 話	戸		応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況 (地元消防本部、消防団、消防団員・ボランティア、消防団職員等による火災・水害等の被害等について、その出動回数、活動状況等を記入すること。)						
		電 気	戸									
区 分	被 害	ガ ス	戸		自衛隊の災害派遣	その他						
		ブ ロ ッ ク 塀 等	戸									
区 分	被 害	他			火災発生							
		り 災 害 世 帯 数	世帯									
区 分	被 害	り 災 害 者 数	人		建 物 件							
		火 災 発 生	件									
区 分	被 害	危 険 物 件	件		そ の 他 件							
		公 共 建 物	件									
区 分	被 害	そ の 他	件									
		非 住 家	件									

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

火災・災害等即報の電子メールによる報告について

平素より、消防防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）においては、火災・災害等の即報等についてファクシミリ等により報告するものとしているところですが、火災・災害等の即報等について電子メールにより報告する場合には、下記のとおり報告いただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知していただくようお願いいたします。

記

1. 報告先の電子メールアドレス

●●●●@ml.soumu.go.jp

※ ●●●●を fdma-sokuhou に変更してください。

2. 添付ファイルの形式

Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、PDF 形式

3. その他

- ・ 電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名（又は消防本部名）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとしてください。
- ・ 電子メールの本文への火災・災害等の概要の記載は不要です。

【 担 当 】

応急対策室：濱田・赤荻・大場・成田

電話：03-5253-7527

FAX：03-5253-7537

(2) 災害報告取扱要領

災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、
昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平
成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情
第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修

しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用され

る河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県			区 分			被 害			
災 害 名 ・ 確定年月日			月 日 時確定			田 畑 学 校 病 院 道 路 橋 り ょ う 河 川 港 湾 砂 防 清 掃 施 設 崖 く ず れ 鉄 道 不 通 被 害 船 舶 水 道 電 話 電 気 ガ ス ブ ロ ッ ク 塀 等 火 災 発 生	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
							流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報告者名									
区 分			被 害						
人 的 被 害	死 者	人							
	うち 災害関連死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊	棟		の					
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	一 部 破 損	棟			他				
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
床 下 浸 水	棟			り 災 世 帯 数		世帯			
	世帯			り 災 者 数		人			
	人								
非住家	公 共 建 物	棟				建 物	件		
	そ の 他	棟				危 険 物	件		
						そ の 他	件		

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設		千円			設 置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千円			解 散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設		千円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千円	災 害 対 策 市 町 村 本 部 名					
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円	災 害 適 用 市 町 村 救 助 法 名					
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円	計		団体			
被 害 総 額		千円	消防職員出動延人数		人			
			消防団員出動延人数		人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）							

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日			災害名					計
区分								
人的被害	死者	人						
		うち 災害関連死者	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
その他被害		千円						
被害総額		千円						
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日			災害名							計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の被害	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖くずれ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
水道	戸									

			都道府県名					
発生年月日			災害名					計
区分								
電 話		回線						
電 気		戸						
ガ ス		戸						
そ の 他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
そ の 他	公共施設被害市町村数	団体						
	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他		千円						
被 害 総 額		千円						
都 道 府 県 災害対策本部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

(3) 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

〔平成 24 年 3 月 9 日消防応第 49 号〕

〔改正 平成 25 年 3 月消防応第 14 号、
平成 31 年 4 月消防応第 29 号〕

- 1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(1) 死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。

ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

(2) 死者の計上場所について

(1) アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

(ア) 被災地が確定又は推定できる場合

→ 被災地で計上

(イ) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(エ) の場合を除く。）

→ 死体発見場所で計上

(ウ) 被災地も死体発見場所も不明な場合

→ 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上

(エ) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→ 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1) イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村と

するが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→ 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→ 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

→ 重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの

→ 重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上

イ 3(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→ 弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

4 その他

(1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

(2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。

(3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

19 水防活動に関する資料

(1) 水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現 在
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側(川裏)対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側(川表)対策	詰め土のう工	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
漏 水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 （むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川 （水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木 流 し 工 （竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立 て か ご 工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨 て 石 工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹 網 流 し 工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
		決壊		わ く 入 れ 工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する
築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる			凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
びょうぶ 返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う			比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折 り 返 し 工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） （居住側堤防斜面（裏のり））	控 え 取 り 工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継 ぎ 縫 い 工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五 徳 縫 い 工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五 徳 縫 い 工 （くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹 さ し 工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		か ご 止 め 工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立 て か ご 工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい 打 ち 積 み 土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい 打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さ く か き 詰 め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		葉 き ま わ し 工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去 作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

＜出典＞ 「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（令和４年８月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

(2) 水防信号、水防標識

○高知県水防法施行細則

(昭和24年7月30日規則第43号)

改正 昭和29年7月19日規則第38号 昭和29年7月19日規則第38号
昭和31年6月26日規則第29号 昭和40年5月4日規則第38号
昭和52年7月1日規則第41号 平成18年5月19日規則第74号

高知県水防法施行規則を次のように定める。

高知県水防法施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、水防法（昭和24年法律第193号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成18年規則74号〕

(優先通行の標識)

第2条 水防法第18条の標識は、別記様式によるものとする。

全部改正〔平成18年規則74号〕

(水防信号)

第3条 水防法第20条第1項に規定する信号は、別表に定めるとおりとする。

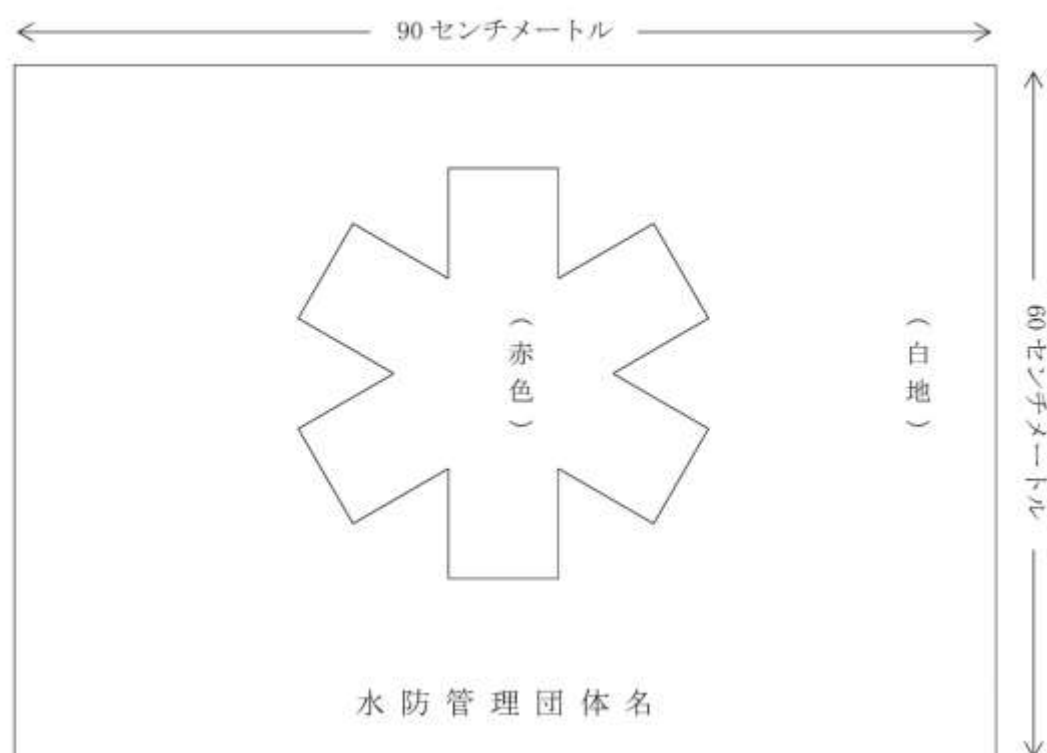
全部改正〔昭和52年規則41号〕、一部改正〔平成18年規則74号〕

別表(第3条関係)

水防信号		
種別	打鐘信号	サイレン信号
警戒水位に達しなお増水のおそれがあるとき (水災警報)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 3点打 5回	30秒 ○———6秒○——— ○——— ○——— ○——— 6秒を間し30秒吹鳴 5回
関係諸機関の出動信号	○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ 3連打 5回	3秒 10秒 ○—3秒 ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— 3秒吹鳴、3秒を間し10秒吹鳴 5回
(危険区域内住民) 避難退去信号	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ 乱打	3秒 ○—1秒 ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— 1秒を間し3秒吹鳴 10回
解除信号	○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ 1点、2点の斑打 5回	○——— 長声 1回

全部改正〔昭和26年規則12号〕、一部改正〔昭和52年規則41号・平成18年74号〕

別記様式（第2条関係）



(3) 永瀬ダム緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時のサイレン吹鳴

ダムが緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するとき 約15秒間のサイレンが15回（5分程度）鳴ります																					
15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止	15 秒 吹 鳴	5 秒 休 止

《出典》 「永瀬ダム緊急放流（異常洪水時防災操作移行時）のサイレンパターンの変更について」（令和4年10月26日高知県永瀬ダム管理事務所メール連絡）添付ファイル「永瀬ダムからのお知らせ」

(4) 水防報告に使用する様式

① 様式 1

水防活動実施報告書										
令和 年 月 日										
作成責任者										
出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法									
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 ㎡ ㎡	畑 ㎡ ㎡	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する 自己評価 備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

《出典》 「高知県水防計画書（令和3年度）」第4章第13節「水防報告等」

② 様式 2

平成29年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)		
〇概要 〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

《出典》 「高知県水防計画書（令和3年度）」第4章第13節「水防報告等」

(5) 公用負担権限委任証明書の様式

公用負担権限委任証			
身 分	氏 名		
上記のものに の区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。			
年	月	日	
水防管理者 又は水防団長 消防機関の長		氏 名	印

(6) 公用負担命令書の様式

公用負担命令書			
第	号		
種 類	員 数		
使 用	収 用	処 分	
年	月	日	
水防管理者		氏 名	
事務取扱者		氏 名	印
殿			

香美市地域防災計画
付属資料

平成 24 年 3 月 作成
平成 27 年 3 月 修正
令和 5 年 3 月 修正

香美市防災会議
